

令和3年12月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【12月7日】

1 鈴木達夫（大樹） 26～34ページ

議案第85号 亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 組織・機構改革の基本的な考え方について
- 2 現行の組織・機構における課題について
- 3 組織見直しの具体的内容について
- 4 組織の三層体制について

2 伊藤彦太郎（勇政） 34～39ページ

議案第84号 亀山市文化芸術基本条例の制定について

- 1 条例制定の考え方について
 - (1) 背景及び趣旨について
 - (2) 名称について

議案第91号 亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

- 1 農業集落排水事業特別会計の廃止について
 - (1) 特別会計廃止後の対応について

3 森 英之（結） 40～46ページ

議案第85号 亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 亀山市の組織・機構再編の目的について
 - (1) 部・課・グループの3層体制の目的について
 - (2) 4年間の組織・機構を検証する中で見えてきた課題とは何か
 - (3) 組織のスリム化を図り、事務の効率化を改善し、迅速かつ的確な施策推進体制を構築するための具体的な取組とは何か
 - (4) 今回の改正により、これまで分散配置していた部署の集約はあるのか
 - (5) 市民への周知と窓口対応について

議案第89号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

- 1 条例改正の目的について
 - (1) 改正が必要となった経緯について
 - (2) 妊婦、保険会社、医療機関、運営機関、国民健康保険加入者それぞれに対する影響について

議案第91号 亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

- 1 条例改正の目的について

(1) 農業集落排水事業を地方公営企業法に則り運営することのメリット、効果は何か

4 岡本公秀（新和会） 46～55ページ

議案第84号 亀山市文化芸術基本条例の制定について

- 1 第6条の文化芸術推進基本計画の策定期限、策定作業の主体及び、策定に当たっての市民からの意見の聴き取りについて
- 2 第7条に市は市民が文化芸術活動に参加できる環境の整備を図るとあるが、様々な障がいに対応したバリアフリー化の推進について
- 3 第8条に市は子どもが文化芸術活動に参加できる機会の充実に取り組むとあるが、学校教育との連携について
- 4 第11条に市は亀山市固有の文化芸術を継承し、その魅力及び価値を高めるための活用に取り組むとあるが、宗教に起因する民俗芸能、文化芸術の取り扱いについて
- 5 第12条に市は文化芸術活動を担う人材を育成するために必要な施策を講じるとあるが、かめやま人キャンパスの活用について
- 6 第13条に市は亀山市の魅力を生内外へ伝え、文化芸術に関する情報の積極的な収集及び発信に取り組むとあるが、新図書館、歴史博物館の役割について
- 7 第16条の亀山市文化芸術推進審議会の委員について
- 8 本条例を制定するに当たっての財政的な根拠について

議案第90号 亀山市農業集落排水処理施設条例等の一部改正について

- 1 指定代理納付者制度と指定納付受託者制度の違いについて
- 2 指定代理納付者制度に問題があったのか。また、現在口座振替により使用料を支払っている場合、影響はあるのか
- 3 制度の変更に伴い、利用者への影響はないか。また、滞納がある場合はどうか
- 4 利用者への制度変更の周知及び必要な手続きについて

議案第91号 亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

- 1 農業集落排水事業に公営企業会計を適用する理由について
- 2 公営企業会計の適用により、利用者にとって不利益はないか。また、下水道事業が安定的に運営できるのか
- 3 農業集落排水事業特別会計廃止後の使用料について
- 4 今回の条例改正により各地区の農業集落排水処理施設を廃止し、公共下水道本管に接続して県の処理施設で処理されることになるのか

5 服部孝規（日本共産党） 55～63ページ

議案第85号 亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 わずか4年で見直すことになった理由について
- 2 4年間の検証で見えてきた課題とは何かについて
- 3 組織のスリム化という改正目的と部を増やすことは矛盾しないかについて

4 総合政策部という強大な権力を持つ組織の設置は間違っていたのかについて

議案第91号 亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

- 1 農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する意義・目的について
- 2 法の財務規定等の適用により何がどう変わるのかについて

6 新 秀隆（公明党） 63～70ページ

議案第84号 亀山市文化芸術基本条例の制定について

- 1 条例の内容について
 - (1) 条例の目的について
 - (2) 第4条（市の責務）について
 - (3) 第5条（市民の役割）について
 - (4) 第8条（子どもの文化芸術活動の充実）について
 - (5) 第9条（交流の促進）について
 - (6) 第15条（文化芸術を生かしたまちづくりの推進）について

議案第91号 亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

- 1 農業集落排水事業について
 - (1) 改正内容の詳細について
 - (2) 公営企業会計への移行について

議案第92号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

- 1 第8款 土木費、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費 急傾斜地崩壊対策事業の増額補正について
 - (1) 補正の内容について

7 櫻井清蔵（勇政） 70～78ページ

議案第85号 亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 改正理由について
- 2 平成30年度以前の状況を尋ねる
- 3 この4年間の検証結果と反省点について。特に総合政策部の分割理由について
- 4 今回の改正で部がスリムになるが、部長職の7級と8級の考え方について確認する

議案第92号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、放課後児童健全育成事業補助金の増額補正について
 - (1) 補正の内容について
- 2 第7款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工総務費、乗合タクシー運行委託料の増額補正について
 - (1) 補正の内容について
- 3 第10款 教育費、第3項 中学校費、第2目 教育振興費、情報教育推進事業の増額補

正について

(1) 補正の内容について

議案第93号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

1 第6款 諸支出金、第2項 基金費、第1目 国民健康保険事業運営基金、国民健康保険事業運営基金積立金の増額補正について

(1) 補正の内容について

8 小坂直親（結） 78～86ページ

議案第92号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

1 繰越明許費補正について

(1) 追加する6事業の経過と繰越理由及び本年度の見通しについて

2 債務負担行為補正について

(1) 業務委託の前倒しと限度額の必要性について

3 地方債補正について

(1) 追加 緊急自然災害防止対策事業について

(2) 変更 限度額合計222,800千円の減額について

4 歳出 第8款 土木費、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費、急傾斜地崩壊対策事業費負担金の増額補正について

(1) 補正の内容について

5 歳入 第1款 市税、第1項 市民税、第1目 個人の減額補正及び、第2目 法人の増額補正について

(1) 補正の内容について

6 歳入 第1款 市税、第2項 固定資産税、第1目 固定資産税の減額補正について

(1) 補正の内容について

7 歳入 第10款 地方特例交付金、第2項 感染症対策地方税減収補てん特別交付金、第1目 感染症対策地方税減収補てん特別交付金の増額補正について

(1) 補正の内容について

8 歳入 第20款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金、前年度繰越金の増額補正について

(1) 補正の内容について

(2) 本年度の単年度収支、実質単年度収支及び經常収支比率の見込みについて

9 福沢美由紀（日本共産党） 87～95ページ

議案第84号 亀山市文化芸術基本条例の制定について

1 条例の内容について

2 亀山市文化振興ビジョン及び、亀山市文化芸術推進基本計画との関係について

3 市の責務の考え方について

議案第92号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第2目 障がい者福祉費、特別障がい者手当等給付費の増額補正について
 - (1) 補正の内容について
- 2 第7款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工総務費、乗合タクシー運行委託料の増額補正について
 - (1) 補正の内容について

質 問 内 容 （通告要旨）

【12月8日】

1 前田耕一（大樹） 100～111ページ

スポーツ振興について

- 1 「三重とこわか国体」の開催中止に係る検証について
- 2 全日本ウエイトリフティング選手権大会2021での結果に対する市の認識と、ウエイトリフティング競技の今後の展望について
- 3 スポーツ振興の新たな展開について

遺跡の実態と調査事業の現況について

- 1 判明している遺跡の件数について
- 2 遺跡調査の件数について
- 3 遺跡調査結果の公表について
- 4 調査後の遺跡の管理方法について
- 5 出土品等の管理及び保存方法について

2 尾崎邦洋（勇政） 111～121ページ

新型コロナウイルスワクチン接種について

- 1 ワクチン接種計画に基づき、ワクチン接種希望者の1回目、2回目の接種は概ね終了したと思われるが、11月末時点における状況について
- 2 3回目のワクチン接種について
- 3 新たな接種対象者（5～11歳）について

災害への備えについて

- 1 災害備蓄品の備蓄状況について
- 2 避難所の各種設備の状況について
- 3 災害時の現庁舎の課題と避難訓練について

3 中島雅代（スクラム） 122～133ページ

ひとり親家庭の支援について

- 1 市内の離婚の現状について
- 2 ひとり親家庭の実態について
- 3 養育費の支払い契約に係る支援について

グリーンインフラの視点を取り入れたまちづくりについて

- 1 都市整備への活用について
- 2 防災への活用について

3 日常生活への活用について

4 草川卓也（結） 133～147ページ

新型コロナウイルス感染症対策について

- 1 政府による18歳以下の子どもへの10万円相当の給付について
 - (1) 給付の概要と市の役割について
 - (2) 対象となる世帯について
- 2 オミクロン株の影響について
 - (1) 3回目のワクチン接種について
 - (2) 抗体カクテル療法について

子育てと子どもの成長を支える環境の充実について

- 1 GIGAスクール構想について
 - (1) 実現に向けた計画と財源確保について
- 2 待機児童対策について
 - (1) 待機児童の現状と対策について
 - (2) 就学前教育・保育施設の再編による待機児童解消の見込みについて

市民力・地域力の活性化について

- 1 ボランティア活動について
 - (1) 現状と課題について
 - (2) 「ちょこボラ」の現状と今後の事業支援について

5 服部孝規（日本共産党） 148～160ページ

第2次総合計画基本構想の見直しと後期基本計画策定の延期について

- 1 基本構想の見直しはもっと早い時期にできなかったのかについて
- 2 基本構想見直しの3つの視点から見れば、リニア駅誘致はやめるべきではないのかについて
- 3 来年3月末の前期基本計画終了後、後期基本計画策定まで3ヶ月間の空白ができることについて
- 4 基本計画は議会の議決事件の一つだが、前期基本計画の延長の議決もなく勝手に延長できるのかについて
- 5 来年4月以降、後期基本計画の実施計画が策定されないのに、来年度予算が編成できるのかについて

老朽化した学校や保育園の建て替え計画とその財源確保について

- 1 亀山市公共施設等総合管理計画に基づく個別計画の策定のうち、学校教育系施設について
- 2 亀山市公共施設等総合管理計画に基づく個別計画の策定のうち、子育て支援施設について
- 3 今後の施設整備にかかる財源の確保について

健康で生きがいを持てる暮らしの充実について

- 1 HPVワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）の積極的勧奨の再開について
 - (1) 現状について
 - (2) 再開時期について
 - (3) 通知方法と送付内容について
 - (4) 定期接種対象期間が過ぎてしまった方への対応について
- 2 低出生体重児（2500グラム未満で生まれてきた子ども達）について
 - (1) 亀山市の現状について
 - (2) リトルベビーハンドブックの導入について
- 3 都市公園等のユニバーサル化について
 - (1) 市内都市公園等の現状について
 - (2) ユニバーサル公園の認識について
 - (3) 今後の方向性について
- 4 移動困難者等の選挙の投票について
 - (1) 今年2回行われた選挙の投票率について
 - (2) 期日前投票の状況について
 - (3) 期日前投票宣誓書のあり方について
 - (4) 投票率向上のための課題について
- 5 帯状疱疹ワクチンの接種費用の助成について
 - (1) 導入の考え方について

第2次総合計画後期基本計画（骨子案）について

- 1 基本構想を変更するのはなぜか
- 2 なぜ後期基本計画（骨子案）には、前期基本計画に示されていない「社会経済情勢の変化」が記載されているのか
- 3 基本構想変更案の「将来への見通しと課題」と後期基本計画（骨子案）の「社会経済情勢の変化」には違いがあるのか。また、どのように整理したのか
- 4 各種分野別計画との整合をどのように図るのか
- 5 亀山市の財政環境や事業の財源は、計画策定の中で重要な視点ではないのか

質 問 内 容 （通告要旨）

【12月9日】

1 伊藤彦太郎（勇政） 184～191ページ

情報公開の姿勢について

- 1 9月定例会の議案質疑において、「文化情報プラザの展示製作業務委託料」の内訳を示さなかったことについて
- 2 情報公開の考え方について

関宿における裏道整備について

- 1 歴史的風致維持向上計画に明記されたが、どのように推進していくのか

2 前田 稔（スクラム） 191～197ページ

亀山駅周辺整備事業について

- 1 進捗状況について
- 2 関連事業について
- 3 今後の課題について
- 4 完成予定時期について

リニア中央新幹線亀山駅誘致について

- 1 今後の計画及び課題について

3 森 英之（結） 197～210ページ

新型コロナウイルスワクチン接種3回目の運用について

- 1 新型コロナウイルスワクチン接種3回目の実施について
 - (1) 基本的な進め方について
 - (2) 変異株対応による前倒し接種について
- 2 白鳥の湯の今後の利用見込みについて

子育てと子どもの成長を支える環境の充実について

- 1 市立幼稚園の今後のあり方について
 - (1) 来年度の入園予定人数について
 - (2) 幼稚園教諭の適正配置について
- 2 不登校児童・生徒への対応について
 - (1) オンライン授業による影響について
 - (2) 不登校児童・生徒の受け皿について

陰涼寺山の整備について

- 1 陰涼寺山の現在の状況について

2 整備の必要性と今後について

4 福沢美由紀（日本共産党） 211～223ページ

狭あい道路後退用地整備事業について

- 1 事業の目的について
- 2 県と市の定義の違いについて
- 3 事業の実績について
- 4 拡幅整備助成金制度や報償金制度の内容と実績について

女性に対する暴力をなくす運動と市の対策について

- 1 女性に対する暴力があった場合の相談の流れについて
- 2 相談件数や実績について
- 3 窓口以外の対策について
- 4 課題について

5 櫻井清蔵（勇政） 223～234ページ

生理用品の支援について

- 1 去る9月定例会で小・中学校への生理用品の支援のための補正予算が可決され、各学校に既に生理用品が配置されていると思うが、小学校における配布方法は、予定されていた保健室での引き換え方式から中学校と同様のトイレ内設置に改めたのか

農業振興地域について

- 1 農用地指定の見直しについて
- 2 能褒野地区の今後の方向性について

図書館整備事業の進捗について

- 1 去る9月定例会で亀山市立図書館条例の全部改正の議案は否決となったが、審議の際の教育委員会の答弁では、令和5年開館に向けて新図書館整備を着実に進めるためには、まず図書館の管理運営の基本となる条例整備を行うことが重要であるとして、9月議会に議案を提出し、可決されたら新図書館開館準備に向けて必要となる図書館の管理運営業務や図書館情報システム管理などに係る債務負担行為の予算補正を12月議会に提案するとのことであった。今定例会では、条例改正も補正予算も提案されていないが、今後どのようなスケジュールで進めていくのかを尋ねる

販売促進事業者支援エールチケット事業について

- 1 エールチケットの申請状況について

6 小坂直親（結） 234～245ページ

市長の現況報告について

- 1 亀山都市計画道路木崎新所線の都市計画変更について

- 2 亀山駅周辺整備事業について
 - (1) 工事間調整等により繰越明許となったが、事業の今後の見通しについて
- 3 ため池耐震調査について
 - (1) 防災重点農業用ため池である関町木崎地内の新池ほか5箇所の耐震調査状況について
 - (2) 地震耐久性評価のための関町新所地内の城山池ほか4箇所の耐震調査について
- 4 歴史文化の継承・活用について
 - (1) 鈴鹿関跡学術調査事業の第10次発掘調査の結果と今後の対応について
- 5 亀山・関テクノヒルズについて
 - (1) 進出状況と建設時期について
 - (2) 残る区画への誘致について
 - (3) 今後の雇用と税収見込みについて
- 6 第2次亀山市総合計画後期基本計画について
 - (1) 令和4年度当初予算と後期基本計画第1次実施計画について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【12月10日】

1 小坂直親（結） 249～253ページ

議案第96号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第8号）について

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業の増額補正について
 - (1) 補正の内容について

2 服部孝規（日本共産党） 253～256ページ

議案第96号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第8号）について

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業の増額補正について
 - (1) 補正の内容について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【12月21日】

1 岡本公秀（新和会） 272～275ページ

議案第97号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業の増額補正について
 - (1) 経済効果について

2 福沢美由紀（日本共産党） 275～281ページ

議案第97号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業の増額補正について
 - (1) 補正の内容について

令和3年11月26日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

令和3年11月26日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸報告
 - 第 4 現況報告
 - 第 5 議案第84号 亀山市文化芸術基本条例の制定について
 - 第 6 議案第85号 亀山市行政組織条例の一部改正について
 - 第 7 議案第86号 亀山市手数料条例の一部改正について
 - 第 8 議案第87号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 第 9 議案第88号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 第 10 議案第89号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
 - 第 11 議案第90号 亀山市農業集落排水処理施設条例等の一部改正について
 - 第 12 議案第91号 亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
 - 第 13 議案第92号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について
 - 第 14 議案第93号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 第 15 議案第94号 令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 第 16 議案第95号 市道路線の認定について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	青木正彦君
健康福祉部長	小林恵太君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	服部政徳君	危機管理監	豊田達也君
総合政策部次長	田中直樹君	生活文化部次長兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	産業建設部次長	亀淵輝男君
総合政策部参事	原田和伸君	産業建設部参事	田所学君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	櫻井伸仁君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	渡邊靖文	議事調査課長	大泉明彦
書記	西口幸伸		

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長（中崎孝彦君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年12月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

6番 尾崎邦洋 議員

15番 前田稔 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月21日までの26日間としたいと思います。これにご異議

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から12月21日までの26日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和3年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、緊急事態宣言の解除から約2か月が経過し、全国的に感染状況も落ち着きを見せております。社会経済活動も徐々に活発化しつつありますが、一方でそれに伴う感染再拡大も懸念されますことから、感染第6波への備えと長期化するコロナ禍での市内経済の循環に向けた対応など、気を緩めず総合的な感染症対策に努めてまいります。

こうした中、さきの第2回臨時会において関連予算を可決いただきました総額2億120万円の新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージ（第6弾）の迅速かつ的確な実行により、市独自の販売促進事業者支援エールチケット制度の創設をはじめ、ブースター接種実施体制の確立、小・中学校のオンライン学習における安全性向上のためのフィルタリングソフトの導入など、関連事業を鋭意進めているところであります。

一方、国におきましては、今月、第2次岸田内閣が発足するとともに、経済財政諮問会議において、この内閣が目指す成長と分配の好循環に向けた議論が行われたほか、地方からデジタル実装を進め、新たな変革の波を起こすデジタル田園都市国家構想の実現に向け、初会合が開かれたところでもあります。こうした国の政策動向は本市の行財政運営や市民生活にも影響がございますので、引き続き関連情報の把握等を行いながら、今後も注視をしてまいります。

ところで、本市は、広域的な連携・交流の推進による活気にあふれた地域づくりを目指し、平成25年度から伊賀市及び滋賀県甲賀市と、いこか連携プロジェクトの取組を進めております。その交流イベントとして、今月6日、7日には、3市連携の下、各市の市民の方々のご参加を得ながら、鉄道遺産群を巡るウォーキングや3市の行政界に位置する三国岳でのトレイルを開催いたしました。コロナ禍の移動制限等により久しぶりの交流イベントとなりましたが、参加された方々には、晩秋の一日、3市の地域資源に触れながら楽しく市民レベルの交流を深めていただくことができました。これらコロナ禍の交流事業を通じまして、ポストコロナ時代のニューノーマルを踏まえた交流連携の必要性を再認識いたしますとともに、工夫を凝らしながらこうした場が各地域で緩やかに再興され、地域の活力や絆につながっていくことを期待するところでございます。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、都市づくりの推進のうち、都市計画道路の見直しにつきましては、広く市民の方々からご意見をお聞きするため、毎月10日に亀山都市計画道路木崎新所線の都市計画変更案に係る住民説明会を実施いたしました。今後は、都市計画変更案の縦覧、亀山市都市計画審議会の審議を経て、都市計画の変更に向け進めてまいります。

一方、亀山駅周辺整備事業につきましては、亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業の施行者である再開発組合において、令和4年度の完成に向け、施設建築物の新築工事や亀山新橋の構築、駅前広場の整備が順調に進められております。

こうした中、去る9月27日には公募によりタウンネームが「キットテラス」に決定されました。また、市が行う関連事業につきましても、来月からの供用開始に向け、亀山駅東駐輪場の工事を進めるとともに、市道整備に向けた地権者と補償等の契約を行うなど、第一種市街地再開発事業と併せ、着実に取組を進めているところでございます。

なお、当該再開発組合における工事実施に当たり、工事間調整等により当初の工事工程に遅れが生じたことなどから、本議会に繰越明許費の予算補正を提案いたしております。

また、西野公園改修事業につきましては、日本庭園内のあずまや改築工事及び公園内東側の園路改修工事に着手いたしました。今後も公園利用者の安全性確保に十分努めながら、本年度内の完成に向け工事を進めてまいります。

次に、上下水道の充実のうち、水道生活基盤整備事業につきましては、昨年8月から進めてまいりました住山加圧ポンプ室の建設工事が今月末に完成する予定であり、これにより住山町西部地区における水量・水圧低下が解消されますので、安定した水道水の供給につなげてまいります。

また、下水道事業につきましては、これまで特別会計として会計経理を行ってまいりました農業集落排水事業の経営健全化や計画性・透明性を図るため、令和4年度から地方公営企業法の一部適用とした企業会計へ移行し、既に地方公営企業法を一部適用している公共下水道事業と合わせて一本化するべく、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。さらに、農業集落排水処理施設使用料、公共下水道使用料及び水道料金の徴収の方法につきましては、社会全体のデジタル化を推進するための環境整備を図ることを目的とした地方自治法の一部改正に伴い、指定代理納付者制度による納付から指定納付受託者制度による納付とするため、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

次いで、公共交通網の充実のうち、本年度で計画期間が終了する亀山市地域公共交通計画につきましては、次期計画の策定に向け、昨年度実施いたしました市民アンケートの分析を行うとともに、現計画の検証を進めているところでございます。

また、乗合タクシーのりかめさんにつきましては、多くの方々にご利用いただき、当初の想定より約25%の利用増加が見込まれるため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、安全・安心なまちづくりの推進のうち、災害に強いまちづくりの推進といたしまして、まずブロック塀等撤去推進事業につきましては、先月までに当初の想定を上回る補助金の交付申請があり、今後も需要が見込まれますことから、引き続き地震発生時等におけるブロック塀等の倒壊に

よる被害防止を図ってまいります。

また、橋梁耐震化補強事業につきましては、羽若橋耐震化詳細設計が完了いたしましたので、本年度において耐震工事に着手し、道路施設の安全性を確保いたしてまいります。さらに、防災重点農業用ため池耐震調査につきましては、現在、関町木崎地内の新池ほか5か所のため池耐震調査を進めておりますが、これらに加え、地震耐久性評価を早急に行う必要がある関町新所地内の城山池ほか4か所のため池の耐震調査を実施してまいります。このほか、県に要望を行っておりました急傾斜地崩壊対策について、東町及び辺法寺地区において、県営事業により当面の対策工事を進めてまいります。

これら防災・減災対策に資する各種事業につきましては、その実施に向けまして本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

一方、消防力の充実強化につきましては、先月4日に市内事業所において、災害対応力の強化を目的に実災害を想定した合同訓練を実施いたしました。この訓練では、当該事業所の自衛消防隊をはじめ従業員が参加し、屋外消火栓の操法訓練や通報・情報伝達訓練を行い、消防署と事業所の連携強化を図ったほか、鈴鹿市と合同で共同運用するはしご自動車による救出訓練や消火活動訓練を行い、両市間の災害対応能力の向上、連携体制の強化を図ったところでございます。

ところで、鈴鹿亀山消費生活センターにつきましては、今月1日に鈴鹿ハンターショッピングセンター2階に移転し、利用者の利便性が向上いたしました。引き続き鈴鹿亀山地区広域連合と連携し、特殊詐欺等への注意喚起並びに消費生活相談の利用促進を図ってまいります。

次いで、自然との共生のうち、森林経営管理事業につきましては、昨年度から継続して坂下地区の境界明確化及び森林調査を実施しており、完了した地域から集積計画の策定を進めているところでございます。併せて加太中在家地区につきましても意向調査の準備を進めており、今後も計画的に業務を進め、適正な森林管理に努めてまいります。

また、多様な生態系の保全につきましては、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の取組を通じまして、去る9月から今月にかけて、生物多様性への関心を高めていただくためのスマートフォン用の専用アプリを活用したイベントを初めて開催し、多数の方々にご参加いただきました。市といたしましては、様々な手法で生物多様性の重要性を市民に周知し、希少動植物の保護・増殖に努めてまいります。

次に、歴史文化の継承・活用のうち、鈴鹿関跡学術調査事業につきましては、先月上旬から関町新所地内城山南西麓付近におきまして、第10次発掘調査を実施したところでございます。また、本年3月に鈴鹿関跡が国の史跡に指定されたことを記念し、先月2日から来月12日まで歴史博物館におきまして、第37回企画展、国史跡指定記念「鈴鹿関－奈良時代の国家戦略－」を開催し、多くの来館者の方々にご覧いただいているところでございます。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」についてご説明申し上げます。

まず、地域福祉力の向上のうち、令和4年度からの後期計画の策定を進めております亀山市地域福祉計画につきましては、このほど中間案を取りまとめましたので、引き続き具体的な施策立案を進め、亀山市地域福祉推進委員会での協議を経ながら、本年度内の計画策定に向け進めてまいります。

また、先月18日から亀山市総合保健福祉センター、本庁及び関支所におきまして、新型コロナ

ウイルス感染症の影響等により経済的な理由で生理用品を購入することが困難な女性に対し、生理用品の無料配布を行っており、生活困窮者の自立支援につなげております。

さらに、新型コロナウイルス感染症における自宅療養者等の支援につきましては、感染第6波を見据え、このほど地域福祉課及び亀山市社会福祉協議会に相談・支援窓口を設置いたしましたので、自宅療養者等の生活全般に関する困り事に対応いたしてまいります。

一方、一昨日には、亀山市中央コミュニティセンターにおきまして、第17回亀山市社会福祉大会を開催し、社会福祉関係者の功労者表彰を行い、功労者の皆様の功績に感謝と敬意を表したところでございます。

次に、健康づくり・地域医療の充実のうち、令和4年度から5年間を計画期間とする第2次亀山市健康・医療推進計画の策定につきましては、亀山市保健医療推進連携会議及び亀山市保健医療推進会議の検討を経て、このほど中間案を取りまとめたところでございます。今後は具体的な施策を取りまとめ、本年度内の計画策定を目指してまいります。

一方、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、今月中旬に総人口に対する接種率が76%を超え、接種を希望される方のほとんどが接種を終えることとなります。引き続き今後接種を希望される方や新たに12歳を迎える方を対象に、接種日時を限定しながら、令和4年9月末まで接種を継続いたしてまいります。

また、3回目のブースター接種の実施につきましては、国において正式決定されましたので、本市も12月下旬から医療従事者から接種が開始できるよう準備を進めているところでございます。このほか、濃厚接触者及び接触者で検査希望の方を対象としたPCR検査キット配布事業につきましては、去る9月24日から実施をいたしております。今後も同様の県事業との調整を図りながら感染第6波に備えてまいります。

また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の軽度不調緩和弁当（機能性弁当）を活用した健康促進事業については、来月参加者募集を行い、令和4年1月から取組が開始できるよう準備を進めているところであります。

一方、医療センターにつきましては、今夏の新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大に対し、地域医療を担う公立病院としての役割を果たすべく、職員一丸となり感染防止に努めてまいりました。昨今、新規感染者数は落ち着いておりますが、現在も発熱検査外来及びPCR検査等を実施しております。

そのような中、年末年始の期間における急な発熱やけがなどに対応するため、来年1月2日は開院し、内科、外科及び整形外科の診察を実施いたします。引き続き関係機関との連携を強化し、今後予想される感染第6波に備えてまいります。

なお、医療センター敷地内に建設する発熱外来診察室につきましては、先月8日に工事請負契約を締結し、早期の完成を目指し工事を進めているところであります。

また、本年度は、亀山市立医療センターアクションプランの最終年度であるため、引き続き経営の健全化に向けて、現在、次期アクションプランの策定を進めているところでございます。

一方、安心できる公的医療保険制度の運営につきましては、国民健康保険の被保険者が出産した際に支給する一時金について、令和4年1月1日から産科医療補償制度の掛金が引き下げられますが、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額42万円を維持するため、本議

会に關係条例の改正を提案いたしております。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実につきましては、3つの暮らしのセーフティーネットの1つとして実施しております。亀山市認知症等高齢者等個人賠償保険事業につきましては、先月末までに17名の加入がございました。既存の亀山市認知症等高齢者見守りシール交付事業の普及とともに、今後も事業の啓発に努め、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるための万が一に備えてまいります。

また、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備事業及び県の地域医療介護総合確保基金事業を活用し、市内の高齢者介護施設の防災・減災対策及びみどり環境の整備を支援するため、本議会に關係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、障がい者の自立と社会参加の促進のうち、障害者基本法に基づく第2次亀山市障がい者福祉計画の中間見直しにつきましては、このほど中間案を取りまとめたところでございます。引き続き具体的な施策立案を進め、亀山市地域自立支援協議会での協議を経ながら、本年度内の計画策定に向け進めてまいります。

また、来月3日から9日の障害者週間に合わせて、市広報及びケーブルテレビを活用し、障がい者の福祉への関心や理解が深まるよう、ユニバーサルデザインの啓発を行うほか、明日から来月23日まで市立図書館において、障がい者福祉の関連図書の展示等を行ってまいります。今後も、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが幸せに暮らすことができる共生社会の実現に向け、障がい者等に対する正しい理解の啓発に取り組んでまいります。

次いで、文化芸術の振興と文化交流の促進につきましては、これまでに培われてきた文化芸術を未来へ引き継ぎつつ、新たな文化芸術を創造することにより、心豊かで活力と魅力にあふれたまちの実現を目指すため、文化芸術に関する施策に関し基本理念を定める亀山市文化芸術基本条例の制定について本議会に提案いたしております。

次に、スポーツの推進につきましては、先月の1か月間、一般財団法人アールビーズスポーツ財団が主催する専用のスマートフォンアプリを利用してランニングやウォーキングの累計距離をウェブ上で競う、オクトーバー・ラン&ウォーク2021に初めて本市も参加し、約130人の市民の方々に参加いただいたところでございます。今後も様々な場面におきまして、市民のスポーツ参加機会の提供に努めてまいります。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」についてご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実につきましては、民間産業団地亀山・関テクノヒルズにおいて、今月新たに1社と立地協定を締結したところであります。引き続き本市の地理的優位性や高速道路が結節する交通アクセスのよさ、自然災害に強いBCP対策に適した産業団地であること等の強みを生かし、残る区画等への積極的な企業誘致を展開してまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化のうち、地域ブランド創出事業につきましては、亀山の知名度、生産者の生産・販売意欲を高め、産業振興と地域活性化につなげるため、昨日からジェイアール名古屋タカシマヤにおいて、亀山ブランドのPRを行っております。来月には東京日本橋の三重テラスでのPRも予定しており、今後さらなる亀山ブランドのブランド力の向上とともに、これらの認定品を通して選ばれるまち亀山となるよう、亀山にしかない魅力を全国へ発信してまいります。

また、創業等支援事業につきましては、緊急事態宣言により延期しておりました創業セミナーを先月に開催し、11名の方に受講していただきました。今後も市内での創業につながるよう、亀山商工会議所と連携を図りながら支援を行ってまいります。

一方、新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージ（第3弾）の取組として展開しております小規模事業者等に対する感染拡大防止対策費用の助成につきましては、現在も申請を受け付けております。引き続き事業者と消費者が安心して経済活動を継続できるよう、速やかな交付手続と本制度のPRを積極的に行ってまいります。

また、総合対策パッケージ（第6弾）の取組として実施いたしております販売促進事業者支援事業につきましては、来月15日のエールチケットの販売開始に向け、現在、販売促進に取り組む事業者の申請を受け付けているところでございます。

次いで、農林業の振興のうち、畜産競争力強化対策整備事業につきましては、四日市ポーククラスター協議会の中心的経営体が肥育舎2棟の新築及び浄化処理施設の増設工事を進めておりますが、国からの事業費補助の増額の交付決定がなされましたので、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、広域的な交通拠点性の強化のうち、リニア中央新幹線市内停車駅の誘致の推進につきましては、先月7日、令和3年度リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会臨時総会におきまして、県内駅位置候補である本市から県内駅候補地案の提案を行ったところであります。今後は、この提案についての有識者による評価・分析を経て、来年度の県期成同盟会総会において県内駅候補地が決議され、県期成同盟会から事業主体であるJR東海に対し要望が行われる予定であります。引き続き県等と連携を密にしながら、新たな局面を迎えたリニア誘致に積極的に取り組んでまいります。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」についてご説明申し上げます。

まず、安心して産み育てられる環境づくりの推進のうち、新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージ（第1弾）の取組として掲げました保育所等の保育室の抗ウイルス対策につきましては、公立保育所、認定こども園及び待機児童館での施工が先月末で完了いたしました。また、民間保育所等につきましても、同様の事業を実施する3園に対し、補助金の交付決定を行ったところでございます。引き続き各施設での感染予防の徹底を図り、安心できる保育環境の確保に努めてまいります。

また、障がい児支援事業につきましては、公立保育所等における特別な支援を要する園児に対する加配職員が年度途中で追加配置等により予算に不足が生じる見込みとなりますことから、本議会に会計年度任用職員報酬等関係経費の予算補正を提案いたしております。

一方、放課後児童クラブ事業につきましては、亀山西小学校、亀山東小学校、川崎小学校の3校区におきまして、民間事業者による新規開所に向けた準備が進められております。これらの3校区については、いずれも利用ニーズが高い校区でありますことから、引き続き待機児童の発生しない体制を確保するため、亀山西小学校区及び亀山東小学校区で1か所、川崎小学校区で1か所の計2か所の開設支援を行うため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」についてご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進のうち、地域まちづくり協議会支援事業につきましては、コロナ禍における新たな試みとして、先月13日に令和2年度の地域活性化支援事業の報告会

をウェブ会議システムを活用したりリモート形式で開催いたしました。7地区の地域まちづくり協議会から補助金を活用した事業の成果が発表され、全22地区で情報共有が図られるとともに、今後の地域活動の活性化を考える機会にさせていただいたところでもあります。また、地域まちづくり協議会の組織強化のため、昨年度に引き続き、先月から新たな地域リーダー養成のための地域のみらいづくりアカデミーを、さらに今月からはファシリテーション技術を学ぶファシリテーション研修を開催し、それぞれ全3回の予定で実施してまいります。

次に、市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進のうち、市民活動支援事業につきましては、先月10日に市民協働センターにおいて協働事業提案制度の選定委員会を開催いたしました。本年度は、コロナ禍における新たな試みとして、ユーチューブのライブ配信を活用した公開プレゼンテーション形式により発表いただき、提案のありました3件の事業につきまして、来年度の事業計画に対して評価が行われ、全て採択されたところでございます。引き続き市民活動団体等多様な主体との協働の周知と推進に努めてまいります。

次いで、共生社会の推進につきましては、本年度も内閣府が家族の日と定めている今月21日及び23日を含む今月の13日から28日までの16日間を亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間として設定し、市民や事業所の方々にワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実践いただく機会づくりに努めております。推進週間中の今月18日には、働きやすい職場環境づくりに取り組む市内5企業等の表彰を行い、21日の日曜日には、個人や家族等で充実した余暇を過ごしていただけるよう、市内運動施設や文化施設の無料開放も実施したところでもあります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、職員の能力を生かせる組織力の強化のうち、組織機構につきましては、平成30年度に実施いたしました組織・機構の再編から4年が経過しようとする中、その成果と課題の検証を進めてきたところでもあります。これらを踏まえ、組織のスリム化と迅速かつ的確な施策推進体制の構築等を図るため、来年4月の新組織体制へ向け、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

次に、財産・情報の適正な管理・活用につきましては、マイナンバーカードの普及促進を図るため、国の補助金を活用し、先月1日からマイナンバーカード申請促進キャンペーンを展開いたしております。今月7日時点のマイナンバーカード交付率は38.7%となっており、引き続きマイナンバーカードの申請機会の拡大と取得促進に努めてまいります。

また、庁内のペーパーレス化を推進するため、今月、幹部職員等に貸与している1人1台パソコンとしてタブレット端末を導入いたしました。市議会本会議をはじめ各種会議において積極的な活用を図ってまいります。

一方、第2次亀山市総合計画後期基本計画の策定につきましては、さきの全員協議会でもご説明申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の世界的流行など急激な外部環境の変化等を踏まえ、基本構想の変更を行った上で後期基本計画の策定を進めていくことといたしました。これにより関連する作業工程の追加から、やむを得ず計画策定期間を当初計画から3か月延長してまいります。また、このほど計画骨子案の取りまとめができましたので、議会へご報告いたしたく存じております。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年8月11日から11月10日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約は別紙のとおりでございましたので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

令和3年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢であります。文部科学省は、来年度予算の概算要求に小学校3年生の学級定数引下げ、小学校高学年における教科担任制の推進等、複雑化・困難化する教育課題への対応として、教職員の増員要求を行っております。

また、国が進める教育の情報化につきましては、端末利活用状況等の実態調査結果が先月公表され、公立小・中学校における1人1台端末の持ち帰り学習は約4分の1にとどまっていることが分かりました。このような状況の中で、現在、全国の多くの自治体が諸課題の解決に努めているところでもあります。

次いで、先月、令和2年度の全国の小・中学校におけるいじめ及び不登校の件数が公表され、いじめの認知件数としては、昨年度比で約9,000件の減少となる一方で、不登校児童・生徒につきましては、昨年度と比べ約1万5,000名の大幅な増加となりました。

次に、県の情勢であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により受験生に不利益が生じないよう、令和4年度の県立高等学校前期選抜の数学科の出題範囲を一部除外する対応を行うこととなりました。

次いで、教育の情報化推進策として、オンライン教材の充実や共有化を進めるとともに、県独自の学力テストや学習プリントを端末解答できる準備を進めているとのことであります。

次に、令和2年度における県内小・中学校のいじめや不登校の件数結果公表によりますと、いじめの認知件数も不登校児童・生徒数も増加傾向にあるとのことであります。

このような国や県の動向を受けまして、市教育委員会におけるそれぞれの事業進捗についてご説明申し上げます。

まず、今月19日に開催された第3回総合教育会議におきまして、令和3年度中に改定される予定の亀山市教育大綱につきまして市長と協議を行ったところでございます。

続きまして、学校教育関係についてご説明申し上げます。

本年度に予定している亀山市学校教育ビジョンの改定でございますが、改定委員会において内容を検討し、先月骨子案をまとめたところでございます。今後は、年度中の改定に向けて計画案の策定を進めてまいります。

次に、本市の学校における新型コロナウイルス感染症の影響でございますが、2学期の学校再開

後は、分散登校やオンライン授業同時配信の実施等により教育活動を継続し、9月下旬より給食の実施等通常の教育活動を行っております。学習の進捗状況により各学校単位で補習等を行いながら、授業時数の確保や学習内容の習得に努めてまいります。

次いで、各学校行事関係につきましては、9月から10月にかけて予定されていた行事のほとんどが延期となりましたが、今月から新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底しつつ、運動会や文化祭、社会見学や校外学習の取組を進めているところであります。小学校の修学旅行につきましても、今学期中には全て実施される見込みであります。

一方、昨年度は開催できなかった行事が本年度は開催されるなど、ウィズコロナとしての行事運営の模索も始まっています。今月6日には、全日本合唱コンクール全国大会が埼玉県で開催され、川崎小学校が三重県代表として出場し、銅賞を受賞いたしました。また、先月本市及び鈴鹿市において行われた第55回三重県人権・同和教育研究大会におきましては、全体会において、本市は鈴鹿市と共に「人権ベースの「ひと」「まち」を創る」と題して地元報告を行ったところであります。

次に、小・中学校におけるいじめ及び不登校の状況であります。上半期のいじめの認知件数は10件で、昨年度と比べて2件の増加となっております。いじめの態様としては国の調査結果と同様にパソコンや携帯電話等を使ったいじめが増加しており、学校だけでなく家庭と連携した重点的な取組が必要となっております。

また、今月のいじめ防止強化月間の取組としましては、市広報に特集記事を掲載するとともに、教育委員会事務局職員は「ストップいじめ」のバッジを身につけて業務を行っています。各学校におきましても、いじめの未然防止に重点を置き、いじめ防止標語やポスターの作成、児童会や生徒会が主体となって行う集会の実施、ピンクシャツやピンクアイテム運動等、いじめの根絶に向けて工夫した取組を進めているところでございます。

一方、上半期における不登校に関する状況につきましては、小・中学校の合計で64名となり、中学校で増加傾向にあります。コロナ禍の中で人と接する機会の減少が長期化しており、無気力や不安、生活リズムの乱れから新たに不登校となるケースが見られます。スマートフォンやゲームの使用ルールの作成等を含めまして、望ましい基本的な生活習慣の定着について家庭と連携した取組を進めるとともに、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカー等とチーム体制を取りながら、新たな不登校を生まない取組を進めてまいります。

また、不登校児童・生徒の支援拠点としまして、2学期からフリースペースかめっこの運営を開始していますが、2か月で8名の通級の申込みがございました。市の適応指導教室と連携して、不登校児童・生徒の居場所や保護者の相談の場として、一人一人に寄り添った支援に努めてまいります。

次に、学力向上の取組としまして、市では、全国学力学習状況調査等の結果を基に、市内児童・生徒の状況分析を進めるとともに、本年度から3学期の定期試験において、市内中学校の英語科と国語科の共通テストを実施する準備を進めており、各学校におきましても、成果と課題を明らかにして学力向上の実践を行っているところでございます。

また、英語教育につきましては、小学校5・6年生を対象として外国語4技能を測定する目的で市が策定した英語チャレンジと、中学校2・3年生を対象とした民間の英語検定GTECを来る1月末までに実施いたします。

次いで、ICTの活用と教育の情報化の推進につきましては、学校内の活用に加え、新型コロナウイルス感染症の第6波を見据えて、オンライン学習や家庭への持ち帰りを安全に実施できるようフィルタリングソフトの導入を進めているところであります。

一方、市内中学校の入学者が見込みよりも多く、年度途中の転入児童・生徒も多かったことから、端末の追加購入費に係る予算補正を本議会に提案させていただいております。

次いで、教職員の働き方改革につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対応として、校内の衛生管理やオンライン授業同時配信の実施等により、学校現場は大変厳しい環境にありましたが、様々な取組を進め、上半期の時間外労働時間は確実に減少している状況であります。今後におきましても、部活動ガイドラインの遵守等、教職員個々の意識改革や組織的取組により、適正な働き方に努めてまいります。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

亀山南小学校ほか3校の消火ポンプユニット取替え工事につきましては、契約を終え、機器設備の老朽化対策として消火ポンプや操作盤等の改修を進めています。

また、新型コロナウイルス感染症に係る換気対策としまして、各学校の教室等への網戸設置を進めているところでございます。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

本年度に予定している亀山市生涯学習計画の改定につきましては、亀山市生涯学習推進会議等での協議を経て、先月骨子案をまとめたところであります。今後は、骨子案に基づき、年度中の改定に向けて計画案の策定を進めてまいります。

次に、令和4年成人式でございますが、来年1月9日に亀山市文化会館大ホールにおきまして、十分な新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じ、実施いたします。

次いで、かめやま人キャンパス及び中央公民館講座につきましては、緊急事態宣言の発令に伴い開催を見送っておりました各種講座につきまして、今月から順次講座を開催しているところでございます。講座の実施に当たりましては、引き続き感染防止対策を講じてまいります。

次に、家庭・地域の教育力向上につきましては、子育て家庭を中心に幅広くかめやまお茶の間10選（実践）の啓発を図ってきたところであります。コロナ禍の中、家庭で過ごす時間が長くなり、スマートフォン等の使用頻度が増加し、生活の不規則化といった課題が見られるなど、家庭での過ごし方がますます重要となっておりますことから、先月16日から22日までをかめやまお茶の間10選（実践）の取組強化週間と位置づけ、各家庭におきまして、挨拶、食事、読書、家庭内の対話等について実践していただきました。今後さらなる浸透・定着に向け、啓発活動を推進してまいります。

次いで、図書館整備事業につきましては、亀山市立図書館条例の改正議案の再提出に向けて、条例案の精査、教育委員会規則の整備の検討を進めております。また、新図書館を核とした地域読書活動拠点の整備に向けて、地域まちづくり協議会や福祉施設等へ出向き、意見調整を進めているところでございます。

なお、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合にて実施しております図書館家具工事につきましては、年度内の完成が見込めないことから、繰越明許費の予算補正を本議会に提案させていただいております。

現市立図書館につきましては、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、先月1日から開館し、今月からはボランティア団体の協力を得てイベントも再開いたしました。館内の取組につきましても、図書館サービス実施計画に基づき、行政連携のテーマ展示など、新図書館を見据えた運営に取り組んでいるところでございます。

最後に、本年度の教育功労者表彰につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から表彰式を中止いたしました。学術振興・文化財保護関係分野を中心に、日頃よりご尽力をいただきました方々、個人18名と36団体を対象としまして感謝状及び記念品の贈呈を行いました。受賞されました方々のこれまでの活動に対し感謝と敬意を表するとともに、本市の教育に対しまして今後も引き続きご支援を賜りたいとお願い申し上げたところでございます。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

教育長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時56分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第84号から日程第16、議案第95号までの12件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第84号亀山市文化芸術基本条例の制定についてでございますが、亀山市では、亀山市まちづくり基本条例において、まちづくりの基本原則として歴史尊重及び文化振興の原則を定めております。また、亀山市文化振興ビジョンにおいては、文化芸術に関する施策を推進していく上で必要なものとして亀山市文化振興条例（仮称）の制定を明記しております。これらを実効性のあるものとするとともに、これまでに培われてきた文化芸術をかけがえのない財産として未来へ引き継ぎつつ、新たな文化芸術を創造することによって、心豊かで活力と魅力にあふれるまちの実現を目指すため、この条例を制定するものでございます。

制定内容は、1つ目といたしまして、この条例の当市の歴史的な背景や風土を踏まえた文化芸術の形成過程、文化芸術の効能、条例制定に当たっての決意を示すことといたします。

次に、2つ目といたしまして、文化芸術に関する施策に関し、文化芸術の基本理念を定め、市の責務と市民の役割を明確にし、文化芸術に関する基本施策を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かで活力と魅力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的といたします。

次に、3つ目といたしまして、この条例における用語の意義を定めることといたします。

次に、4つ目といたしまして、基本理念について定めることといたします。

次に、5つ目といたしまして、市の責務について定めることといたします。

次に、6つ目といたしまして、市民の役割について定めることといたします。

7つ目といたしまして、文化芸術の推進に関する計画の策定について定めることといたします。

8つ目といたしまして、市は、市民が年齢、障がいの有無等に関わらず等しく、文化芸術活動に参加できる環境の整備を図るものとしていたします。

9つ目といたしまして、市は、次代を担う子供の豊かな創造力や感性を育むため、子供が優れた文化芸術に触れ、文化芸術活動に参加できる機会の充実に取り組むものとしていたします。

10番目といたしましては、市は、文化芸術の継承及び発展のため、世代、地域、分野及び国籍を超えたあらゆる文化芸術活動の交流の促進に取り組むものとしていたします。

11番目といたしまして、市は、市民が自主的かつ主体的に行う文化芸術活動の充実に図るため、協働による文化芸術活動の推進に取り組むものとしていたします。

次に、12番目といたしまして、市は、先人たちによって培われてきた亀山市固有の文化芸術を次世代に継承するとともに、それらの魅力及び価値を高めるための活用に取り組むものとしていたします。

13番目といたしまして、市は、文化芸術活動を担う人材を育成するために必要な施策を講ずるものとしていたします。

14番目といたしまして、市は、亀山市の魅力を市内外へ伝え、かつ市民が文化芸術活動に関する情報を十分に享受できるようにするため、文化芸術に関する情報の積極的な収集及び発信に取り組むものとしていたします。

15番目といたしまして、市は、市民による自由な文化芸術活動を促進するため、文化施設等の活用及び充実に取り組むものとしていたします。

16番目といたしまして、市は、教育、健康、スポーツ、福祉、産業、観光その他の様々な分野において文化芸術に関する連携を図ることで、市民の心身ともに健康的な暮らしを支え、活力と魅力にあふれるまちづくりの推進に取り組むものとしていたします。

次に、17番目といたしまして、文化芸術基本法の規定に基づき、亀山市文化芸術推進審議会を設置いたします。

なお、施行日は公布の日といたします。ただし、文化芸術の推進に関する計画の策定に関する規定、亀山市文化芸術推進審議会の設置に関する規定、及び亀山市文化芸術推進審議会委員の報酬及び旅費を定める改正規定の施行日は、令和4年4月1日といたします。

また、附則において亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、亀山市文化芸術推進審議会委員の報酬及び旅費を定めることといたします。

次に、議案第85号亀山市行政組織条例の一部改正についてでございますが、本市の組織・機構については、平成30年度に第2次亀山市総合計画に掲げた施策を着実に推進する組織・機構とするとともに、それまでの部・室制の課題でもあった職員のマネジメント能力を育成、強化する仕組みを構築するため、部・課・グループの3層体制といたしました。その後4年が経過しようとする中で各施策の推進を図るとともに、3層体制において中間層であるグループリーダーのマネジメン

ト能力の育成、強化については、着実にその能力を身につけてきており、管理職になる前の段階における人材育成に一定つながってきております。

しかしながら、4年間の組織・機構を検証する中で見えてきた課題を解決する必要があることから、組織・機構のさらなる改革を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、市長の直近下位の内部組織及びその分掌する事務について、組織のスリム化を図り事務の効率化を改善し、迅速かつ的確な施策推進体制を構築することにより、第2次総合計画に掲げる施策・事業を着実に推進する組織といたします。

まず1つ目といたしまして、政策部門と財政部門の相互牽制を図るため、総合政策部は、政策部と総務財政部に分割いたします。また、現在は産業建設部の分掌事務である地域交通に関する事項を地域公共交通に関する事項とし、政策部の分掌事務といたします。

次に、2つ目といたしまして、産業部門と環境部門をもって新たに産業環境部を設置することから、生活文化部は、環境部門を分離した上で市民文化部といたします。また、観光に関する事項については、新たに設置する産業環境部の分掌事務とし、スポーツの推進に関する事項については、健康福祉部の分掌事務といたします。

次に、3つ目といたしまして、産業部門と環境部門をもって新たに産業環境部を設置いたします。

次に、4つ目といたしまして、産業部門と環境部門をもって新たに産業環境部を設置することから、産業建設部は、産業部門を分離した上で建設部といたします。

なお、施行日は令和4年4月1日とし、この条例改正による所管部の変更に伴う関係条例の一部改正を附則に規定いたします。

次に、議案第86号亀山市手数料条例の一部改正についてでございますが、長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部が改正され、法に基づく長期優良住宅建築等計画の認定について、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関を活用した場合の審査の合理化が図られました。これにより、令和4年2月20日から、同機関が事前に長期使用構造等の基準に適合することを確認した場合や住宅性能評価と併せて長期使用構造等の基準に適合することを確認した場合は、当該基準に係る所管行政庁の審査は不要になり、所管行政庁が審査する範囲が明確化されたことから、長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料について見直すため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、所管行政庁が審査する範囲が明確化されたことに伴い、審査時間の見直し等を行ったことから、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等について、金額の改定等を行うことといたします。また、長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料について、法の改正に伴う規定の整理を行います。

なお、施行日は令和4年2月20日とし、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により、なお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更及び認定に基づく地位の承継の申請については、改正後の亀山市手数料条例の相当規定に定める申請とみなして当該相当規定を適用いたします。

次に、議案第87号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、特定教育・保

育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正され、保育所等の特定教育・保育施設等が書面等により記録、作成、保存等を行うことが府令基準において規定されているものについては、電磁的記録により行い、当該電磁的記録により作成された書面等については、電磁的方法により提供することが可能となりました。

本条例は、府令基準に従い、または参酌して定めることとなっているため、所要の改正を行うものでございます。

また、本条例では、府令基準で定めている特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を確認的に規定していますが、幼児教育・保育の無償化制度が十分に浸透したことから、当該確認規定については削除するため、併せて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、1つ目といたしまして、改正された府令基準を参酌し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が書面等により記録、作成、保存等を行うことが本条例において規定されているものについては、電磁的記録により行い、当該電磁的記録により作成された書面等については、電磁的方法により提供することができるとする規定を新たに設けることといたします。また、当該規定の新設に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の基準ごとに規定している教育・保育給付認定保護者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を電磁的方法により提供できるとする規定を削除いたします。

次に、2つ目といたしまして、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を削除いたします。また、これに伴い題名を改め、章、節等の区分等を整理いたします。

次に、3つ目といたしまして、その他府令基準の一部改正に伴う規定の整理を行います。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第88号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、家庭的保育事業等が書面等により記録、作成等を行うことが省令基準において規定されているものについては、電磁的記録により行うことが可能となりました。

本条例は、省令基準に従い、または参酌して定めることとなっているため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、1つ目といたしまして、改正された省令基準を参酌し、家庭的保育事業者等が書面等により記録、作成等を行うことが本条例において規定されているものについては、電磁的記録により行うことができるとする規定を新たに設けることといたします。

次に、2つ目といたしまして、その他省令基準の一部改正に伴う規定の整理を行います。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第89号亀山市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、国民健康保険の被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金については、産科医療補償制度の対象となる場合には、3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算するものとしており、当該加算する額として産科医療補償制度の掛金に相当する額を規則で定めております。

令和4年1月1日から産科医療補償制度の掛金が引き下げられることに伴い、規則で定める額を引き下げることとしましたが、出産育児一時金の支給総額については42万円を維持するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、出産育児一時金のうち、ただし書の規定により加算する額を除く支給額を40万8,000円に引き上げることといたします。

なお、施行日は令和4年1月1日とし、施行日前における出産については、なお従前の例による経過措置を設けます。

次に、議案第90号亀山市農業集落排水処理施設条例等の一部改正についてでございますが、地方自治法の一部が改正され、社会全体のデジタル化を推進するため、地方公共団体の歳入等について、スマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができる環境整備を図ることを目的として、令和4年1月4日から指定代理納付者制度に代えて指定納付受託者制度が導入されます。これにより、クレジットカードを利用した決済については、指定代理納付者による納付から指定納付受託者による納付に代わります。

また、現在、地方公共団体がコンビニエンスストア、スマホ等決済を提供する事業者に収納事務を委託することにより可能となる当該決済についても、地方自治法の改正後は、指定納付受託者による納付となります。

市では、農業集落排水処理施設使用料、公共下水道使用料及び水道料金の徴収の方法としてこれらを利用した納付を用いていることから、関係する3つの条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条による改正といたしまして、亀山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正し、農業集落排水処理施設使用料の徴収の方法に指定納付受託者による納付を加えることといたします。

次に、第2条による改正といたしまして、亀山市公共下水道条例の一部を改正し、公共下水道使用料の徴収の方法に指定代理納付者による納付に代えて指定納付受託者による納付を加えることといたします。

次に、第3条による改正といたしまして、亀山市水道事業給水条例の一部を改正し、水道料金の徴収の方法に指定代理納付者による納付に代えて指定納付受託者による納付を加えることといたします。

なお、施行日は令和4年1月4日といたします。

次に、議案第91号亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございますが、下水道事業は、財政規模が大きく先行投資型の事業であり、その財源には、国県補助金や地方債のほか、一般会計からの繰入金が充当されております。この繰入金による一般会計への影響は大きく、下水道事業の経営基盤の強化が課題となっております。市民に必要なサービスである下水道事業を将来にわたり安定的に運営していくためには、地方公営企業法を適用し、それに基づく経営を行っていくことが必要であります。

市の下水道事業のうち公共下水道事業については、平成27年度から法の財務規定等を適用してありますが、公営企業会計の適用のさらなる推進として、人口3万人以上の農業集落排水事業について、令和5年度までに公営企業会計への移行に取り組むよう国から通知があったことから、農業集落排水事業についても、令和4年度から法の財務規定等を適用することとしたため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、1つ目といたしまして、既に法の財務規定等を適用している公共下水道事業と新た

に法の財務規定等を適用する農業集落排水事業を合わせて、法の規定に基づき設置する下水道事業といたします。

次に、2つ目といたしまして、農業集落における農業用排水の水質保全及び環境衛生の向上を図るため、農業集落排水事業を設置し、農業集落排水事業に法の財務規定等を適用いたします。

3つ目といたしまして、農業集落排水事業の処理施設の名称、位置及び処理すべき区域は、亀山市農業集落排水処理施設条例別表第1に定めるとおりといたします。

4つ目といたしまして、その他規定の整理を行います。

なお、施行日は令和4年4月1日とし、農業集落排水事業に法の財務規定等を適用することに伴い、亀山市農業集落排水事業特別会計を廃止することから、附則において、亀山市特別会計条例は廃止いたします。

続きまして、議案第92号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ3億2,040万円を追加し、補正後の予算総額を241億8,236万6,000円といたしております。

今回の補正予算につきましては、主に前年度の扶助費等に係る国県支出金の精算によるもののほか、職員人件費について、特殊勤務手当や退職者の増加に伴う補正を行っております。

最初に、繰越明許費補正につきましては、事業の進捗状況等により、急傾斜地崩壊対策事業など6事業について年度内の完成が見込めないことから、繰越明許費の追加をいたしております。

次に、債務負担行為補正につきましては、令和4年度からの契約事業者の選定等を行うため、電話健康相談業務委託料など4事業を追加するほか、契約額の確定により、固定資産システム評価業務委託料など2事業について限度額の変更をいたしております。

次に、地方債補正につきましては、緊急自然災害防止対策事業を追加し、臨時財政対策など4事業について限度額の変更をいたしております。

続きまして、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費につきましては、市民活動応援事業、地域まちづくり協議会支援事業において実績に基づき減額するほか、ブロック塀等撤去支援事業において申込件数の増加に伴い、補助金を増額いたしております。

民生費につきましては、介護給付費等の増加に伴い、障がい者及び心身障がい児の自立支援事業を増額するとともに、放課後児童クラブ運営費において、新たに開設する民設民営の放課後児童クラブに対する開設費補助金を計上いたしております。

衛生費につきましては、ごみ溶融処理施設で使用するコークスの価格の高騰に伴い、消耗品費を増額し、農林水産業費につきましては、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業において、県補助金の追加交付に伴い、補助金の増額を計上するほか、商工費につきましては、乗合タクシーの利用者の増加により運行委託料を増額いたしております。

土木費につきましては、県営の急傾斜地崩壊対策事業における事業費の決定に伴い、市が負担する負担金を計上するとともに、橋梁耐震化補強事業において事業進捗を図るため、費目の組替えを計上いたしております。

消費費につきましては、備品購入費において高規格救急車購入等の入札差金を減額し、教育費につきましては、中学校費において1人1台のタブレット端末の追加購入をするため、備品購入費の

増額を計上いたしております。

一方、歳入でございますが、市税につきましては、決算見込みにより法人市民税などが増となる一方で、事業者に対して適用される新型コロナウイルス感染症等に係る課税標準の特例措置により、固定資産税及び都市計画税を減額いたしております。

地方特例交付金につきましては、市税における新型コロナウイルス感染症等に係る課税標準の特例措置による減収補填分として、感染症対策地方税減収補てん特別交付金を新たに計上いたし、地方交付税につきましては、普通交付税の交付決定額により増額をいたしております。

国庫支出金につきましては、介護給付費等の増加に伴い、障がい者自立支援給付費負担金を増額するほか、新型コロナウイルス感染症対策の補助限度額の変更などにより、保育対策総合支援事業費補助金を減額いたしております。

県支出金につきましては、国庫支出金に準じて障がい者自立支援給付費負担金を増額するほか、補助金の追加交付により、畜産施設等整備事業費補助金を増額計上いたしております。

寄附金につきましては、急傾斜地崩壊対策事業における受益者負担相当額の寄附金を計上し、繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整により、財政調整基金からの繰入金を減額いたしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金を全額計上し、市債につきましては、発行可能額の決定により臨時財政対策債を減額するほか、土木債において緊急自然災害防止対策事業債を増額いたしております。

次に、議案第93号令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ2億1,492万5,000円を追加し、補正後の予算総額を46億2,582万5,000円といたしております。

主な補正内容は、執行見込みにより療養給付費を増額するとともに、過年度県支出金返還金を計上するほか、令和2年度決算における剰余金について、基金への積立金を計上いたしております。

また、債務負担行為補正として、健康づくりのてびき発行事業など2事業を追加いたしております。

次に、議案第94号令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ2,428万9,000円を追加し、補正後の予算総額を10億6,438万9,000円といたしております。

主な補正内容は、保険料収入見込みの増による後期高齢者医療広域連合納付金の増額及び令和2年度決算の精算に伴う一般会計繰出金を計上いたしております。

以上が今回提案いたしました一般会計補正予算及び特別会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第95号市道路線の認定についてでございますが、開発行により設置された新規路線である川合49号線の路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和3年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

それでは、まず議案第92号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について補足説明をさせていただきます。

まず最初に、4ページをご覧ください。

上段の第2表 繰越明許費補正でございますが、急傾斜地崩壊対策事業など、事業進捗等により年度内完成が見込めないことから6事業を追加いたしました。

次の第3表 債務負担行為補正でございますが、令和4年度からの契約事業者の選定等を行うため、電話健康相談業務委託料など4事業を追加し、契約額の確定により固定資産システム評価業務委託料など2事業について限度額の変更をいたしました。

次の第4表 地方債補正でございますが、急傾斜地崩壊対策事業等に係る緊急自然災害防止対策事業を追加し、普通交付税の算定に伴い発行可能額が決定いたしました臨時財政対策など4事業について限度額を変更いたしました。

次に、予算に関する説明書の歳出から、説明欄をご覧くださいながら順次説明をいたします。

今回の補正予算におきましては、令和2年度の扶助費等に係る国県支出金の精算に伴い、歳出で返還金を各費目に計上いたしております。また、特殊勤務手当や退職者の増加による退職手当の補正につきましても歳出の各費目で行っておりますが、個々の説明は省略させていただき、まず給与費明細書においてご説明をいたします。

54ページをお願いいたします。

中段、アの会計年度任用職員以外の職員、正規職員分でございますが、給料につきましても、全体といたしましては今回の補正はございません。また、職員手当4,166万9,000円の増額につきましても、特殊勤務手当及び退職手当の増額を計上いたしました。

次の55ページ上段、イでございますが、会計年度任用職員でございますが、報酬1,779万4,000円の増額につきましても、障がい児保育に係る加配職員の補充等に伴い増額し、また共済費600万円につきましても、労働保険の制度改正等により増額をいたしました。

次に、歳出でございますが、お戻りをいただきまして、23ページをご覧ください。

上段の第2款総務費、市民活動応援事業206万5,000円の減額、その下の地域まちづくり協議会支援事業475万6,000円の減額につきましても、それぞれ実績に基づき減額するもので、その下のブロック塀等撤去支援事業100万円は、申込件数の増加により増額いたしました。

次に、27ページをお願いいたします。

上段の第3款民生費、障がい者支援事業の自立支援事業6,600万円及び、33ページ中段の心身障がい児支援事業の自立支援事業4,968万円につきましても、それぞれ介護給付費等の増加に伴い増額をいたしました。

戻っていただきまして、27ページ下段の老人福祉費の一般事業1,123万円につきましても、認知症高齢者グループホームの施設改修等に対する補助金及び交付金を計上いたしました。

次に、31ページをお願いいたします。

31ページ上段の福祉医療費助成事業2,315万円につきましては、医療費の増加により増額するもので、中段の放課後児童クラブ運営費のうち放課後児童健全育成事業補助金1,120万円につきましては、新たに開設を予定している民設民営の放課後児童クラブ2施設に対する開設費補助金を計上いたしました。

次に、37ページをご覧ください。

下段の第4款衛生費、溶融処理施設管理費の施設管理費1,140万円につきましては、溶融処理施設で使用するコークスの価格高騰に伴い、消耗品費を増額いたしました。

次に、39ページをお願いいたします。

中段の第6款農林水産業費、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業878万6,000円につきましては、新豚舎整備に係る事業費の増額によりまして県補助金の追加交付がありましたことから、事業者に交付する補助金を増額いたしました。

次に、41ページでございます。

上段の第7款商工費、地域生活交通再編事業218万9,000円につきましては、乗合タクシーの利用者の増加により運行委託料を増額いたしました。

中段の第8款土木費、急傾斜地崩壊対策事業1,300万円につきましては、県営の急傾斜地崩壊対策事業の事業費の決定に伴い、市が負担する負担金を計上するほか、次の43ページの中段、耐震化補強事業では、橋梁耐震化補強事業において事業進捗を図るため、委託料から工事請負費への組替えを計上いたしております。

次に、47ページをお願いいたします。

上段の第9款消防費、車両整備費の備品購入費98万円の減額及びその下の575万2,000円の減額につきましては、消防団車両及び高規格救急車の入札差金を計上いたしました。

次に、49ページをお願いいたします。

中段の第10款教育費、情報教育推進事業499万9,000円につきましては、中学校において来年度以降の生徒数の増加が見込まれるため、生徒に1人1台配付しているタブレット端末を追加購入するため、備品購入費を計上いたしました。

続きまして、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

お戻りをいただきまして、11ページをお願いいたします。

第1款市税でございますが、市税合計で1億600万円を減額いたしました。

まず上段の第1項市民税の個人の所得割1,600万円の減額でございますが、コロナ禍による平均所得の減少により減額し、法人税割7,000万円につきましては、決算見込みにより増額いたしました。

中段の第2項固定資産税、家屋5,000万円の減額及び償却資産8,300万円の減額、それから13ページ上段の第7項都市計画税の家屋1,200万円の減額につきましては、中小事業者等に対して適用される新型コロナウイルス感染症等に係る課税標準の特例措置などにより減収となることから減額をいたしました。

次に、中段の第10款地方特例交付金、感染症対策地方税減収補てん特別交付金1億800万円につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る課税標準の特例措置による減収補填分として

新たに計上をいたしました。

次に、第11款地方交付税1億8,395万2,000円につきましては、普通交付税の交付決定額により増額いたしました。

その下段の第15款国庫支出金、障がい者自立支援給付費負担金5,784万円につきましては、支援事業費の増加により増額し、15ページ上段の保育対策総合支援事業費補助金2,165万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の補助限度額の変更等により減額をいたしました。

中段の第16款県支出金、障がい者自立支援給付費負担金2,892万円につきましては、国庫支出金に準じて計上し、17ページ上段の畜産施設等整備事業費補助金878万6,000円につきましては、補助金の追加交付により増額計上をいたしました。

中段の第18款寄附金、急傾斜地崩壊対策事業費寄附金650万円につきましては、県営事業における受益者負担相当額の寄附金を計上し、その下段の第19款繰入金、財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整により3,206万8,000円を減額いたしました。

次に、19ページをお願いいたします。

中段の第20款繰越金につきましては、今回の補正財源として前年度繰越金2億6,252万8,000円を全額計上し、下段の第22款市債、臨時財政対策債2億2,330万円の減額につきましては、普通交付税の算定に伴い発行可能額が決定したことから減額するほか、急傾斜地崩壊対策事業等の財源に充てるため、緊急自然災害防止対策事業債1,210万円を計上いたしました。

続きまして、議案第93号令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

60ページをお願いいたします。

下段の第2表 債務負担行為補正でございますが、令和4年度からの契約事業者の選定を行うため、健康づくりのてびき発行事業など2事業を追加いたしました。

次に、67ページをお願いいたします。

歳出でございますが、上段の第2款保険給付費、一般被保険者療養給付費1億3,711万1,000円につきましては、執行見込みにより増額いたしました。

中段の第6款諸支出金、その他償還金3,181万4,000円につきましては、令和2年度国民健康保険保険給付費等交付金の精算に係る県への返還金を計上いたしました。

下段の国民健康保険事業運営基金4,600万円につきましては、令和2年度決算における剰余金の一部を基金へ積み立てるため計上いたしました。

次に、歳入でございますが、65ページにお戻りいただきたいと思っております。

65ページ上段の第3款県支出金、普通交付金1億3,711万1,000円につきましては、歳出の保険給付費の執行見込みにより増額をいたしました。

中段の第7款繰越金、前年度繰越金7,781万4,000円につきましては、前年度繰越金の全額を計上いたしました。

続きまして、議案第94号令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

77ページをお願いいたします。

歳出でございますが、中段の第2款後期高齢者医療広域連合納付金1,314万円につきましては、保険料収入見込みの増による広域連合への納付金を計上し、下段の第3款諸支出金、一般会計繰出金1,073万6,000円につきましては、前年度繰越金を財源として、前年度決算の精算に伴う一般会計への繰出金を計上いたしました。

次に、歳入でございますが、戻っていただきまして、75ページをお願いいたします。

上段の第1款後期高齢者医療保険料の合計1,314万円につきましては、保険料収入見込みにより増額し、下段の第5款繰越金につきましては、前年度繰越金の全額である1,073万6,000円を計上いたしました。

以上で一般会計及び特別会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

続いてお諮りします。

明日27日から12月6日までの10日間は、議案精査のため休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

明日27日から12月6日までの10日間は、休会することに決定しました。

次の会議は12月7日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（午前11時51分 散会）

令和 3 年 1 2 月 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

令和3年12月7日（火）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 上程各案に対する質疑

議案第84号 亀山市文化芸術基本条例の制定について

議案第85号 亀山市行政組織条例の一部改正について

議案第86号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第87号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第88号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第89号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

議案第90号 亀山市農業集落排水処理施設条例等の一部改正について

議案第91号 亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第92号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

議案第93号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第94号 令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第95号 市道路線の認定について

第 3 請願第 5号 シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援を求める請願書

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	青木正彦君
健康福祉部長	小林恵太君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	服部政徳君	危機管理監	豊田達也君
総合政策部次長	田中直樹君	生活文化部次長兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	産業建設部次長	亀淵輝男君
総合政策部参事	原田和伸君	産業建設部参事	田所学君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	櫻井伸仁君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	渡邊靖文	書記	新山さおり
書記	西口幸伸		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（中崎孝彦君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますので、ご覧おきください。

次に、日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑は、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意いただくとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

11番 鈴木達夫議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

おはようございます。大樹の鈴木達夫でございます。

混沌とした一年も、はや、もう12月を迎えました。一日も早く快活で彩りのある日常に戻るよう期待しまして議案質疑をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第85号亀山市行政組織条例の一部改正についての質疑をさせていただきます。

行政組織の改編、変更については、私は基本的には市長の市政運営があるいは行政運営がスムーズに行く、やりやすいと言ったらちょっとあれですけども、効率のよい組織にさせていただくということ。ただし、それをもって市民サービスがどう向上して、そして総合計画、各種計画を着実に進捗すると。またもう一つは、その組織変更が市民の方々にも分かりやすく理解をしやすい、そんな機構改編であるかということを確認したく質疑をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、私は質疑のトップバッターですので、今回の組織変更の基本的な考え方を市民の方にも分かりやすくご説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

11番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総合政策部参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

おはようございます。

まず最初の組織・機構改革の基本的な考え方でございますが、本市の組織・機構につきましては、第2次亀山市総合計画に掲げた施策を着実に推進する組織・機構とするとともに、それまでの部・室制の課題でございました職員のマネジメント能力を育成・強化する仕組みを構築するため、平成30年度に部・課・グループの3層体制といたしました。その後、4年が経過しようとする中で各施策の推進を図るとともに、3層体制において中間層であるグループリーダーのマネジメント能力の育成・強化につきましては、着実にその能力を身につけてきており、管理職になる前の段階において一定の人材育成につながってきております。しかしながら、4年間の組織・機構を検証する中で見えてきた課題がございますことから、これらを解決するため今回組織・機構のさらなる改革を実施するものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

4年前に部・室という二層体制であったものを部・課・グループの3層体制にしたと。今の答弁で、中間層であるグループリーダーのマネジメント能力の育成・強化は着実に図れた。部・課・グループの中間層って課長じゃないのかなあと思ったりね。それはいいんですけども、この件については4番目の中でもう一度質疑をします。

今答弁の中で最後に、4年間の組織を検証する中で見えてきた課題を解決する組織にするということですけども、それでは現行の組織・機構の課題、どんな課題があるか、どんな認識をしているか答弁を願います。

○議長（中崎孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

現行の組織・機構につきましては、これまで継続的に検証をしておりますが、その中で見えてきた課題が3点ございます。

まず1点目は、総合政策部や産業建設部など大規模な部では、部内の業務連携について一定の効果がございましたが、部長の責任において所管する事務が広範囲なため、事務の効率化について改善すべき点があること。

2点目といたしまして、DX推進やリニア市内停車駅の誘致が現実味を帯びてきてまいりましたので、交通政策を総合的に推進していく必要性など様々な環境変化が起こる中で、迅速に対応できる部署が必要不可欠になってきたこと。

それと3点目につきましては、部署によっては、より一層意思決定の迅速化が望ましいという課題がございました。

以上、3点でございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

大規模部のスリム化、事業の効率化ということと、DX、あるいはリニアですね。こういう環境変化の中で迅速に対応すべき部署が急務であると。それから、同じように一層の意思決定の迅速化ということですが、それでは1番目の大規模部の廃止、いわゆるスリム化ですね。具体的に今ちょっと総合政策部と産業建設部だというような答弁があったけど、具体的な部と、どんな理由でどのように再編をするつもりか答弁願います。

○議長（中崎孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

組織見直しの具体的な内容でございますけれども、今回の組織・機構改革につきましては、課題を検証する中でこれらを解決するとともに、第2次総合計画に掲げる各施策を着実に推進し、市民サービスが向上する組織へさらに発展することを目指しております。

具体的には先ほどお触れいただきました1点目として、組織のスリム化を図り、迅速かつ的確な施策推進体制を構築し、第2次総合計画に掲げる施策事業を着実に推進する。

それと2つ目といたしまして、現在の様々な行政課題及び緊急課題に対応するため、タスクフォースの設置などにより市民サービスの向上につながる組織とする。

3点目といたしまして、より一層スピード感のある業務遂行が可能な組織とするものでございます。

その見直しの内容といたしましては、大規模な部につきましては、再編によりまして部内の所属職員数を50人までのスリムな体制とすることとし、政策部門と財政部門の相互牽制を図るため、総合政策部を政策部と総務財政部に再編いたします。

また、現在は産業建設部の所管でございますが、地域公共交通を政策部の所管といたします。

生活文化部につきましては、環境部門を分離し、新たに市民文化部といたします。

さらに産業建設部につきましては、産業部門と建設部門を分け、脱炭素社会の実現を目指すため、産業部門と環境部門を統合した産業環境部を置き、建設部門を所管する建設部を置くことといたし

ます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

大規模部の廃止、スリム化の中で、この総合政策部について総合政策部長ではお答えにくいと思います。市長にお願いしたいんですけども、私は4年前に政策と財政が一体になることがより総合的にスピーディーに総合計画と各種計画が展開できるんだということで、当時もいろいろ議論があったと思うんですね。大き過ぎるんじゃないのかと。財政と人事あるいは財政を分けるべきだという議論もありました。そういう中で、今回は政策と財政は相互に牽制すべきであるというようなことが、それは分けるべきだということですね。この辺の整理を市長、どう図ったのか、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

総合政策部の分割の背景、理由についてでございましたが、平成30年度の組織・機構の再編におきましては、その前年度平成29年度にスタートいたしました第2次総合計画を着実に進めていくために、政策部門と財政部門がよりしっかりした連携強化、緊密に連動することによって強力な政策推進並びに行政経営につなげていこうとする考え方の下に総合政策部を編成したものでございます。その後、4年が経過いたしますけれども、この間におきましては、総合政策部内において緊密に連携が図られて、政策の推進と財政の健全化との両立を一定図ることができたものと認識をいたしておるところでございます。

しかしながら、先ほどご答弁をさせていただいた様々な検証の中での課題も含めまして、さらに現下のコロナ禍におきまして急激に進展するデジタル社会への変革をはじめとする社会環境の変化の一方、ご案内の市税収入の減少など依然として続く厳しい財政状況を鑑みますと、政策を推進する政策部門と歳入歳出を所管する財政部門が、よりその専門性を高めることによりまして相互牽制を図ってバランスの取れた行政経営を進めていくことが極めて重要になってきておるものと認識をいたしておりまして、そういう考え方にに基づき、今般、政策部と総務財政部に再編するものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

私はちょっとよく分からないんですけども、前回4年前は、第2次総合計画がスタートして間近な期間であるからということもあって、強力な政策推進のために総合政策部にしたんだと。今回はデジタル変革等、あるいは税収の減収等という言葉が出ましたね。これから、厳しい財政環境の中では今政策部門と財政部門が相互牽制するのが好ましいという、ちょっとまだ分かりにくいんですけども。

それでは、この質問を用意しました。政策部として展開しようとする施策、事業があっても財政

的な制限の中では政策の廃止やあるいは縮小もせざるを得ないこともあるということによろしいんでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

各施策並びに事業を展開していくという上では、もうこれは申し上げるまでもなく、財政的な裏づけがなければ、それは実現をしないというのは当然のことでございますので、これまでにおきましても、状況の変化、環境の変化に応じまして事業を見直してきたものは多々ございます。

古くは、例えば自然公園の白紙化でありますとか、和賀白川線なんかの事業手法の抜本的な見直しでありますとか、これは状況の変化等々の中で政策判断をさせていただいたものでございます。将来にわたりまして持続可能な行政経営を進めていくためには、市財政を考慮いたしますと政策面と財政面の相互牽制が極めて重要と、これは今までもそうですし今後もそうなんですが、よりそのそれぞれの専門性を高めた上でこれが達成することがより求められておるという認識をいたしております。

したがって、今議員ご指摘の環境の変化の中で政策的要素の強い主要事業などにつきましても、その立案時点におきまして十分配慮はしておるものではございますけれども、財政も含めまして想定外の状況の変化につきましては、その時々を将来を見据えた中での適切な判断をすることは当然必要であるというふうに考えておるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

私は、ここでポイントを1つしっかり押さえておきたいと思うんですよ。明日も私、一般質問の中で総合計画の質問をしますが、今の答弁ですと、計画策定や政策実現には財政環境あるいは財源の裏づけが極めて重要であるという、今答弁をいただきましたので、明日これ総合計画の中で、一般質問でやらせていただきたいと思います。

次に、現行の生活文化部の中に環境部門が位置づけられていたのを、今回の提案でまた産業のほうへ戻す、産業環境部という形に戻る。当時も4年前も、この生活文化部に環境部門が入ることについて議会でも一定の違和感というのか、ありまして、私はどちらかというと総合計画の5つの大綱の中で大綱と機構というのは併せるべきだという考えがあったものですから、市民生活に最も近いごみ処理を中心とした環境部門がこの市民文化部に入ることについては、ある意味一定の評価をさせていただいていたんです。それで私は、答弁の中で脱炭素社会の実現を、資料にもあったんですけど、目指すため環境部門を産業部門に入れたという、ちょっと大きく構え過ぎだというのか、かこつけがましい感が出たんです。どのような互換性があるのか説明をいただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

今回、環境部門を生活文化部から分けて産業環境部とする理由でございますけれども、先ほど申し上げましたように脱炭素社会の実現を目指すためということなんですけれども、生活文化部から

環境部門を分離することにつきましては、社会全体が環境部門の重要性といたしますか、社会全体が低炭素から脱炭素へと変化していく中、市としましてもこの脱炭素社会の実現を目指していく必要があるということもありまして、官民一体となった活動や企業との連携による実践、こういったものが大変重要になると考えておりますことから、今回産業部門と環境部門を統合し、産業環境部を置くことといたしたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

質疑で今意見を言ったらいかんと言うから、感想というかコメント、意見みたいなものですが、言わせてもらいます。

確かに、低炭素社会から脱炭素と急激に変わってきたことは分かります。そんな中で、官民一体の活動とか企業連携による実践ということですが、私は民間と行政を比較したら、その意識とか実践に関してははるかに民間のほうが上回る。むしろ官民一体とか企業連携、盛んによく言われるんですが、実際的に官民一体型、企業連携はなかなか進んでいないのが、私今の現状だと思うんです。むしろやはり官民一体、その仕組みづくりみたいなものが、どういうふうにつくっていくかということのほうが私は肝腎だなあという感想を持ちました。

この後、いろいろ質疑を用意したんですけども、やはり質疑の範囲を超えてしまう心配もあるんです。例えばスポーツ推進グループの所管がなぜ健康福祉部なのか。私、決して否定的ではないですよ。タスクフォースという言葉が出たんですけども、この設置の意義と運用方法みたいな、こんなのも疑問に思っているんですけど、1つだけお許しを願って、この交通政策グループ、これがどちらかというの特出的に政策部の所管になるんです。この辺だけちょっと答弁を願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

新組織の政策部に地域公共交通に関する事項を所管いたします今現在交通政策グループとしておりますけれども、これを設置する理由といたしましては、リニア市内停車駅の誘致が新たな局面を迎える中で、市としましても積極的に施策推進を図るためにも他の部局との連携強化が必要となってくる。それと地域公共交通政策を総合的に推進し、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を図り、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指すためには、地域公共交通施策を政策的に取り組んでいく必要があると考えたことによるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

交通政策グループの所管がリニア推進と地域公共交通となっているんですけども、もちろんこれは長期的には大きな関わりを持つ重要な視点だと私は思います。総合計画の市民アンケートの中では重要度が高く満足度が極めて低い市民サービスが、やはり鉄道を中心とした交通政策なんですね。これはもう喫緊の課題なんです。今も乗合タクシーをはじめ、進捗は進んで非常にまあまあや

ってくれているなという、僕は印象を持っているんですね。それで当然もうすぐに地域公共交通計画も更新される時期で、これも喫緊の課題だと思うんですけどもね。

一方で、リニアに関してはスーパーメガリージョン、巨大都市圏形成ですね。1時間で結ばれる東京・大阪圏は6,500万人の巨大都市が生まれるというものなんですけれども、これはあまりにもこちらは長期的過ぎる、将来関連は持たなければいけないけれども長期的です。

この2つをあたかも特出しして市長直属の政策部の中に入れると。私はどうも表現はあれだけど、何か一つの将来の空中戦と本当に今喫緊の課題の空中戦と地べた論をごっちゃにしたような僕は感じてならないんです。その意味で、この2つ、リニアの関係と本当に喫緊に対応しなければならない地域の交通、これらがしばらくは結びつかないではないかと。そういう意見に対して提案者はどうお考えか聞きたいと思います。確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

地域公共交通政策とリニアの開業が併せて喫緊の課題とするのは早いのではないかということだと思うんですけども、リニア中央新幹線の名古屋以西の整備につきましては、事業主体によりまず環境影響評価手続が進められ、令和5年頃には概略の駅位置が公表される見通しとなっております。そのようなことから、県期成同盟会におきまして県内駅位置候補に決定された本市といたしましては、今後、県との連携を強化しつつ、リニア駅を生かしたまちづくりを積極的に推進していく必要がございます。

そういった中で、リニア市内停車駅の利用促進とさらなる交流の促進に向けまして市内のリニア駅と鉄道やバスなど地域公共交通との連携構築など、総合的な交通政策を講じていく必要がございますので、適時的に組織対応を図ろうといたすものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

コメントを。やっぱりリニア市内停車駅利用促進、そういう部門と喫緊のバスあるいは今の乗合タクシー、のりかめさん、これを喫緊の、ちょっと無理やりくっつけるのは僕は首をかしげたいと思います。

それで、次の質疑は、交通政策を喫緊の政策対応が必要ということなんですけれども、私はほかにもこれは喫緊にやらなければいけないものってあると思う。いわゆる政策部として取り扱う、所管にすべきだという部署があると思うんです。例えばもう、すぐさま立地適正化計画の変更が来年あるんですね。それに基づいてまた都市マスタープランを決める。あるいは、これ辺りは総合計画基本構想の5つの大綱と並んで本当に主幹をなす都市空間形成の方針の中に入っているんです。これらを建設部が所管をするんです。これこそが政策部が所管するべきだと思ったり、あるいは健康都市政策、これ言ってみれば、市長の一丁目一番地の僕は政策だと思うんですよ。あるいは先の見えない全く見えていない新庁舎の建設、これらを早急に政策部の中に位置づけて地域公共交通と並んで、あるいはそれ以上にやはりやるべきではなかったかという意見に対してどうお考えか。

○議長（中崎孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

立地適正化計画や健康都市政策、それと新庁舎建設など、それもそれぞれ政策上、優先的に進められる施策事業ではございますが、全ての部門を政策部に統合することは現実的ではございませんでして、これまでからも、それぞれ所管部におきまして鋭意取り組んでいるところでございます。今後も、政策部の総合調整の下、所管部において推進することと判断したところでございます。

なお、健康都市政策については、さらに施策事業を推進するため、スポーツ関係事務を健康福祉部の所管といたしまして、健康福祉部には健康政策を中心に進める健康政策課を設置する予定でもございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

いま一つ、リニアという大きな言葉に政策判断が少し負けてしまっている、隠れてしまっているのではないかなという感想を持ちました。

それでは最後に、組織の3層体制ということについてお聞きします。

ここでは、冒頭言わせていただいたように、組織改編というのは市民にも分かりやすく、理解されやすくという視点で質疑をするんですけども、前段では、3層体制ではグループリーダーよりも課長のマネジメント能力が本当は試されたんじゃないですかということをしるし上げたんですけども、今後同じように部・課・グループの3層体制を維持していくという提案の中で、グループ、組織について質疑をお許し願ってさせていただきたい。

私は、グループという言葉、あるいはグループリーダーという名称、極めて内向きの、あるいは庁内的あるいは仲間のみみたいな、外を向いていないんじゃないかと、市民に向いていないんじゃないかという視点で質疑したいんですけども、昔は、この辺は係長とか、何とか係という役職だったと思うんですよ。余談ですけど、私の家庭も、世帯主は私です。それからいわゆる家長ですよ。だけどグループリーダーはうちの家内なんです。これは家庭の問題ですけども、私は何を言いたいかというと、これもいいんですけど、市役所というのは公的で責任の所在をしっかりと明らかにすると、そういう責任があると思うんです。古い感覚と思われると思いますが。

例えば高齢者支援グループ、高齢者支援係、農林政策グループ、農林政策係、あるいは係長、私は市民の方には責任の所在もやはり重さも僕は違うと思うんです。3層体制の維持という中であって、こんな議論が出たか。グループあるいはグループ長を何とか係、係長というような改編も必要ではないかという議論があったかということだけお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

今回の組織・機構の改革では3層体制を継続することといたしておりますが、グループリーダーにつきましては、課長の指揮監督を受け、グループの分掌事務の適正な進行管理及び改善を行うこと、グループ内のコミュニケーションの活性化に努め、情報の共有化を図ること。それと課内グループとの連絡協力及び調整を行うことになっております。そういったことで、常日頃からブレイン

グマネジャーであるということを意識づけまして、この4年間マネジメント能力を着実に身につけてきております。

このようなことから3層体制は維持いたしますが、グループリーダーの名称につきましては、この4年間で市民の皆様をはじめ庁内外におきまして一定定着してきておりますことから、改称をするという議論はございませんでした。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

今の答弁ですけれども、グループリーダーというのは4年間の間に市民の方にも定着したんだと、庁内議論もなかったということなんですけれども、市民にその職域、職のあるいは責任を明確にすべきグループ、グループリーダーを前段の基本的な考え方の中で、管理職になる前の人材育成の位置づけなんです。これらはやはり庁内の過ぎる、内向き、市民向けではないんじゃないかという感想を持たせていただきました。

以上、様々に確認をさせていただきました。議案質疑を終わります。

○議長（中崎孝彦君）

11番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

次に、13番 伊藤彦太郎議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして議案質疑のほうをさせていただきます。

今回、議案第84号の亀山市文化芸術基本条例の制定についてということと、議案第91号の亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、通告させていただいておりますので、質疑をさせていただきます。

まずは、議案第84号の亀山市文化芸術基本条例の制定についてです。

1番としまして、条例制定の考え方についてということを書かせていただいております。

まず（1）ですけれども、背景及び趣旨についてということで書かせていただいております。これにつきまして、頂いた資料の条例制定・改廃の背景及び趣旨の中では、制定・改廃の背景と趣旨としまして、亀山市では、亀山市まちづくり基本条例において、まちづくりの基本原則として歴史尊重及び文化振興の原則を定めています。また、亀山市文化振興ビジョンにおいては、文化芸術に関する施策を推進していく上で必要なものとして亀山市文化振興条例（仮称）の制定を明記していますとあります。これにつきまして、一応、まちづくり基本条例と文化振興ビジョン、この2つを根拠に上げられておるんですけれども、これ記述なんですけれども、まちづくり基本条例のほうが先に来ていまして、後のほうに文化振興ビジョンのほうに記述されておると。一般的には、多分これ直接的な根拠としては法律にも関係する文化振興ビジョンのほうを先に記述することが多いと思うんですけれども、このまちづくり基本条例のほうを先に記述したことについて、何か特別の意図があるのかどうか、この点につきましてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

辻村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

おはようございます。

議員からのご質問で特別の意図があるのかといったご質問をいただきました。

はっきり言って特に特別な意図があったわけではございません。あくまでも、まちづくり基本条例は、まちづくりの基礎となる最も基本となる条例でございます。その条例の基本原則に、まちづくりに当たっては歴史の尊重及び文化の振興に努めなければならないということが規定をされております。そういった意味合いから、やはりまずまちづくり全体の市の姿勢を示した上で、それがあって次に文化振興ビジョンを策定したという意味合いで、結果的に時系列の関係もございしますが、このような結果となっております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

特別な意図はないんだということは確認させていただきました。

その中で、ちょっとそれにも絡むんですけど、2番の名称についてというところに移らせていただきたいんですけども、先ほども言いましたけれども、仮称ではあるんですけども、文化振興ビジョンでは文化振興条例という名称で設定していた。これが今回、文化芸術基本条例という名称となりました。このまちづくり基本条例という話、先ほども出ていましたけれども、この第18条に歴史尊重の原則及び文化振興とありまして、まちづくりに当たっては、歴史の尊重及び文化の振興に努めなければならないとありまして、ホームページとかにも出ていますけれども、そのいわゆる逐条解説といわれるそのまちづくり基本条例の解説の中では、この第18条では、亀山市のまちづくりの基本原則として、歴史尊重及び文化振興の原則を定めていますとありまして、亀山市には東海道をはじめとする旧街道と3つの宿場町、さらに城下町などの歴史遺産が数多くあります。ここでは亀山市のまちづくりの共通の決まりとして、こうした歴史遺産を資産としてまちづくりに生かすとともに、これまでに培ってきた文化をさらに振興することと定めていますとありまして、またさらには、歴史まちづくり法の趣旨に沿って亀山市固有の歴史的風致の維持と向上に努めることもまちづくりの大切な要素となりますとあります。

ちょっと私、6月議会のときにこの文化振興条例とか、こういったことを聞かせていただく中で文化財というのも文化に入るのかというような意味でお聞きしまして、そのときは入るということであったんで、今回もその定義が条例中に書いてありますけれども、文化芸術の中にこの文化財も含まれていまして、やはり、ちゃんとこの文化財とかも含めた文化芸術というのを設定されているんやろうなということは分かるんですけども、一方で、あまり芸術という言葉が、まちづくり基本条例とか文化振興ビジョンの中には出てはいたけれど、あまり出てきていなかった部分があります。

そんな中で、今回その名称の変更という意味では文化を文化芸術と替えた。もう一つ、振興条例の振興を基本条例の基本に替えたとありますけれども、この名称の変更、これも先ほどと一緒ですけども、何かこの理由があるのか、何か特別な意味があるのか、この点について確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

文化芸術基本条例という名称にした理由でございますが、平成29年に文化芸術振興基本法が一部改正されまして、その際に文化芸術基本法となつて、そこで振興が削除されております。これにつきましては、文化芸術そのものの振興に加えまして、観光とか、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込まれました。このことから、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが趣旨とされまして、振興の2文字が外されましたことから、条例の名称につきましても、振興の2文字を使用せず、文化芸術基本条例としたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

国の法改正とかもあって定義づけとか幅広い分野にというような、そういうふうな意味合いのこともあって、特に振興という言葉が外されたとか、こういった話ではありました。これに市も合わすような形になった、その辺はよく理解できるんですけども、こういうときに1つ気になったのが、文化をさらに文化芸術というふうに、芸術をさらに強化した。これはええことなんですけれども、だけど、今まで振興としていたのを基本条例のこの基本というふうにしてしまうと、今まで、どうもこれは理念条例になってしまうんじゃないのかというような、そういう話があったと思うんですね。その理念条例でちょっと実効性が欠けてしまうんじゃないかという、どうしてもそんなような懸念が、単に名称から受ける印象ではあるんですけどもそんな話がありまして、ただ一方で、文化芸術基本条例の目的のところ、推進という言葉が使われるようになっております。振興という言葉、まちづくり基本条例とかにもうたわわてはありましたけれども、法的な意味も変わっているとありますけれども、この振興という言葉が推進に替えた、この推進という言葉がさらにその振興よりもより能動的な意味と捉えてもいいのかというふうなところが気になったんですけども、この点は、そういう意味と捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

議員のご指摘がございましたとおり、本条例の目的におきまして、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するということとしてしております。この振興という意味合いにつきましては、例えば盛んにするとか広げるといった意味合いがあろうかと思っております。一方で推進につきましては、より前へ進めていこうという意味合いがあろうかと考えております。

今回の条例案におきましては、当然振興はもちろんでございますが、これまで培ってきた文化政策をより前へ進めるために、実効性を確保することとしております。その先ほどもご指摘のありました実効性という点につきましては、今回条例の第6条で文化芸術基本法に規定する地方文化芸術推進基本計画を広く市民の方々のご意見を聞き策定をしております。また条例第16条では、当該計画を推進するための体制整備として文化芸術推進審議会を設置することとし、政策の実効性を担保しているところでもございます。

なお、現在条例に定める施策の実現に向けて具体的に取り組む亀山市文化芸術推進基本計画の策定作業を進めておりました、これらによりまして、より前へ進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

文化という、はっきり言って市長の一つの公約やったと思っております。そんな中で以前から、源流域とかもそうやったと思います。文化財に関しては関まちなみ保存とかもありますけれども、ただそういった形ではいただいておりますけれども、一方で、文化財やったらほかの地域の文化財がなかなかあまり政策的に手厚い部分がなかった。歴まち法の歴史的風致維持向上計画のほうでのカバーもありますけれども、やはりまだ外れている部分がある。一方で、文化芸術のほうも確かにまだ実効性という意味ではやはり欠けている部分もあると思いますので、その辺がこの条例によってちょっとでも実効性が増えることを願いまして、次に移らせていただきます。

次は、議案第91号の亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてなんですけれども、農業集落排水事業特別会計の廃止についてということで通告させていただいております。

これも先ほどと同じく、条例制定・改廃の背景及び趣旨というこの資料によると、その他の項目に、これは基本的に企業会計化にするという国の動きに合わせたようなものだというところではあるんですけど、農業集落排水事業特別会計は廃止すると書かれています。廃止してどうするのというのがちょっと書いていなかったもので、その点をお聞きしたいわけです。

まず、この農業集落排水事業特別会計廃止後の対応ということで、この農集の排水事業の特別会計の廃止した後、これはどういうふうにするのか。独自の企業会計を新たに立ち上げるのか。あるいは違う形を取られるのか、その点をまず確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部上下水道部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

おはようございます。

市の下水道事業のうち、公共下水道事業につきましては平成27年度から地方公営企業法の財務適用等を適用しており、農業集落排水事業特別会計につきましても、平成31年1月に国より公営企業会計の適用のさらなる推進についてと通知がございました。市の人口が3万人以上の農業集落排水事業は、令和5年度までに地方公営企業法を適用することとされております。

今回の条例改正は、企業会計が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、公営企業の資産を含む経営状況を明確化し、比較分析を行った上で経営計画の策定等を通じて経営基盤の強化を図るという国の意向を踏まえ、既に法の財務適用等を適用している公共下水道事業と新たに法の財務規定を適用する農業集落排水事業を合わせて法の規定に基づき設置する下水道事業とするものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

すみません。ちょっといろいろ説明していただいたんですけども、農集の事業をこれは独立させるのか、あるいは従来の公共下水の企業会計に組み込むのか、その辺の話だと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。もう一回確認させてください。

○議長（中崎孝彦君）

服部部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

この条例改正により、農業集落排水事業特別会計は廃止します。地方公営企業法の財務規定等を適用させ、公営企業会計に移行するものでございます。農業集落排水事業を廃止するものではなく、公共下水道事業と農業集落排水事業の会計を合わせて下水道事業会計とし、予算の管理については、公共下水道事業と農業集落排水事業それぞれ区分けして管理してまいります。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

分かりました。

会計は一本化して予算管理としまして、事業としては別々の事業として区分けをして管理するということです。これにつきまして、一応公共下水道事業は一本化するということなんですけど、ただ農集を企業会計化するというのもそう簡単な話ではないとは思っております。実際、今回はこういうふうな一連の動き、絶対今やないとあかんのかとか、令和5年とかという話やったらもう少し待ってもええのかとかいろいろあるとは思んですけども、まずなぜ今がいいのかということと、もう一つ、やはり一本化するかどうかということ。別々でもいいんじゃないかという話もあったかと思いますが、やっぱり一本化するということと、この辺行政の手間という言い方がおかしいですけど、行政の労力とか、あるいはその行政の都合というか、こちらのほうが好ましいんやとかという、その辺も含めまして本来どちらのほうが好ましいのか、その辺ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

どうして今なのかということなんですけど、企業会計化の準備のうち固定資産台帳の整備には多大な時間を要するところがございます。しかし、令和元年度に既存資料の状況、固定資産の実情把握、令和2年度には資産情報の整理ができ、この状況を鑑みて今回適用することとしたものでございます。

一本化ということなんですけど、今回、公共下水道事業と農業集落排水事業、予算は別々で区分けするわけなんですけど、公営企業にすることによって資産の減価償却という概念があることにより、損益計算を適正に把握することが可能となります。経営の問題点や事業のトータルコストも含めた将来を見据えた経営計画が図られるものと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろと質問させていただいたんですが、スムーズに行くかどうかという点については、それなりに準備を進められてきたということです。その一本化というようなことにつきましては、やはり経営計画とかを考えていく上でやっぱり一本化のほうが都合がいいんだというような感じの意味、実際にどうなのかというのはちょっと分からないんですけども、ちょっとそういうふうな部分があるのかなという感じだったんですけど、以前からも既に統合という話が出ていたと思います、こういったことにつきましては。まずやはり社会インフラとして、今後公共下水とかにしても更新の時期がどんどん訪れてくる中で、やはりある程度新たな新設というのはもういついつまでに終わらせておかなあかんみたいな話も確かにあったと思います。

その話の中で、農集同士の統合という話も出てきていますし、いずれはやはり農集と公共下水の統合という話も、これも諮っていかなあかんのと違うかという話もあったと思います。こんな中で、やはり統合という話が言われていた中で、先ほど経営化という話もありましたけれども、この統合といったことも見据えたこの会計の一本化なのかというふうに、そういうふうに理解していいのか、その点を最後に確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

将来的なことを言わせていただきますと、令和元年度に人口減少等や施設の老朽化を踏まえ、効率的な運営、更新、施設統廃合などをまとめた農業集落排水施設最適整備構想を作成しております。

この構想に基づき事業の効率化に努めるとともに、限られた予算の中で有効的に補助事業を活用して健全経営に農業集落排水事業を展開してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

公共下水との統合というよりは、まだ農集同士の統合というふうなことが先に来ているということです。ただ企業の公共下水と会計を一本化するというところで事業としては区分けをされていてということは多分そういうことなんだろうなというふうに思いますんで、どちらにしましても、その統合化という流れの中でスムーズに行きそうな気がしますけれども。

ただ、これの内容については是非とかある部分に関してはほかの議員さんが多分されるような感じですので、その方々に任せまして、私は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時55分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

会派結の森 英之でございます。

それでは、通告に従い議案質疑をさせていただきたいと思えます。

3点取り上げさせていただきます。

議案第85号亀山市行政組織条例の一部改正について、議案第89号亀山市国民健康保険条例の一部改正について、それから議案第91号亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてということで、3点させていただきます。

まず、先ほど鈴木議員からの質疑もございました亀山市行政組織条例の一部改正についてでございます。

先ほど原田参事からも答弁がございましたが、まずその部・課・グループの3層体制のこれにしたという、部・室制の二層体制から3層体制に4年前にしたということでありました。その目的というものがあったと思えますが、目的というものがここまで一定程度その人材育成等につながってきているという答弁ございました。その一定程度という、その一定というものはどういった評価をしているのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総合政策部参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

現在の部・課・グループの3層体制の目的でございますが、これは平成30年度からの体制でございますが、これの当初の目的は、第2次亀山市総合計画に掲げた施策を着実に推進する組織・機構とするとともに、それまでの部・室制の課題でもあった職員のマネジメント能力を育成・強化する仕組みを構築するため、課及びグループを置きまして新たにグループリーダーの職を設置し、組織・機構を再編いたしたところでございます。

こういった中で、特にこのグループリーダーを配置した理由でございますが、業務を推進するためのリーダー的な職が明確でないことや業務の中でマネジメント能力を養成する機会が必要という課題が見受けられましたことから、これが結果といたしましては一定の人材育成につながったものと認識いたしております。この一定の人材育成につながったものにつきまして、どういうことかということにつきましては、グループリーダーはそれぞれの役割を意識しまして、次なる管理職の前の人材育成にある程度、人材的に育ってきたということが一定というところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

マネジメント能力という言葉が何度か出てきましたけれども、確かにその次の人材育成についてはマネジメント力、育成というのは大事かと思えますが、たしか先ほどの答弁でもグループリーダーというのはプレイングマネージャーということをお答弁されていたと思えますが、一方で、やはりその役割としては現場といいますか、実際にそういった業務をする現場へ出るという、そういったことを含めてされながら、しかもマネジメント力を養いながら磨いていくという立場にあるというこ

とかと思います。したがって、その検証はしていただいておりますが、一定程度マネジメント力が育成されてきたということではなくて、プレイングマネージャーとしての役割もきちっとされているのかどうかということも、そこも含めて検証が必要じゃないかというふうに思います。

それで次の質問に移りますけれども、4年間の組織・機構を検証する中で見えてきた課題ということ、これは先ほどでも答弁ありましたけれども、もう一度お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

4年間の組織・機構を検証する中で見えてきた課題でございますが、現行の組織・機構につきましてはこれまで継続的に検証してまいりましたが、3点課題がございます。

1点目は、総合政策部や産業建設部など大規模な部では部内の業務連携について一定の効果はございましたが、部長の責任において所管する事務が広いため、事務の効率化について改善すべき点があったこと。

それと2点目でございますが、DX推進やリニア市内停車駅の誘致が現実味を帯びてまいりましたので交通政策を総合的に推進していく必要性など、様々な環境変化が起こる中で迅速に対応する部署が必要になった。

それと3点目といたしましては、部署によりましては、より一層意思決定の迅速化が望ましいという課題、以上3点でございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その課題を受けて、次の質問に移らせていただきますけど、組織のスリム化を図り、その業務の効率化を改善しということ、その具体的な取組ということでこういうことかと思っておりますけれども、もう一度そこを確認させていただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

組織のスリム化を図り、事務の効率化を改善し、施策推進体制の構築の具体的取組でございますけれども、具体的には一つとしましては、組織のスリム化を図り、迅速かつ的確な施策推進体制を構築し、第2次総合計画に掲げる施策事業を着実に推進していくこと。

2点目として、現在の様々な行政課題及び緊急課題に対応するため、タスクフォースの設置などにより市民サービスの向上につながる組織とする。

それと3点目といたしまして、より一層スピード感のある業務遂行が可能な組織とすることでございます。

見直しの内容でございますが、大規模な部につきましては再編によりまして所属職員数を50人までのスリムな体制とし、総合政策部を政策部門と財政部門の相互牽制を図るため再編いたします。

また現在は、産業建設部の所管である地域公共交通を政策部の所管といたします。それと生活文化部につきましては環境部門を分離し、新たに市民文化部といたします。さらに産業建設部につき

ましては、産業部門と建設部門に分け、脱炭素社会を目指すため産業部門と環境部門を統合した産業環境部を置きまして建設部を別途置くことといたします。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そういった部門の再編については今も答弁いただきましたし、先ほどの鈴木議員からの質疑の中でも聞かせていただいて、産業環境のところを一緒にするとか、そういったところはこの脱炭素社会というところについて考えますと、そのバランスを取る必要があるということからも、そういった点からもこの再編については理解はできますし、妥当かなというふうに思います。

ただ、50人までのスリム化ということの中で、先ほどもあった政策部のところは財政の健全化とその政策推進というところ、そこを牽制してやるということではあるんですけども、これがそのおのこの主張を固めるがために、逆に迅速な判断ができないというようなことがないのか、そういった懸念も逆にあるんじゃないかというふうに思います。そこはどのようにお考えなのかお聞かせいただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

政策部門と財政部門が別になることによって遅れることがないのかということですが、現在、総合政策部の中で連携が当然できておるんですけども、今回の組織改正におきましては、それぞれの政策と財政を牽制するということにはいたしてはおりますが、そこら辺は両部長が十分連携を取り合いながら事業を進めていくこととなると思っておりますので、それによって遅延するというふうなことはないと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ちょっと説得力のある答弁ではなかったという気がします。

結局、そのバランスというのが非常に大事ということは非常によく分かります。ですので、やはり政策判断をするに当たっては、庁議というものがあると思いますので、そこでの例えば市長、あるいは教育長、地域医療統括官なりが入ったりして、その判断というのはさらに重要になってくるんじゃないかと思っておりますけれども、今回の再編によってその目的が達するようにきちっと進めていただく必要があるんじゃないかというふうに思います。

そこで今回の改正によって組織が再編されるということなんですが、そのその所属される方の職員の方の配置ですよ。要するにどこに所属するのか。働く場所はどこなのかというところ。言うならば、市民の方でいうと窓口になるわけです。これはどうなるのかということをお聞かせいただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

今回の組織・機構の改革では、働く場所、いわゆる窓口業務につきましては大きく変更する予定はございません。しかしながら、例えば産業環境部におきましては、新たな課・グループを設置することを予定しておりますことから、これにつきましては窓口の変更を生じることとなりますが、一番は市民の皆様方にご迷惑をおかけすることがあってはなりませんので十分周知をしまいたいと考えておりました、具体的には新組織や事務内容について、3月ではございますが、市広報やホームページで発信をしていきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今までという考え方でいくとやはり集約するという、今例えばスポーツ推進のグループですと、今は関支所でありますけど、あいあいに行くというのは普通の考え方であると思うんですね。ただやはりスペースの問題もあるでしょうし、それから我々は感染症対策で学習したと思うんですね。それは必ずしも詰め込んで一緒になるというのが効率がいいのかというところ。これは当然組織の運営としてこれからまた考えなくちゃいけないところなんだと思います。

必ずしも一緒でないといけないということが今回のところで学んだところであると思いますので、そういったところを含めて組織再編については慎重に検討いただきたいんですが、今答弁いただきましたけど、市民の方のサービス向上にもつなげなくちゃいけないものなんですね、これは鈴木議員もおっしゃっていました。ですので、そこがどこの窓口に行けばいいかというのは、きちっとその説明をするなり周知をするなりという必要があると思います。もう一度その辺り、どのタイミングでどのような方法でその周知をされるのかということをもう一回確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

市民の方への周知でございますが、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、広報につきましては3月を予定しております、当然この条例の可決後でございますが3月に掲載するとともに、ホームページにも同時に掲載していきたいと思っておりますし、あと庁内の各庁舎内の表示等につきましても準備をして年明けからは準備をさせていただきます、4月には市民の方に混乱がないように進めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

市民の方が、今おっしゃっていただきましたけれども、混乱がないようにきちっと説明を重ねていただくようにそこだけはよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

議案第89号亀山市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

こちらの改正が必要となった経緯についてご答弁いただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

改正の概要、経緯でございます。国民健康保険の被保険者が産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産された場合、国民健康保険条例第4条に規定します出産一時金40万4,000円に規則で定めています産科医療補償制度の掛金に相当します金額1万6,000円を加算して42万円を支給するものでございます。

この出産一時金に加算して支給いたします産科医療補償制度の掛金が令和4年1月1日から1万6,000円から1万2,000円に4,000円引き下げることになりました。このことから出産育児一時金等の支給総額につきましても4,000円の引下げとなるところですが、国の社会保障審議会医療保険部会におきまして、少子化対策としての重要性を鑑み、支給総額42万円を維持すべきとされたところでございます。このことから、産科医療補償制度の掛金が4,000円の引下げとなりますが、支給総額42万円を維持するため、条例に規定いたします出産一時金が4,000円引上げとなり40万4,000円から40万8,000円に改められますことから、本条例を改正するものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

出産一時金というところの42万円ということを保証するといいますか、そこを変えないということだというふうに認識させていただきました。

この産科医療補償制度ということがございました。こちらの仕組みについてちょっと私も調べてはみましたが、ちょっと分かりにくいというところがありましたので、そこについてご答弁いただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

まず、この産科医療補償制度というものがどのようなものかと申しますと、分娩に関連して発生をいたしました重度の脳性麻痺のお子さんご家族の経済的負担を補償するとともに、原因分析の情報を提供することなどによりまして紛争の防止や早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とした制度でございます。この制度には三重県内の分娩機関、病院、診療所、助産院などは100%加入されているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

この産科医療補償制度については議案の資料にもございました。映していただけますでしょうか。これを見ていただいたとおり、保険者等というのが亀山市国民健康保険ということでありまして、ここから出産育児一時金等掛金が妊婦の方に支払われるということで、逆に、先ほどご答弁いただきましたけど補償というところですね。これがもしそういった脳性麻痺等が起きた場合等に支払われる補償というものがこの掛金で運営組織を通じて損害保険会社で運用して、万が一のときには支払われるという制度になっているということだと思います。

このそれぞれ、ここで私質疑のところ、妊婦と国民健康保険加入者というのは、これは一緒の方ですので、妊婦、保険会社、それから医療機関、運営機関、それぞれに対する影響はないのかということを確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

先ほど議員おっしゃっていただきました皆様方それぞれに対する影響でございますが、保険会社、医療機関、運営機関、そして保険者亀山市につきましては、手続等の変更もなく影響もないところでございます。しかしながら、被保険者であります妊婦の方につきましては手続等に変更はございませんが、産科医療補償制度の掛金が4,000円引下げとなりますことから、医療機関に支払う産科医療補償制度の掛金を含みます出産に係る費用の総額につきましても4,000円の引下げとなるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今のご答弁であったとおり、その妊婦の方が医療機関に支払う掛金が下がると。しかしながら、その制度で支払われる総支給額42万円は変わらないということでありました。民間等の方が利用される健康保険でも、この42万円というのは変わらない数字だったと思いますが、非常にこれは妊婦の方等にとって安心を担保する非常に重要な制度だということ認識をさせていただきました。続いての質問に移らせていただきます。

議案第91号亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。

先ほど伊藤議員の質疑でもございましたけれども、この農業集落排水事業が地方公営企業法にのっとって運営する、そういったことによるメリット、効果はどういったものがあるのかということを確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

服部上下水道部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

先ほども伊藤議員のほうにご説明させていただきましたんですけど、平成31年1月に総務省から通知におきまして市の人口が3万人以上の農業集落排水事業については、令和5年度までに地方公営企業法の適用する事業として位置づけられております。地方公営企業法を適用することで管理運営に関わる取引、いわゆる損益取引と建設改良等の資産形成に関わる取引、いわゆる資本取引を区分けし経理することが可能となり、毎年度の経営成績と財政状態が明らかになることによって現状の分析や将来の投資計画の策定などに役立つものと考えております。

また特別会計の場合は、一般会計繰入金などの収入はその使途が課税支出の場合は課税の収入となり消費税を納付しなければなりません。今回、公営企業会計になることで減価償却費に充てた一般会計繰入金は不課税の収入になります。このことによる納付すべき消費税額を減少させる効果は、年間約900万円程度を見込んでおります。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そういったその会計上の仕組みを変えることによって消費税のそういった負担も減額されるということでした。会計が一本化されるということになると、その公共の下水の事業全体をこれはこれからの経過も含めて会計上、その計画を立てやすくなる。あるいは資産の償却なんかも考慮することができる、そういう観点があるということによかったですかね。もう一回確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

服部部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

今回、農業集落排水事業の特別会計を公営企業会計法に基づいて適用するものでございまして、公共下水道事業は公共下水道事業で農業集落排水事業は農業集落排水事業で会計管理をしてまいりたい。そういった中で令和元年度に策定しました農業集落排水施設最適整備構想に基づいた経営戦略を立ててまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そういうことになりますと、これからの公共下水の考え方として今までのとおり公共下水と、それと農業集落排水と、それとこれから合併浄化槽といったものが、今後計画でどうしてもその公共下水がなかなか難しい地域だったりすると合併浄化槽を設置するといいますか、そういったところも出てくるということ、そういったところの全体の公共下水としての事業を進める中で、事業を見ながら会計も見ながらということを進めやすくなるということによかったですね。もう一度そこだけ確認させてください。

○議長（中崎孝彦君）

服部部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

先ほど申されました公共下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽事業と3つの手法で今展開しているわけなんですけど、今回は農業集落排水事業において老朽化している施設がだんだんと増えてきておりますので、そういったことを考えまして農業集落排水施設最適整備構想に基づいた整備手法で展開してまいりたいとかように思っております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そういった観点で下水道事業も今後も進めていただきたいというふうに思います。

以上、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

次に、12番 岡本公秀議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

新和会の岡本です。

それでは、ただいまより議案質疑を行います。

まず最初に、議案第84号亀山市文化芸術基本条例の制定について。

これに関して質疑を行わせていただきます。

これも条文がたくさんありますので逐次的にやらせていただきたいと思います。

まず最初に、第6条文化芸術の推進に関する計画の策定というのがありますが、この計画の策定に関してその時期とか、例えば策定の作業は主体はどこが行うのかとか、市民の意見を皆さんから伺わなあかんですけれども、そういったことに関してお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

12番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

辻村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

第6条で定めております文化芸術推進基本計画の策定でございますが、まずこの主体につきましては市でございます。ただ外部の学識経験者また有識者、文化関係団体の代表者、公募市民等で構成されました亀山市文化基本条例及び文化芸術推進基本計画検討委員会においてご意見を頂戴しつつ、策定作業を進めているところでございます。

また策定の時期でございますが、年度内の策定を目途としております。また、策定に当たっては市民からの意見の聞き取りを行ってございまして、前年度に市民約1,500人、市民団体約160団体を対象に文化振興に関するアンケート調査を行ったほか、今後計画案がまとまりましたらパブリックコメントを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

現在もう手をつけつつあるということですね。

それで次に、第7条の市民が年齢、障がいの有無等に関わらず、等しく文化芸術活動に参加できる環境の整備を図ると書いてあるんですけれども、いろいろ環境の整備といってもいろんな面を考えるんですけれども、例えば各種障がいというのがいろいろありまして、そういった方に適応したバリアフリーということも、そういったことも一層進めようと、そういうふうにお考えですか。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

少し私どもが所管いたします文化会館を例にして申し上げますと、これまで文化会館につきましてはバリアフリー化につきまして身体障がい者用のスロープの設置や大ホールにおける車椅子用の客席や手すりの設置、多目的ホールの改修、障がい者用駐車場及び思いやり駐車場の設置、点字ブロックの設置などバリアフリー化に努めてきたところでございます。今後も、年齢、障がいの有無に関わらず市民が利用しやすい施設の整備に努めてまいりたいと考えております。

また環境整備につきましては、ハード面に加えましてソフト面での整備も当然必要かというふうと考えております。例えばイベント開催時の要約筆記や手話通訳派遣の促進はもとより、障がい者

の文化芸術活動の成果を発表する機会の提供、また障がいの有無等に関わらず誰もが出展できる市美術展や文化会館自主文化事業等の開催、さらには誰もが等しく参加できる機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

我々も障がいということを知ると、どうしても目で見える障がいを連想するんですね。だからそうじゃない障がいの方もたくさんおられるということですが、例えば耳が聞こえないとか、耳が不自由であるとかいろんな障がいがあるので、そういった方面へも気を配ってやっていただく必要があるかと思えます。

次に、第8条子どもの豊かな想像力や感性を育むため子どもが優れた文化芸術に触れ、文化芸術活動に参加できる機会の充実に取り組むというように記述されておりますが、重要なのは学校教育との連携という面がやはり子供さん相手やと絡んでくるんですけど、これに関してお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

学校との連携でございますが、これにつきましては例えば小・中学校における音楽会や文化祭、書写会等の開催や歴史博物館への社会見学、博物館職員が各小・中学校へ出向き文化財等を学ぶ機会の提供など子供たちが様々な文化芸術を鑑賞、体験する機会を提供する取組がございます。

また、現在小・中学校に一流のアーティストが出向き実演や指導を行うアウトリサーチ活動等の機会の充実に努めておまして、未来の芸術家の育成につながる取組を試みるなどしておりますことから、今後もさらに学校との連携を深めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

確かに名古屋にでも住んでおったら、いろんな一流の文化人の講演とか音楽家がたくさん来られるわけですけど、亀山ではなかなかそういう機会はないので、この前も新聞に載っていましたが、小学校へそのオーケストラの中でも4人か5人、カルテットとか、ああいった規模で行かれて生の演奏、そういったことをやはりこれからもね。なかなか名古屋、東京まで行けませんから、やっぱりそういうことは市が音頭を取ってやっていただくということが大事だと思います。

その次、第11条、亀山市固有の文化芸術を次世代に継承するとともに、それらの魅力及び価値を高めるための活用に取り組むとありますけれども、亀山市固有の文化芸術というと、私らも多少は絡んでくるんですけど、宗教といったものに起因するいろんなことが亀山市にありまして、そういう宗教に起因する民俗芸能とか文化芸術、そういったものの取扱いというのは、これからもどういうふうになされるのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

条例の第11条では、先人たちによって培われてきた亀山市固有の文化芸術、例えば重要伝統的建造物群保存地区に選定されました関宿をはじめ坂本の棚田などの文化財や景観等が数多くございます。これらを次世代に継承していくとともに、活用することで魅力や活用を高めることを規定しているものでございます。

その中で先ほど議員からご指摘ございました例えば議員のご地元の忍山神社の傘鉾や布気町の布気皇館太神社の獅子舞など、これらは市の指定文化財でございますが、こういったものにつきましては保存継承のための支援を行っているところでもございまして、今後これらを活用した学習機会の提供などにも努めてまいりまして魅力や価値を高めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

全国にたくさんある有名な文化芸術的なこともやはり宗教と絡んでくるものが非常に多いんですけども、だけれども行政は宗教に関わらないとか何とかという場合があるんですが、こういうのはやはり民俗芸能とか、そういった面を大事にしてバックアップをこれからもしていただきたいと思います。

次に、第12条におきまして、文化芸術活動を担う人材を育成するために必要な施策を講じるとありますけれども、かめやま人キャンパスというのがございますね。この制度を今より一層利活用して、そういった人材育成に結びつけることができないかと私は思うんですけども、そういった大学の芸術学部のようなわけにはいかんと思いますが、こういうふうなかめやま人キャンパスに関してどういうふうに捉えておられるかお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

文化芸術活動を支える後継者の育成は少子高齢化や価値観の多様化などを背景に、その重要性が高まっているものと考えております。現在策定中の文化芸術推進基本計画におきましても、文化芸術活動を担う人材の確保、育成についての施策を検討しております。市美術展やかめやま人キャンパスなどの開催、人材バンクの充実などを通じて文化芸術分野のスキルが高まるような時代を見据えた人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

議員ご所見のかめやま人キャンパスにつきましては、現在もまちの歴史人養成講座が開催されておりまして、亀山市の歴史文化を発信する人材育成に努めております。今後も教育委員会との連携の下、文化芸術分野の講座の活用を図り、求められる人材育成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

今、かめやま人キャンパスは幾つかの分野があるんですけども、やはりそういう分野もこれからこういった条例ができたならもう一層に力を入れてやっていただくのもよいかと考えます。

次に、13条の亀山市の魅力を生内外へ伝えかつ市民が文化芸術活動に関する情報を十分に享受できるようにするため、その文化芸術に関する情報の積極的な収集及び発信に取り組むとなっておりますけれども、ここで今度出来上がるもっと規模が大きくなった新しい図書館とか、今でもいろいろ取り組んでいただいておりますが、歴史博物館、こういうところの役割というものが一層重きをなすかと思うんですけど、この2つの大きな施設の役割に関して、これからどういうふうに持っていくとしているのか、これも伺いたします。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

議員ご指摘の文化芸術に関する情報収集や情報発信につきましては、やはり行政が率先して取り組むべき課題であるというふうに認識しております。現在、市広報紙や市ホームページ、行政情報番組などの市の情報媒体はもちろんSNS等も活用して情報発信の方法を工夫するなど、市民の文化芸術活動への参加を促進してまいりたいと考えております。また国や県等の文化芸術に関する情報や国・県・法人等が創設する各種助成制度の情報提供にも努めてまいりたいと考えております。

その中で歴史博物館の情報発信ということにつきましては、亀山市史を積極的に活用し地域の文化芸術を発信するほか、展示室において文化財等の継承に向けての取組を発信する各種企画展の開催などに取り組んでまいりたいと考えております。

また新図書館につきましては、様々な蔵書による文化芸術の収集や発信、文化情報プラザにおいて各種文化芸術情報の発信ができるものと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

歴史博物館においても現在展示しておられますね、鈴鹿関の。ああいうふうなことを定期的にやっていたら、これはええことやと思っています。また新しい図書館は、ぐっと陣容も充実されますので、やはりそのこういうことの専従といたらおかしいですけど、やはりこういうことをメインに手がけるような職員の方がおってもいいと思うんですよ。そういうことで新しい図書館に私は期待をしておりますので、やはり今はSNSとかそんなに大きな費用をかけやんでも発信できる世の中になっていますので、ぜひそういうことに関してはやっていただきたいと思います。

次に、16条、亀山市文化芸術推進審議会を設置されるわけですが、当然、文化芸術推進審議会でございますので、こういった面に造詣の深い人を任命してもらう必要があるんですよ。ただ、よく審議会といいますと、いろんな亀山中の各種団体から1人ずつ入っていただく、そういうふうなやり方じゃなくて、やはり餅は餅屋といいますけれども、そういった方に入っていただく。そこで、私今までいろんな亀山市の文化会館で行われるようないろんな文化的な催しとか作品展とか見ているんですけど、映像分野のそういったことはやっぱりないんですよ、映像という。そういった人なんかやはりこれからは必要なんじゃないかと私は思うんですけど、こういう審議会に関して映像関係の人というのは考えたことはありますか。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

亀山市文化芸術推進審議会の委員につきましては、その選出区分として学識経験者、専門知識を有する者、文化関係団体の代表者、公募により選出された者、市職員などと定めておりますが、選出に当たりましては専門性やこれまでの活動履歴などを鑑みるほか、本市の文化芸術に造詣が深い方に入っていただくのが望ましいものと考えております。また、議員ご所見の映像分野といった専門家も含めまして今後検討してまいりたいというふうと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

こういうふうな審議会というのが人を得て、そして適正に活動をしていただくと。それがやはり亀山市の文化芸術の将来に大きく関わってくると思うんですね。だから人を得るということが大事ですね。そこら辺のことはきちっと考えて適任者を任命していただく必要があるかと思います。

それで、条文に関しては以上の質問でございますが、この本条例をやはり形にするためには金銭的な裏づけが要るわけです。仏作って魂入れずではあきませんので、そのお金の話になってくるわけですが、ただでできることばかりじゃないですから予算措置とか、そういったことに関しても当然念頭に置いてやってもらわなあかんわけですけど、そういうふうな予算措置、そういったことに関して金銭的な裏づけに関してどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

財政的な措置ということだというふうには考えておりますが、これまでも文化施策につきましては総合計画の主要事業等にも位置づけまして、その中で予算を確保しつつ、多彩な事業を行ってまいりました。今後も、この条例の施策を具現化するために現在策定中の文化芸術推進基本計画で整理して、取組に必要な経費につきましては国・県等の補助金等も活用しながら、今後策定する第2次総合計画の後期基本計画の主要事業に位置づけるなどして計画的に予算化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

せっかくすばらしい条例を新しくつくるわけですから、やはりこれが順調に機能するようなそういう金銭的な面も十分考えてやっていただきたいと思います。

この議案第84号は、これにて質疑を終わります。

次に、議案第90号亀山市農業集落排水処理施設条例等の一部改正についてお伺いいたします。

今回の条例改正は、料金の支払い方法の変更というのが主ですが、この指定代理納付者制度というのがなくなって、指定納付受託者制度になるというんですけれども、この2つの違いというのが甚だ私は分からんのですけど、違いについてご説明をお願いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

服部上下水道部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

指定代理納付者制度は、平成18年の地方自治法改正により導入され、当時一般的な決済方法としてクレジットカードが普及していたことから、その納付を前提とした制度となっておりました。納付者の利便性の向上が図られた一方で、自治体においては指定代理納付者が料金を納付していない場合でも、指定代理納付者から徴収することができないとされておりました。今回の改正で導入される指定納付受託者制度は、これまでの課題や社会情勢を踏まえ、法令上の明確な根拠を持って安定的に、安心してスマートフォンアプリによる決済方法を柔軟に利用いただくことができ、今後の電子決済方法の動向に対しても柔軟に対応できるものとなっております。なお、指定納付受託者が料金を納付しない場合において、自治体はまず指定納付受託者から徴収すべきことが規定されております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

先ほど説明をいただいたんですけれども、指定代理納付者制度が指定納付受託者制度に替わることによって役所のほうは都合がいいような感じを受けたんですけれども、この指定代理納付者制度に何かちょっとはっきり分からなかったんだけど、いろんな大きな不都合があっただろうか、それとも国がこういうふうなことを言うてきたのか、どうですかね、その辺は。また、現在口座引き落としで支払っておる人は何か影響ありますか。

○議長（中崎孝彦君）

服部部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

まず、この法改正というのは、国の法が改正されたことによって起こったものでございます。口座振替の利用者に影響はあるかということでございますが、口座振替による納付方法は指定代理納付者制度を運用していない納付方法でございますので、今回の制度改正による影響はございません。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

今回の制度に、口座振替の人は関係ないということですね。

現在料金をきちっと払っておられる方も当然おられると思うし、中には滞納する方もおられると思うんですけれども、今回の制度が変わって滞納しておられる方なんかにはどういうふうな影響があるんでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

服部部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

今回の改正は、現行の指定代理納付者制度を拡充させるものでございまして、現在の使用者の利便性が損なわれることはございません。また、今回の改正は納入義務者、市民ですけど指定納付受託者に納入した後に指定納付受託者から市へ納入が滞納された場合は、市が指定納付受託者から強制徴収することが認められたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

亀山市にとっては取りっぱぐれがないと。一口で言うとそういうふうな制度になるわけですね。そうしますと、こういうふうに制度が変わって、その結果、利用者の方が何か誤解をするとあかんわけですけども、この制度の変更の周知といってもなかなか言葉を並べるだけでは指定代理納付者制度とか、指定納付受託者制度とか書いたところで、一体どういうことという話になるんですけども、こういったことで利用者の方に余計な手間をかけさせるとか、そういうことはございませんか。

○議長（中崎孝彦君）

服部部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

今回の改正では納付方法についての法整備がなされますが、使用者側に直接関わるものではございません。また使用者側から行う必要のある手続等も発生いたしませんし、そのため今回の改正において、特段の周知は必要ないものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

制度というのはいろんなことでいろいろ変わっていくんですけども、まず利用しておられる方の利便性というのを第一でやっていただきたいと思います。

次に、議案第91号の亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。

これは先ほどから2名の議員さんがやっていますので、今回公営企業会計を適用するに当たっては、経営の安定性とかというのに非常に便利がいいとか、いわゆる経費というか会計上からいろいろ利点もたくさん出てくると、そういうことも伺ったんですけども、すると今回、地方公営企業法を適用すると先ほどの話にもあったように、この事業運営が特別会計よりもずっと安定するというふうに考えてもいいわけですか。

○議長（中崎孝彦君）

服部部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

今回の条例改正ですが、地方公営企業法の財務規定等を適用することでございますので、事業の内容、使用料、下水道の使用の方法などが現状と変わることはございません。議員がおっしゃいますような利用者にとっての不利益が起こることもございません。また、地方公営企業法を適用することで損益取引と資本取引を区分けして経理する事が可能となり、資産を取得したときの価格と耐用年数から減価償却費を算出することが可能となります。

施設の建設改良のように、その支出の効果が数年間にわたって持続するものについては、企業会計では当該年度の費用とはされず、翌年度以降に繰延べされ、翌年度以降の費用、減価償却費として計上されることで毎年度の損益計算を適切に把握することが可能になるため、安定的な事業運営

が図られるものと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

特別会計を廃止することによって、利用料金の決定権というのがまた変わったり、利用料金が値上げされるとか、そういうふうなことはこの特別会計を廃止して公営企業会計に移行したから使用料が上がる、そういうことはないと考えていいわけですか。

○議長（中崎孝彦君）

服部部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

地方公営企業法を適用しても使用料金が変わるものでもございません。使用料を改定する場合は、亀山市下水道使用料等検討委員会を設置して改定案を委員会へ諮問し、意見等を踏まえて改定するという手順になります。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

今回の条例改正を一つのきっかけとして、先ほども話がありましたが、その農業集落排水というのは亀山中に14か所ぐらいあるんです。それぞれ処理場というか、浄化センターを持っておるわけですが、そういった各個の農業集落排水の処理場というのを経費がかかることですから、いずれは浄化センターとか処理場をなくして公共下水道の本管に接続して、もうほとんど、一部は公共下水がない地区は何ともしようがないわけですが、公共下水のある地区に関しては本管に接続して、三重県のやっている楠町の大規模浄化センター、あそこへ行くと個別の小さな処理場をメンテナンスする必要はなくなるわけですが、そういうふうなことを今回の条例改正をきっかけにしてだんだんやっつけていこうとか、そういうふうな目標があるとかというわけではないんですか、それともそういう考えはもうお持ちなんですか。

○議長（中崎孝彦君）

服部部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

今回の条例改正におきましては、地方公営企業の財務規定等の適用を受けるものでございます。本条例改正によりまして農業集落排水施設を廃止し、公共下水道に接続するということではございません。令和元年度に策定させていただきました農業集落排水施設最適整備構想に基づき、公共下水道に接続したほうが有利なもの、また処理施設を統合したほうが有利なものに分け、事業の健全化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

排水処理というのはやはり我々の住環境にとって大切なものですから、将来にわたって適切に行って水環境を守っていただきたいと思います。

以上で議案質疑を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

12番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午後 0時05分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い質疑をします。

まず、議案第85号亀山市行政組織条例の一部改正についてであります。

現在の組織・機構は平成30年度に第2次亀山市総合計画に掲げた施策を着実に推進する組織・機構とするとともに、それまでの部室制の課題でもあった職員のマネジメント能力を育成、強化する仕組みを構築するため、部・課・グループの3層体制とするとして大幅に見直しをされました。それから僅か4年で今回の見直しになりました。

そこで、まず僅か4年で見直すことになった理由をお聞きしたい。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員に対する答弁を求めます。

原田総合政策部参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

僅か4年で組織・機構を見直すことになった理由でございますけれども、先ほど議員がおっしゃいましたように平成30年4月に現在の組織を再編しておりますが、その結果、第2次亀山市総合計画に位置づけた施策の推進やグループリーダーのマネジメント能力など一定の効果がございました。

一方では、様々な環境の変化、例えばDX推進などデジタル改革の急速な展開やリニア中間駅の誘致が見えてきたというふうなこと、さらには、ほかにも組織的な課題等が見えてきたということがございます。そういった内部、外部の環境変化に対応するために、さらに第2次総合計画を推進していくため、それとさらなる市民サービスの向上につながる組織を構築するためということで、今回改革するものでございますが、ただ4年ということでございますが、これまでも平成18年の部・室制導入以来、3年から5年で再編を、その時々状況において見直しておるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

4年で見直しはやっぱりあまりにも早いですね。このことについては、市長の答弁とは矛盾するんですね。平成30年度から組織・機構の見直しを審議しました平成29年12月議会、このとき

櫻井市長はどう言われたかという、将来のいかなる環境変化にもこれを乗り越えられるような基盤を築いていくために組織・機構の再編を行うと答弁されたわけであります。よほどのことがない限りこの組織・機構でいくという強い決意を示されたということなんですね。それが僅か4年で見直しですから、私はやっぱりこれは失敗だったと言わざるを得ないと思います。

もう一つお聞きしたいのは、4年間の組織・機構の検証の中で見えてきた課題があるんだということをお聞かせください。これは午前中にも聞かれましたので再度また聞きますけれども、この4年間の検証で見えてきた課題、再度お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

4年間の検証で見えてきた課題でございますが、現行の組織・機構につきましては、これまで継続的に検証をしておりますが、3点課題がございます。

1点目は、総合政策部や産業建設部など大規模な部では部内の業務連携について一定の効果がございましたが、部長の責任の所管する事務が広範囲なため、事務の効率化について改善すべき点があること。

それと2点目としまして、先ほども触れましたが、DX推進やリニア中間駅の誘致が現実味を帯び、交通政策を総合的に推進していく必要性など様々な環境変化が起こってきて、迅速に対応できる部署が必要不可欠となった。

それと3点目としましては、部署によってより一層意思決定の迅速化が望ましいという課題がございました。

これらの課題を解消し、具体的な内容としましては、1点目としましては、組織のスリム化を図り、迅速かつ的確な施策推進体制を構築するため、部の再編。

それと2点目といたしまして、直面する様々な行政課題などに対応するためタスクフォース的な組織など、室やグループを新設いたします。

3点目といたしましては、よりスピード感のある組織とするため、グループのこれまで位置づけでありました部署、歴史博物館と図書館などございますが、これを課として位置づけるものがございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

答弁いただいた3つについてお伺いしていきたいと思っております。

1つは、3番目に言われました課としての位置づけの問題であります。

今年の9月議会で図書館について私は、組織・機構上の課の1つに位置づけをして、図書館長にふさわしい権限を持たす必要があるのではないかということで、課としての位置づけを求めました。今回、図書館と歴史博物館を課として位置づけることになりましたが、そこでお聞きしたいのは、どういう理由でこういうことに踏み切られたのかお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

今回、図書館につきましては条例、直接ではございませんが、組織全体の中で、先ほど申し上げましたとおり、歴史博物館と図書館につきましても課ということで位置づけをいたしました。これまでといいますか現在におきましては、課の中のグループというふうなことで複数のグループを課に設置するというごこともございましたし、そういったところでグループということだったんですけども、やはり全体の組織を見直す中で新図書館というのをごさいますけれども、やはり歴史博物館も図書館もいずれも独立した館でございますので、館長の責任の下、運営していくというふうなところで課としての位置づけが適切であろうというふうにご考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私も図書館や歴博の館長さんにもいろいろ聞きましたけれども、やっぱり課としてきちっと位置づけをする権限を持たす予算も使えるようにするという、このことは大事だろうというので、このことについては評価できると思います。

ただもう一点、これが私は非常に問題だと思っておりますけれども、部に着目をしてこの間の改正を見てきたんですけれども、平成18年以前には6つの部がありました。企画総務部、財務部、市民文化部、健康福祉部、環境産業部、建設部の6部です。それが平成30年の改正で4部に減らしたんですね。今度はまた6部に増やす、戻す、こういうことなんですね。

やっぱり、3回の改正を見てもと、結局のところ財務部門と、それから建設部門をひつつけたり離したりしているだけなんですよ、これ。僅か4年で元に戻すような改革は、職員にとったら非常に迷惑な話ですよ。こういうことを本当に僅か4年で元に戻すようなことは、いいのかどうかという問題だと私は思います。

そこで1点お聞きしたいのは、スリム化という言葉が出てきますけれども、部を増やすことがなぜスリム化なのか。全体として部が増えるということはスリム化ではないんではないかと、このように考えますが、組織のスリム化という意味はどういうことなのかお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

おっしゃいましたように今回の改正によりまして、部は2部増えることとなります。ただ現在、総合政策部、生活文化部、産業建設部につきましては、所属の正規職員でございますが、50人を超えておりますが、今回の改正によりまして、全ての部が50人、市長部局でございますが、50人以下となる見込みでございます。そういったことで、部の数は増えますが、1つの部の規模が小さくなるということで、これは結果として部のスリム化、つまり組織のスリム化というふうなことで考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それはスリム化と呼ばないですね。部が増えています。

平成29年12月議会、これは総務委員会ですけれども、山本部長が、改正内容は市長の直近下位の内部組織、部及びその分掌する事務について関係する組織間での連携が効果的に図られる組織体制とするため、部の組織単位を大きくすることとしますと。まずは管理部門を一元化するため総合政策部を置くと、こういう答弁をされているんですね。ところが、この4年で、僅か4年で管理部門の一元化をまた元の財務部門を独立させるという形でやっているわけですよ。やっぱりこれは何遍も言いますけど、私は失敗だと思うんですね。やっぱりそういう総合政策部という強大な権力を持つ組織の設置自体が、私は間違っていたんじゃないかと、こう思うんですが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

午前中にもお答えをさせていただいたんですが、この政策部門の再編についての考え方ですが、改めてもう一度申し上げたいと思います。

平成30年度の組織機構の再編では、総合計画を着実に進めていくために政策部門と財政部門がよりしっかりした連携強化、緊密に連動することによって強力な政策推進につなげていこうとする考えの基に総合政策部を編成いたしましたものでございます。

その後、4年が経過いたしますけれども、この間、総合政策部内において緊密に連携することによりまして、議員は何遍も言われましたが、失敗ではなかったかということでもありますけれども、政策の推進と財政の健全化、その両立を一定図ることができたものと認識をいたしておるものでございます。

しかしながら、現下のコロナ禍において、急激に進展するデジタル社会の変革をはじめとする社会環境の変化の一方で、市税収入の減少など、依然として続いております厳しい財政状況を鑑みますと、政策を推進する政策部門と歳入歳出を所管する財政部門がよりその専門性を高めた上で、相互牽制を図ってバランスの取れた行政経営を進めていくことが重要になってきておりますことから、今般政策部と総務財務部に再編をしようとするものでございます。

また、この第2次総合計画は4年前の機構改革の前年にスタートをさせていただきました。当時としては新しい総合計画のスタートに当たりまして、先ほど申し上げました、例えば大きな事業が軒並み計画をされてございました。駅前再開発もしかりであります。川崎小学校の改築、井田川小学校の増築、それから小・中の普通教室への空調の整備、併せまして、国体が控えておりましたので、西野公園体育館、それから西野公園野球場の大規模改修等々、ほかにもあるんですけれども、かなり大きな政策推進と財政的なこれの健全性、両方が問われておったと理解をいたしております。そういう中での双方の強力な政策推進のための判断が、平成30年度の機構改革であったと、改めてそのように認識をさせていただいておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市長、いろいろ答弁されましたけれども、私はこの問題については、これ2019年だったと思うんですけれども、私、ホームページのブログでこのように書きました。推進する側、いわゆる政

策部門と財政面からチェックする財務の側、このバランスがうまく取れなければ、結局は部長1人ですから、その部長がアクセルを踏みっ放しでブレーキが利かない車になる。アクセルは強いけれどもブレーキのない車になってしまう。やっぱり組織論として考えた場合は、推進する側とチェックする側がお互いにやっぱり今回提案にあるように相互牽制するという、これが必要であろうというふうに言いました。そのためにやっぱり1人の部長では駄目なんです。部長は2人要るんですね。こういうことをこの当時、私、言いました。なぜこんなことをやったのかということについては、市長自身がこれ言うていますけれども、ちょうどその29年のいわゆる第2次の総合計画の実施をとにかくもう確実に進めたいという思いが強くあって、いわゆる相互牽制よりもスピード、そのことを確実にやっていくスピードのほうを取ったのではないかなど。つまり相互牽制が働いたらなかなか進まない。これは午前中もありました。そういう懸念があって、相互牽制よりもスピードを重視した。つまり1人の部長で決められるわけですからね。そういうことが、その前回のいわゆる管理部門の一元化でなかったのかと。ところが、やってみたらやっぱりスピードを出す政策の部門とブレーキをかける財務の部門がうまくバランスが取れないという実態が出てきたんじゃないかというふうに思うんですね。そこを今回見直しをしたというのが、私は今回の背景ではないかと思うんですが、市長、いかがですか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

組織・機構をいかに組み立てていくのかということについては、これは本当にその時々当然内外の環境、あるいは組織内の様々な状況、実態、あるいは将来の成長なり育成の視点、そういうものを総合的に判断して組み立てていくということでありまして、それは先ほど申し上げた当然政策の推進には財源が必要でありますので、これが一体的に機能して、全体として実現をしていくための機構をいかにつくるかという視点で組み立てたものでございます。したがって、当然スピードは、スピードを優先したのではないかということでありまして、これはもうご案内のように行政は様々な施策事業、四百数十本にわたる施策事業を展開いたしておりますので、その中で当然スピード、それから中長期で追っかけるもの、そういう視点も踏まえて、政策部門と財政部門それから人事組織、これがしっかり機能するように組み立てようとするのは当然の判断でございますので、そこはご理解いただきたいということと、やはりよほどのことがない限り組織の機構を変えるべきではないという議員の解釈はあろうかと思っておりますけれども、先ほど申し上げたような状況の変化によって、しっかり組み立てて推進するということがやっぱり、当然公の責務というふうに考えておるものでございますので、柔軟な組織運営体制の再構築につきましては、4年間の状況の課題検証の上に今回見直しをするということに至ったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

あれこれ言い訳されましたけど、再度言いますけど、平成29年12月議会、市長はこの機構改革について、将来のいかなる環境変化にもこれを乗り越えられるような基盤を築いていくために組織機構の再編を行うんだと、こう言われたわけですよ。それをたった4年で変えたわけですよ、

これ。いなる外部の環境変化にもこれを乗り越えられるような組織をつくったと、こう胸を張られたわけです。だから、私は言うんです。4年で変えたのは失敗だったと。それも、変えるというよりも元へ戻しておるわけです。もともと相互牽制があったものを一緒にしてしまった。それをまた相互牽制が働くように、また分けたということですね。だから、そういうやり方というのは、世間一般では元へ戻すのは失敗したと、こう言うんですよ。

もう時間がありませんのであれですけれども、やっぱりまずは反省ということから出発していただきたい。戻したということは、やっぱり何らかの弊害が出てきたから戻したわけですからね。だから、そういう意味では、ちゃんとした総括、反省をしていただいて組織を動かしていただかないと困るということだけ申し上げておきたいと思います。

次に移ります。

議案第91号亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正であります。

提案理由の説明では、市民に必要なサービスである下水道事業を将来にわたり安定的に運営していくためには、地方公営企業法を適用し、それに基づく経営を行っていくことが必要だとしています。そして、市の下水道事業のうち公共下水道事業については平成27年度から法の財務規定等を適用していますが、人口3万人以上の農業集落排水事業について令和5年度までに公営企業会計への移行に取り組むよう国から通知があったことから、農業集落排水事業についても令和4年度から法の財務規定等を適用することとしたため、所要の改正を行うことにしたというふうに書かれています。

まず、お聞きしたいのは、こういうふうにして財務規定を適用することによって、その意義、目的、これは何なのかということ。特別会計から企業会計に変わるわけですけれども、その意義、目的についてお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

服部上下水道部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

意義、目的についてご説明させていただきます。

公営企業を取り巻く経営環境は急速な人口減少等を伴いサービス事業及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新事業の増大等により急速な厳しさを増しております。こうした中で、国が、先ほども言われましたように、地方公営企業法の適用を推進する背景には、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、各公営企業の資産を含む経営状況を明確化し比較分析を行った上で、経済計画の策定等を通じて経営基盤の強化を図ることを目的としております。こうした国の意向を踏まえ、農業集落排水事業の経営状況を明確化し経営基盤を強化するため、既に法の財務規定等を適用している公共下水道事業と、新たに法の財務規定等を適用する農業集落排水事業を合わせて下水道事業とする条例改正を行うものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

確かにその会計制度を変えることによって新たに見えてくるものがあるというのは、確かにあるんだろうと思います。ただ私は今回こういう形でやられることについて、1点確認をしておきた

いのが、下水道事業って一体どんな事業なんやという問題なんですね。それを考えるに当たって一番大本になるのは、下水道法なんですよ。下水道法というのがありまして、これの1条に法律の目的というのがうたわれている。何とうたってあるかといったら、ちょっと略しますけれども、この法律は下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資する。つまり公衆衛生の向上と水質の保全という、これを目的にして下水道事業をやるんだということが書かれているわけですね。この目的を見ると、やっぱりこういう公衆衛生の向上を図ったり、公共用水域の水質の保全ということをやるとは、この地域は採算が合わないからやめましょうとかいうことのできない事業やということですよ。市内全域でそういうことがちゃんと担保されるように事業をやらなきゃならん。場合によっては、採算を考えずにやらなあかん場合も出てくると思うんですよ。だから、そういう意味では病院事業とよく似たところが私はあると思うんですよ。

だから、そういう目的がまずあるということをお前提に、ちょっと質疑させてもらいますけれども、この財務規定等の適用によって何がどう変わるのか。これは午前中にも質問ありましたが、再度お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたが、地方公営企業法の財務規定等を適用することで、毎年度の経営成績と財政状況が明らかになることにより、現状の分析や将来の投資計画の策定などに役立つものでございます。令和元年度に策定いたしました農業集落排水施設最適整備構想により施設の統廃合や公共下水道への編入等を進めるなど、ランニングコストを抑えるとともに、事業の効率化に努め、限られた予算の中で有効的に補助事業を活用し、健全経営に努めてまいりたいと存じます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私、危惧していることがちょっとありまして、この制定と改廃の背景と趣旨というところで書かれているんですけども、いわゆる繰入金による一般会計の影響は大きく下水道事業の経営基盤の強化が課題となっていますという書き方とか、それから法の財務規定等の適用により下水道事業を将来にわたり安定的に運営する、これは当然のことですわね、そういうふうに書かれているんですけども、いわゆる一般会計からの繰入れが大きい。これは財政的に大変だ。安定的に運営をしていかなきゃならん。こういうことでいくと、そうするとどこから収入を得るかという話ですわね。財政をどう賄うのか。そうすると、使用料収入が大きな問題になってくるんですよ。そうすると、極端な話、一般会計からの繰入れを減らしていくということは、イコールやっぱり使用料を上げていくという構造にせざるを得ないというような、そういう関係が成り立つんではないかというふうにいるんですけども、この経営基盤の強化ということで、どんなことを考えてみえるのか。経営基盤の強化の中身をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

繰入金がどうなるのかということだと思んですけど、農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用いたしましても、事業そのものは何ら変わることはございません。今までどおり一般会計からの繰入金があれば事業として成り立ちませんので、繰入金についてもこれまでどおり必要ではございます。

なお、繰入金の種類には国が示した公営企業に関わる繰り出し基準に基づく基準内繰入金、それとそれ以外の基準外繰入金があり、基準内と基準外を合わせて事業が行える最低限の繰入れといたしたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

繰入れが減るようなことはないというような話でした。

この一般会計からの繰入れがなぜ正当なのかということは、先ほど私が言いました下水道法にあるんですよ。下水道法は、要するに公衆衛生の向上とか、それからいわゆる環境の水域の保全とか、そういうようなことが言われている以上、やっぱりこれは一般会計からの繰入れが必要だと、私は、ことになるんだと思うんです。

もう一つ、やっぱり気になるのは使用料の問題なんですね。先ほども言いましたように、収入が本当に支出より収入が少ない、どう、じゃあ収入を増やすのかとなったときに、やっぱり勢い使用料に行かざるを得ないということなんです。だから、こういう健全化ということを言いながら、そちらのほうに向かうというようなことはないのか、その点を確認しておきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

使用料はどうなっていくのかというご質問だと思んですけど、地方公営企業の財政運営はその事業の性質上、効率的な経営を行ってもなお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難である経費などを除き、当該事業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、適正な経営負担部分を前提とした独立採算制が求められております。そのため、農業集落排水事業につきましては、令和元年度に策定いたしました、これも午前中にも申しましたんですけれども、農業集落排水施設最適整備構想を基に事業の平準化に努めるとともに、限られた予算の中で有効的に補助事業を活用して適正な料金となるよう、健全経営に努めてまいりたいと存じます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

その効率的な運営をしなきゃならんというところで、具体的にどんなことを考えてみえるのか。もちろんこれは必要ですわね。今のまんまとにかく維持したらいいということではなくして、いかに効率的に運営するかということ、今の中で見直しをしていくという、これ大事やと思うんです。

けど、具体的にどんなことを考えているのかお聞きしたい。

○議長（中崎孝彦君）

服部部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

最適整備構想の中では、考えさせていただいておりますのが、田村が一番初めに供用を開始させてもらった処理場でございます。田村とか井尻、白木一色地区の公共下水道への接続、これとか、沓掛地区と坂下地区、小川地区と両尾、安坂山地区を統合する事業計画を策定させていただいたところでございます。そのようなことを考えておまして、現在14施設あるんですけど、9施設に統廃合するような計画を策定させていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そういう方向があるということだけ確認をしておきたいところです。それ以上は触れませんので。最終的に、私、やっぱり下水道事業の目的ということに照らして運営していただきたい。だから、一般会計からの繰入れも何としても減らさなあかんという立場ではないし、それから使用料についてはやっぱり住民負担が大きいんで、この点は本当に慎重にやっていただかなきゃならんで、やっぱり極力値上げをしないような努力をしていただく必要がある。そのためにはいろんな見直し、改善をしていただく必要があるんじゃないかということだけ申し上げて、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、5番 新 秀隆議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

5番、公明党、新でございます。

今回の議案質疑について順次進めさせていただきたいと思います。

まず初めに、議案第84号亀山市文化芸術基本条例の制定でございますが、こちら朝からもう何名かの方が質問をされております。その中につきまして、今回議案の冒頭でもございましたが、趣旨的なことがうたってあります。亀山市では古代三関の一つである鈴鹿関、そして東海道の宿場町でもあります関宿、交通の要所であったというのが歴史上の流れで来て、そしてこういう中で地域のところでは、かんこ踊りとか民族芸能をはじめ、そして近年におきましては文化芸術において新たな現代アートやミュージカルなどの文化芸術が進められてきておりますと。

これらのことをうたわれてから、最終的には私も思うんですけど、これまでに培ってきた文化芸術をかけがえのない財産として未来へ引き継ぎつつ新たな文化芸術を創造することによって、心豊かな活力と魅力であふれるまちを目指すということで結ばれておるわけですが、今回、目的等はいろいろお伺いしたんですけど、私は今回この条例の制定につきまして、今回の12月議会に上げられてきた意義をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

5番 新 秀隆議員の質疑に対する答弁を求めます。

辻村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

まずは条例の制定につきましては、平成23年に策定いたしました亀山市文化振興ビジョンにおいて、文化芸術に関する施策を推進していく上で必要なものとして（仮称）亀山市文化振興条例の制定を明記するとともに、平成29年度からの第2次亀山市総合計画前期基本計画におきましても条例制定の位置づけを行っているところでございます。また、平成29年の文化芸術振興基本法の改正により制定されました文化芸術基本法においては、文化芸術のみの振興にとどまらず、分野を超えた連携や協働による文化芸術施策を生かしたまちづくりの推進が求められることから、文化芸術施策を活用したまちづくりの実効性を担保するため、条例を制定する必要も生じたところでございます。

そのような中、条例の制定の時期でございますが、本年度が最終年度となる文化振興ビジョンにおいて、これまで文化の見える化プロジェクトとして取り組んだかめやま文化年や歴史風致のまちづくり、さらに将来の担い手となる人材育成の取組を礎としつつ検証も行った上で条例の施策及び文化芸術推進基本計画の取組を検討する必要性があったことから、亀山市文化振興ビジョンの計画期間の最終年度である今年度、条例の制定といたしたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

本年が最終年度ということで今年度になってきたということを理解いたしました。

それでは、個々にお伺いしたいと思います。

第4条の市の責務についてでございますが、こちらのほうは総合的かつ計画的に推進とございますが、これはどのような形で計画をされているんでしょう。期間とか繰り返すサイクルとか、そういう面について計画の方向性をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的に推進する期間、サイクルにつきましては、現在条例の第6条第1項に基づく文化芸術推進基本計画を策定する中で計画期間を定めることとしており、文化施策の推進はすぐに結果が出るものが少なく長期的な視点が必要なことから、おおむね10年をワンサイクルとして進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

サイクル的には10年をめどにということでございますが、6条の文化に関する施設の総合的と、ここも同じような形で引用されているというのも理解できました。

次に、第5条の市民の役割というところでございますが、文化芸術活動をどのような形で役割を理解し尊重されていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

本条例第5条では、市民の役割として多様な文化芸術を理解、尊重するよう求めているところでございますが、市といたしましては、市民の理解、尊重を深めていただくために、鑑賞や体験の機会を提供し様々な文化芸術に触れていただき、身近に感じていただくことで、文化芸術の理解、尊重につなげてまいりたいと考えているところでございます。

また、そのために市民が利用しやすい文化施設等の充実や地域固有の民俗芸能や文化的な景観、文化財等の適切な保存、活用などにより市民の自主的な活動を支援し、市民誰もがまちに愛着や誇りを感じていただけるよう文化芸術活動が進めやすいまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

進め方についてお伺いしましたが、この後9条でもちょっとまとめて一緒にお伺いしたいこともございますので、次の8条、子どもの文化芸術活動の充実という面について伺いたいと思います。

次代を担う子どもの豊かな創造力に合う感性を育むため、子どもが優れた文化芸術に触れ、文化芸術活動に参加できる機会の充実に取り組むものとするところでございますが、この優れた文化芸術に触れては、先ほど岡本議員のほうからもありましたが、博物館の出張といいますか、出前講座といいますか、そういうもので学校へ入ったりとか、そして優れた演奏をされる演奏家の方を招いて子供たちのスキルを上げるというふうにご説明ありましたので、8条のほうはちょっと省かせていただきます。

そして9条のところでございますが、交流の促進、この交流が先ほどもありました市民の役割の中でいろいろの交流により市も支援していくということでございましたが、このことを対象として、交流の範囲とか、その辺をどのぐらい想定されているのか、また5条のところでありました市民の役割の、この相互に交流を深めるとは具体的に、実質的な交流の計画、この辺を含めて交流という促進の方向性をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

交流の促進につきましては、条例の第9条に規定しており、対象や範囲につきましては、世代間や地域間、異文化国際交流、他の自治体間や様々な文化芸術活動団体間などの交流、また市民が広く参加できる文化芸術を生かした活動を対象として交流を促進してまいりたいと考えております。

さらに今、先ほどありました第5条におきましては、市民の役割として相互に交流を深めるよう求めているところでありますが、市といたしましては、市民が交流を深めていただく機会の提供などに努めてまいりたいと考えております。具体的に、これまでも実施しておりますが、例といたしまして、例えば伊賀市・甲賀市・亀山市広域連携推進会議、いこか連携による市民参加事業や、日本武尊・白鳥伝説三市交流事業の実施、芸術文化祭や地域社会振興会が主催する交流を目的とした自主文化事業など様々な交流事業がございます。

なお、今後の計画につきましては、現在策定を進めています亀山市文化芸術推進基本計画の中で整理しておりますが、今後も交流を深める取組を推進してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

様々な交流の施策をお伺いいたしました。

最後に、この第15条のところでございますが、文化芸術を生かしたまちづくりの推進について、ここでは教育、健康、スポーツ、福祉、産業、観光、その他と、本当にたくさんの範囲で様々な分野においてというのは本当に様々だと思うんですけど、この様々の方々を文化芸術に関する連携を図ることができるかとありますが、これはどのように分野の違う皆様を文化芸術を生かしたまちづくりの推進に結びつけていくのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

第15条におけます様々な分野における芸術文化に関する連携ということで、文化芸術と各分野との連携により活力と魅力にあふれるまちづくりの推進に取り組むことを定めております。これは、新たに法改正によって加えられた特徴的な取組の一つであろうかというふうに考えております。

文化芸術の生み出す力を様々な分野に生かすことで魅力あるまちづくりにつなげていくこととしておりますが、各分野との連携につきましては多々ございまして、現在もいろいろ調整をしておりますが、今後策定いたします文化芸術推進基本計画で検討をしてみたいと考えております。ただこれまでもやってきておりますが、一例を申し上げますと、観光PRイベントでの市の食文化の魅力発信とか、例えばスポーツ大会等におけます伝統芸能の発表とか、歴史的な街道を歩くといったウォーキングなど、既にやっておりますが、こういったものが連携、スポーツとか健康づくり等々につながっていくというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

そのような形で様々な分かれた皆様をいかに統合していくか、先ほど次長もおっしゃっていただきましたが、今現在あるところも拡大しながら進める。私も、この亀山市文化芸術推進審議会の方にも今後期待するところがございます。

この点で、1つ目の議題、終わらせていただきます。

次に、議案第91号亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正ということで、今朝からもう私で5人目なんですけど、内容的にはよく似た形になってしまうんですけど、今回の改正の詳細は公共下水が平成27年から公営企業会計の適用ともなり、今回農業集落排水についても国からの通知で人口3万人以上対象とか、令和5年までに公営企業会計の移行を受けたとか、その辺はご理解させていただきます。

それでは、この公営企業会計の移行により運用の管理面においてどのようなメリットがあるかというところをお伺いしようと思ったんですけど、既にメリットのところも森議員のところでもおつ

しゃっていただきましたし、またここでは、次のちょっと公営企業会計への移行についての財政的などところにお伺いしたいと思います。

今回の農業集落排水事業特別会計での決算を見ますと、令和元年度では1,600万円ほど、令和2年度では790万円ほどの黒字ではございましたが、令和2年度の繰入金は3億4,976万円と、先ほど服部議員も言うておりましたが、一般会計からの繰入れもこのときには3億400万ほどの農業集落排水事業償還基金から100万円ほどとか、そして令和2年度の末の市債のところでは24億円ほどになって、今回26年度で設備のほうも完成して、それ以降は900万円ほどの削減が続いてきております。この辺も理解はできるんですけど、ここからがちょっとお伺いしたいんですけど、農業集落排水の施設については、既に何度も言っています14地区全てにおいて既に整備が終了しております。しかし、供用開始経過後20年以上が6施設、15年から19年が4施設、10年から14年が3施設、そして9年以下が1施設というような現状でございます。今後施設の老朽化も踏まえて債権の発生時に農業集落排水事業債の償還金の運用や繰越金の考え方、また収益的資本的収支ではどのようにお考えなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部上下水道部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

資本収入、どのような考え方ということで答えさせていただきます。

農業集落排水施設の今後の整備につきましては、事業債や国庫補助金等の財源を活用して最適整備構想に基づいた計画的な投資を行ってまいります。また、企業債の償還には農業集落排水事業債の償還基金を計画的に使用し、一般会計繰入金が必要最低限の繰入れとなるよう努めてまいりたいと存じます。

なお、企業債、一般会計繰入金の推移につきましては亀山市下水道事業経営戦略でお示しさせていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

そのように説明いただきまして、農業集落排水施設の最適整備構想のいうところで昨年資料もいただいたわけで、また服部議員のところでも説明ありました各地域の施設の統合を考慮しておられるということでございますが、今回この資料の中ではやはり設備の統合といいますか、編成をすることでどのように、確かに歳入のお金が足りないとやっぱり値上げになってくると、値上げだけでなくやはり原価をどのように抑えていくかということでございますが、この14施設から9施設の統廃合をした場合、しない場合というふうな例をいただいておりますが、ここについてやっぱりより早く進めていくことがいいと思いますが、この計画的な目標の年数をご説明いただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

服部部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

農業集落排水の汚水処理施設につきましては現在14施設ございます。施設同士の統合、公共下

水道の接続、施設の更新維持も含め令和元年度に農業集落排水施設最適整備構想を策定させていただいたところでございます。この整備構想に基づき事業の効率化に努めるとともに、限られた予算の中で有効的に補助事業を活用して健全経営に努めてまいりたいと存じます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

ちょっと具体的な計画の年数が出なかったんですけど、説明は今回基本構想の最適整備構想でも示されているように、やっぱりするとしないでは4,000万円の全体的にいくと27%の削減、軽減ができると試算されておりますが、やはり値上げをすることだけではなく、このような中やっぱり原価を抑えていくという形も期待するところでございます。

以上で、今回の下水道のほうは終わらせていただきます。

最後のところでございますが、今回の議案第92号令和3年度亀山市一般会計補正予算の中の第8款土木費の第1項土木管理費、急傾斜地崩壊対策事業についてでございますが、まず今回この補正の内容でございますが、予算の中では、今回の予算1,300万円の急傾斜地崩壊対策事業の決定により、これは県運営の事業を活用した事業というふうに向っております。

その中で、まず第1に、県の事業で急傾斜地崩壊対策事業とはどのような事業なのか。また負担金の分担等もお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

急傾斜地崩壊対策事業でありますけれども、崖崩れから生命、財産を守るために急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づきまして、急傾斜地崩壊危険区域において擁壁工やのり面工事などの崩壊防止工事を行う事業でございます。

具体的には、傾斜度が30度以上、高さが5メートル以上の自然斜面で、崩壊による危害が生じるおそれのある人家が5戸以上、または5戸未満であっても官公署、学校、病院などに危害が生じるおそれのある土地で、県が急傾斜地崩壊危険区域に指定した区域において、県営事業として急傾斜地の崩壊防止のために行うという事業でございます。

それと、事業費の負担割合というご質問をいただきました。負担割合であります。事業主体であります県が事業費のうち80%、残りの20%を市が負担をするというものでございます。したがって、今回の補正予算におきましては、県営の事業費が6,500万円県のほうで確保されておりまして、これに対しての市の負担額20%ということで、1,300万円の増額補正を計上させていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

細かく説明ありがとうございました。

その中で、民家が5戸以上というふうなところではございましたので、ここで市が20%ということでございますが、ここで受益者の負担について発生していると思うんですけど、この点について

てはいかがか、問題はなかったのでしょうかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

この急傾斜地崩壊対策事業につきましては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、その第23条におきまして、工事に要する費用の一部について工事により著しく利益を受ける者があ
る場合においては、その利益を受ける限度において、その者に当該都道府県営工事に要する費用の
一部を負担させることができると規定をされております。このことから、急傾斜地崩壊対策事業に
つきましては、市の負担分の2分の1、事業費全体では10%に相当します額を要望者でございま
す受益者の方にご負担いただいております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

20%のうちの10%が市、10%が受益者ということでございますので、先ほどの1,300
万円の予算の中の10%という、これ20%ですので、それを10%、半分にするということで、
受益者の負担が650万というふうで理解させていただきました。

それでは、今回の急傾斜地の崩壊対策事業はどのような地域で、また規模はどれほどのものなの
か。また、実施までの安全対策として、市として何かすることとか問題になることはございませ
んのでしょうかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の事業でありますけれども、東町地区と辺法寺地区の2か所で予定をしております。

東町地区は、施工延長14メートル、高さ12メートルののり枠工事、辺法寺地区は施工延長3
6メートル、高さ11メートルののり枠工事ということでございます。

それと、安全対策ということでございましたが、実施までの安全対策でありますけれども、近年
その地域ではのり面崩壊という災害はございませんが、早期に工事着手をしていただければ
働きかけをしてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

確かに最近ではゲリラ豪雨とか雨とか非常に水の流れというもので土砂というのは削られていって、
危険なことも感じるのも一つあると思います。今、部長のお話では、県に早急な形で対応を取っ
ていただきたいというような要望をされておるということでございますが、今回、東町と辺法寺の2
か所ではございますんですけど、急傾斜地の崩壊の危険の区域というのは、ほかにもたくさんある
と思うんですけど、市としての今後の対応をどのように進めていかれるのか、県との協議と申しま
すか、その点はどのように市として県と対応を取っていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

急傾斜地崩壊対策事業でありますけれども、昭和50年代にかなり亀山市内でも工事が進められておまして、先ほどの東町の区域においても50年代の工事がされておるところの続きというようなところでもありますけれども、今回の東町、辺法寺2か所以外に市内で4か所の要望を既にいただいております。市といたしましては、そのような地区につきまして早期に事業採択になりますよう働きかけをさせていただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

確かに、県に要望を出していくということですが、その点は今回は6,500万という大きな金額での事業だと思います。国のほうでもやっぱり様々な対策も打たれてきます。世の中ではいろんな災害も起こっておりますので、この点につきましてもしっかりと国のまた予算とか、そういうのをしっかりとアンテナを高くして見ていただいて、今後の対応に当たっていただきたいということを申し述べて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

5番 新 秀隆議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時02分 休憩）

（午後 2時12分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、質疑をさせてもらいたいと思います。

朝からぎょうさんの方が議案第85号亀山市行政組織条例の一部改正について質問をされました。いろいろお聞きして私も思うことがありますもので、市長にお答えを願いたいと思います。

4項目上げさせてもらいましたけれども、改正理由についてはいろいろ言われました。その中で、特に服部議員も聞かれたんですけども、4年間の検証結果の反省点として、今回総合政策部を分割するんですけども、市長の反省点をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この4年間の人事組織についての考え方、市長としての反省点ということのご質問でございますけれども、午前中から今回の組織改正に至った理由についてはご答弁をさせていただいてまいりました。その中で、例えば特に第2次総合計画の前期基本計画の平成29年度から今日に至る5年間

というのは、様々な環境の変化がございました。その中で総合計画で進める各施策、事業をしっかりと前へ進めていくという大きなテーマがございましたので、そういう意味では強力な推進体制を取っていくという中で平成30年度の機構改革に至ったものでございます。その結果、政策の推進と財政の健全性、その両立については一定の成果につながったものというふうに考えておりますし、将来の、組織は人なりでありますけれども、中間管理層への3層制の導入によりまして、マネジメント能力の向上等々の人づくりのきっかけができたというふうに、そこは考えて評価できる場所というふうに思っております。

しかしながら、今後の様々な財政の状況、それからより複雑化いたします中で、政策の推進並びに財政のより高度なスキル、あるいはより高度で複雑な相互牽制の仕組み、これが求められておるというふうに考えておるものでございまして、そういう意味ではそれが次の大きな課題というふうに認識をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、先ほども組織・機構についてはむやみやたらに変えるべきではないというご指摘がございましたが、当然組織は生き物でございますので、どのような組織を組み立てていくのかということについては政策の推進と財政、それから人、これを一番最適に組み上げていくということが当然行政経営の3要素であろうと思っておりますので、その精度をさらに高める必要があるというふうに認識をさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

より精度を高めるというのやったら、ここに平成29年の管理部門を一元化する総合政策部を置くことにいたしましたという提案理由の説明書がある。ここには今回の政策部門と財政部門の相互牽制を図るために総合政策部は政策部と総務財政部に分割いたしますというようなことで今回提案されている。すると、服部議員もおっしゃったけれども、なぜ平成29年に管理部門を一元化した、その理由は何ですか。というのは、こういうような答弁がありました。財政状況が厳しさを増してまいります中で、より総合計画を進めていくためにおいて、この政策部門と財政部門をよりしっかりと連携、強化、緊密に連動することによりまして、強力な政策推進につなげたいということで考えてございますという答弁を平成29年12月の私の質疑に答えています。

私もやはり企画、人事、財政はそれぞれ、企画と人事はともかくとしても、財政と企画は合体するものでないということで私反対討論をさせていただきました。だけど賛成多数でやったんですけれども、それでいろいろ答弁を聞いていますと、この29年から今日までいろんなことをやってきたと。川崎小学校の改築、普通教室の空調化等々を言われております。最後、最終的に駅前再開発のことも言われました。この統合は、私は駅前再開発を推進するためにこの統合をやられたと私は思っています。駅前再開発も第2次総合計画前期計画で完了しました。完了に近いです。だから、財政的な件で今回の提案理由に相互牽制を図るための財務と政策についてこれを分けていくというふうに認識させてもろうてもいいですか。今、川崎小学校空調問題の金額と駅前再開発事業の金額は1桁違います、1桁。それを推察すると、つまり、あえてあなたはあなたのマニフェストを達成させるために総合政策部という部署をつくった。そして、今回それが完了に近づいたもので、改めて今後の財政の健全化を図るために相互牽制を図るための部局の分散をやったというふうに理解さ

せてもろうてよろしいかな、市長。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど29年スタートの第2次総合計画につきましては、前期5年間で様々な施策事業を網羅しております。その中には今触れていただいたような川崎小学校改築、その後井田川小学校の改築等々ございましたが、1桁違うとおっしゃられました。川崎小学校の事業費は二十数億ですが、一般財源の市民の負担については21億の負担を、これは市の独自財源として背負っていくという事業でございます。

また、各小学校、中学校の空調の整備につきましても、これを3年かけて計画的にやっていくということ、これも数億の事業でございましたし、あと西野公園の体育館は国体は中止という形になりましたが、それに向けて体育館の空調、それから西野公園野球場の改築、これにつきましても4億ぐらいの予算を投入するところでございます。それ以外にもハードのみならず、総合計画にはかなりハード、ソフト、人づくりも含めたかなりのボリュームの事業を進めていくということでもございましたので、当然財政と政策の推進と、それを実現する機構がやっぱり適切に最適に組み上がる必要があった。そのような中で、当時としては強力な施策の推進と財政運営の両立を目指した強力な総合政策部という体制を構築したものでございます。これ先ほど来申し上げてきた。そのような背景の中で平成30年度の組織・機構改革につながったものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、組織・機構改革で財政健全化を図るためにこういうような形でやってきた中で、鈴木議員のときも、私としては自然公園の中止、和賀白川線の見直し。あなたが平成21年に就任されたときにマニフェストに上げられた庁舎建設の凍結、いろいろやられた。それはリーマンショックによって財政が逼迫するとあかんもので、そういうような形でと私は思ってきたと。だけど私はどう見ても、あなた川崎小学校は二十何億かかったと言うんですけれども、それなら当然川崎小学校の改築工事は老朽校舎で3棟建ての学校で、そしてどうしても改築が必要な施設ですよ。当然それはやってしかるべきです。子供たちの空調問題でもそうですよ、普通教室の。当然のことです、今の温暖化の時代で、やるべき施策です。駅前特化のための、私はこれはあれだと思っています。そういうふうに理解しています、私は。

もう一つ、今回部を6部から4部、4部から今回6部にされるんですけれども、ちょっと原田君に聞きたいんですけども、令和3年12月1日現在の総合政策部、生活文化部、健康福祉部、産業建設部、人員を教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

原田総合政策部参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

お尋ねの令和3年12月1日現在でございますが、育休の職員なども全て入っておりますが、総合政策部が63人、生活文化部が71人、健康福祉部につきましては幼保もおりますけれども、幼

保の職員も、幼稚園、保育所、認定こども園全て含めると所管ということになりますと125人、それと産業建設部は63人。以上です。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今回提案された事業のスリム化、それから横の連携、それから情報の共有化を働かせるために、すると総合政策部は2つに分けます、50人以下にするんやから。全て50人以下にする。だけど、これまでの、ほかの環境の部分は生活文化部が持っておったのを産業建設部に持っていくと。いろいろ分けているけど、これ3部とも皆50人超えておるんですよ。その中で、あなたが今回提案された中で50人以上の部は2分割をして、この提案の中で言われている組織のスリム化を図る、事務の効率化を改善し、迅速かつ的確な組織の施策推進体制を構築することによって第2次総合計画に掲げる施策・事業を着実に推進する組織としますという提案理由があるんです。何でこれいろんなほかの部局、どこの部局をどういうふうに分けるんですか、市長ご存じやな。そこまでは聞いていませんか。そういうふうに指示を出しておるんやろう。

○議長（中崎孝彦君）

答弁を求めます。

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

先ほど私数字を申し上げました。それぞれの総合政策部、生活文化部、健康福祉部は幼稚園、保育園・所を含めましたので現在部内だけで申し上げますと44人でございまして、今回の組織・機構改革におきまして、総合政策部を政策部と総務財政部、それと生活文化部と産業建設部をそれぞれ再編することによりまして、全て50人以下という見込みでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それで今回の改正によって、部長2名増員、課長8名増員、グループリーダー2名減員というような組織になりますけれども、市長として各部局で迅速かつ円滑に第2次総合計画の後期基本計画の実施に当たって、このような体制でやっていくというけれども、財政部と、先ほど申し上げたように相互牽制という意味合いはどのように私は捉えさせてもろうたらよろしいかな。相互牽制という意味、あなたの提案ですよ。市長として。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

政策の推進部門、それから財政、それから組織、人事を含みます総務財政という2つに分けるわけではありますが、それぞれに政策テーマがより複雑になっております。同時により高度なスキルや組織、チームとしての力量も問われるかというふうに思っておりますので、当然これが相互牽制をしながら大きな目標、あるいは計画に、この実現に向けて努力をするというようなことでもあります。具体的には、例えば政策部門の中に行政改革等々のセクション、DXも含むセクションが入って

まいります。当然財政改革を視野に入れた、あるいは行政の業務プロセス等々の仕組み等々も含めた、そういうものをやっぱり政策部門、それから総務財政部門、ここはそれぞれの専門性や能力を高めつつ、より高度なバランスを取っていくということが求められておると考えておるところでございます。そういう相互牽制という意味合いはそうようにご理解をいただけたらというふうに思っています。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

やっぱり平成29年の機構改革は失敗やったというふうには認められませんかな。やっぱり平成29年にやったんはやり過ぎやったもんで元に戻すと。というのは平成24年に財務部の新設によって健全財政の確立を期待する効果がございますように、平成24年において新設をしたんですよ。そうでしょう。それからそういうふうになっているんですよ、あなたが21年に就任してから。それで24年に財務部というのをきちっとつくって、それでずうっと流れてきたんですよ。それを29年に合体してしもうて、いろんな政策を推進するために強固な連携を図るために企画と人事と財務を一本化したんですよ、違いますか。だから、平成24年に動いていれば、やはり不要不急なそういうの、財政調整基金が平成24年には30億以上あったと思うんです。合併特例債もまだ26億円の上あったんですよ。それでその均衡を図っていたんですよ。平成29年にこういうようなことをやったもんで財調は枯渇する、20億を切る、財政的に厳しくなってくると、やりたい仕事もできないというような形で、またこの組織を再編するというようなことになっていったと違うんですか、これ。そうでしょう、違いますかな。違うんやったら違う理由を言うてください。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この数年におけます政策推進と財政の健全化の両立につきましては、これも毎年の決算でもご案内のとおり、一定の成果につながったものというふうに考えております。当然課題はございますので、課題解消と今後の本市の都市政策、あるいは市民のQOL向上、様々な政策課題に向けてより適切な体制を引いていくというのは当然のことでございます。先ほども服部議員のお話にありましたが、当時の政策判断というか組織の機構改革の判断というのが失敗ではなかったかというご指摘でございますが、ご指摘はそうようにご所見として伺いさせていただきますけれども、しかし今の状況の中で今後最適な組織・機構を組み立てていくということは当然今後に影響があることでございますので、そういう中での今回この5年間の課題の検証の上に判断をさせていただいておるものでございます。当然この間の課題については解消の方向でこのように判断をさせていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

これは私もお願いです。お願いを質疑で言うのはおかしいですけども、組織というのは確かにある程度改革していくというのは必要やと私は思っています、組織の改革は。あまりころころ

ころ、あなたが就任してからこれ4回目ですよ。田中亮太さんが市長をやっておった部・室ですか、それを部・課に変えて、グループリーダーに変えて、室長の方がグループリーダーに変わって決裁権はどうなのやと質疑もさせてもらいました。職員の働く意欲、それから発想力、それをつくるためにはあまり組織をころころころころ変えたらあかんのですよ。組織改革というのは、今はコロナ禍の中で大変な時期やと思うんです。けど組織というのは首長がおって、副市長がおって、部長がおって、課長がおって、一般職員の方がそれぞれ努力してもろうておる中で、組織というのはあまりあなたがどんな発想か分かりませんが、言葉ではきれいに言われますけれども、あまりころころころころ変えると職員が困るんです。職員が困ったら最も困るのは市民が困るんですよ。

過去に三重県知事だった北川正恭さんという方が見えた。衆議院議員になって知事になられた。県の組織・機構がごろっと変わったんです。そのときに各市町の担当者がどこへ行ったらいいか分からんと、県庁の中をうろうろしたということを私も聞き及びます。そのときあなたも県議会議員としてその審議をされたと思う。組織というのは、やはりきちっとした、私ピラミッドがいいのかどうかは分かりませんよ。責任を持つ者、その責任を補佐する者、その補佐する者に対して具申をできる環境、それが組織なんですよ。組織をつくるのに、それをたらいの中で基石をごちゃごちゃ交ぜたら、黒と白が交ざるんですよ。そういうようなことをやったら、どれを持ってきたらいいのかわからんのですよ。だから、今後、あなたがいつまで市長をやるか知りませんが、組織の形態というのはある程度一つの路線を決めたら、それを踏襲してもらいたい。今回の提案は、前回私がいろいろするべきでないということに戻りましたもので、あえてこれ以上は言いませんけれども、組織の体系はそのような形で運営するのが、首長、あなたの仕事なんですよ。ほかの部長さん方は、それに対してそれぞれ職務を忠実に果たしてもろうておるんですよ。あなたの責任で、あなたの指示で亀山市は動いてくるんですよ。そういうような思いで政治というものをやっていただきたい。私も一議員としていろんな提言をしていきますけれども、組織運営はそんなにころころ変えるものではない。幸い今回こうやって戻ったものでいいんですけども、そういうような思いでやってもらわんことには市民がたまったもんやない。特に市民を相手にする各部局の職員がたまったもんやない。職員のための組織改革をしてください。あなたの思いだけで組織をいろいろことはならんと私は思う。職員のための、また特に市民のための組織改革というのをきちっと構築して、今回改正の趣旨を市民の人に十分伝えていただきたいと思います。言うことだけ言うたので、次に進みますわ。

通告が補正もぎょうさんさせてもろうたんですけども、この民生費ですが、放課後児童クラブ育成事業補助金増額補正ですけども、基本的にこの12月に出した補正の意味、なぜ急遽この補正が出てきたのか。この執行はどんなぐらいのときにやるのか、それをお教え願いたい。

○議長（中崎孝彦君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

今回補正予算として提案させていただいております放課後児童健全育成事業補助金の増額補正につきましては、亀山西小学校、亀山東小学校、川崎小学校の3校区におきまして、現状のままでは令和4年度に待機児童の発生が見込まれますことから、亀山西小学校区及び亀山東小学校区で1か所、それから川崎小学校で1か所の計2か所の開設支援を行うものでございます。

放課後児童クラブの設置につきましては、待機児童を発生させないことを前提として地域の実情や特性を勘案し、公共施設の利用など公的関与を行うとともに、必要に応じて民間活力を活用するという方針で今進めております。

執行する時期でございます。令和4年度の4月に開設を行うことを想定した場合におきましては、この12月の議会で予算がお認めいただけましたら、この事業の実施を希望する事業者から厳正に審査をいたしまして選定をしたいというふうに思っております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

12月議会ではこの補正予算は可決されたら、速やかにこの補正予算というのは執行してもらわんことにはあきませんからな。

ただ、一つ言いますけど、できたら民間企業やなしに、せめてこういうようなことをやるんやったら公設ぐらいしてやっていただきたいと思うことをちょっと付け加えたいと思います。公設民営でやれるように。

次に、乗合タクシーの件ですけれども、増額補正二百何十万と載っているんですけれども、その内訳について教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

乗合タクシー運行委託料の増額補正の内容でありますけれども、当初予算では年間の利用者見込み数、これを約4,000人としておりまして、709万8,000円を計上いたしましたが、利用者数が当初の想定を超える数字で堅調に推移をしております。本年度のこれまでの実績から当初の想定約4,000人より1,000人増の約5,000人の利用者数が見込まれますことから、委託料総額で928万7,000円を見込みまして、当初予算額を差し引いた218万9,000円を増額するものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

この補正の218万9,000円の執行は、12月定例会採決の結果、速やかに実施されるということですか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

議決後、この額につきましては乗合タクシーはメーター料金を基本としておりますので、移動距離に応じてタクシー事業者のほうへ支払いをさせていただくというものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

1つ飛ばしまして、また元に戻らせてもらって、3項目めのところはタブレットの購入ということで聞かせてもらいましたので、やむを得ないなと思っていますので。

次に、議案第93号の令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、基金積立てが4,600万円とあります。資料をもらっていますけれども、平成17年は基金残高が2億6,257万5,633円、それで平成21年度には40万9,633円まで減少しています。これは前市長のときに国保料金の値上げをしなかったためにこういうような形の基金の取崩しでこれだけの基金が減少したと思うんですけれども、今回平成2年度で残高が2,644万9,633円積み立ててあります。今回4,600万円積んで、この間昨年度の一般会計からの繰入金は27万幾らやと思うんですけれども、なぜ、余剰金がどんなぐらい発生して、それでどれだけの金額を基金に積むのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

令和2年度決算におきまして発生いたしました余剰金、黒字額でございますが、7,781万4,000円でございます。この金額を基に今回補正予算を計上させていただいたところでございます。今回の補正予算の内容といたしましては、歳出におきまして療養給付金において1億3,711万1,000円の不足が見込めるため同額を増額補正、また過年度分の交付金の精算に係る県への返還金3,181万4,000円を増額補正し、前年度の剰余金の一部4,600万円を国民健康保険事業運営基金に積み立てるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

基本的には7,781万円の余剰金が出たと。一般会計からの繰入れもないと。一般会計から繰り入れた場合には、それを一般会計に国保から戻しておったんですけれども、前年度は繰入額がほとんどなかったもんでね、27万5,000円で。ただ、この余剰金が出たのは、市長、どうですか。確かにコロナ禍によって、聞き取りのときに聞かせてもうたけれども、コロナ禍のときにおいて受診控えがあったもので、余剰金が大量に出たというようなことを言われておるんですけれども、やはり私は国保料金の均等割、平等割を上げたものでこの余剰金が発生しておると思うんですけれども、市長にはそういうような認識はないですか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これは議員ご案内のように、国民健康保険制度の事業主体の市町村から、何年でしたか、都道府県のほうに財政運営の責任主体が変わりました。それによりまして、各市町村の国保の被保険者等々、あるいは保険税、保険料、こういうばらつきが当然各三重県29市町違いますから、ただこの新しい制度に転換していく過程で、これを是正していくと、県の立場からということになりますと、かなりの急激な変化が市町によってはそれが対応を求められてまいります。したがって、平成30年度から令和5年までの6年間につきまして激変緩和措置が取られておるものでございま

す。そういう中での今回の議員のご指摘の趣旨でございますが、例えば今回4,600万基金に積み立てますけれども、これは毎年の予算編成時におけます歳入の不足が見込まれる場合でありますとか、先ほどの令和5年度で激変緩和措置が終了いたしてまいりますことから、被保険者の負担が急激に増加することのないように国民健康保険財政を安定的に運営するために基金を積み立てていくということは当然亀山市としてもしっかり備えていくということが求められておりますので、そのときそのときの一時的な収支に一喜一憂することなく、一時的な保険税の引下げとか、被保険者への返還等々は考えていないものでございます。いずれにいたしましても、この制度が今後も市民、特に被保険者の皆さんの、そして亀山市にとりましても持続可能な制度としてしっかり運用していくということには変わりはないので、その責務を果たしていかなきゃならんということで理解をいたしてございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、もっと言いたいけれども時間がないのでこの辺にしておきます。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

議案第92号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について、確認をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、この予算では今回の予算は税収は減って、地方交付税がその分増えて、地方交付税が増えたことによって臨時財政対策債が減るといったことが起きている中で予算が組まれておるわけです。その中で、まず繰越明許費の追加が13億9,613万5,000円と、今までかつてない全体予算で約5%です。これを今の時期に1,000円単位までの繰越限度額の繰越明許費を出すに至った経過と内容について、まずお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

17番 小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

繰越しの理由につきまして、個別の事業ごとにご説明させていただきたいと思えます。

まず、急傾斜地崩壊対策事業1,260万円でございますが、これにつきましては東町地区及び辺法寺地区の県営事業である急傾斜地崩壊対策事業において、工事用進入路の位置及び構造に係る地権者との調整によりまして、不測の日数を要しております。

次に、和賀白川線整備事業7,190万1,000円につきましては、現在発注済みの道路改良工事と今後発注予定の工事施工場所が重複をしております、発注済みの工事が完成した後に工事の着手をしたいこと。

次に、耐震化補強事業490万円につきましては、国交付金の進捗を図るため羽若橋の設計業務委託において発生しました入札差金につきまして、令和4年度に予定をしておりました耐震化工事

を前倒しして実施をするためであります。

次に、西野公園改修事業661万7,000円につきましては、藤棚建て替え工事におきまして設計段階で地盤調査等に不測の日数を要したこと、以上の理由によりまして各事業の工事発注後、工事が年度内に完成を見込めないことから、やむを得ず翌年度に繰越しをさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

亀山駅周辺整備事業につきましては、亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業に対する補助金や負担金、さらには駅周辺市道整備や駐輪場整備等を行うものであり、そのうち本年度予算の明許繰越しにつきましては11億7,000万円を計上しております。

これらの繰越しに至った理由につきましては、市街地再開発組合において令和2年3月19日に三重県知事より認定を受けました権利返還が当初予定より遅れ、当初の工事完成予定であった令和3年度から令和4年10月に変更になったことや、国の経済対策や補正予算等により交付金の配分が前倒しされ多く配分されたことから、年度内での予算消化が困難になり、繰越しを行うこととなったものであります。

また、市道御幸1・6・7号線の整備に当たりましては、用地取得の交渉に時間を要したことから、用地購入費、補償費及び工事費の一部を繰り越すことになったものであります。

○議長（中崎孝彦君）

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

図書館整備事業の繰越明許費補正につきましては、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合にて実施しております図書館区画工事に対する負担金について1億2,410万円を計上いたしております。図書館区画工事は施設建築物新築工事の工事区域内で施工するものであり、当該工事の工事工程と調整を行い、工事施工を行う必要がありますことから、年度内での完成が見込めないため、次年度に繰越明許を行うものでございます。

また、本事業につきましては国庫補助金であります都市構造再編集中支援事業補助金を活用しての整備事業であり、本議会で補正予算を承認後に国へ繰越承認申請を行う必要がありますことからこの時期に補正を行うものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それぞれの事情はあるんだろうとは思いますが、繰越明許費についてはやむを得ず当該予算の執行できない額、一部ができなければそれを繰り越すというのが本来であって、例えばこの急傾斜というのはほとんど全額ですよ。まだこれ後ほどほかのところでも質問しますが、これは1,300万の歳出に対して1,260万、これ丸々翌年度へ明許繰越ししなくても来年度でいいわけですよ、別に。今年度に繰越明許する必要はないですよ。事務費40万円を使うだけで1,300万歳出で出ていますよ。そのうち1,260万を繰越明許するのであれば、なぜ起債を650万借り

て、地元負担金、地元寄附金を充てて、ほとんど全額を本年度に繰越明許するんやったら来年の事業にもできるはずですよ。なぜこれを繰越明許にするのと。それと全体に、まだ今四半期ですよ。1年のうちの四半期がまだ残っているわけですよ、3月31日まで。なぜ今こんな1,000円単位まで繰越明許の額が確定するのか。3月の段階で努力した結果どうしてもできんから繰越明許にするというんやったら分かるんですよ。今この予算をつくったのは10月か11月でしょう。四半期以上残してこれだけの事業ができませんということは努力しておらんと一緒ですよ。なぜ今この時点で、3月で事業を一生懸命やって、なおかつできやんだと。災害とか突発的な事故があればそれは事故繰越ですよ。それをやると事故繰越でいいんですけど、繰越明許であればそれなりに今の用地買収とか突発的なことがあればやむを得んと思うんですけど、あと四半期残している。それで何も事業をせんで繰り越さなあかんのか。予算化したけど、95%丸々繰越明許に持っていくと。本来の繰越明許の地方自治法で書いてある、そんなことを言うておる、繰越明許の条件にはならんと思う。努力もせんと安易な、多分無駄だろうということに基づいての繰越明許費の設定なんだろうかというふうに思うので、もう少し西野公園の改修でも600万ぐらい、4か月もあつたらできるでしょう。和賀白川線でもその工事が進まんだだけで、業者は一日でも早く出してもらいたいですよ、やっぱり施工業者は。せつかく予算を国からつけてもらったので、直ちに施工するべきですよ。できるだけ消化することが来年度の政策予算に、これ13億という。来年度は200億円の予算やけど、もう13億膨らましておるんですよ。来年の事業そのものが圧迫されるわけですね。だから、今の四半期に何でもう少し努力して、今なぜこの債務負担行為を起こすのか。3月の補正まで出て、努力した結果どうしてもできへんと思って繰越明許では分かるんですけども。なぜ今この金額が、どのようにしてこの金額を確定したのかお教え願いたい。

○議長（中崎孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

予算編成の概要のことですので私のほうでお答えさせていただきたいと思います。

繰越明許費の補正予算の提出につきましては、例年新規の契約を要する事業などには入札等の事務に時間を要します。また、国・県補助金につきましては翌債申請等に時間を要することなどから、主に12月議会において繰越明許費の追加をさせていただいております。また、契約額が確定した等によりまして、3月議会において繰越明許費の変更などを計上させていただいております。

今回の補正ですけれども、先ほど個々の事業についてもご説明させていただいておりますけれども、工事完成期限の延長や交付金の追加配分前倒しということが要因となりまして、翌年度執行ができない事業であります。今後の事業スケジュールを見越した上での補正を計上させていただきました。

また、6事業の総額が約14億円ということで、かなり大きな金額でございますが、この金額については限度額でありますことから、実際の繰越額につきましては年度末まで鋭意執行に努めまして、最終の出来高によることとなり、翌年度の6月定例会において報告させていただくということとなるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

だから今言ったように、今出して、そしてまた3月に精算して、そこで限度額の変更をする。それであれば3月に全て努力した結果、3月で確定した額で3月にやればいいのであって、今やる必要はない。変更する可能性があるということであれば、努力するのであれば3月に出せば一番時期としても財源にとっても一番分かりやすいんじゃないかというんですよ。だから、あえてここでも今やる必要はないし、あくまでこの限度額は議会に変更できるんですよ。出た以上、この限度額は議会としては追加はできへんけど、増減はできるんですよ、これ。だから、もっと詳しいことを聞くことによってこの限度額は議会としては変更できるんですよ、議会の権限としては。だから、それであれば3月でやれば確定することはできると思うんです。本来であれば、この中身についてもっと1,000円単位まで今の段階で繰越明許額を確定することないですよ。せめて100万単位ですよ。

それともう一点、土木、急傾斜はこれも後で申し上げますけれど、これは1,300万のうち1,200万が次に申し上げる地方債ですよ。そして、650万の起債。1,200万のうち650万の起債。寄附金、なぜ寄附金かよう分からんけど、地元負担金が650万で、結局40万だけ事務費に使って1,260万を全部繰り越すと。こんなことせんでも、事務費だけ払って来年にしやあいいのに、あえて今年から来年にする仕事に。今年から起債を借りる必要ありませんやんか。1年で何でその起債を前借りせないかなんのや。借金ですよ。今年借りても来年に借りてもよろしいやんか。今年から借入れをする必要が何であるんですか。1,210万のうちの650万を充当しますわね。そういうことがあるので、これについてはもう少し繰越明許費については財務当局はもっとシビアな事業内容と金額を押さえた上で3月に出すべきだと私は思っております。

それから、債務負担行為についてですけど、債務負担行為は前倒しなんですけれど、これについても電話健康相談業務委託料、各種検診問診票の印刷、健康づくりの手引、なぜこれを100万か110万かけて債務負担行為を起こさなければならないのか。あくまでも単年度予算主義を取っている地方予算であえてせんでも、これ準備さえしておけば来年の4月1日にスタートすると同時に契約したらいいわけですよ、契約そのものを。何で今これを債務負担で起こさなあかんのか。来年度予算をこれだけ拘束するわけですか。これ必要経費ですよ。あえて債務負担行為を起こす必要はないですよ。単年度予算主義を取っておればですね。

何でこれを電話業務委託料とか検診問診票発行事業とか手引の発行とか、こんなもの別に何にも債務負担行為を起こす必要ないでしょう。なぜそれが必要なのか。何も4月1日に契約したらいいんですよ。準備は今年度にしますよ、契約を伴わない。契約をするのは4月1日に契約したらそれで効力を発揮しますんやんか。なぜそれらの固定資産とか土地評価というのは、これは2年度をまたぐものです。これはやむを得んと思います。相手方があるので。令和4年度だけに限って、このような事務的な経費そのものをなぜ債務負担行為にするのかお答え願います。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

今回債務負担行為補正の追加を4事業について行わせていただいております。先ほど議員少しおっしゃっていただきましたけれども、この4本につきましては今回補正を認められましたら、速や

かに入札行為をさせていただきますので、年度内に入札及びそれぞれの業務の準備を始めていただくという形になっております。

まず、電話健康相談業務委託でございますが、こちらについてはもう4月1日から運用開始したいということで、それまでに業者を決めて業務委託の準備をするということで今回上げさせていただいております。

次の各種検診問診票等の発行事業でございます。これについては健康診査の問診票でございますが、これを5月上旬に医療機関に配付するというので4月上旬には印刷が完了したいということで早期の準備にかかりたいというものです。

また、健康づくりの手引発行事業ですけれども、これについては5月1日広報で全戸配付したいということで、これについても4月上旬には手引を印刷したいというものでございます。

最後に、外国語指導助手の配置業務委託料でございます。こちらについても4月1日からALTのほうを配置したいということで、4月の学校が始まるまでにALTの配置と、いろんな業務の打合せ等が必要ということで今回の補正に上げさせていただいております。

今回の限度額でございますが、4月以降の予算執行となりますので、本年度中は予算執行がないと、いわゆるゼロ債務という形で計上させていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

だから、私は何もその準備するのは3月までにしたらいいんですよ。契約は4月1日からにしたらよろしいやないの。なぜ本年度契約せないかんの。実行するのは4月1日ですよ、4月1日に契約したらいいんですよ。あえて来年度予算を拘束する必要ないですよ。そうでしょう。この中身の審議はしていないですよ。今勝手に債務負担行為を起こしただけで、予算には何にも今は、来年これが上がってけえへんですよやろう、詳しくは。

契約するのが来年であれば、来年実行するんであれば来年でよろしいやないかな。多年度にわたるんやったらやむを得んと思うんやけど、私はこんなものは別に準備は、契約する相手方も入札する準備まででよろしい。入札することそのものを4月1日以降にしいんですよ。契約すること自体を。あえて債務負担行為にする必要はないと思うという考えです。

その次に地方債についてですけど、緊急自然災害防止事業の1,210万、これにつきましては歳出の、新議員が言われた、急傾斜地崩壊対策事業負担金の1,300万のうちの650万がこの1,210万のうちの半分650万が急傾斜地に当たっていると。そのうち事業費の1,300万についておるんですけど、それについては繰越明許でも言われた1,260万との関連がございます。1,300のうち40万だけ使って1,260万を全額繰越明許になっておるんです。別に今年起債を借りやんでも県営事業で来年なら来年でよろしいやないの。地方債を起こさなくても。650万にしても、起債を充てておると、それから寄附金650万。大体公共事業に寄附金はないですよやろう。寄附金とか地元負担金ですよ、これ。私が聞いておるのは2件ですわ。2件の方が650万寄附金とした。これは中を見ると地元負担金ですよ。これは本来ですと県営事業の20%は地元自治体負担ですよ。だから、1,300万は市の負担で、これ寄附金がなかったら市が全部負担になるんです、公共事業ですので。その20%のうちの10%、これ誰が決めたんですか。地元負

担金は農業関係は全部地元負担金で、事業費の何割かという取決めがあるんだ。公共事業にはないですやろう、地元負担の限度額とか額とか。この650万という額を何で決まったのか。これ隠れみの、寄附金という形ですよ。寄附金であれば任意ですよ。地元負担金であれば事業費の何%、農林業関係には地元施工の事業に対して何割ですよ。公共事業に地元負担金は本当はないんです。だから寄附金にしているんや。寄附金であれば法律上は任意ですよ。やってもよし、やらんでもよし。この寄附金は強制して取るのか、もし取れんならこれ市が全部負担するのか。その辺を確認しておきます。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、新議員のときにもご答弁させていただきましたけれども、急傾斜地崩壊対策事業でありますけれども、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第23条におきまして、工事に要する費用の一部について工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度においてその者に当該都道府県営工事に要する費用の一部を負担させることができると規定をされております。このことから、今回の事業でありますけれども、市の負担分の2分の1、事業費全体では10%でありますけれども、要望者であります受益者の方にご負担をいただくというところでございます。

寄附金でありますけれども、今回県のほうに要望を上げる際に県と市で地権者の方にご説明もさせていただいております。要望書と併せて用地の協力、また負担金の支払いについての同意書も同時に提出をしていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そうしたら、地元負担なら地元負担と予算に書いておけばいい。なぜ寄附金にしたんですか。今その相当分については負担していただくというのであれば、それはなぜ寄附金と表現するんですか。負担金としておけばいいじゃない、予算には。なぜこれ寄附金と書いたのか、その辺はどうなんですか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

本市におきましては、急傾斜地崩壊対策事業に対する分担金、負担金の徴収に係る条例というものがございませんことから、今回寄附金として歳入に計上させていただいております。これまでにつきましても、昭和の時代から急傾斜に取り組んでおりますけれども、同じような形で地権者の方に事業費全体の10%をご負担いただいて、寄附金で計上させていただいております。そのような整理をさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それは都合のいい話で、あくまでも分担金というなら分担金で取っておけばいい。公共事業に本来分担金はないんですよ。受益者が限られているのであればそのように地元負担金なり利用者負担金としておけばいいのに、寄附金というのは任意ですよ。割り当てられて取るのとは違うんですよ。あくまでも寄附する方の善意。その判断によって寄附は決まるけど、負担金やったら負担金で2分の1と決まっておるんなら、その辺の負担金として表示しておくべきだったと思います。

それから、税収についてちょっとお伺いします。収入について、市民税、個人・法人税で、約税収は個人所得で1億6,000万、法人で均等割が400万、法人税割で7,000万。ただ、滞納繰越分を2億2,800万ですか。減額されたその内容についてちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

まず、市民税でございます。個人市民税につきましては納税義務者の給与所得がコロナ禍の影響で減少してきたというようなことで1,600万円の減額補正をさせていただいております。また、法人市民税でございますが、均等割が400万円の増加、これについては法人規模によりまして均等割区分が変わりますことから、今回400万円の増加を見込んでおります。そして、法人税割でございます。当初予算編成時に主要法人61社に対しまして税収見込み調査を実施いたしておりますが、令和3年度の確定申告で税収見込み額よりも大幅に増収となった一部事業所がございましたことから、7,000万円を増額させていただきました。

また、法人市民税の滞納繰越分を2,800万円減額させていただいております。これについては令和2年度分として申告のありました予定の予定申告に係る税額でございまして、昨年度、新型コロナウイルス感染症の経済対策として実施されました徴収猶予の特例適用によりまして、令和3年度へ繰越しを行いました。一部事業所におきまして、当該繰越分がコロナ禍における業績悪化に伴いまして、令和3年度に確定申告されましたが、その時点でその2,800万円分、令和2年度の調定分が減額になったものです。本来納付があった場合、令和2年度中に2,800万の納付があった場合、令和3年度予算から歳出還付という形でさせていただくところでございますが、今回は徴収猶予の特例に伴いまして調定を繰り越しておりますので、この時点で納付がないため繰り越した税額を減少させる対応とさせていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

今後の予算で、今、市民税で約3,000万、その次の固定資産税が14億、都市計画税で約1億4,000万、合わすと約15億8,000万と固定資産。これ土地家屋償却があるんですけど、この減額についてはその次の地方特例交付金、感染症対策地方税減収の交付金ということで1億800万円が特別交付金で出ている。これと関連しておると思うんで、今回の地方特例交付金は何を根拠に今の固定資産税の減額と関連しておるということですので、この地方特例交付金の根拠をどのように今の固定資産税とリンクしておるかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

まず、固定資産税の減額補正についてからご説明させていただきたいと思います。

固定資産税全体としましては1億4,000万円の減額を計上いたしております。詳細につきましては、土地で700万円の減、家屋で5,000万円の減、償却資産で8,300万円の減額となっております。この中で、新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者の家屋及び償却資産の固定資産税の課税標準の特例措置というものがございます。

今回、固定資産税におきましては5,000万円の減額のうち、その特例措置が7,100万円でございます。また、差額の2,100万円については新增築家屋の増収分でございます。次の償却資産につきましては、全体で8,300万円の減額でございますが、新型コロナウイルスの課税標準の特例措置によりまして2,500万円、また一部企業の設備投資の減少によりまして5,800万円の内訳となっております。

本特例措置に係る減少分については1億800万円ということで、固定資産税の家屋について7,100万円、償却資産において2,500万円、それから都市計画税の家屋についても1,200万円の減額を行っておりまして、合計しまして1億800万円となっております。これにつきましては、第10款の地方特例交付金の今回新たに感染症対策地方税減収補填特別交付金を1億800万円、同額計上させていただいております。国の施策により減収となった市税について全額補填ということで1億800万円同額を計上させていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

よう分からんのやけど、1億800万は今年度これで終わりなんか。この特別交付金は今年度限りだろうと思うんですけど、これは今からまだコロナがどういう終息をするかによって法人の確定申告が予定納税から始まってくると思うんですよ。これにも大きく影響してくると思うんです。それがひいては歳入にも大きく響いてくる。だから、今年度、歳入はかなり減ってくるだろうと思うんです、税収を含めて。ということで、繰越金に移りたいんだけど、本年度9億前後の歳計剰余金があって、そのうちの4億5,000万を財調へ入れて、今回補正を入れて4億4,600万ぐらいを繰越金として予算計上されており、今一般財源として取り上げておるわけです。

あと、今年度の補正としては特別交付税がまだ計上されておらんと、それから国体の経費が減額、これも今後の3月予算に大きく響いてくるだろうと思うんです。そのことからして、10万の件と5万円でもた今後補正があるんですけど、国補事業ではそういうことをされるんですけど、結局歳計剰余金がかかなり制限されてくるだろうと思うんです。その2分の1を積み立てるにしても、そうするほどに歳計剰余金が出るのか出ないのか。だけど繰越金も13億もあるし、いつ何どき災害が起こってくるか分からんという中で、市長は市民に対して経常収支比率は85.2だと、だから健全財政は保てておるといふ表現をしておるわけです。けれど、経常収支比率は本来であれば70から80ですよ、健全なのは。85以上を超えておれば健全とは言えんわけですね。それが今回の税収と外的要因を含めると決して経常収支比率が上がる予定はないと思うんです、私は。改善することはない、もっと悪くなるんじゃないかというふうに思っております。

そうやで今回の予算の増減、感染対策交付金も含めて、だから今回は税収は減ったから、だから

地方交付税の基準財政収入額が減ったから、だから地方交付税は1億800万増えた。それが増えたことによって臨時財政対策債を2億2,000万減額と、これが大きく、本来この予算で反映されていると思うんです。それを踏まえて今年度の実質収支はどれぐらいになるのか。実質単年度収支、これが今まで実質収支はよかったのに単年度収支からいくと赤字なんですよ。今の経常収支比率を、今見込むのは非常に難しい。今の予算の中でも特別交付税もあれば減額する予算もあると思います。240億ですよ、概算予算が。そのうちこの特別給付金が約50億ぐらいあるんですね。そこからすると中身が、経常収支比率が非常に悪くなると思うんですけど、今年度予算の3月を見越して繰越明許費までも中途半端、債務負担も中途半端、それから起債についても来年度以上で十分賄えるものを今年度に何で先取りして起債まで借りやなあかんのか。いろんな要素があると思うけど、最後に今年度の実質収支額、経常収支比率の見込みが立てられるようであればお答え願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

今回の補正予算では、歳入において市税や普通交付税、前年度繰越金などの補正を行ったところであります。その結果、大幅な一般財源の減収はなかったところでございます。このような中で、本年度の単年度収支、実質単年度収支及び経常収支比率の見込みでございますが、今後3月補正において決算を見込んだ歳入歳出の増減などの補正を行うとともに、さらに決算において予算との差異が出てまいりますことから、現段階では年度途中でありますので正確な試算はできないところでございます。過去10年ぐらいを見ますと、実質収支につきましては6億から10億ぐらいの間で決算されておりますので、その範囲の中での実質収支ということで、それに伴って単年度収支や実質単年度収支が分かってくるかと思っております。

また、経常収支比率でございますが、昨年度85.5%ということで、近年で最もよい比率になっております。議員ご指摘いただきましたように、昨年度と比べますと今年度についてはまた税収が減という部分もありますので、その辺を注視しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

最後ですけど、経常収支比率は85.5やけど、やはりこれはできるだけ80に近づける手段を講じなければならん。それには何をしたらいいかということをもた3月にお聞きするとともに、やっぱり経常一般収支比率、それから一般繰越金についても去年以上じゃないと財調ですら20億しかないでは、とても庁舎に向かっても、いろんなことについて何が起こるか分からんので、その辺の財源の余裕を持った厳しい予算査定をしていただくことをお願いしまして終わります。

○議長（中崎孝彦君）

17番 小坂直親議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時29分 休憩）

(午後 3時38分 再開)

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。本日最後の質疑となります。どうぞよろしく願いいたします。

通告に従い質疑を進めさせていただきます。

まずは議案第84号亀山市文化芸術基本条例の制定について伺います。

朝から何人かの議員がこれについて質疑をしておりますので、条例の内容について改めて一から伺うことはいたしません。2番目に私書かせていただきました亀山市文化振興ビジョン及び亀山市文化芸術推進基本計画との関係についてというところを含めた中で、改めて内容を分かりやすく伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

辻村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

亀山市文化振興ビジョンと文化芸術推進基本計画との関係性ということ踏まえた上でご説明をさせていただきますと思います。

まず、平成22年に策定いたしました亀山市文化振興ビジョンにつきましては、本年度をもって11年間の計画期間の終期を迎えます。この振興ビジョンに本条例の制定について明記をいたしたところでございます。そういった中、この文化振興ビジョンにおきまして様々な取組を行ってまいりました。特に見える化プロジェクトといたしまして、文化年事業、また歴史風致関係、また人材育成といった意味合いから取組を行い、これらの取組を礎といたしまして市内の文化芸術活動をさらに充実させるため、また文化芸術の推進に関する基本的な事項や市の責務、市民の役割等を明確にするために最終年度の今年度において条例の制定を行うものでございます。

さらに本条例の趣旨を具現化させるためには文化芸術の推進に必要な施策を体系的、かつ具体的に整備が必要であるとの考えの下、本条例と一体的に亀山市文化芸術推進基本計画の策定にも取り組んでいるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

朝からの質疑の中でも文化振興ビジョンをさらに国の計画などとの関係もあって、さらに進めるんだということの意味合いは理解したところではあります。

ただ、長い長い年月がたっておりますが、当初から最後の最終年度のこの1年に条例をつくるという計画で、計画的に来られたということですか。それだけ確認させてください。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

先ほども少しご答弁申し上げましたが、平成22年に文化振興ビジョンを策定いたしまして、例えば文化年につきましては3年度に1度文化年事業を開催してまいりました。それが昨年度で最終年の文化年事業を終えました。また、歴史風致の関係につきましても第1期の計画を策定いたしまして、昨年度第2期の計画ということ、それと人づくりにつきましても様々な事業の中でそういった活動も展開をしてまいりました。そういった一通りの事業を終えて、そういったこれまでの活動と成果を礎としてそれらも検証した上で新たに文化芸術基本条例の制定並びに併せて一体的に推進計画を策定するということから、今年度、最終年度で策定しようということになったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

計画的に今回最終年度に条例を制定となったということを伺いました。

次の質問なんですけれども、第4条の市の責務についてお伺いしたいと思います。

たくさん条文がある中で、非常にシンプルですね、これ4条。市は前条の基本理念に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする、これだけですね。今まで市は文化というものを、生活文化が特に多かったのかなという気はしますが、市民活動を応援するという意味でも支えて、文化祭をするとか市展をするとかもやってこられましたし、文化財、歴史的町並みについても一部ではありますが、しっかりと専門的な人材も投じて手だてをしてこられたことは評価しているところですが、今回この条例を制定することによって、例えば計画の素案を、骨子案でしたか、見せていただきましたら、文化芸術基本法の対象の範囲が参考に書いてありましたけれども、これをもって範囲が広がるという解釈でいいのかなと思うんですけれども、今までやってこられたことに加えて、新たに市の責務というのが広がったり深まったりしていくものなのかなと思うんですけれども、改めて条例制定による市の責務の考え方を伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

市の責務の考え方ということでございます。先ほどもご紹介ございましたが、第4条におきまして市の責務を掲げております。その中で、基本理念に基づき文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するというところで、表現上は短いところではございますけれども、総合的かつ計画的に推進という計画というところで、今回新たに条例の中に推進計画を義務化、位置づけました。これによって幅広く展開をしていくということで、文章上は非常に短くシンプルでございますが、その中身といたしましては非常に深いものがあるというふうに認識しております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

深いものであろうとは思いますが、今までのこの文化に対する市のやってきたことが一定あるわけで、それに対象も広がるという中で、一つ気になるのが協働であるとか、市民がいろん

な活動をするのを支えたり、それを発表する場をつくったりということはやってこられたんですけども、市が主体となって新たな文化をつくっていくとか、若い方の新たなものをまたつくっていくとか、いろんなことを含めてですけども、市が主体となって市民の前に立ってやっていくことというのが私は今回の条例でよりやっていくことなのかなというふうに、この条文を読んで思ったんですけども、そこのところどうですかね。市民がやったから支えるというだけじゃなくて、計画的に市がやっていくという積極的な意味について伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

全て市の責務に当たるのだろうというふうに考えます。積極的にということ、このたびさらに前へ進めようということ、推進という表現を使わせていただいているということ、本日もご紹介させていただきました。

その中で、例えば今回条項の中で第7条から第15条までにおきまして、それぞれ基本施策を掲げさせていただいております。先ほどもご紹介いただきました、その中で交流の促進とか協働による文化芸術活動の推進とか、また芸術の継承と活用、それとか人材の育成、情報の収集、施設の充実、活用、そういう発表の場の活用とか充実、そういったこともそれぞれ掲げておりまして、当然我々がやっていくことがあれば市民様と一緒にやっていくこと、様々なものが展開されるということで、こういった規定をあえて入れさせていただきまして、だったらこれからどうするんだということ、今基本計画の中で検討をしている状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

具体的にちょっとお伺いしていきたいんですけども、条文の中の、例えば人材と言われました12条に当たりますね。午前中の質疑の中では、かめやま人キャンパスの活用なども触れられておりましたまちの歴史人養成講座をやっているよというようなことも答弁としてありましたが、そうやって市民の中から文化を支える人をたくさんつくっていくということも大事ですが、本当に芸術を見ることができる専門性の高い職員をしっかりと市に配置するという考えが必要ではないかなと私は思いますけど、そこについてはいかがですか。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

私のほうからまず配置されておる職員のスキルアップという点につきましてご答弁させていただきます。

市職員につきましても当然研修等はやらせていただいております、例えば文化政策に係る研究会等もございまして、そこへメンバーとして職員を派遣もいたしております。そのことによりまして、担当職員が他の自治体職員との交流とか、また政策研究なども行っており、スキルアップを図っているような状況でございます。今後こういった研修会や学習会には積極的に参加もしていきながら、一方でかなり先進地もございまして、そういったところにも視察等を積極的に参

加して、専門的な人材の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

私は人材を今ある職員さんを研修で育成するという意味じゃなくて、研修では追いつかない専門的なものがあるのではないですかということをお願いしたので、また計画の中で、また審議員さんの中でも議論があるかも分かりませんが、やはりこれらのいろんな施策を推進するためには専門的な見地が必要かと思っておりますので、ぜひともそこはまた考えていただきたいと思っております。

まちを例えばどうデザインするかとか、市から出る印刷物や、例えば今度機構改革があつて看板をどうするかとか、そんなことをこの市役所へ入って亀山らしいものを感じられるとか、まちの在り方、全部何を一つ取っても芸術や文化やデザインというフィルターが通されているということが、きっとこれからこの条例が通ったからにはなされていることだと私は期待したいんですね。以前、文化振興ビジョン、こういう刷り物が私も拝見したときには、文化ということでかなり頑張つてつくられたんだなと思いましたが、こういうことがいろんなところでこれから出てくるものと期待しているんで、そういうふうに考えていいですか、この条例の在り方として。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

先ほどご紹介いただきました文化振興ビジョンにつきましては、本年度で終了いたします。今度新たな考え方の下で法律に基づいた文化芸術推進基本計画を策定してまいりますもので、その中でしっかりと先ほど指摘いただいたことなども検討した上で、位置づけられるもの、位置づけられないもの、様々あるかと思っておりますけれども、しっかり検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

次の質疑に移りたいと思っております。ありがとうございます。

一般会計の補正予算（第7号）についてでございます。2点上げました。

民生費から特別障害者手当等給付費の増額補正がございます。

まず1点目、この特別障害者手当というのは何なのか。対象者や金額などを含めてご説明願いたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

特別障害者手当はどういった手当かというような手当の内容についてのご質問でございます。

特別障害者手当は、精神または身体に著しく重度の障がいをお持ちで、日常生活において常時特別な介護を必要とする特別障がい者に対し、重度の障がいのために必要となる負担の軽減を図るため、月額2万7,350円を支給する手当でございます。

なお、手当の支給に当たりましては、二十歳以上の在宅の方で、施設へ入所されていないことや本人及びその扶養義務者等が一定の所得以下であることなどが要件となっております。また、精神、療育、それから身体の障害者手帳を取得されていない方でも医師の診断書により、障がい程度認定基準に応じて支給を受けられるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

国の制度でありまして、私調べさせてもらったら、要件の中に在宅であることというのはちょっと見当たらなかったんです。調べましたら、グループホームや有料老人ホームに入所の方も対象になっているケースがあるということです。またぜひともお調べ願いたいなど、このことは1点思います。

それでは、亀山の中でこの特別障害者手当、何人ぐらい支給されているのかなということをお伺いしたいんですけども、特に著しく重度の障がいという書き方ですので、例えば障害者手帳だと1級であるとか、要介護度が5級、4級とか、そういうところがかぶってくる方が手帳やそういうふうには限らないとは言いますけれども、多いのかなということを思います。そうすると、例えば要介護度の方ですと、5の要介護度の方が亀山市ですと226人おられるということでしたんで、そういう中で手帳は1級でもそんなにケアが必要じゃない方もいらっしゃるの難しいと思いますけれども、でも何百人かいらっしゃる。そんな亀山の中でどれだけの方が支給しておられるのか。経緯も含めてお伺いしたと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

特別障害者手当の受給者数につきましては、令和元年度は22名であったものが、令和2年度は31名、令和3年度につきましてはこの9月末現在で34人となりまして、年々増加傾向となっております状況でございます。

ちなみに、今、議員のほうからご紹介をいただきました要介護度5の方は認定者数226人ということで、身体障害者手帳につきましては1級の方がおおむね該当にはなってくるわけですが、1・2級の方がある程度手帳の中で重度というくくりの中では現在795名の方が1級、2級の手帳を所持してみえておるといった状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

それで支給している方は少ないんだなという印象は受けましたが、今回の補正の内容と増額の要因についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

増額補正の要因についてでございますが、令和3年度当初予算編成の時点では、その受給者数と

して29人、予算額966万円を見込んでおったところでございますが、令和3年9月末現在では当初の見込み者数を超過しておりまして、令和3年度実績を現在のところ36名見込んだことから、126万円の増額補正を計上したところでございます。

この受給者増加の要因でございますが、今年度新規で5人の方の認定をしてございまして、そのうち4名の方は65歳以上であることなど、近年高齢者の方の申請や問合せが増加している傾向でございます。こういった状況を受けまして、本年6月に基幹型地域包括支援センター並びに2つの地域包括支援センターと連携をしまして、そこの職員を対象としました特別障害者手当などの障がい福祉サービスについての研修を実施する等、本制度の周知を高齢者につなげていく取組を始めたところでもございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

包括が細かくなって、より細やかなそういう対応ができていくようになったのはいいことだと思うんですが、聞いておりますとやっぱり少ないんですね。多分もっといらっしゃると思います。それで、今高齢者の方というとケアマネジャーさんに多分周知をされたと思うので、一人一人ついておられるので分かりますが、障がいの方、一人一人必ずついていないということでもないとは思いますが、そこへの周知が必要なのかなと思うんですけど、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

本制度の周知につきましては、障害者手帳の交付時などには窓口におきまして丁寧に説明を行うとともに、市広報等でも定期的に周知を図っておるところでございます。

また、先ほどご答弁申し上げましたとおり、高齢者に関しましては地域包括支援センター等の職員を対象に研修を実施したところでございますが、障がい者の事業者等に関しましては、障がい者の総合相談支援センターあいあいにあります、あいという事業者ですが、こちらの相談支援員や地域の計画相談事業所、こちらの相談支援専門員を対象とした連絡会がございまして、こういった連絡会におきましても同様の研修を今後実施をし、本制度の周知につなげるよう努めてまいりたいというふうに存じてございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

こういうものについては、本当にきめ細やかに周知をしていただきたいと思います。

それで今日のお話を聞いて、例えば私はこれに当たるのではないだろうかと思われた方が、例えばこれを申請したいと思ったら、どういう手続を取ればいいのかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

こちらの制度の申請の方法というご質問でございます。

特別障害者手当の申請につきましては、その申請書となる認定請求書、それから医師の診断書などが必要となりまして、またご本人やその扶養義務者の方の所得状況なんかも確認をさせていただく必要があることなど、少々複雑なところもございますので、できましたら事前のご相談やお問合せを担当となります地域福祉課の障がい者支援グループにいただければ、スムーズな申請につながるものというふうに考えてございます。相談から申請まで同グループは、あいあいの5番窓口というふうになってございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

月々2万7,000円程度、年4回に分けて支給があるので随分と生活が助かると思ひます。ぜひとも申請を勧めていただきたいなと思ひます。

次の質問です。次ですが、商工費の乗合タクシー運行委託料の増額補正についてお伺ひします。

先ほど櫻井議員からも質問がありましたが、利用が増えたんだというご答弁でした。登録者数が増えたのか、利用者が増えたのか、利用者は変わらないけど使う回数が増えたのか、そこら辺ちょっと詳しく伺ひたいと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

乗合タクシーの運行委託料の増額補正でありますけれども、当初予算におきまして年間利用者見込み数を約4,000人と見込んでおりまして、709万8,000円を計上しておりましたが、利用者数が当初の想定を超える数字で堅調に推移をしておりまして、今年度のこれまでの実績から当初の想定約4,000人より1,000人増の約5,000人の利用が見込まれるということから、今回218万9,000円の運行委託料を増額するものでございます。

登録者でございますけれども、登録者につきましては昨年度、令和2年度末が2,865人でありましたのに対して、本年9月末で2,867人ということでありまして、登録者の数としては変わっていないというような状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

登録者の数はほとんど変わっていない中で、以前これに登録しないとタクシー券が頂けないということでわあっと登録したことがあったと思うんですけれども、登録しただけで使っていなかった方がどんどん使われるようになったのかなと思うんですけれども、その利用が上がった要因について、担当部署の考えるところを伺ひたいと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

利用者が増加した要因ということでありまして、昨年の7月に当日予約を可能とさせていただきます。また、運行時間につきましても午後5時半まで2時間の延長もさせていただきます。

た。さらに本年4月1日からは地域間で移動しやすくするために、公民館や集会所を地域停留所から特定目的地停留所に変更させていただいたということなど、制度を拡充したことによる増加と、そのように考えております。また、コロナ禍におきまして、他人との接触をなるべく避けたいというような中で、乗合タクシーはご夫婦、知人など最初から同乗する場合を除きまして、基本的に他人との乗り合いを行わない形で運行させていただいてきたということも利用者の増加の要因の一つであると考えております。

加えて、本年度におきましては新型コロナウイルスのワクチン接種にも多くの方がご利用いただいたということもございまして、本年6月には一月で515人、1日当たりにしまして23.4人と、運行開始後に最大の数字となりまして、その後も400人前後で堅調に推移をしてきておると、そのような状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

コロナ禍の中で、なかなかバスや電車に乗りづらいときに、こうやって他人との乗り合いを制限しながら運行してもらっていたということを私も知らなかったんですけども、非常にそれは安心だったんだろうなと思いますし、この間の11月29日の地域公共交通会議でずっと念願だった菅内のオークワサウスの亀山店にも特定目的地の停留所ができることになったと。今まで何回か私たちも、市民から要望を受けて、担当のほうにも伺っていましたが、そういうことがだんだんだんだん広がって行って皆さんの利便性が実感していただいて、こういうことにつながったのかなと思うんですけども、ただただ増額補正をしているだけでうまく回っていくのかという不安がございまして。車が足らなくなったりとか、人が足らなくなったりとか、そういうことがあると断らなければならなくなったりすると困ると思うんですけども、増額するだけで事業が回っていくんだろうかという不安に対してお答えいただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

乗合タクシーの車両につきましては、現在2つの事業者で6台の確保をさせていただいておるところでございまして、同じ時間帯に6人を超える予約があった場合につきましても、一般タクシーの空き車両を活用して対応させていただいておるところでございまして。

また、曜日や時間帯によりましては、一時的に利用が重なる場合もございまして、昨年7月に制度を改正したときに、エリアに関係なしに2つのタクシー事業者どちらでも対応を可能ということにしておりますことから、予約が重複したときにはもう一方のタクシー事業者をご利用いただくということも可能でございます。

本年9月末の数字でございまして、本年度時間帯別の利用者数は10時台が月平均で86人と最も多くなっておりますけれども、1日平均に換算しますとまだ4.3人ということになっておりますことから、現時点では現在の台数で十分対応が可能であると考えております。さらに市内のタクシー事業者、あとの1社のほうから乗合タクシーに新規参入をしたいという申出がございまして、11月29日、先月の地域公共交通会議でそれについて承認がされたところでございまして、現在

事業者におきまして来年4月からの運行開始に向けて手続が進められておるということで、さらなる利便性の向上、また利用者の増にも対応できると、そのように考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ご利用の市民の声を聞いて、利便性をどんどんと拡大してきていただいたことがこういう増額をしなければならぬほど利用が増える結果となったことを見ると、やはりいろんな声をこれからもずっと聞き続けながら、そうやって参入する事業者さんも増える、そういうことがどんどんとそういう循環が行っていかれるといいなと思うんですが、市民の声を聞く仕組みですが、そこら辺はどのように、どこで市民は声を上げていくのかというか、そこら辺分かるところがあつたら最後に伺っておきたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

市民の声ということでありましてけれども、地域停留所については地域のまちづくり協議会のほうからまた追加の要望とか、そういうのがあればまちづくり協議会を通じてということでございますし、基本的に利用していただいております方についてはドライバーの方にお話をさせていただくとか、そういうところからでも吸い上げていければと思っております。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による質疑は終了し、日程第2に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第84号から議案第95号までの12件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託いたします。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第85号 亀山市行政組織条例の一部改正について

教育民生委員会

議案第84号 亀山市文化芸術基本条例の制定について

議案第87号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援

施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 88 号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 89 号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

産業建設委員会

議案第 86 号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第 90 号 亀山市農業集落排水処理施設条例等の一部改正について

議案第 91 号 亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第 95 号 市道路線の認定について

予算決算委員会

議案第 92 号 令和 3 年度亀山市一般会計補正予算（第 7 号）について

議案第 93 号 令和 3 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 94 号 令和 3 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（中崎孝彦君）

次に、日程第 3、請願第 5 号を議題とします。

請願第 5 号シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援を求める請願書の審査については、お手元に配付しております請願文書表のとおり、所管の教育民生委員会に付託します。

請願文書表

受 理 番 号	請 5
受 理 年 月 日	令和 3 年 1 1 月 2 6 日
件 名	シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市東町 1 丁目 1 番 7 号 公益社団法人 亀山市シルバー人材センター 理事長 竹井道男
要 旨	インボイス制度導入後、シルバー人材センターの安定的な事業運営に向けて必要な措置が講じられるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。

紹介議員氏名	小坂直親、服部孝規、前田 稔、伊藤彦太郎、岡本公秀、鈴木達夫、森 美和子
付託委員会	教育民生委員会

○議長（中崎孝彦君）

次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日8日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 4時12分 散会）

令和 3 年 1 2 月 8 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）

●議事日程（第3号）

令和3年12月8日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川 卓也 君	2番	中島 雅代 君
3番	森 英之 君	4番	今岡 翔平 君
5番	新 秀隆 君	6番	尾崎 邦洋 君
7番	中崎 孝彦 君	8番	豊田 恵理 君
9番	福沢 美由紀 君	10番	森 美和子 君
11番	鈴木 達夫 君	12番	岡本 公秀 君
13番	伊藤 彦太郎 君	14番	前田 耕一 君
15番	前田 稔 君	16番	服部 孝規 君
17番	小坂 直親 君	18番	櫻井 清蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻井 義之 君	副 市 長	西口 昌利 君
総合政策部長	山本 伸治 君	生活文化部長	青木 正彦 君
健康福祉部長	小林 恵太 君	産業建設部長	大澤 哲也 君
上下水道部長	服部 政徳 君	危機管理監	豊田 達也 君
総合政策部次長	田中 直樹 君	生活文化部次長兼 関支所長	辻村 俊孝 君
健康福祉部次長	小坂 みゆき 君	産業建設部次長	亀淵 輝男 君
総合政策部参事	原田 和伸 君	産業建設部参事	田所 学 君
会計管理者	米津 ひろみ 君	消 防 長	平松 敏幸 君
消 防 部 長	豊田 達也 君	消 防 署 長	倉田 利彦 君
地域医療統括官	上田 寿男 君	地域医療部長	草川 吉次 君
教 育 長	服部 裕 君	教 育 部 長	亀山 隆 君
教育委員会事務局参事	櫻井 伸仁 君	監 査 委 員	国分 純 君
監査委員事務局長	木崎 保光 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	松村 大 君

●事務局職員

事務局 長	渡 邊 靖 文	書	記	新 山 さおり	
書	記	西 口 幸 伸	書	記	大 川 真 梨 子
書	記	廣 森 健 一			

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長 (中崎孝彦君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

14番 前田耕一議員。

○14番 (前田耕一君登壇)

おはようございます。大樹の前田でございます。

通告に従い、早速質問に入りたいと思います。

今回、2点の質問をさせていただきますので答弁のほうよろしくお願いします。

まず1点目につきましては、スポーツの振興について。

これもう私も何十回もとは言いませんけれども、何回も何回も質問させてもらった件名でございますけれども、今回もまた改めてスポーツ振興について確認したいと思います。

まず1点目として、三重とこわか国体の開催中止に係るその検証についてを質問とさせていただきます。

三重とこわか国体は、本年9月25日から10月5日の日程で開催の予定でしたが、8月26日、日本スポーツ協会の国民体育大会委員会で中止が決定されました。非常に残念ではありましたが、このコロナ禍の中では中止もやむを得なかったのかなということを感じております。三重県の一見新知事も、延期をしてでも開催に向けて努力したいということをおっしゃっておいりましたけれども、これも結果的に断念したということで、三重県で国体は、ちょっと嫌な言い方してみれば私が生きている限りは開催されないだろうと非常に残念に思っております。

本題に入ります。国民体育大会が中止になってから約3か月経過しておりますが、この中止という結果について亀山市はどのように考えておられるか、検証されているかをお伺いしたいと思います。

大規模改修費用として約2億3,000万を計上するなど、ハード面、ソフト面を含めて準備を進めてきたと思っておりますが、行政あるいは当局としても非常に残念かと思っておりますが、この中止ということに対してどんな思いでおられるか、これをご答弁願います。

○議長 (中崎孝彦君)

14番 前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

辻村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

三重とこわか国体開催中止に係る検証ということでございます。

先ほどもお触れいただきましたが、本年開催予定でございました三重とこわか国体につきましては、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大によりまして中止となったところでございます。これまでたくさんの方にご尽力いただきまして、また様々な競技団体の方等々含めましていろんな方にお世話いただいたわけですが、非常に残念な結果になったということでございます。

その状況はということでのご質問もでございますので、現在の中止決定後の状況について少し触れさせていただきたいと思っております。

まず、当然中止に伴いまして精算ということが発生してきております。8月26日に中止が決定されて以降でございますが、速やかに競技会場の設営やバス輸送業務などのキャンセル処理を行い、現時点において全て精算が完了したものではありませんが、歳入につきましては約4,500万ほど、歳出につきましては約9,300万ほど、それぞれ減額になってくる見込みでございます。引き続き、速やかに精算をしてまいりたいと思っております。

なお、キャンセルができたもののうち、警備業務とか、保険とか、運営管理システム、またバスあっせん業務につきましては無償でのキャンセルとなりましたが、業務を着手しておりました会場設営やバス運行業務については委託業者との協議によりまして一部キャンセル料が生じたものでございます。

こういったもののほかに、様々なソフト面のものもございまして、いろんな物品も購入をさせていただいております。例えば、記念品などにつきましては主に市内の小・中学校の児童や生徒、また国体開催準備にご協力をいただきました団体などに配付いたしまして活用しております。

一方、消耗品につきましては市の事務用品として使用するよう措置をしたところでございまして、現在中止決定後の状況はこのような状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

精算は大体終わって、減額が1億3,500万ぐらいかなということでございますけれども、これがよかったのかどうかちょっとやっぱり難しいところがあると思います。多少なりとも資金的にも余裕ができたなあという感じがしないこともないんですけども、その中でソフト面につきましては大体精算が終わって、記念品の問題、消耗品の問題、それからいろいろなキャンセルのことも含めて進んでいるということをお伺いしましたけれども、ハード面で具体的に国体に関してどのような改修工事をやってきて、そしてそれが今後どうなっていくかということが非常に気になるところでございます。

たくさん改修事業があったと思うんですけども、具体的にその中でこれはこのまま有効に使えるとかいうこともあるし、処理に困ったなという部分もあるかと思っておりますけれども、その辺のお考え、思いがありましたらお示しいただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

国体の開催に向けましては、競技場となります西野公園野球場の整備改修工事やウエートリフティング練習場の設置工事のほか、体育館外部階段や多目的広場の側溝の蓋の取替え工事など、周辺環境整備も行ってきたところでございます。

改修に伴いまして、施設の充実、利便性の向上が図られたことなどから、今後も本市のスポーツの拠点施設として有効に活用を努めるとともに、適切な維持管理に努めてまいります。また、特にこの国体開催に合わせて整備したウエートリフティングの練習場につきましては、一般開放するほか、指定管理者などとの連携によりましてジュニア育成の場とするなど、競技の普及や強化に活用できるものと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

ハード面につきましては、野球場の改修とか、体育館内あるいは体育館の階段とか、花壇とか、それから多目的広場の側溝、いろいろと改修していただいております。これは多分国体がなかったら手をつけてもらえなかった部分も多々あったと思うんですけども、国体があったがためにいろいろと対応してもらって、しょっちゅうあそこの施設を利用している私にとっては非常にうれしかったなど、よかったなという感想を持っております。

ただし一つだけ気になるのは、体育館の中へウエートリフティングの練習場を造ってもらっております。これが、果たして今後有効活用できるかどうかというのが非常に心配なところなんですけれども、これはまた後でちょっと確認させてもらいますので、次の質問に入りたいと思います。

市長の開会のときの現況報告の前に報告がございましたように、11月20日から23日の4日間、全日本ウエートリフティング選手権大会2021というのが、新潟県の津南町で開催されました。

これには、国内の多くのトップアスリートが出場しているウエートとしては一番大きな大会と私は解釈しているんですけども、競技内容は体重別に男子が10種目、女子が9種目の体重別の競技でございまして、その中で男子の部で2名、それから女子の部で1名、3名の亀山市に縁のある選手が優勝しております。ほかにも、2名ほど県内の選手が優勝あるいは入賞しておりますけれども、19種目男女合わせての競技の中で3種目で亀山市に縁のある選手が日本一に輝くということは、亀山市としては非常に名誉であった喜ばしいことではなかったかなと感じておるんですけども、これによって亀山が恐らく、ウエート競技の世界では「亀山はウエートのまち」とイメージされて不思議ではないんじゃないかなと感じております。

そんな中で、亀山市としてこのウエートリフティング競技にどのように対応していくのか、今後の方向性を伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

まず、先ほど議員からもご紹介ございましたが、本年11月に開催されました全日本ウエートリフティング選手権では、亀山高等学校出身者や本市職員など、亀山市ゆかりの選手が見事に優勝されました。今後の活躍を期待するところでもございます。

一方で、ウェトリフティング競技につきましてはこれまでに国民体育大会やインターハイにおいて本市が競技会場となるほか、世界大会や全国大会では本市出身やゆかりのある選手が活躍されるとともに、亀山高等学校のウェトリフティング部からは数多くの有力選手が輩出されるなど、大変深いつながりのあるスポーツであると認識しているところでございます。このほど、西野公園体育館に練習場を整備いたしましたことから、ウェトリフティングのトップアスリートを講師として体験教室を開催するなどし、競技者の裾野を広げつつ地元アスリートの発掘や育成につながる取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

亀山がウェートのまちとして全国へ発信していいような大きな契機だったんじゃないかなと。たまたま今年は国体が予定されておりましたので、その強化も含めて地元出身の選手が頑張ってくれたと、その結果がこの全日本選手権に続いていったんじゃないかと思っておるんですけども、せっかくこのような結果を出した選手が3名も亀山にゆかりの人として出ておるわけですから、亀山としてはぜひこのウェートという競技を亀山の競技として広く発信していけたらなとこのように思っています。

前回の三重国体のときには、市役所に勤務しておりました選手がインターハイで優勝するとか、その前には平井選手がモントリオールで入賞したということで相当盛り上がったんですけども、残念ながら今回こういう形で全日本選手権で3人の選手が優勝しようとも、優勝といっても日本一の優勝ですから本当に立派な結果だと思うんですけども、あまり盛り上がりませんね。残念ながら、この3名の選手、2人は地元高校の出身で1人は地元で就職しておる選手ですけども、純粋な亀山の市民ではないということもありましてちょっと残念な部分もあるんですけども、しかしこの選手らを追いかけて今後亀山出身の選手が、あるいは子供たちがウェートに力を入れていくには、やっぱり市全体としてうまく盛り上げていかないと、もうこれっきりで終わってしまうということになりかねないと思いますので、そのところをぜひうまく亀山に普及できるように啓発を進めていっていただきたい。

それには、国体は終わってしまいましたのでこの後第2段階として、今県内の各地で行っております国体の競技開催地域で代替大会というのを結構やっていると思うんですけども、亀山でもウェートなり、野球もありますけど、野球は5会場で亀山以外でやっていますから、亀山独自では無理か分かりませんので、せめてウェートだけでも亀山市独自に代替大会として企画、計画をしていただくと非常にいい方向に向いていくんじゃないかと思っておりますので、その辺のお考えについてお示しをいただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

三重とこわか国体中止に伴います代替大会の開催につきましては、競技団体が開催する場合において三重県から補助金を支出する制度が創設されたところでございます。しかしながら、ウェトリフティング競技につきましては代替大会は実施しないということで県のウェトリフティ

ング協会から伺っているところでございます。あわせて、軟式野球の代替大会も開催の予定は現在のところはございません。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

種目団体が開催を予定していないということであれば非常に残念ですが、それでも亀山、うちは独自で何とかやっていくからぜひ協力を頼むというような形の積極的な問いかけなんかもしていただくとありがたいなと。確かに、ウエートは準備が非常に大変だということがありまして、簡単にさあ、やろうかというわけにはいかない競技かもしれませんが、それぐらいの積極性をぜひ亀山市で持ってほしいなと思いますので、今からでも遅くないですので見直しも含めて検討していただければありがたいなと思いますので、ぜひ前向きにお考えいただければありがたいと思いますのでお願いします。

3番目に、スポーツ振興の新たな展開について確認したいと思います。

亀山市行政組織条例の一部改正の議案の中で、スポーツの推進に関する事項を健康福祉部所管としております。この改正の中で、このスポーツの推進に関する事項、スポーツの推進とはどのようなイメージをしてこの健康福祉部の中へ定義したのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田総合政策部参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

組織に関するご質問でございますので、私のほうからご答弁を申し上げます。

議員おっしゃいましたとおり、本定例会の行政組織条例の一部改正におきまして、これまで生活文化部所管でありましたスポーツの推進に関する事項につきましては、健康都市推進のため健康福祉部の所管とすることを提案いたしております。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持・増進、精神的な充足感を得るなど、心身、精神面両面で健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものと考えております。

また、本市におきまして第2次総合計画におけます施策の大綱、健康で生きがいを持てる暮らしの充実の中で基本施策としてスポーツの推進を掲げており、スポーツと健康は密接に関連があるものと考えております。

今回、組織・機構改革を実施するに当たりましては、健康都市の思いを込めました将来都市像、緑の健都かめやまの具現化に向けまして、健康都市政策をさらに推し進めるため健康福祉部へスポーツ関係事務を移管するものでございます。ですので、健康分野とスポーツ分野を一体的に推進することが施策的に重要であるというふうな考え方でございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

簡単に説明をしていただきましたが、スポーツの定義、どのように理解しているかというのを確認したいと思います。スポーツとは幅広いと思います。簡単にスポーツと言いますが、競技スポーツからレクスポーツ、それから学校教育の中のスポーツとかいろいろあると思うんですけど

も、これ今説明されたのはどのスポーツの分野のところをイメージしての説明だったのか、再度ご答弁願います。

○議長（中崎孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

スポーツをどういうふうに理解するかということでございますが、スポーツには競技スポーツとレクリエーションスポーツ、また生涯スポーツとか様々な分野があることは承知しておりまして、全体的にスポーツということで理解をしております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

今、競技スポーツとかもおっしゃいましたけれども、競技スポーツをやっている人は健康とかそんなこと考えて競技していませんよ。死に物狂いで練習して、死に物狂いでけがも病気もいとわずにやっている方たくさん見えます。これが競技スポーツだと思うんですよ。だから、競技スポーツとレクスポーツと全く違った分野のスポーツと私は理解しております。

高齢者、私も生涯現役という言葉につられてまだサッカーをやっています。けがばかりですわ。何にも健康にはプラスになりません。それでもやってしまうんですね。普通、健康のためにやるのであればそんなばかなことやりませんわ。けがしたら勲章やと言ってやっているのが現実なんですけれども、そんなスポーツがこの健康福祉部の所管の中に入って競技ができるはずがないです。ですから、やっぱり生涯スポーツあるいは競技スポーツ、レクスポーツ別個のものとして考えていかないと、いつまでたっても亀山市のスポーツについてはうまく発展していかないと思います。

残念ながら、今亀山市の競技スポーツのほうを見ても、大きく全国を目指すとかいうようなアスリートは私の理解の範囲では該当者がいないのが現実です。なぜかといいますと、やっぱり亀山市の姿勢がスポーツ全般を一くくりにして対応しているからであって、これがやっぱり競技スポーツを目指す人を掘り出して見いだして亀山で育てるとしたら、過去にも私何回も言うておりますけれども、施設の問題とか、そんなにも十分頭に入れての施策を取っていかないと亀山市のスポーツ振興の新たな展開は望めないと思いますけれども、ぜひそんなところを見直していただいて生涯スポーツ、レクスポーツ、競技スポーツ、おのおの別個のものやと同じスポーツであってもというような認識を持ってほしいと。それに基づいていろんな施策を取ってほしいと、かように思いますのでよろしくお願いいたします。

スポーツ振興につきましてはこれ以上言っても切りがないので質問はしませんけれども、ぜひその辺のところを十分認識して進めていっていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

2点目の質問でございますけれども、遺跡の実態と調査事業の現況についてという質問内容にさせていただきます。

とんでもないものをおっしゃる方も中には見えるかと思っておりますけれども、遺跡も幅広うございますので今から説明させてもらいますけれども、どうしても私が気になっている部分がありましたので今回質問に入れさせてもらいました。

関にある鈴鹿関跡が本年3月26日に亀山市で3か所目の国史跡に指定されると、非常に喜ばし

いことだと思っております。鈴鹿関跡は、2006年に瓦とか築地塀跡の発見以来、発掘調査で奈良時代の貴重な交通管理施設として実態が明らかになりつつあると理解しております。

しかし、今回の私の質問は同じ遺跡に関する質問でございますが、奈良とか飛鳥以前の時代の遺跡についてお伺いしたいと思います。

具体的には、縄文、弥生あるいは古墳時代の古墳とか集落施設が亀山市には何件ぐらい確認されているのか、これについてお示しいただきたいと思っております。

鈴鹿関跡を契機にして、あるいは能褒野のヤマトタケルノミコトの御墓を契機にして、ちょっとその辺に私も興味を持っておりましたので、ところが実体はさっぱり、その時代のことは分からないんですね。確認したいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

辻村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

市内で確認できております古墳時代以前といいますと、旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代の遺跡につきましては、亀山市の遺跡地区の遺跡一覧表から見ますと旧石器時代の遺跡はございませんが、縄文時代から古墳時代の遺跡を合わせまして323遺跡ございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

亀山市内に、300を超える数の遺跡があるらしいですね。私、そんなにぎょうさんあるとは全然思ってもみなかったんですけども、それでこの中で、全ての調査が終わっているわけじゃないかと思うんですけども、実際にこの中で発掘等の調査をしてある程度内容が把握できた件数、あるいはその調査に至る経緯等について判明している部分があればお示しいただきたいと思っております。過去3年ぐらいでいいですので、お伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

古墳時代以前の遺跡のうち発掘調査が行われた遺跡につきましては、資料で確認できます昭和39年以降の調査となりますが、試掘調査、緊急発掘調査、学術調査を含めましてこれまで97遺跡で調査が行われております。

調査に至った経緯ということでございますが、基本的には例えば道路事業であったりとか、個人または集合住宅の建築時、また宅地などの造成とか、そういったいわゆる開発行為に対応した調査がほとんどでございます。

過去3年の調査の実績でございますが、平成30年度では試掘調査17件を実施しておりまして9遺跡で行っております。令和元年度につきましては9件の調査を行っておりまして、これは4遺跡において9件行っておると。令和2年度につきましては、9遺跡において14件の調査を行っている状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

今の話では、ほとんどが過去は開発行為なんかによって調査をしたということを確認させてもらいましたけれども、平成30年からは約40件ぐらい調査をされているということでございますけれども、この調査は亀山市がやっているんですか。それとも、民間の開発業者なんかがあるのあれば、あるいは県の埋蔵文化財センターとかその辺がやるのか、その辺のすみ分けというのはされているんですか。それを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

先ほど、39年以降では97遺跡の調査ということでご紹介させていただきましたが、この中には三重県の教育委員会が行ったりとか、埋蔵文化財センター、また三重大学、また教育委員会といったところでそれぞれ行われておりますが、ここ数年は市のほうで行っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

それだけの調査をやっているけれども、私らはいつどこでこの遺跡の発掘調査があったと、結果がどうだったかということは一般には公開されていないんじゃないかなと感じているんです。確かに、調査結果の報告書やそんなんは出ているかも分かりませんが、私らの目になかなか留まりません。ネットなんかでも出ているかもしれませんが、一般の人はなかなか目に留まるのが少ないと思うんですけれども、この調査結果の公表について3番で確認しますけれども、具体的にこの調査結果報告書以外に報告しているものがあるのか、あるいは各施設の例えば発掘に対しての現地調査、現地見学会なんかも一部はやっているかもしれませんけれども、その辺もどのように行っているのか、その辺について確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

調査を実施した遺跡の調査結果につきましては、三重県の文化財年報で毎年調査件数が公表されているほか、遺構が確認された場合や出土品があった場合は現場説明会や見学会、歴史博物館等での調査展示、また行政情報番組などで市民の皆様にお知らせするものでございます。

なお、これまでの最近の公表事例を見ても、鈴鹿関の学術調査はこれまでやってきましたが、例えば亀山中学校校舎建て替えに伴う発掘調査におきましては現地説明会や速報展を開催させていただきました。

また、旧亀山城多門櫓の石垣の復元修理工事に伴う発掘調査も実施しておりまして、これも完成の記念の展示とかをやらせていただいたところでございます。

その他、平成22年度には野村の遺跡発掘調査、これも現地説明会、また同じく埋蔵文化財の発掘調査といたしまして平成22年や27年度に野村地区のコミュニティなんかの場を活用いたしまして、地元で出た出土品などを展示するとかいった形でこれまでは公表しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

私が申し上げているのは古墳時代以前の遺跡の発掘を行った場合、現地見学会というかその辺具体的にやっているのかどうかということです。亀山城多門櫓の石垣なんかはずっとずっと後のことだと思いますので、それが、ぜひ何らかの形で市民に周知することを行っていただきたいと思います、かように思っております。

その調査結果につきましても、冊子で出ているんじゃないかと思うんですけども、あるいはホームページとかには出ておるかも分かりませんが、なかなか一般の方の目に留まりにくいと思いますので。私が思うには、たくさんの古墳が亀山にはあって、遺跡は目に見えませんが集落跡とかそんなのは発掘しないと。古墳は、あそこは古墳と違うかなとかいうのはいろいろ目に留まりますので、これはどんな人の古墳やったのかなとか、何があるのかな、発掘は終わっておるのかなということを気にするんですけども、なかなかそれを直接行って目にする機会というのはないですから、そういう機会を市民にも与えていただければ非常にありがたいと思います。

調査した古墳の管理は、当然発掘しての調査を進めていると思うんですけども、これをどうしているのか。そのまま置いてあるのか、また元に戻すのか。この辺はどんな対応をしているんですか。たくさんの古墳が発掘されておりますが、開発行為であればそのまま戻すのもあるか、あるいは崩してしまったのもあるかもしれませんけれども、その辺って、具体的に後へ残したというような古墳というのは、あるいは遺跡というのはあるんですか、保存したものは。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

調査後の遺跡の管理というような問合せだというふうに思います。

これには大きく分けて2通りございまして、まず最も多いのが先ほどご紹介いただきました開発行為に伴う緊急の発掘調査の場合でございます。この場合につきましては、発掘調査を行って出土した遺構や遺物の出土状況等を記録を保存した後、開発事業者が開発を進めることができることとなります。ただし、出土した遺構や遺物の重要度に応じて遺跡の一部または全部を保存する場合もございます。

次に、学術調査の場合でございますが、この場合は遺構、遺物の出土状況をそのまま保存する必要がございますので、質のよい山砂や川砂等で遺構、遺物の養生を行ってから埋め戻しを行います。なお、埋め戻し後の土地の利用につきましては、土地所有者の方と協議をさせていただきましてご了解をいただいた上、土地所有者が保護をしていただくこととなります。

後半部分で述べました学術調査の関係は、まさに今鈴鹿関の調査事業がこれに当たるものというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

埋め戻してしまうのが結構多いと思うんですけども、博物館へお邪魔しますとあそこに結構縄

文から古墳時代の遺跡から発掘されたかめ棺とか、石器とか、いろんな出土品が展示してあります。そこには、遺跡の名前、あるいは古墳の名前、それから住所は出ております。それで、ここどんなところか一回行ってみたいなあと思っても、住所が書いてありますわ。だけど、どこというのはさっぱり分かりません。身内とか、既に開発業者なんか管理しているところがあるか分かりませんが、1つや2つはちょっと価値があるような、というより興味を皆さんが示すような古墳が公有地なんかも含めてあるんじゃないかと思うんですけれども、そういうところが、例えば鈴鹿川の西岸とか、安楽川の南岸、何々町、書いてある程度でさっぱり分かりませんわ。

ですから、所在地とか場所については何らかの形で表示できないかな、案内板なんかを作ってね。それで、周辺の除草とか管理をして誰もがのぞきに行けるような場所にできないかなあという感じがしないでもないんですけれども、そういうことをやっていくお考え、それは3件でも5件でも構いませんけど、できれば一番いいのは場所を具体的に明示できればベストかと思うんですけれども、それは全然ないですね。

亀山市史の考古編なんかを見ますと、ネット公開の中では細かく書いてありますけれども、あんなん誰も見ませんわ、正直言いますよ、例えば、これ見たら沢遺跡とか、地藏僧遺跡、忍山遺跡とかいろいろ書いてあります。具体的に内容を書いてもらってありますけれども、あれあんまりにも専門的であって、ちょっと素人の市民が見てとかいうようなこともできないような、私も見ておっても、ふんふんと見ておる程度で、なかなかちょっと中身が濃過ぎるというものもあるんですかね。もっと簡略したもので対応できれば、非常にありがたいんじゃないかなと。

古墳につきましては、今博物館にある釣鐘山古墳のレプリカかな、石棺がありますけれども、それ以外にも十数点出土品が出ておりますけれども、全部古墳名は、それから住所は書いてありますけれどもそれだけです。内容は、もうずっと最近変わっていないですね。あれだけしか亀山の古墳では出土していないのか、もっとあるけど面倒やで出さないのか、あるいは出すほどの価値がないのかということも含めて私は疑問視している部分もあるんですけれども、この辺について実際にあのまま例えば3年、5年と展示したままでいくのか、たまには展示替えするのも含めてお考えがあればお示しいただければありがたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

いろいろご質問いただきまして、その中で特に案内看板表示とかそのようなお話がありました。古墳を含む遺跡は、基本的に発掘調査をしない限りその内容というのは分からないというのが現状でございます。それと、発掘調査をするということは発掘調査が行われるとその古墳を含む遺跡というのは消滅してしまいます。そのため、全ての古墳にそういうものを設置するといったことは今現状は行っていないというところでございます。

ただし、調査によりまして歴史的かつ地域性から見て重要な遺構とか遺物が確認されました古墳には案内看板を設置することがございます。例えば、山下町の大垣内古墳とか、木下町の木下古墳、また田村の能褒野といったところにつきましてはそれぞれ案内看板が既に設置されておるところでございます。

いろいろと博物館の展示もございまして、そういった重要な遺構や遺物が確認された古墳等につ

きましては今後も展示替えなどを行うなどして対応してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

聞くところによりますと、古墳とか遺跡なんかはできるだけそのまま置いておきたいんやと、触りたくないんやという意向もあると聞いておりますけれども、子供たちやら私ら市民のイメージとしてはどんなものが埋蔵されているのかなとか、誰の古墳とか遺跡なんやろうな、どういう方が住んでいたのかなというのは興味あるところですので、開発なんかでやむを得なく発掘調査をするだけでなしに、ポイントを定めて古墳の発掘等を独自にやる方向性を持っていただいて、県とかと調整してぜひ発掘調査を進めていっていただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に出土品、大きな遺跡、小さな遺跡も含めて、何らかの遺跡が発掘されて出土品が出ておると思うんですけれども、この中では例えば陶器なんかやったか陶磁器やったかが割れたとかといてジグソーパズルみたいに組合せして修復するというのも結構やっていると思うんですけれども、この辺の作業はどこでどうやっているのかな。それから、それで完成したものについては博物館に展示してあるもの以外、どこでどうやって管理しているのかなと。それが、今亀山市にはどのぐらいあるのかなというのが通告しておりませんが、大体で結構ですので。あまり価値のないものばかりやと、そんな言うほどのものじゃないのでといたらそれはそれで構わないんですけれども、もしあればご答弁いただければありがたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

出土品等の管理、またその保存方法でございますけれども、まず基本的に出土した遺物につきましてはこれは落とし物として扱われます。そのため、遺失物法に基づき手続を行うこととなります。警察へ届出が必要となります。その後、定められた一定の期間を経て正式に市の所有物となるものでございます。その後、洗浄したり、注記したり、また接合したり、復元等の整理作業を行いまして遺跡別に分けて収蔵保管施設に保管するほか、一部歴史博物館等で展示公開を行っているところでございます。

その数ですが、先ほどもかなりの97遺跡という話もございましたが、ちょっと今この場でどれだけの量というのは私のほうで把握しておりませんので申し訳ございませんが、かなりの量があるものというふうには認識しています。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

今の話で、今の亀山市内に本当に重要な遺跡というのがないのかどうか分かりませんが、ひょっとしたら相当重要な遺跡があるやもしれません。昔、みどり町の今、古墳公園になっているようなところみたいに分かっていても壊したところもあるんですね。時代が違いますから、今はそんなことは絶対ないと思うんですけれども、できるだけその辺で担当部署のほうでも興味を示して

いただいて、ぜひいい結果が出るのを公開してもらおうとありがたいなど。

私一番楽しみにしていたのは、能褒野の王塚古墳の周りに、陪塚というんですか、小さな古墳と
いっていいのか塚とっていいのかわかりませんが、十数か所あるんですね。あそこを発掘調査
を、あれは発掘調査まで行ったかどうかわかりませんが調査したら、どんなもんだろうと今
思っていたら、宮内庁のほうで調査をしたと。残念ながら、宮内庁の調査ですから亀山市には報告
は来ませんわね、全然。だから全くわからないんですけど、どんなんやったかなとか。その辺も非
常に気になるんですけども、それは宮内庁の管理ですから何とも言えないですから、それ以外の
亀山市で報告できるもの、あるいは特集でも組むなりして対応してほしいと。

鈴鹿関は、今博物館で対応していますけれども、あんなを亀山市の古墳あるいは亀山市の遺跡
として特別な企画展するとか、そんなのをやってもいいんじゃないかなと思うんですよ。ぜひ、そ
ういうことも進めて対応していただければ非常にありがたいなど。亀山市で300も遺跡がある
というのは、多分あまり知られていないんじゃないかと。だから、その辺をもっと徹底して報告して
皆さんに周知していただければありがたいと思いますので、ぜひお願いをしまして質問を終わります。
ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

14番 前田耕一議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時49分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 尾崎邦洋議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

勇政の尾崎でございます。

一般質問をやらせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種についてと、災害への備えについての質問をさせていただきます。
誠に申し訳ありませんが、順序を変えて災害への備えについてからやらせていただきます。そ
れでは質問に入らせていただきます。

災害への備えについてで、1番で災害備蓄品の備蓄状況について質問させていただきます。

災害備蓄品の備蓄状況について、備蓄場所別に備蓄品の種類や数量についてお聞かせください。

また、水や食料など備蓄品については何人で何日分の備蓄になるのかもお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

6番 尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

豊田危機管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

まず、本市の備蓄の考え方としまして三重県備蓄調達基本方針により災害後2日までを市民による
自助共助の備蓄と市による備蓄で担い、3日目を県、4日目以降を国のプッシュ支援を基本にし

ているところでございますが、本市はさらに余裕分として1日分を加え3日分を、また人数については亀山市地域防災計画において人口の10%の5,000人を避難者と想定して備蓄をしております。

ご質問のまず備蓄の場所でございますが、食料品類については野村四丁目の中央防災倉庫、それから関町木崎の関地区防災倉庫、本町三丁目の本町防災倉庫の3か所を中心に、また資機材類につきましてはこれらの倉庫のほか市内15か所の各指定避難所に備蓄をしております。

備蓄品の内容でございますが、食料品類は主食類をアルファ化米2万7,700食をはじめ、乾パン類1万3,900食のほか、レトルト食品それからミルクなど合わせて約4万5,000食、それと飲用水、飲み水でございますが1.5リットルのペットボトルを3万3,900本として備蓄しております。

これによりまして、主食類は先ほどの考え方に沿い5,000人分を3食の3日で4万5,000食分、飲用水は約5万リットルと余裕を持って備えておるという状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

備蓄品についてですけれども、賞味期限や消費期限の管理をしていると思いますが、期限が切れるものはどのようにして処分しているのかお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

豊田危機管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

備蓄品の更新、このやり方につきましては、食料品類や日用品で消費期限や使用期限のあるものにつきましては期限の前に買換え更新を行っております。期限の明示のないものにつきましては、在庫チェックの際の目視や手触りによる感覚により使用可能か判断し、廃棄、買換え更新を行っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

備蓄しているものは、更新した後の食料などはどのようにしておられるのか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

この更新の際に不要となった消費期限にまだ余裕のある食料品類については、例えばミルクは健康福祉部を通じた保育園等への提供でありますとか、アルファ化米は市内小・中学校生徒への提供に活用していただくほか、保存水や乾パンは希望する自治会へ配付するなど基本的に無駄のないよう活用しておるといったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

今後の備蓄計画について、備蓄に余裕があったほうがよいと思いますが、今後の考え方についてお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

特に食料品類につきましては、余裕を持った備蓄が非常時の備えとして安心にもつながるものがありますことから、本市は県の基準よりも1日分の余裕を持った備えとしておるところでございます。

一方で、先ほどご質問のそれ以上に、では何日分まで備えれば十分かということに対しましては、県の基本方針における理論上最大クラスの南海トラフ地震での被害想定に基づき、国と県の役割分担により定めた対応基準を基本とする考え方でございます。

万一、こうした基準の想定以上に食料品類が必要になった場合などにつきましては、スーパーとの防災協定により調達します食料品類の流通備蓄で対応することとしておりまして、現在こうした食料品や飲料水の調達等に関して5件ほどの協定を締結しております。このような対応に加え、基本となる自助共助による備蓄等と併せて対応していくということとしております。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

次に、避難所の各種設備の状況についてですけど、避難所としては体育館がメインと思いますが、避難所は種別ごとに何か所あるのか、また避難所ごとの設備についてお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

避難所でございますが、本市は指定避難所として亀山西小学校、関中学校などの学校12施設と西野公園体育館、東野公園体育館、関B&G海洋センターの3施設、合わせて15施設を指定しております。またこのほか、一時避難所として約200か所を指定しているところでございます。このうち、15か所の指定避難所の設備資機材につきましては、被災時に避難所での生活において使用が想定されるものを備蓄しておりまして、主なものを申しますと発電機、照明灯、折り畳みベッド、簡易担架、ジェットヒーター、段ボールベッド、簡易トイレなどの資機材でありますとか、おむつなどの日用品、それから医療用ガウン、マスクなどの感染対策物品などを備蓄しております。

また地域性や開設頻度を考慮しまして、加太小学校や井田川小学校、亀山東小学校、東野公園体育館の各指定避難所にはアルファ化米などの食料品類を備蓄しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

食料とかいろんなものを備蓄しているんですけど、人数についてはどれぐらいの何日分持つということをお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

先ほど少し考え方で触れさせていただきましたが、食料品類については人口5万人の10%の5,000人を想定人数として、これの1日3食の3日分で約4万5,000食分を備蓄しております。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

その食料というのはどういうふうに、火であぶるのか、水でどうのというようなことはないんでしょうか。そのアルファ化米とか何とかいろいろんなそういうようなのは、電気が来ていなくてもできるんですか、食べることは。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

主食類になりますアルファ化米あるいは乾パン類につきましては、そういった電気等なくてもそのまま食べていただけるものでございまして、例えばアルファ化米でも今の時代といいましょうか、今備蓄しておりますのはワカメ御飯であったりとか、ヒジキ御飯であったりとか、カレーピラフであったりとか、そういったなるべく避難生活を想定しての備蓄になりますので、電気がない場合等にも食べていただける、また味のない同じものばかりといったものではなく、味を変えて食べていただけるようなものを、御飯、パン類を備蓄しておるといったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

避難するということは、持ってくるものもあるかも分かりませんが、水とかそういうような備蓄についてはやっぱり持ってきても電気がないとか、火の元がないとかいうようなことがあると思うんですけど、そういったことは人数分は決まったところでしかやっていないと思いますけど、いろいろんな食料についても、備蓄しても期限とかいうのがありますよね。それが、ばらばら買っていたとするとやっぱり逐一見に行くとかいうようなことが起こると思うんですけども、大体どれぐらいの、全部備蓄してある米とかそういうものは賞味期限というのは全部一緒なんですか。ない場合は、どのようにして管理しているのかその辺もちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

食料品の賞味期限、消費期限につきましては、それぞれお米であったり、パンであったり、飲料水は長かったりというところが1年以上5年程度の間で品目によって異なると思います。ですので、私どもとしましては毎年1回定期的に備蓄品については更新購入をしていく、そのタイミングで期限の切れる前にあらかじめ購入することで期限切れで保管しておくといったことのないように、また期限に余裕があるものについては先ほど申しましたような活用手法をもって基本的に無駄のな

いように備えていきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

賞味期限とかいうのは全部一緒だったらいいんですけれども、やっぱり今年はどことか、1年に1度とか、そういうようなところでやっておかないと全部賞味期限が一緒だということもこれも面倒なことやけど、毎年そのような賞味期限の確認ということも面倒くさいと思うんで、何とかそのところはうまく考えたいと思いますけどね。今後の避難所に対する考えがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

今後の避難所の備蓄の計画といいたいでしょうか、考え方ということでございますけれども、こうした避難所にはお年寄りや子供さんも想定されますので、こうした方が必要とします例えば毛布など防寒具の充実でありますとか、基本的に体育館等は板張りになっておりますのでマット等の配備のほか、現在も防災協定によりまして畳などの提供を受けるということにしておりますので、引き続きこうした協定の拡大にも努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

畳って、亀山市でも畳屋さんも何軒もあったんですけど、もう最近では1軒かそれぐらいだと思いますが、そこを当てにしているもそんなに備蓄もしていないと思いますので、その辺のところは考えてやっていただきたいと思います。

それで、災害時の現庁舎の課題と避難訓練についてお聞かせください。現庁舎の課題についてもお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

本庁舎において、火災や大地震等が発生した際の避難でございますが、まず本庁舎の非常口といましては正面玄関、西側玄関、市金庫通路横の出入口の3か所があります。また、本庁舎と2階の連絡通路でつながっております西庁舎につきましては、1階東側の1か所のみとなっております。

これらの非常口からの避難に当たり、火災発生時等には来庁者の安全確保を優先しつつ、職員も安全に速やかに避難できるよう必要に応じて火災発生場所や近くの非常口を周知するなどしながら避難誘導することとなります。

本庁舎の課題でございますが、円滑な避難に当たり支障になることとしましては、本庁舎及び西庁舎の増改築を重ねてきた構造上、来庁者にとっては現在地や非常口が分かりづらいといった点が上げられます。

また、避難路となる通路が狭いことや一部段差があるなど、バリアフリー対応が不十分であり、高齢者や障がい者を含めた不特定多数の利用者の安全な避難の確保という点におきまして課題があるものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

以前も質問したんですけど、自動ドアになっていますよね、東も西も。あれ前から言っているんですけど、もし地震とか火事が起きてとっさに外に出ようとしたときに電気が切れてしまったら自動のドアって取っ手も何にもないから、あれを電気が落ちたところで開けるといってもそういった訓練とか、そういうようなどれだけ開くのかとか、そういうようなことが訓練としてやったことありますか。その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

本庁舎の西側、東側の自動扉でございますが、停電になりますと手動で開けるようになっております。真ん中のところが少し間がございますので、そこへ指をかけて両側へ押し開くというような形になります。議員ご心配されているとおり、災害時に職員がそのこと自体を知らなければパニックといたしますか、皆がそこへ集中して出られないというような状況にもなります。昨年、一昨年前に、議員に議会の場で質問いただきました後に、その年の消防訓練においてそういったときの対応、実際に電気を切って開くことができるという訓練を実施させていただきました。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

そういう訓練、その訓練が役立つときが一番悪いんですけど、見渡してみるとやっぱり3階の私らのところでも階段のところにこんな青い、階段があるというあれはどういう意味か分かりませんが、階段のところの分かるようになっていんですけど、いずれにしても夜までは仕事は普通に職員の方もやらないだろうし、市民の方も用があると行って深夜には来ないと思いますけれども、やっぱり夕方、昼間でも暗いところがあれば廊下のところでも今度からは矢印をちょっとつけるとか、壁のところに緊急時のあれは、そういうようなことはやっていただきたいと思います。

以前も、今後のことについてなんですけれども、新庁舎が何年か後にはできるんですけど、以前言ったんですけども外開きというのは一番部屋から出やすいんですけど、この庁舎は全部大体内開きになっておるもので、火災やなんかで逃げようとしたときは開くというか、後ろから押されたら開かないということがあるもので、あとは廊下が狭くて外開きがあかんであれば、横開きの扉でね。そういうようなことをやらないと火災とか何とかで緊急時になると、やっぱり押しの廊下のほうを向いて開けるのが一番安全性は高いんですけども、今後の庁舎について外開きで人に当たるといふのやったら横開きの扉でやるかということその辺のことをちょっと考えて造ってほしいと思います。

次に、先ほど避難訓練というか、避難のときの扉が電動のあるのをそういうような訓練やったと

いうことをお聞きしましたけれども、鈴鹿のほうでは、2年かそれぐらい前には全然職員にも知らせておかない、そういうときに一部の人間だけで非常のベルを鳴らしたりしてという訓練があったんですけれども、亀山市の職員も頭では分かっているけれども行動で訓練とかいうのはやったことはあるのかなのか、一遍お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

本庁舎における避難訓練でございますが、消防法に基づき実施する消防訓練におきまして初期消火訓練や通報訓練などの一連の訓練を毎年実施しているところであります。

訓練の実施に当たっては、当日はもとより、計画の段階から市消防本部にアドバイスをいただき取り組んでおり、近年では停電時における自動ドアの開閉や防火扉の構造や取扱方法の確認、また西庁舎3階に設置しております避難器具を実際に用いた訓練を実施するなど、毎年の訓練が恒常的なものにならないよう計画しているところであり、避難訓練もその中で同時にしておりますが、職員の取扱いを主に実施しております。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

訓練をやっていたのはいいんですけど、緊急時というのは職員全員がやっぱりそういうようなことを訓練するというのは大切なことだと思いますし、それでまたそういう事故が起きるといっちは一番まずいことですが、安全衛生委員会とか安全委員会でそれはやられたんですか。それは一部の人間だけでやったのか、どれぐらいの規模でやられたのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

人数的なもので言いますと、20人程度で実施しております。各課から代表者を出していただいて、訓練の結果をまた各課に持ち帰って職員みんなに伝えていただくような形で実施しております。

また、消防本部からも5名程度の講師といいますか、いろいろ教えていただくという形で毎年5人程度来ていただいて実施している状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

訓練といえど、20人規模でやっても、この庁舎だけでなく、あいあいとかいろんなどころがありますけど、そういうところもやっているのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

各庁舎、関支所などでも実施していただいている状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

職員だけが知っているというのも駄目なんですけど、自動ドアとかああいうところはやっぱり市民の方が前にいたら、開け方どうのというても力のない人もあるかも分かりませんので、そういったことで訓練は十分にやっていただきたいと思います。以上で、次の質問に入ります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種についてお聞かせ願いたいと思います。

ワクチン接種計画に基づき、ワクチン接種希望者の1回目、2回目の接種はおおむね終了したと思いますが、11月末時点における状況で年齢別の接種率というのはどれくらいなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

本市におけるワクチン接種の11月末での状況についてでございますが、11月28日現在で65歳以上の方の接種率は92.7%でございます。また、16歳から64歳まで、ここは中間層になりますが、そちらについては10歳刻みで61.5%から90.7%と、年齢が上に上がるにつれ接種率は高くなってございます。それから、12歳から15歳の接種率については61.5%となつてございまして、総じて市総人口に対しての接種率は77.5%であるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

65歳以上が92.7%で、16歳から64歳までが61.5%から90%と、12歳から15歳は61.5%ということなんですけど、このパーセンテージでいくと接種率は亀山はいいほうか悪いのか、受けない方はどういう方というのはそこは分からないかも分かりませんが、このパーセンテージについてどのように感じておられるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

このパーセンテージにつきまして、県内、三重県全体の接種率が78.2%でございますので、県内においても特段遜色のないものというふうに認識しておるところでございます。打っていない方がどのような方かというご質問もございましたが、正確に把握しておるわけではございませんが、その方につきましては自分から、接種については今は控えてみえるという方が多数お見えになるというふうに認識しておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

現在のところ、亀山市民の方で2回目のワクチンは接種したと思うんですけど、3回目のワクチ

ンというのは大体8か月後とかいうような話だったんですけど、最近では6か月以内とかいうことがあるんですけど、亀山市は現在のところ8か月でやるのか6か月になるのか、この辺のところは状況はどのようなことかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

3回目接種につきましては、18歳以上の方を対象としまして2回目接種完了から8か月以上後を原則とするというふうに今のところ国から聞いてございますが、議員ご紹介にありましてとおり、各種報道でも現在、国もしくは県においてもこの6か月に前倒して接種することの検討がなされておるところでございます。その中、現時点ではその接種間隔を6か月に短縮できる場合というのが国から示されてございまして、その場合は具体的にちょっと申しますと、市内の医療機関等もしくは同一の保健所管内の複数の医療機関等においてクラスターが発生した場合で、なおかつそういった場合は県を通じて国に協議をする必要があるとされてございます。そうした場合、感染拡大の防止を図る観点から必要な範囲の者に接種をするというふうな通知が来ておるところでございますが、当市の3回目の接種につきましては現時点におきましてはこういった事態が発生する場合を除いて、原則どおり2回目接種完了から8か月以上後での接種を進めてまいる予定でございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

ワクチンがファイザー社のワクチンと、武田・モデルナ社のワクチンというのが2種類あるんですけど、次回の3度目の注射、それは私はファイザーで打ったんですけど今度はモデルナになるのか、その辺の状況はどのように、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

3回目の接種のその種別でございますが、現在ファイザー社ワクチンにつきましては1回目、2回目と異なる製品を打つ、いわゆる交差接種でございますが、これが認められておりますので1回目、2回目にモデルナ社ワクチンを接種された方へ3回目接種にファイザー社ワクチンを接種することは可能となっております。

それから、武田・モデルナ社ワクチンが現在のところ今3回目の接種の薬事承認を待つておるところでございますので、この薬事承認が得られることになれば武田・モデルナ社ワクチンを3回目に接種することが可能になるものと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

8か月以上後にするのか、6か月後では駄目なんではないか、亀山市。その辺のところお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

各種報道でありますとおり、必ずしも8か月後でない駄目ということではないんですが、現在各市町におきましても、国からの通知が正式に6か月というのが来てございませんので、そういった通知があれば最大限努力をする中で6か月が可能かどうかということも検討を含めて考えてまいりたいというふうに思いますので、しばらく国の通知をきちんと待つところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

私は2回打たせていただいておりますけれども、これまで1回も注射を打っていないという方は今後はどのようになるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

これまで一回も接種していない方が今後ワクチンを接種しようとするとういうふうになるのかというご質問でございます。

今後接種を希望される方、それから新たに12歳を迎える方を対象にしまして、接種日時を限定しながらではございますけれども、国が定めた接種期間でございます令和4年9月末まで、こちらも接種のほうは継続してまいる予定でございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

新たに12歳になる対象者というのは、どのような対応になるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

新たに12歳になる対象者はどのような対応になるのかというご質問でございます。

新たに12歳を迎える方につきましては、その誕生日月ごとに接種券のほうを現在発送させていただきまして、そのワクチンについては基本的にファイザー社の一般の方と同じワクチンを用いて接種をしているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

5歳から11歳用のワクチンは一般用と違うと聞いていますが、間違いが起こらないようにどのような対応を取るのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

5歳から11歳の方への接種につきましては、現在国において引き続き審議中となっておりますけれども、もしこちらが具体的な国から指示が示されればそれに沿って対応してまいるところでございます。

仮にそうなった場合、5歳から11歳の方に向けてのワクチンにつきましては、その接種量や希釈濃度、こちらも一般の方のワクチンと異なることになるというふうに聞いておりますことから、接種に係る問診並びに看護師、会場スタッフとの情報共有はもとより、接種曜日を一般向け接種日と分けるなど細心の注意を払って接種間違いを起こさないよう入念に対応する必要があるというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

最後の質問ですけれども、12月6日現在で中日新聞の中で見たときに亀山市は464名の感染者がおるということで、一番多いのが四日市が3,748名、2番目が2,289名、3位が津市で2,173名ということで、亀山市は464名やったんですけど、これは大したことやないんです。14市三重県の中で亀山市がそのときは464名なんですけど、人口割で計算するとワーストから亀山市は何位ぐらいにおるかというのを人口で割ってみたんですけど、その人口は現在では分からなかったんですけど令和2年6月1日現在、この手帳に載っておる人口で割ってみたんですけど、そうすると亀山市は上から何番目におるかというのを一遍聞かせてもらいたいと思います。

これは質問でも難しいとかそんなのやのうて、そんなことは計算は私が勝手にやったんやけど、ワーストのほうからいくと何番目ぐらいというのを聞いて質問は終わりたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

現在、議員ご紹介のとおり、亀山市で過去から積み上げていきますと464名の方が感染をされたということで聞き及んでおるところでございますが、県内の中でそれがワースト幾つなのかというのは私どももちょっと計算したことがございませんので、多い少ないということではなく、市民の方がなるだけ感染にかからないようにワクチン接種も進めてきておりますし、その他PCR検査キットの配付でありますとか、そういった抑制する対策を取ってございますので、そういったことが重要であるというふうに認識しておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

人数も直近のものではないんですけど、ワーストでいくと私の計算で三重県で4位、1位が四日市で、2位が鈴鹿市で、3位が津市で、4位が人口的にはそうなんですけれども、いずれにしても亀山市は4位だったということだけ、それを私が勝手にやったことなんですけれども、これを最後に質問を終わります。

○議長（中崎孝彦君）

6番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

(午前11時45分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 中島雅代議員。

○2番（中島雅代君登壇）

スクラムの中島雅代でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、独り親家庭の支援についてとグリーンインフラを生かしたまちづくりについてでございます。

まずは、独り親家庭の支援についてでございますけれども、長く続いております新型コロナウイルス感染症の影響で、以前から経済的に苦しい立場でありました独り親家庭への影響がかなり深刻化していることが露呈をしております。

一時的な公的な支援だとか自立支援策もございましてけれども、今回は根本的な問題について取り上げていきたいと思っております。

特に養育費については、当然きちんと支払うべき人が支払って、子供への責任をきちんと果たすべきなんですけれども、そういう当たり前のことが十分でないという部分について道筋をつけていきたいと思っております。

まずは独り親家庭の全体像を把握するために、1年間に結婚をする件数と離婚をする件数について過去3年間の推移の状況をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

2番 中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

亀山市に提出されました直近3年間の婚姻届の件数につきましては、平成30年度は436件、令和元年度が536件、令和2年度が434件となっております。

また、離婚届の件数につきましては、平成30年度が135件、令和元年度が128件、令和2年度が120件であり、ほぼ横ばいの状況となっております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

大体4組に1組くらいの割合で離婚をしていて、亀山市でもやっぱり離婚の数はそう少ないという話ではないのかなということが分かりました。

当然、全てのカップルに養育が必要な子供がいるとは限りませんので、独り親家庭の数の推移というのは分かりますでしょうか。そして、その内の児童扶養手当を受給している世帯の推移もお伺

いします。

○議長（中崎孝彦君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

ひとり親の世帯数と、それから児童扶養手当の件数でございますが、まず児童扶養手当の受給資格者数の推移でございますが、各年11月30日現在におきまして、令和元年度が359件、令和2年度が367件、令和3年度が377件となっております。

ひとり親世帯の世帯数につきましては、この受給資格者数に加えまして、児童扶養手当の申請をされない方もおられますことから、正確にその数は把握ができない状況となっております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

350件以上、370件近い方が児童扶養手当を受けてみえるということは、子供を抱えて経済的に支援が必要な家庭が多いということも分かりました。

先ほどの答弁にもありましたけれども、やっぱり受給するには要件を満たす必要がありますので、ひとり親だけの収入でやりくりをしている家庭であったりとか、実家だとか親族の支援を受けていて児童扶養手当を受給していない家庭も、今の数字には出ていませんけれども当然いらっしゃいます。そうすると、かなりの数のひとり親家庭があると考えられます。

平成24年の4月から、離婚届に面会交流であったりとか養育費に関する取決めをしているかどうかというチェック欄というのが設けられております。これは任意でチェックするものなんですけれども、法務省では面会交流だとか養育費の取決め、これを促進をしていくとしております。そして、この取決めしているとするものの割合を7割、70%にするという目標も定めております。

そこで、市で受け付けた離婚届のチェック欄、このうちに養育費の取決めをしているとしている数はわかりますでしょうか、お伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

議員がおっしゃいましたように、未成年の子がある父母が離婚する場合、離婚届の届出書の欄外にあります面会交流及び養育費の取決めのチェック欄に届出人の方にチェックをお願いしているところでございます。

しかしながら、こちらは任意のチェックということになっておりまして、こちらにつきましては私どものほうでちょっと統計は取っておりませんので、件数等については把握していないところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

チェック欄はあるけれども、統計のほうは市のほうでは取っていないということなんですけれども、国のほうも促進をするとして7割と高い目標を定めていますので、統計を取って対策を考えて

いく必要があると思っております。

平成28年度の厚生労働省の調査がございます。

養育費の取決めをしているとしている独り親家庭、母子世帯、お母さんと子供の世帯で42.9%だそうです。ただ、実際に養育費の支払いについては、現在も受けているとしているのが24.3%、過去に受けたことがあるというのが15.5%、受けたことがない、養育費を払ってもらったことがないとしているのが56%もあります。

さらに、お父さんと子供の世帯になりますと、取決めをしているのは20.8%だそうです。そして、養育費の支払いについては、現在も受けているというのが3.2%、過去に受けたことがあるのが4.9%、一度も養育費を受け取ったことがないというのが86%もあります。

ということは、やはり取決めに至っていなかったりだとか、取決めはしたけれども途中で支払われなくなったという方が、多くの家庭で養育費がきちんと払われていないという現状がございます。

そこで、市内の児童扶養手当を受給している方の養育費の受け取りの状況というのを伺います。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

市内の児童扶養手当の受給資格者のうち養育費を受け取っている方は、令和2年11月30日現在85名となっており、その割合は約23%となっております。

また、令和3年11月30日現在では101人となっており、その割合は約27%となっております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

やはり市内でも23%、27%とかなり低い水準だと思います。もしもこれの方がきちんと養育費を受け取ることができていれば、今よりもより安定した生活を送れる家庭もあると思います。当然、児童扶養手当を受給していない家庭についても同じことだと思います。こうした現状を改善するために、2019年に法改正が行われて、未払いの養育費について、給料の差押えなど強制的に回収ができるようになりました。

ただ、それには養育費について取決めをした公正証書が必要だということです。その公正証書を作るには、養育費の金額にも、ほかにも内容によって違うようなんですけれども、数万円ほどかかるということです。ただ、これを作ることで強制力を持って長期間にわたって回収、払っていただくことができるので、公正証書の作成費用の補助だとか、養育費を回収する保証会社というのがあって、そこへ払う保証料の補助を行うという自治体が今出てきております。

亀山市においても、そういった支援を行う必要があると思うんですけれども、見解のほうはいかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

本市におきましては、子ども未来課において独り親家庭に関する相談を受け付けておりますが、その中で養育費の支払いに関する相談はほとんどないというのが現状でございます。

しかしながら、就労に関すること、それから生活支援に関することなど様々な相談が寄せられておりますことから、まずは多様な手段による情報提供を充実させ、必要な支援についての周知を図ることに注力いたしたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今、支援の周知をということだったんですけれども、養育費というのは子供のためのものがございます。養育をしていない側の親の責任であります。これは養育をしている親が、もし再婚をしたとしても子供に養育費を払うということには変わりはなくって、支払う側が例えば自己破産とかして払えない状況になったとしても支払う責任は残るという、大変責任の重いものだそうです。

やっぱり、この支払うべき人がきちんと責任を果たす必要があると思うんですけれども、離婚をする理由があって離婚をすると思うので、そういうお金までの取決めをするというのはかなりハードルが高いものだというはすごく理解ができるんですけれども、その取決めというのを推進するために行政でできることというのは、周知以外にもあると思っています。

全国的にもあまりにも多くの方に養育費がきちんと支払われずに社会問題となっております、国も対策のほうを強化しようとしている中で、亀山でも本来支払われるべき養育費が2割、3割ぐらいいしか支払われていない状況で、子供にとって本来得られるべき養育というのは十分受けられないという状況にあるにもかかわらず、それに対して情報提供にとどまっているという、何か理由みたいなものはあるのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

養育費に関する補助制度の実施につきましては、今直ちに、現時点で実施するという考えはございませんが、今後その必要度が高いと認識した場合には検討すべきであると考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今現在は必要度が高くないという認識であるのかなと思うんですけれども、ただ、先ほど数字のほうを出していただきましたけれども、児童扶養手当を受給している方の受け取り状況が23%、27%ということですね。現状というのはやっぱり数字を見れば明らかであると思います。

行政がこういう状況をこのままにしておくというのはよくないことではないかなというふうに思うんですけれども、現在の独り親の家庭が置かれた状況、今の状況に対応するというだけではなくて、そういう根本的なことにも対応する、目を向けていくべきだと思うんですけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

独り親のご家庭が抱えておられる様々な諸課題に対して、亀山市としても、今の相談もそうですし、就労の支援のサポートでありますとか、可能な限りの対応をさせていただいてきておるところでございますし、今後もその思いは、そのように思わせていただいております。

それから例えば、婚姻、結婚という中で、これは憲法において両性の合意に基づいて成立すると、しかし、例えば民法等々で離婚の制度がない国などというのも世界にあるわけですし、その逆もあるんですが、婚姻を解消する場合、今、議員ご指摘のような様々な双方の利害であったり、養育の問題であったり、財産の分配であったり、様々な問題に直面するケースというのは当然あるかというふうに思います。

私も議員時代にそういう協議離婚の相談を受けて関わらせていただいた記憶がありますけれども、公正証書で規定をしていく、このプロセスというのはなかなか第三者が関われる、それを超えるような、やっぱり両性の様々な状況とかいろんなものがありますので、それに行政がどこまで関わっていくことができるのかというのは、また別の視点で議論が必要な部分ではなからうかというふうに考えておるところであります。

これも今、お話がありました、この養育費の未払いに対して、国は法律改正等々で民事執行法の改正によって債務者以外の第三者からの情報提供とか、こういう仕組みが出来上がってきておりますし、いろんな諸制度が今後も進んでいくというふうに、こう考えておるものもございますけれども、現時点では亀山市としては独り親家庭のその今の養育費、あるいは公正証書の取得等々に対して公としてそれを財政的に支援をしていくとかというのは現時点では答弁させていただいておるように、数もそうでありますけれども、少し議論の余地が必要であろうかというふうに思っておりますので、現在としては、あるいは今後におきましても、現在独り親家庭の様々な、抱えておられる諸課題に対して適切に相談に乗らせていただいて必要な諸制度を活用できるような、そういうサポートを市としては今後もしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

市長も以前そういう離婚の問題とかの相談を受けたことがあるということなので、その状況みたいなのはお分かりになると思うんですけども、養育している側はもちろんお仕事をして養育をしていかなきゃいけないんですけども、それを、養育をしていない側にもやっぱり子供に対する責任というのはあると思うので、なかなか行政が入っていくのは難しいということですけども、その公正証書を作りたいと思っている方に対して、そういった金銭的な支援だとか、そういうところはやっぱり必要なのかなというふうに私は思っております。

そして、やっぱり国のほうでも進めておりますし、全国的にもちゃんと養育費をきちんと払うという流れにはなってくると思っております。養育費は当然支払われるべきものという認識が、全国的にも亀山でも広がることを期待しております。そのときには、対応に遅れが出ないようにお願いをしたいと思います。

それでは、次の項目に参ります。

グリーンインフラの視点を取り入れたまちづくりについてでございます。

まずは、グリーンインフラについて少し説明をさせていただきたいと思います。

資料1をご覧ください。

国土交通省の定義によりますと、グリーンインフラとは社会資本整備や土地利用等のハード、ソフト両面において自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくり、それから地域づくりを進めるものとしております。つまり、環境に配慮をしつつ自然の機能を生かして、地域課題に対応するという取組でございます。

グリーンインフラといいますと、都市部のやっぱりビルが立ち並ぶコンクリートジャングルと言われるものを緑化をして都会のオアシスにしようみたいなイメージがあるかもしれませんが、むしろ亀山のようにもともと自然が豊かなところで、農産物の生産だとか保水、それから浄化、防災、防火、それから癒やしなどといった自然の様々な機能を生かして地域課題に対応していく考え方、今あるものの価値、これを認めて、それを市民と共有をしていく認識を持つ必要があると考えております。

目新しいものを取り入れて均一化したまちづくりをするというよりかは、歴史だとか文化、そのもとになっている自然を受け継いでいくというような穏やかで力強いまちづくりを目指すことが、より亀山らしいのではないかと思います。

続いて、資料2をご覧ください。

今、グリーンインフラが必要とされているのには、社会的、経済的な背景がございます。気候変動への対応ですとか、SDGs、人口減少での土地利用の変化、そういったものの課題への効果が期待をされております。

グリーンインフラとは、言葉的には新しいふう聞こえるんですけども古い考え方で、防災ですとか観光、景観だけではなくて経済においても大きな役割を果たすものとして期待をされている分野でございます。今までも社会課題として亀山市議会でも取り上げられてきた多くの課題を解決する、そういったものでもございます。

そのグリーンインフラと亀山市の施策の親和性について確認をしたいと思います。

亀山市における現在の都市整備において、ハード面においてグリーンインフラを推奨していく、推進していくということは大変重要であると考えております。現在の駅前整備だとか道路、それから公園の整備などの事業の際に自然をどうやって活用していくのか、活用しているのかというところの考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田所産業建設部参事。

○産業建設部参事（田所 学君登壇）

活用の状況ということで、本市では豊かな自然環境や景観を守り生かすことで地域特性を生かした魅力ある都市づくりを推進しております。

グリーンインフラの考え方である、先ほどご紹介もありましたが、社会資本整備や土地利用等のハード、ソフト面において自然環境が有する多様な機能を賢く利用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを推進することと同意であるということを確認しております。以前より、自然の緑を生かした里山公園の整備、それから工業団地内の水辺公園の整備等に取り組み、自然環境の維持・継承を推進してまいりました。

現在行っている道路、公園等の社会資本整備につきましても、地形の変化をできる限り抑制し、新たに発生するのり面等における植生による緑化や大型ブロック採用の壁面緑化等を行っております。

また、沿路等におきましても、透水性舗装を採用した浸水対策、それからコンクリート張りによるヒートアイランド等の現象の抑制、それから景観の向上等を図っております。

河川整備等におきましても、かごマット工法等自然環境に配慮した工法の採用等によりまして、地域特性である豊かな自然環境の保全、創出に取り組んでおります。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

当然、今の事業につきましても、緑化という観点で保全・維持管理されているものと思います。グリーンインフラでは、それに加えて先ほど上げた社会的、経済的な背景を考慮して取り組んでいくものでございます。

活用を推進すべき場面につきましては、資料3のほうをご覧ください。

今、社会的にもSDGsの考え方が広がってきております。環境問題に取り組む企業というのも増えてきています。そこで、官民連携による投資であったり、人材を呼び込む都市空間の形成に関する取組というものも始まってきています。

資料4をご覧ください。

三重県内では、いなべ市がSDGs未来都市計画というものを策定して、その中でグリーンインフラの考え方を取り入れております。官民連携でにぎわいを創出をしながら、まちと自然の調和を体現しています。

いなべ市は市の約58%を林地が占めていて、その多くが未活用になっているようです。この市内の課題解決のための先行例として、森林ですとか自然の機能をうまく利用した商業施設、にぎわいの森を建設しています。こちらは土砂災害の防止であったり、地震のときの減災、獣害の予防といった機能に加えて、観光としての付加価値をつくり出して好循環を成立させているというものです。

私もにぎわいの森に行かせていただきましたけれども、市役所と同じ敷地であって、その日は特に大きなイベントのある日ではなかったんですけども、施設内にある店舗では行列もできていたりとかして、あとフリーマーケットも開かれていまして、出店者の方と市民の方が交流している様子も見受けられました。

それから、散歩道というか歩道があるんですけども、そちらも家族連れの方が見えたり、車椅子の方もいらっちゃって、お子さんからお年寄りの方まで思い思いの過ごし方をしてみえました。

やっぱり緑に近いところで、緑に囲まれた空間というのはすごく心地がよくて、人が集まる価値のあるものだなというふうに感じさせていただきました。機能面におきましても雨水を施設内で活用したりだとか、災害のときには拠点にできるような設計もされているということです。

グリーンインフラというのは、一つ一つは地味で当たり前ということではあるんですけども、やはり時代に即した視点を持つという必要性がありまして、今やっぱりここにある自然の価値、それから、それを支えてきた人の価値というのを全面的に押し出したまちづくりにシフトしていくと

いうことで新しい循環が生まれるのではないかと思います。

それを踏まえまして、今後の亀山市のグリーンインフラの視点を取り入れた都市整備について考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田所参事。

○産業建設部参事（田所 学君登壇）

国においては、平成27年度に閣議決定された国土形成計画、それから第4次社会資本整備重点計画では国土の適切な管理、それから安全・安心で持続可能な国土といった課題への対応の一つとしてグリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれております。

当市といたしましても、従来からそのグリーンインフラとは称してはいないものの、河川、都市整備等幅広い分野で社会資本整備事業等に求められる効果を発現させるために、自然環境が有する機能について地域と調整を図りつつ、技術的検討等を十分行った上で生かしてきております。

今後におきましても、社会資本整備の質を向上させるための取組として推進していくべきものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

やっぱり亀山市のまちづくりにおいても、グリーンインフラとの親和性というのはすごく、非常に高いものだと思っております。市民にとっても、とてもよい効果をもたらすものだと思っております。

そして、次のグリーンインフラの防災への活用についてなんですけれども、こちらは先ほどの資料1の気候変動への対応に活用するということになります。

私は防災士ですので、先日ボランティアで防災講座を行ってまいりました。

講座をするときに、毎回講座をする地域に住んでいる方に、どうやって地域で命を守る行動をしてもらおうかというのを地域ごとに内容を変えているんですけれども、たまたまその地域は土砂災害警戒地域に指定されている地域で、土砂災害の場合は、発生をしてしまったら個人の事前の備えというのはもう役には立ちませんので、発生する前にもう逃げてくださいと言うしかなくて、当然逃げるのが一番なんですけれども、実際にそこに住んでいる人が、もしかしたら土砂災害があるかもしれないからといって、全て投げ出してすぐ逃げると言う選択ができるかというやっぱり難しく、そういった危険がある地域ですので、指定避難所までの避難経路というのもやっぱり安全とは言えない場所です。

そういう人たちにどうやって安全に暮らしていただくかというふうに考えたんですけれども、グリーンインフラを活用して安全に、手を加えつつも自然との共存を探っていく必要があるのかなというふうに思っております。

これはやっぱりその土砂災害の危険のある地域だけに限らず、浸水だとか防火、そういったものにも同様かと思っておりますけれども、現在の防災の観点からの自然の活用の考え方についてお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

豊田危機管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

防災への活用につきましては、道路や公園、それから河川等の社会資本整備において、このグリーンインフラ、いわゆる自然環境が元来持っております雨水の貯留であるとか浸透、それから遊水といったような防災・減災機能、これを生かした取組は重要であるというふうに認識しておりますし、先ほどの産業建設部参事の答弁のとおり、こうしたことは従来からグリーンインフラと称してはおりませんものの、そうした機能への配慮であるとか活用といったものはなされてきているものと考えております。

今後につきましても、この防災・減災につながる自然環境を生かした社会資本の整備手法になると思うんですが、これについては積極的に取り入れていくべきものというふうな考えを持っております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

もう既に活用していただいて、これからも活用していくということだったんですけれども、大きな工事は当然時間もお金もかかりますけれども、近年行っているブロック塀の撤去なんかも、ブロック塀から例えば生け垣に変えていただくとかそういうことをできたら、防災だとか防火、防犯そういう機能を備えながらも自然との共有ができるんじゃないかなというふうに思っております。

次の項目に参ります。

日常生活の中のグリーンインフラと項目のほうはさせていただきましたけれども、具体的には亀山市民が多かれ少なかれ関わっている農業であったりとか、身近な環境整備について取り上げたいと思います。

まずは、近年市内の農地の面積の推移、それから農業従事者の推移をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず農地面積でございますが、農林水産省が公表しております統計資料によりますと、本市の過去3年間の耕地面積は平成30年度が1,860ヘクタール、令和元年度が1,840ヘクタール、令和2年度が1,830ヘクタールと年々減少傾向となっております。

次に、農業者人口でございますが、農林水産省が公表しております農林業センサスの結果によりますと、本市の総農家数は2015年の農林業センサスで1,435戸、2020年の農林業センサスでは1,113戸と、こちらも減少しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

農業に従事されている戸数、5年で300戸の減少、かなり減ってきているのかなと思って驚いていますけれども、亀山はとっても緑が美しいまちです。やっぱりその美しさの大半というのは、一般の市民の方の努力で成り立っていると思っております。

ただ、先ほどの答弁のとおり、農地だとか農業の従事者の方が減ってきています。今後も続いていくのではないかと思います。それから、最近農地が太陽光パネルの設置場所に変わっているというのもよく見るんですけれども、この農地の太陽光パネルの設置状況、面積だとか件数だとか、そういうものの推移をお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

本市が過去3年間に許可をいたしました太陽光パネルの設置に伴う農地転用の許可件数及び面積でありますけれども、平成30年度が27件、約3万8,000平方メートル、3.8ヘクタールでありますけれども、令和元年度が64件、約8万3,000平方メートル、8.3ヘクタール、令和2年度が26件、約3万6,000平方メートル、3.6ヘクタールとなっております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

やはりこちらは増えてはいるんですけれども、太陽光パネルの設置がよくないというふうには思わないんですけれども、やっぱりあまりにたくさんの農地が太陽光パネルに変わってってしまうというのは、見慣れた景色が変わっていくというのはすごく寂しいなというふうに思います。

ただ一方で、個人では土地の管理が行き届かなくなって、土地を持て余している方がいらっしゃるということも事実だと思います。

そこで、空き地バンクと若者への農業推進を提案したいと思っております。

このコロナ禍で、自分の身の回りの整理だとか、自分の働き方、生き方を考える方が多くなっていると思います。私のところへも起業の相談に来てくださる方もいらっしゃいますし、市でも起業への支援は充実をしておりますので、市内でも新しい個人のお店が増えたかなというふうに感じています。

そういった人の中には、起業まではいなくても、自分で農業をやってみたいという方もいらっしゃいます。そういった方ですとか、個人、それから団体ですとか自治会とかそういうことも含まれますけれども、そういうやってみたいという方たちと土地を持て余している方のマッチングなんかはできないのかなというふうに思っているんですけれども、その辺りをお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

農地を借りたい人と貸したい人とのマッチングということでございますけれども、これにつきましては、担い手から新たに耕作したい農地、あるいは自ら耕作することは困難な農地について相談があった場合には、それぞれ該当する地区に農地利用最適化推進委員さんというのがおりますので、そこへつなげる、あるいは農地中間管理機構につなげるというような対応を行っております。

農地中間管理機構でありますけれども、こちらは農地を貸したい人から農地を借り受けまして、対象とする農地を必要とする人にまとまりのある形で転貸するという農地バンク事業を実施をしております、農地利用最適化推進委員と連携を図り事業を進めております。

今後も引き続き、農地利用最適化推進委員や農地中間管理機構などの関係機関と連携をいたしまして、担い手についての相談対応を行いまして、地域の実情に応じた農地利用の最適化を推進してまいりたいと考えております。

また、小規模でよいので農業を始めたいという方につきましては、まずは市が開園しております市民農園、ふれあい農園がございますので、こちらのほうをご利用いただければと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

農地については今でも仕組みがあるということなんですけれども、かなり大規模な話にはなるような印象でした。個人のほうでは市民農園をというお話なんですけれども、その間といいますか、身近な例ではあるんですけれども、例えば家庭菜園をされたい方と高齢のご夫婦で土地の管理が難しくなった方というのをちょっとたまたまマッチングすることがあって、借りたい方が素人なんですけれども、畑の手入れをし始めたんですけれども、それは高齢のご夫婦もやっぱり今までしてきたことなので気になるんですね。それで畑のほうに行くようになって、土の作り方だとか野菜の作り方を教えているうちに、高齢のご夫婦、なかなか外出も難しかったんですけれども、近所の方もびっくりするぐらい元気になったという、そういうことも身近で起こってきております。

そういう身近なところでのマッチングというのを進めていくと、農業であったりとか環境への関心もやっぱり高まりますし、当然、環境整備にもなります。地域のコミュニティの活性化ということにもつながってくると思います。

それから、平成22年から施行されております亀山市まちづくり基本条例、こちらにおきましても協働の原則、それから参加の原則、環境の保全及び創造の原則、持続可能の原則などを定めておりまして、「一人ひとりが生き生きと輝き、しあわせに暮らせるまちづくり」の実現をうたっております。その土台に亀山の自然をおいて、市と市民で一緒になって、より安心できるまちになるような施策を進めていってほしいと思っております。

それが亀山にとって、人口減少だとか高齢化に備えた持続可能な地域をつくる仕組みになると思いますけれども、市長にお伺いしたいんですけれども、そういったまちづくりのほうのお考えはございますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員が前段からもお話をいただいたグリーンインフラの考え方というのは、今まで私どもはそうようには称しておりませんでしたけれども、基本的には持続可能な地域をいかにつくっていくのか、それから緑の健都に象徴される豊かな自然と人のつながりの中で、これを高めていこうではないかというのが基本的なまちづくりの理念でございます。

また、くしくもご指摘いただきました平成22年のまちづくり基本条例の9つの原則は、本当に本市のまちづくりの基本原則でありまして、くしくもその一つに持続可能の原則というのを当時としてはこれを組み込ませていただきました。まさにSDGs、あるいは今のグリーンインフラの視点を組み込むような考え方を組み込ませていただいたものでございます。

防災もしかり、それから水の問題、それから今、農業のお話もいただきました、林業もそうです。それぞれの分野だけではなくて、これを個別横断的に総合的にまちづくり、人づくりに生かしているというまちづくりを亀山市としてはしっかり前に進めてまいりたいというふうに考えておるものでございますので、緑の健都という中には、そのような包括的な視点が入っておるというふうに考えております。

今の農地利用の最適化やマッチングの話につきましても課題の一つでございますので、現在20名の農地利用最適化推進委員の皆さんがご活躍をいただいておりますので、本当に身近なところでこれにつながってまいりますような取組をしっかり進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

身近なところからでない、やはり理念とか条例だけあってもなかなか市民には伝わりにくいものもありますので、一市民が身近なところで活用できるような、そんな仕組みもつくっていただきたいと思います。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

2番 中島雅代議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時45分 休憩）

（午後 1時54分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

会派結の草川でございます。

一般質問をさせていただきます。

まず初めに、順番を入れ替えさせていただきます。市民力・地域力の活性化についての項目と子育てと子供の成長を支える環境の充実について、この2つを順番を入れ替えて質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、政府による18歳以下の子供への10万円相当の給付についての項目について伺います。

これは、当然亀山市も実施していくものと認識しておりますけれども、まず資料の1番をご覧ください。子供1人当たり10万円給付ということで、まずは年内に中学生以下の子供1人当たり5万円を給付と。ただし、所得制限ということで、年収960万円以上の世帯を除くということ。来年春へ向けて、高校生にも現金5万円、そして対象者全員へクーポンで高校生以下で5万円、ざっくり言うところこういった内容かなと認識しております。

ただ、注意書きに強調して書かせていただきました。自治体の実情に応じてクーポン5万円とい

うのを現金で支給することが可能とされております。これは、昨日からも今朝にかけても報道されておりましたけれども、これは11月19日の時点で内閣府が発表している資料にこのように掲載されておりました。なので、つまり政府が今も検討中のクーポン5万円の支給の方針が定まるのを待つ必要なく、現金で追加の5万円支給というのは可能ということは、年内に迅速に、現時点では5万円ということですけど、現金10万円の満額支給というのも可能ではないかと思うんです。

これは、実際に大阪市、群馬県太田市などが方針を表明しております。クーポン支給による事務負担やコストも必要ないですし、現金のほうが使い勝手もいいという市民ニーズにもマッチすると思いますけれども、このような考えはないのか伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

1番 草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

国の経済対策の趣旨にのっとりまして、18歳以下の子供を対象といたしました10万円相当の子育て世帯への臨時特別給付金のうち、子供1人当たり5万円の現金支給につきましては、児童手当の仕組みを活用することで迅速に支給を開始するため、現在準備を進めているところでございます。

一方、来春に向けて、子供1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付につきましては、議員おっしゃいましたとおり、11月19日の閣議決定におきまして、現金で支給も可能とはされておりますが、詳細については国から示されていないところでございます。

私どもといたしましては、国の経済対策の流れに沿って、まずは先行給付の5万円の支給に向けて準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

クーポンの詳細は、確かに政府は今でも検討しているので、詳細に関しては発表はないのかもしれないですけど、どういう形であれ、追加5万円の給付というのは既定路線だと思います。なので、一時的に多額の予算組みが必要になりますけれども、まずは自治体の判断で年内に10万支給して、後で政府と清算すればいい話かなと単純に考えます。なので、市民ニーズはやっぱり現金だと思います。

かつ、当然迅速に年内にまとめて10万満額のほうがいいと思いますし、事務的な負担ということも軽減できると思います。クーポンにしても、どこまで必需品で子育てなのかとか、こういった切り分けは利権も絡んで、非常に政治的に大変な課題だと思いますし、子育て世代のニーズにちゃんとマッチできるのか、満足度が高いものができるのかという、これも本当に不確定だと思います。印刷から配付にかかる手間、コスト、こういったことを考えましても、何とか現金という方針、それに亀山市は既にエールチケットが好調で頑張っておりますし、市民としてはもうクーポンはおなかいっぱいだと思うんですよ。そういう観点でも、中日新聞、今朝の記事に出ていましたよ、亀山市の方針、先ほどの答弁の内容でした。ただ、これはまだ本会議には上程されていないです。そこを何とか、何とか変更する考えはないのかということをお考えを伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在、先行して現金5万円を支給する子育て世帯特別給付金につきましては、既に議会運営委員会で追加議案としてその詳細をご説明させていただきましたけれども、その後の追加支給します5万円分の取扱いにつきましては、今もお触れいただきましたように、この臨時国会で審議、議論がなされて、補正予算として次の段階で動きが出てこようかと思えます。21日が閉会というふうに認識をさせていただいております。

そして、現在のところ各自治体においては、現金及びクーポンでの支給など、様々な議論がなされておるところであります。特に、クーポン支給に係る事務経費や支給にかかる日数等については様々な考え方がございますし、地域の事情もあろうかと思えますので、その対応も自治体によって様々であろうと、このように認識いたしております。

そのような中で、亀山市といたしましては、お触れいただいた、まさに子育て世帯にとりましても、それから市の事務作業的な視点からも現金の交付が最も迅速かつ効果的であると、このような認識をいたしておりますので、今後の国の動向、それから本市としてその可能性も含めた検討を指示させていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

そこはぜひよく考えてもらいたいと思います。

ということは、確認なんですけれども、このまま議運で出している資料、方針のままで上程されるのか。それともそれまでに変更を考えるのか、ここをまず確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議運で出させていただいておりますこの案を議会でご議論いただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

そこに関しては、今答弁していただいたので、内容は理解させていただきました。

その一方で、それがどのような形になるか、市長の今の考え方として伺いたいです。もう一度確認したいんですけど、年度内に現金で支給できるような形で補正予算を、タイミングは今後検討の余地があると思えますけれども、それを実施する考えがあるということによかったですか。一応確認です。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申し上げた今後の国の動向の把握もありますし、亀山市としての様々な状況、あるいは県下の状況、県の考え方、いろんな要素が当然ありますので、本市としては、今申し上げたように、子育て世帯や事務作業的にも現金給付が望ましいというような考え方を基本的に持たせていただいておりますが、今後の対応について検討を同時並行で進めていくということでございますので、そこはそうのご理解いただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

それに関しては、内容を理解させていただきました。

じゃあ、もう一点追加の視点も加えたいんですけども、こちらのほうは少し弱いかなとは思ってますけれども、例えば秋田県横手市などが既に表明しておりますけれども、所得制限を超えている世帯の子供たちに対して、市独自の給付を行うということは検討できるのかどうか。ここを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

今回の子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、児童手当の所得制限限度額を基準としていることから、所得限度額を超える方への支給につきましては、国の支給基準に従い、給付金の支給は行わないところでございます。市といたしまして独自に給付することは考えていないというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

数字を確認したいんですけども、その給付対象とならない児童の数は何人想定できますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

今回の給付金につきましては、市の児童手当受給者に加え、公務員に養育されている児童や高校生等が含まれるため、支給対象児童の見込みといたしましては8,472人でございます。また、支給対象とならない児童数は、児童手当の特例給付の割合から換算いたしますと380人程度と見込んでいるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

なぜこういったことを伺うかといいますと、そもそもこの制度自体が、所得制限の在り方が公平なのかどうなのかという議論も一つあります。それは国のところなので、少し置いておくとして、所得制限をなくすと、18歳以下という年齢だけで対象者を選定して、迅速に給付することができ

るのではないかと考えるんですけれども、そういったことは可能なかどうか、確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

今回の臨時特別給付金につきましては、児童手当の仕組みを活用することで迅速に支給できるものでございまして、高校生等だけを養育している世帯や公務員世帯につきましては、支給対象者でありますとか、口座等の情報につきまして市では把握していないため申請をいただく必要があるところがございます。そのことから、児童手当を受給していない世帯につきましては、申請をいただいてから審査が済み次第、順次支給を行うということを考えておりまして、支給につきましては年明けの1月下旬頃をめどに考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

つまり児童手当の仕組みを使うところで迅速に支給できるので、高校生以下はどこに誰がいるかぐらいは分かるかもしれないですけど、振込先とかそういったものが分からないので、結局支給スピードは変わらないと、そういう認識でよろしかったですか。分かりました。

そこを仮に支給するスピードが早まれば、それこそ極端な話、年内に18歳以下の子供全員に現金10万円を支給できたら、これは一番すばらしいことだなという考えがあって、質問をさせていただきました。それはちょっと難しいということなのかなと理解をさせていただきました。

なので、ひとつ今後も引き続き検討していただきたいのは、現金かクーポンかというところ。現金が好ましいという市長のお考えを聞かせていただきましたけれども、これは具体的にどのタイミングでどういった形で実現されるのかというところは、今後しっかりと見せていただきたいと思っておりますので、ぜひ引き続きよろしくお願いたします。

では、引き続きまして、オミクロン株についての項目に入らせていただきたいと思っております。

ワクチンに関してですけれども、午前中にもこれに関して質問がありました。オミクロン株や第6波への警戒から、岸田総理が国会で3回目のワクチン接種について言及して、できる限り前倒ししたいという方針を示されました。午前中の答弁によれば、基本的には現時点では2回目接種から8か月後で進めていると。ただ、前倒しについてまだ国からの通知が正式にないということだと、そういった答弁がございました。

であれば、1点伺いたいですけれども、亀山市は2回目の接種から6か月後のいわゆる前倒しのワクチン接種も可能なだけの体制というのは確保できているのかどうか。できていないなら、それについて何か課題があるのかどうかというところを確認したいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

午前中の答弁でも2回目接種から8か月後でという方針で進めるというふうに、私、答弁をさせていただいたところでございますが、これが例えば国のほうから6か月に前倒しをするという決定

がなされた場合で課題になることとしましては、まずワクチン量が確保できるかという大きな課題が1つございますのと、それから、もしそのワクチンが確保されたとしましても、当面の間は非常に厳しい状態であろうというふうに認識しております。

まず、3回目の接種につきましては、ファイザー社ワクチンと武田・モデルナ社ワクチン、これを並行して使用する可能性が非常に高いということと、そもそもワクチン接種を行っていただくための医師やスタッフの確保を含めた準備体制などが、1か月当たりの最大接種数が現体制の2倍以上必要となる見込みであるところから、相当の接種体制の構築が緊急に今必要になるというところでございます。

そういったことから非常に厳しいわけでございますが、いずれにいたしましても、2か月のワクチン接種の前倒しの方針が国から正式に示されることになれば、市民の安心・安全のため、可能な範囲でその接種体制を構築すべく取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ワクチン供給はもちろん、医療体制といえますか、そういった医療関係者、医師会との連携もあると思います。そういった厳しい状況はありますけど、できる限り対応する。3回目前倒しの方針が示されれば対応していきたいという答弁をいただいたかと思います。ぜひお願いしたいなと思います。

それで、抗体カクテル療法についてでございます。亀山市は三重県内で真っ先に外来の抗体カクテル療法を医療センターで実現したということでございますけれども、その医療センターの抗体カクテル療法、こういったオミクロン株とか第6波への懸念とかが示されている中で、今後どのように運用していくのか。特に、一時報道もされておりましたけれども、予防目的での抗体カクテル療法に関して、今後の方針。例えば第6波、オミクロン株が感染拡大したときに、仮にワクチンの前倒しの体制がなかなか整わないというようなときでも、そういった重症化リスクのある方を優先的に抗体カクテル療法で予防ができないのかなといったことも考えるんですけれども、こういった抗体カクテル療法に関して、今後の方針はどのような考えかを伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

新型コロナウイルス感染症の軽症患者の重症化予防に効果があるとされる抗体カクテル療法でございますが、医療センターでは、自宅療養中の患者に対して9月16日から実施をいたしております。

ただいま議員からご紹介がありましたとおり、この抗体カクテル療法で用いる中和抗体薬ロナプリーブについては、去る11月5日に厚生労働省が新型コロナウイルス感染症の発症予防目的での使用を特例承認いたしたところでございます。従来、発症後の患者に使用が限定されていた抗体カクテル療法が発症予防目的でも可能になったことは、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化リスクを低減させる有力な対応策と考えております。

ただし、その対象者については、原則として新型コロナウイルス感染症患者と同居している濃厚

接触者や無症状の感染者で、重症化リスクがある人などに限定しております。これを受けまして、11月26日時点の三重県の判断といたしましては、感染状況が落ち着いている状況も踏まえ、当面の間は外来投与対象者については、保健所がその管内の医療機関に対して調整を行うとしております。

また、その一方で、11月中旬には三重県より県内の抗体カクテル療法を実施している全ての医療機関に対し、中和抗体薬の在庫配置数を減らすというような提案がなされまして、当医療センターの在庫につきましても、4バイアル（8人分）から1バイアル（2人分）に縮小されております。これらを踏まえ、医療センターといたしましては、新型コロナウイルス感染症の第6波の襲来に備え、予防投与を含めた抗体カクテル療法の活用については、鈴鹿保健所との連携を図っていくとともに、今後も引き続きPCR検査の実施や発熱検査外来の運営、コロナワクチンの接種などによりまして地域医療を支えてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ワクチン確保であったり、ワクチン接種の前倒しであったり、抗体カクテル療法の利用拡大への課題であったりとか、亀山市で準備できることもあれば、関係機関と協力しなければいけないこと、国に要望しなければいけないこと、多々にわたるなという印象を受けます。こういった亀山市の持てる力を生かして、今後、第6波、オミクロン株というものから市民の命と健康をいかに守っていくかというところ、市長の決意のようなものを伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この第6波にしっかり備えていくという、基本的にそのような覚悟で臨んでまいってきておりますが、本市におきましては、感染再拡大を想定して、濃厚接触者を対象としたPCR検査キットの配付事業、それから自宅療養者を対象とした生活支援の体制を整えるほか、保健所へ派遣をいたします保健師の登録拡充など、その準備を急ぎ進めておるところであります。

ワクチンの前倒し接種を含めまして、国や県がその責任においてしっかり行っていただく対策につきまして、その判断につきましても、市としても全力を尽くしますが、しっかり要請、要望をしましてまいりたいと考えております。

今、草川部長のほうからもお触れさせていただいた抗体カクテル療法についての中和抗体薬使用を予防目的で国が特例承認をいただいた。大変歓迎することではありますが、実際のところ、県内の実施医療機関においては、在庫数を縮減する方向で動いてきておるところであります。若干その矛盾が生じておることについては、県にもお伝えをさせていただいておるんですが、しかし国や県の発信する情報、それから具体的な対策につきまして、しっかり亀山市としてもリンクしながら、その効果が最大限に発揮できますように全力を尽くしてまいりたいと考えておりますし、状況に応じて市としての考え方は国・県へ伝えてまいりたいと、そのように思っております。

いずれにいたしましても、皆さんの英知をお借りしながら、新しい変異株を乗り越えてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

抗体カクテルという話が出たときも、非常に市民の期待が大きかったですし、3回目のワクチン接種に対する情報も、非常に市民の方は気にしておりますので、情報発信から市長のリーダーとしてのお言葉であったりとか、ぜひ市民とともに乗り越えていく、そういった素地をこれからもぜひつくっていただければなと思います。

それでは、引き続きまして、話は若干変わりますが、順番が変わるところです。ボランティア活動について伺っていききたいと思います。

市内のボランティアの現状と課題について、どのように現状認識されているかというところをまず伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

ボランティアの現状と課題というところでございます。

本市におけるボランティアの登録人数でございますが、平成29年度は714人、令和2年度につきましては719人と、ほぼ横ばいの状況となっております。

これが増えない要因としまして考えられますのが、本市が本来5月に実施をしました地域福祉に関するアンケート調査の中でも、高齢化を起因とした担い手不足が非常にうかがえるところがございます。またこの近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化によりまして、やむなく活動を休止された団体があるというところも、こういった要因の一つであるというふうに捉えてございます。

このような状況を踏まえまして、個々の活動団体のニーズを的確に把握をし、対応していける支援体制づくりが必要であるものというふうに認識しております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

前期基本計画で成果指標の一つに上げられておりましたけど、ボランティアセンター登録されている登録者数の目標を900名と書いてありましたけど、なかなか令和3年度末にその目標達成というのは厳しいのかなというふうに感じさせてもらいました。

とはいえ、ボランティアの力というのはやっぱり大きいと思います。複雑化する地域課題であったり福祉課題に対して、行政が全てを解決していくというのはなかなか困難であります。

そういった中で、ちょこボラという仕組みが今亀山市には芽吹きつつあります。地域のちょっとした困り事を地域で解決する有償ボランティアの仕組みとしてちょこボラ、地域まちづくり協議会単位で展開をされていると伺っています。現時点で昼生地区や井田川北など3か所で実施、来年度に向けて準備を進めているのが2か所あると。将来的には全てのまち協への展開を目指しているというふうに伺っております。

その中で、ちょこボラに対する支援制度の内容と、その財源についてまず確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

議員からご紹介いただきましたちょこボラへの行政的な支援の内容でございます。

この活動をしていただくに当たりまして、準備段階から社会福祉協議会の生活支援コーディネーター等が各地域に入り参画をし、立ち上げに関しての助言や情報提供などの支援を行っているところでございます。

また、財政的支援につきましては、鈴鹿亀山地区広域連合の介護保険事業を財源としまして、亀山市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱、こちらの要綱に基づき準備費用として20万円、それから3年間を限度として運営経費を年10万円交付しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

3年間ということで、広域連合からの支給ということなんですけれども、先行してちょこボラを実施してきたのは昼生地区のまちづくり協議会であります。この事業運営支援というのは、先ほど説明していただいた支援というのは、3年間ということで、その後の運営が非常に懸念されております。

このちょこボラの運営は非常に事務負担も大きくて、人件費の支援というのも絶対必要ですし、消耗品も有償ボランティアの報酬で賄っていく。これもなかなかかなり厳しいというのが現状でございます。

今後、このちょこボラ、しかも全市的に展開していくというのであれば継続性がやっぱり必要だと思いますけど、継続していくためにはどのような支援が必要と考えているか伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

4年以降の活動を継続していくためにどういった支援を考えておられるのかといったご質問かと思っております。

各まち協のちょこボラに対する事業の運営拡大、それから課題解消に向けての取組などにつきましては、社会福祉協議会を中心に、そういった人的な支援を行って、伴走的な支援を継続してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、財政的な支援につきましては、現在のところご紹介いただきましたが、3年で終了としており、その後の支援の必要性につきましては、事業を継続するために財政的な支援が引き続き必要かどうかを検証するとともに、鈴鹿亀山地区広域連合とも協議をしながら検討する必要があるものというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

支援が必要かどうか検証ということだったんですけど、先ほど私が申し上げたみたいに、事務費

であったり消耗品、ここ3年間の活動の中でもこれは絶対必要だという意見も聞いていますけれども、それはどのように検証するのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

ご紹介いただきましたとおり、昼生地区が来年度が最初の3年目に当たるというところで、引き続き、ほかの今取り組んでおるところも3年を迎えるようになってきておりますが、毎年私ども社会福祉協議会と一緒に各地区にもお邪魔をさせていただいて、各会議等も参加をさせていただいております。

その中で、実情等を十分聞き取りもさせていただきながら、関係部署とも協議を行いつつ、検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

財政的支援、人的支援ともに今後やっぱり持続可能な体制をつくっていくには、ともにアップデートが必要かなと思っています。特に財政的支援、広域連合からこれまで頂いていたのは非常にありがたいことですが、やっぱり今後まちづくり協議会として展開していくのであれば、まち協の事業として、自由に地域の意思、地域の自治の精神に合わせて、自由に活動を展開できる一般財源からの支出というものが需要ではないかと、私はそのように考えております。

そしてもう一つ、人的支援のところなんですけれども、資料の2番目を出してください。

ちょこボラ中間支援組織、現代版「結」とかかってまいりましたが、結に大した意味はないんですけれども、江戸時代の相互扶助の仕組みを結と言いますが、その現代版のようなイメージで想定しています。

大切なのは中間支援組織です。これの設立というものを提案したいなと思っています。単独のまち協では例えば手に負えないような困り事を中間支援組織がコーディネートして、例えばほかのまち協と連携だったら解決できる。市内外の個人や団体、企業とかと連携すれば解決できる。そういったものもあると思っています。そういった関係性をコーディネートしていく。また人材の育成であったりだとか地域通貨とか、そういった視点も今後必要になってくると思います。こういったものを総合的にコーディネートしていくことができるだけの組織というと、現状なかなかないのかなと、厳しいのかなと思っています。

ちなみにちょこボラと書きましたが、ちょこボラだけでなく、福祉ボランティア団体であったり、市民活動団体も含めて、市内のボランティア全体をコーディネート、うまく回していく、そういった組織づくりというのが必要なかなと思っています。

こういった財政的支援や人的支援を含めて、市長が思い描く今後の亀山市のボランティアの在り方というもの、市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

このボランティアの活動というのは、本当に自由な市民の意思に基づいて、それも無償で活動する社会性を持った大変尊い活動であろうというふうに認識をいたしております。

そして、亀山市の場合、5万人都市だからこそその程よい距離間の中で、様々な分野でこの地域での市民活動やボランティア活動が非常に長い間培われて、これを積み重ねてきておるのではないかと、そのように認識をいたしております、それが今の亀山市のまちづくりの基盤となってきたというふうに思っております。

このボランティア活動、地域活動は、本市のまちづくりを考えると極めて重要なものとして考えております。そこに力を入れて進めてまいりましたし、今後もそのような思いであります、しかしここ数年、ボランティアの高齢化が進んでおったり、若い世代の担い手の皆さんの発掘が求められているところであろうかというふうに思っております。

さらに現下のコロナ禍におきまして、私たちが人と人と触れ合うことでありますとか、集まって活動をする事の自粛を余儀なくされてまいりました。これによりまして、ボランティア活動や地域活動の衰退に拍車がかかってしまうのではないかと、このことを大変危機感を今持たせていただいております。

ニューノーマル時代を迎えまして、全ての世代が自らの意思に基づいて参加いただく活動、それから特に若い皆さんが参加しやすい新たなボランティア活動や市民活動が展開できるような地域づくり、あるいは人づくりを進めてまいりたいと考えておるところであります。

そういう中で、今後の考え方で、人的な支援とか財政的な支援はいかがかというようなご趣旨でございましたが、確かにボランティアセンターでありますとか、今のみらいなんかでこれを中間管理的な支援組織として育てていくというようなことが必要であろうかと考えておりますし、社協なんかが持っておりますボランティアの基金でありますとか、そういう財源の活用等々も必要であろうかと思っております。

いずれにいたしましても、現行制度において、今いろいろサポートする仕組みというのもございますし、ちょこボラにつきましてはまち協で3か年という、立ち上げ時期の支援をしてまいる仕組みではございますけれども、今後につきましては、有償のボランティアの議論というのはどこまで何が適正なのかというのは、なかなか議論が分かれるところであろうかと思っておりますけれども、人的支援や財政的な支援の在り方についても、しっかりそれを整えていく必要があるかというふうに考えておるところであります。

いずれにいたしましても、亀山市の今後のまちづくりにとりまして、このボランティアの活動、地域活動、市民活動は極めて今後においても重要な活動と思っておりますので、ぜひこれがしっかり育まれてまいりますよう、しっかり対応してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

市長の熱い思いを聞かせていただきました。

亀山市の個人でも、何か機会があればやりたいなということを思っている。でもなかなか行動に移していないという若い人もたくさんいると思うんです。そういった方を発掘できるような中間組織になるといいかなと思いますし、それが外からも来てくれるようなことがあれば、それこそ交流

人口の増加にもつながってくるような、ちょっとボランティアの在り方というもの、今後新しい形というものが求められてくるんじゃないかなと思っております。

それでは次に行かせてもらいます。もう時間がないので、駆け足で行きます。

G I G Aスクール構想でございます。

G I G Aスクール構想、少しずつ進展していると大変評価しております。ただ、今後G I G Aスクールがどのような教育を実現していくのかというビジョンが、これは国も含めてなんですけどなかなか見えてこないかなというのは感じています。

9月の議会をお願いして、補正予算で実現してもらいました1人1台タブレット端末の持ち帰り、それを可能にするセキュリティーソフトを3学期から導入するという話をいただいておりますけれども、このタブレット端末の持ち帰りというのは、平常時から実施するのか、それとも緊急時、感染拡大とか、そういう特殊なときだけの持ち帰りにするのか、その運用に関してどのような方針であるのかというところを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、このG I G Aスクール構想におきます端末の活用ということでございます。

この端末につきましては、G I G Aスクール構想そのものが情報モラルを含む情報活用能力の育成をするための必要な環境を整え、適切に活用した学習活動の充実を図るものでございます。この方向性は変わることがないというふうに考えておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の広がりを見せた対応により、1人1台端末の整備と持ち帰りの加速というものも行われたものでございます。

今後の活用につきましては、学校内での活用はもちろんのこと、学校や学年の実態に応じて、家庭への持ち帰りを行っていくというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

学校や学年によってそれぞれ対応が異なるけれども、緊急時に限定せずに持ち帰りというものは行っていくということかなあと理解しました。

ただ1点懸念、これはもう質問しないですけど、タブレット端末は決して軽いものではないですね。重いですわ、これ。ただでさえ置き勉をできるだけやってもらっていますが、荷物が重いという問題がまだ根強く残っています。低学年であったり、中学生でも長距離通学には大変だと。そこにタブレットが加わると、これまた大変なことになるので、ここはデジタルのよさ、デジタル教科書とか、そういったものをもっと進展させて、できるだけ荷物の重さを軽減しながらタブレット端末を持ち帰る、そういった視点もぜひお願いしたいなと思います。

もう一つ、G I G Aスクールを実現するのであれば、やっぱり亀山市ならではの教育、亀山市ならではの教育ビジョンというものを実現するためにあってほしいなと思います。

そこで1つだけ特出しすると、小規模校、特に複式学級等、そういったところでの主体的な学び、亀山らしい学びというものを実現するために、こういったG I G Aスクールがどう活用できるのか

というところなんですけど、まず1つ確認したいのが、市内の複式学級の現状と課題についてどのように認識されているかというところを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現在、亀山市におきましては、加太小学校と白川小学校がそれぞれ3・4年生、5・6年生の2つの複式学級を有しているという状況でございます。

また、昼生小学校、野登小学校、神辺小学校、亀山南小学校が1学年1学級の小規模校となっております。また、このうちの昼生小学校と野登小学校については、全校児童が100人に満たないという規模となっているという状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

その中でも複式というものが、これはまだ確定とは言えないところかとは思いますが、今後増えていく可能性があるというふうに聞いていますけれども、そこに関しては情報はありますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

児童・生徒の人数の推移によって動向するものでございますので、状況に応じてそういうことも起こり得るという認識を持っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ということなので、私も特定の名前は出しませんが、とにかく今後はそういった傾向は小規模校ほど起こり得るのかなと感じております。

そんな中で3つ目の資料をご覧ください。

複式学級の私が最大の弱点と思っているのが、コミュニケーション能力の育成というところだと思っています。やっぱり少人数で限られた児童数の中で生活をしていくというところで、多様なコミュニケーションを育むという機会がどうしても少ないと考えます。そういったところを補うために、遠距離授業の導入というものを行っている自治体が先進的でございます。こういったのをGIGAスクール構想の一つの方向性として、亀山市の一つのよさとして今後取り入れていくという方針、そういったものはないかどうかというところを伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、小規模校におきましては、コミュニケーション不足ということのご懸念をいただいております。オンラインによる小規模校同士の学びであったり、そういったものにつきまし

ては、多様な学びの観点から、いろいろな可能性があるというふうに考えております。空間的、時間的制約の緩和やほかの学校、地域との交流を含めて、今までできなかった学習活動が可能となるというふうに見ております。

今後も1人1台端末の環境を生かし、端末を日常的に使用していくとともに、課題整理も含めまして、様々な試行を繰り返す中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

私も複式学級の現場もちょっと見せてもらって、いろいろと主体的な学びであったり工夫が凝らされていて、これは一つ亀山市もこれまで努力してきたというものが非常に感じられましたし、そこで得られるものというものも地域ならではの教育であるんだなというのは感じております。

その中でも、先ほど申し上げたようなコミュニケーション能力というところの一つ、なかなか育みにくいところをどうしても環境上仕方ないところというのは、GIGAスクール、ICTによって補えるのではないかと、こういった亀山市ならではのGIGAスクールの進め方というのもぜひ検討していただきたいなと思っています。

こういったことをやっていく中で、ただタブレット端末の更新が必要です。これは今後莫大な更新費用というものもかかりますし、今教室ごとに置かれている大型のテレビ、これもかなり有効活用されておりますけれども、これもまた更新の時期というものがやってきますし、これもまたお金がかかります。非常にお金がかかるGIGAスクール構想でございますけれども、こういったところも今後国費で国に対する要望というのは必ず必要になってくると思います。こういった更新の難しさというものも含めて、GIGAスクール構想の今後をどのように整備していくのかという計画、学校教育ビジョンというものを今つくっていると思いますけど、その下にそういったGIGAスクール構想の実施計画なるもの、整備計画なるものが必要だと思いますけれども、教育長の考えを伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

財政的な措置も含めてというようなお話だったと思いますので、財政的な負担につきましては、各自治体、国に対して県を通じて強く要望をさせていただいておるところでございます。

しかし、使えなくなったのでは元も子もないので、必ず更新時期というものがやってまいります。また、ソフト面におきましても、各学年の系統表とか活用スキル表とか、そういったものは整っておるわけでございますが、議員ご指摘の実施計画のようなもの、ソフト面を含めて後期基本計画であったり、学校教育ビジョンの中で明示しながら、しっかり検討させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

1人1台タブレット端末がこれだけ進んだという今後の期待感というものは市民の方、子供たちにもあると思いますけど、じゃあこれで何が実現されるのかというビジョンはなかなかまだまだ見

えないところがあると思いますので、これはさっきも言いましたが、国も含めてなかなか正直見えてこない部分がありますので、そういった中で、亀山市ならではというものも今後検討していただいて、ぜひ策定をお願いしたいなと思います。

それでは、最後に待機児童対策でございます。

4つ目の資料をご覧ください。

「早期に待機児童ゼロへ」と書いてありますけれども、待機児童の今の推移を表にまとめて引用しております。令和2年度の待機児童数37人、これは10月時点ですけれども、ここ数年では急増しております、これは事情がありますけれども、早急な対応が必要だと思っています。

その中で、今和田保育園の増築をやっておりますけれども、令和3年の現状と和田保育園の整備効果を同時に伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

待機児童の発生状況につきましては、令和2年度までは毎年4月と10月の2回、国の調査が実施されまして、これに併せて本市の状況を把握してまいりましたが、本年から10月の調査が廃止されましたので、今年度は4月のみの把握となっており、本年4月の待機児童数は12名でございます。10月の待機児童数につきましては正確に把握しておりませんが、例年と申込状況が大きく変わっておりませんため、恐らく令和2年度と同等の水準であろうと考えております。

また、現在進めております和田保育園保育室増設事業におきましては、保育室3室を増設することで、待機児童の抑制効果といたしまして、3歳児未満で12人程度であると想定しております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

和田保育園の増築では、なかなか全ての待機児童を解消するには至らない。なので、今後さらに再編も含めて対策が必要だということだと思います。

資料の4にも書かせてもらいました。川崎南だったり井田川、そして亀山地区の認定こども園、こういったものを今後整備していただくこととなりますけれども、川崎南は昨年も保護者会からも要望がありましたけれども、駐車場の増築やアクセス道路の整備、こういったところを優先的に行ってほしいという話もあります。今後、そこは全体を見ながら進めていっていただくんだと思いますけれども、まずその要望箇所に関しては、ぜひ早急に事業化、予算づけをお願いしたいなと思います。ぜひお願いしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

1番 草川卓也議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時46分 休憩）

（午後 2時55分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い質問します。

まず、第2次総合計画基本構想の見直しと後期基本計画策定の延期についてであります。

11月9日の議会全員協議会で、第2次総合計画後期基本計画の策定スケジュールについての説明がありました。報告によれば、後期基本計画の策定が、新型コロナウイルス感染症第5波による緊急事態宣言の発令等に伴い、庁内検討組織や総合計画審議会などが開けないなど、作業に遅れが生じているということであります。同時に、第2次総合計画策定後5年が経過し、DXやSDGsの進展など、外部環境の変化や新型コロナ感染症の世界的流行、国内での感染症第5波による驚異的な感染拡大など、第2次総合計画策定時点では想定し得なかった多大な社会的影響を踏まえ、基本構想そのものを見直しが必要になったということでもあります。これにより、来年3月議会に提案する予定だったのを3か月延期し、6月議会に提案したいということでありました。

この基本構想については、これまで何度かこの場で見直しを求めてきました。最初は、2020年3月の第3次行財政改革大綱案を審議したときであります。このときにこの行革大綱案の柱にSociety5.0、それから総務省の2040構想報告でスマート自治体への転換というのがありました。市の最上位計画である総合計画基本構想にも位置づけがない、こういうものがどうしてこの行革大綱に載せられるんだという質問をいたしました。どうしても載せるのであれば、基本構想の見直しが必要ではないか、このように指摘したわけでありました。そのときの答弁は、基本構想の見直しはせず、スマート自治体やSociety5.0は後期基本計画において位置づけるというものでありました。

次が、同じく8月に総合計画の後期基本計画の策定の説明を受けたとき、私は、コロナを経験したことで市民の価値観を含め、社会の在り方が大きく変わるし、それに対応する市の施策も変わらなければならない。それなのに議論する前から基本構想の見直しは行いませんというのはおかしいではないかという指摘をしました。このときも、やはり基本構想の見直しはしないという答弁でありました。

そして、ようやく今回、基本構想の見直しが出てきたわけですがけれども、私はもっと前に基本構想の見直しということに着手できたのではないかと、このように思っております。

そこで1点目、基本構想の見直しはもっと早い時期にできなかったのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

昨年夏頃の計画策定当初では、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響をはじめとした急激な外部環境の変化は、基本構想の変更は行わず、後期基本計画の序章において整理することといたしておりますし、そのように答弁をしてきたところでございます。

しかしながら、本年夏頃からの変異株による感染第5波の影響が全国的に想定を上回る規模とな

り、本市におきましても月別の新規感染者数が最多を更新するなど、市民生活や地域経済等への影響が最大限懸念をされ、感染症の早期終息とニューノーマルへの移行が強く求められてまいりました。

また、これも議員からございましたように、議会からも新型コロナウイルス感染症をはじめ、DX、Society5.0、SDGsの動向を踏まえた基本構想の変更の検討の必要性について数回ご指摘もいただいたところでございます。

こうした状況を踏まえ、急速かつ劇的に変化する社会経済情勢とそれに伴い加速化したデジタル変革などの要因は、第2次総合計画策定当時には想定のできないものであり、またそれらは総合計画に総体的に影響を及ぼすこととなることから、まちづくりの方向性を示す基本構想において、政策的見地からの整理を行った上で、後期基本計画立案を進めることとしたものであり、結果的にその契機となった本年夏頃の感染第5波以降の基本構想変更案の検討となったものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

あれこれ言われましたけど、やっぱり遅れていましたね。やっぱりもっと早く見直しに着手すべきだったということをお願いしておきたい。

今回の基本構想の変更について、3つの点を上げてみえるんですね。1つはポストコロナ時代へのニューノーマル（新たな日常）への対応ということ。2つ目はデジタル変革（DX）ですね。それから3つ目は持続可能な開発目標（SDGs）の達成というこの3つが重要な視点だと言われてます。

例えば、この中で調べてみると、ニューノーマル（新たな日常）という点では、非接触、遠隔、移動レス、つまり移動時間の削減ということであるとか、それからデジタル変革でいうと、リモートワークの増加とか、それからSDGsの達成では脱炭素社会への実現に向けた取組が今後のまちづくりに大きな影響を与えるんだと、この3つの視点で見直しが必要であると、こういうふうに言われているわけです。

ところが一方で、市が推進するリニア新幹線計画は、この3つの視点から見ると、まさに時代遅れやと、見直すべき事業だと言わざるを得ません。例えば、移動時間の削減とか、リモートワークの増加ということになる、いわゆる働き方や国民生活の変化です。こういう問題はリニアの需要を減らす、採算が合わなくなるというような問題が起こります。

それから、新幹線の3倍から4倍の消費エネルギーを使うという、このリニア自体が省エネ社会にはもう逆行しています。もちろん脱炭素社会にも逆行するという、こういう乗り物なんです。だから、そういう意味で、まさに今言われているニューノーマルというような、時代に全く合わない、時代遅れの乗り物だと言わざるを得ないと思います。だから、これが並立されるということは、私はあり得ないと思うんですけども。

それで、この構想の見直しの3つの視点から見れば、リニアはやめるべき事業だというふうに私は思いますが、見解をお聞きしたい。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

コロナ禍のリモートワーク等を契機に、今ご指摘がありました非接触、移動レス、こうした要因からデジタル化が急速に加速をいたしました。リニア中央新幹線の開業による時間短縮効果はデジタル化の進化と相まって、時間と場所から人々を開放し、多様な選択肢や新たな価値観をもたらすことになると考えております。

そうした将来性の高い国家プロジェクトであるリニアの整備は、企業誘致や居住の2拠点化、関係人口の創出、観光交流など、地方創生を一層推進するものでございます。今般、リニア県期成同盟会において、県内駅位置候補となった本市といたしましては、三重県の玄関口として、将来に向け持続的に成長を遂げていく、まさに千載一遇のチャンスであると、そのように認識をしているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

答えになっていないですね。私が言ったのは、ニューノーマルで掲げた3つの視点から見てリニアというのは矛盾しないのかと聞いておるわけです。だから、矛盾しないならしないで、ここはこうだという答えをいただかないと、リニアの今まで答弁されたようなことを繰り返し言われても、これは説得力がないと思いますよ。新しい時代に入ってきているんですよ。

リニアが構想された時代が高度経済成長、こういう時代で、やっぱり全然違うんですよ。だから、そういうことを踏まえて今見直すべき時期に来ているということだけ今日のところは申し上げておきたいと思います。

先日、一見県知事がある会合でリニアについて、利用者が少なければ列車は止まらないと、こういうふうに言われました。新聞報道でありました。推進する側でも、このように需要自体に懸念を抱いているというのがやっぱり現状ではないかというふうに思います。

次に移りますけれども、来年3月末に前期基本計画が終わるわけですね。後期基本計画の策定は6月議会の提案になるということなんですけれども、これでいくと4月から6月の3か月間が基本計画と実施計画がない空白期間になる、こういう問題が生じるわけです。

資料をちょっと見てください、配った資料。よろしいですか。

この中に市の総合計画条例と議会の基本条例の条文を載せさせていただきました。

まず確認しておきたいのは、総合計画とは何かということです。これは、総合計画条例の第2条の1号に、総合計画は基本構想、基本計画及び実施計画から成るものをいうというふうに規定されている。つまり3つそろって初めて総合計画なんです。4条の2項では、市は総合計画を基本方針として市政の運営を行わなければならない。市政の運営の基本は総合計画だと、こういうことです。だから、総合計画なしに市政の運営はできないということです。だからこんな空白期間があってはならんということが、この総合計画条例ではうたわれている。

そこでお聞きしたいのは、この3月で切れる前期計画、そして策定できるのが6月の時点、後期が。その間の3か月間、空白が生じる。このことについて問題ないのか、この点についてお聞きしたい。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本年度末で前期基本計画が終了いたしますが、基本的に総合計画は1年度単位での計画期間の設定をしている中で、現時点において、後期基本計画策定に係る関連議案を令和4年6月定例会に提出させていただき予定で進めておるところでございます。

仮に議会の議決をいただければ、令和4年度中の計画策定となり、また、その計画期間も令和4年度から令和7年度までとなり、年度を通じてみれば計画期間上の空白は生じないものと考えております。

しかしながら、令和4年4月から、ご指摘のように3か月間につきましては、計画期間には表れない一時的な空白期間が生じますので、前期基本計画の基本的な施策方針を暫定的に運用させていただきこととする取扱いを行いながら行政の継続性を確保するとともに、そうした期間を最短にとどめられるよう、鋭意計画案の策定を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

空白期間が生じるということはお認めになりました。これは当然ですわね。それを補うために言われたのが、前期基本計画終了後から後期基本計画策定までの間における施策の推進についても暫定的に前期基本計画の位置づけを継続する、こう言われた。これができるのかどうかなんですよ、問題はね。私はできないと思う。

では、もう一度資料を見てくださいね。

この資料には、総合計画条例第11条で議会の議決が必要というふうに書いていますね。それを受けて、どこの条例で決めるのかというと、議会基本条例の11条の1号で、この基本計画は議会の議決事件として議決してやるんだと書いてあるんですね。そうすると、議会の議決もないのに、暫定的に前期基本計画の位置づけを継続するなんていうことを執行部が勝手に言えるわけではないんですよ。議会が議決をしたのは、前期基本計画を来年の3月までという計画期間について議決をした。それ以降の議決は何もないの。だから、それをないのに4月から6月までの3か月間は継続するという。どんな根拠があってこれができるんですか。議決がないんですよ。こんなことができるんだったら、もう法律も何もあったもんじゃないですよ。やっぱりここで考えられるのは、基本条例にのっとって、やっぱり議決事件として延長する。前期計画を延長する。少なくとも期間だけでも延長する。中身はもう変えられないんですけども、期間を延長するというような、そういう議決の手続が要するというふうに思うんですけども、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

総合計画の計画期間は1年度単位で設定しておりますので、例えば議員ご指摘のように、総合計画、今令和3年度が終期ですが、この令和3年度の終期を1年延ばして令和4年度まで延長するというのであれば、当然議会基本条例に基づく議決が必要になってくると、そのように認識しております。

今回、1年度単位での設定としておりますので、例えば3か月につきましては、仮に6月に議決をいただければ、令和4年度が計画の当初ということになりますので、令和4年度から7年度までの4年間の計画は存在するというようになってくると思っております。

なお、後期基本計画の計画策定期間の延伸に対し、他の自治体におきましても、本市と同様の事例がございまして、延長が1年度を超えない期間であったため、本市と同じ取扱いをされたと同っておりますので、今現在といたしましては3か月の延長につきましては、議決の必要はないものと、そのように認識をしておるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

議決の必要はないってとんでもない話ですよ。要するに議会の議決事件としてこれは議決をされているわけですよ。ところが、3月にそれは切れるんですよ。それ以降はないんですよ、3か月間全く。先ほども言いましたように、総合計画というのは、基本構想と基本計画と実施計画の3つを合わせて総合計画なんですよ、これ。だから、そういうものがない状態というのは、総合計画がない状態にいるんですよ。総合計画がない状態というのは、先ほども言いましたけれども、市政の運営は総合計画に基づいてやらなあかんと書いてあるんですよ、総合計画条例に。ないんですよ、総合計画が。ないのにどうやって市政の運営をできるんですか。むちゃくちゃな話じゃないですか。空白というのはそういうことなんですよ。市政の運営すらできないということになるんですよ。

だから、私が言うのは、やっぱりこれは1年延長で議決をする。そして、6月にできれば、それが新しい計画になるので、その新しい計画が生きてくるわけですから、そこから新しい計画をスタートさせればいいんですよ。例えば7月以降、新しい後期基本計画がスタートする。その時点で前期計画がたとえ1年延長しても、もう既に新しい計画が次にできているんだから、この6月までに終了するわけです、自動的に。新しい計画に置き換わるから。というようなことをやっぱり私は考えるべきだと思いますよ。とにかく空白をなくす。このことがまず第一だと思うんですけど、その点についてももう一度お聞きしたい。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、前期計画の計画期間を1年延ばすということは、同時に後期基本計画の計画期間が4年から3年になるということとなり、中期的な位置づけの計画であった基本計画の計画期間の考え方も変わってくると思っております。

また、例えばですが、来年の3月定例会で1年延ばす議案を市なり議員提案なりで出た場合、これは基本的にスタートの年は令和5年度になるというふうに考えております。その中で、議員からは例えば6月議会でありますとか9月議会の中で、議決がされれば遡って適用できるだろうというふうに、そういったご見解でございますが、私どもといたしましては、来年の3月に議案で令和5年度からのスタートということになれば、やはりスタートは令和5年度からというふうな解釈になりますので、そうした中で、計画期間の短縮等もございまして、一日も早く後期をスタートさせるという意味合いにおきましても、6月に提案をさせていただくのがベストというふうに判断し

ておりますので、そのような形で進めてまいりたいと思いますし、また、議会基本条例の中で議会提案の中での提案につきましては、当然議会の範疇でやられますし、そのことについては、しっかりまた執行部としても協議をさせていただきたいと思っております。

ただ、一番懸念されるのは、令和5年度のスタートということになれば、総合計画全体の考え方にも影響を及ぼすようなこととなりますので、そこはしっかり私どもも調べさせていただかなくてはなりませんし、議会のご意見もいただきながら、しっかりそれは協議させていただきたいと、そのように考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私もできるだけ早く後期をスタートさせる。だから遅れてしまうけれども、6月から後期をスタートさせるということは同じ意見なんです。そのときに、空白期間を何とか解消しながらそれができないかということと言ったのが、1年間延長して、新しいのが決まったら、それが書き換えられるという形でね。その前の1年間延長した前期計画は、そこで終了していくという。このことは、私は可能だと思うんですよ。だから、これはぜひ一度検討もいただきたいと思いますし、何よりも議会基本条例で議決する事項なんです。だから、議会の側でもこれは十分検討せんらんとします。議会として、この議決事件をどう扱うのか。例えば、この基本条例の中に書いてありますけれども、変更ですね、廃止、策定。これについては議会の議決事件だと言っておるんですよ。変更も含めて、やっぱり議会が議決をするということを書いてある。

だから、そういう意味でいくと、議会のほうでの判断というのも、私は大きいと思いますので、やっぱりその辺をきちっとやっていきたいなというふうに思いますので、やはり空白期間はつくりたくないということがまず大前提であろうというふうに言っておきたいと思います。

それから最後に、基本計画と実施計画の関係なんですけれども、よく中学校給食の問題を議論したときに、後期計画に位置づけがされない限りできませんみたいな答弁だったんですね。だから、それくらい基本計画に載るか載らないかって大きなことなんですよね。

そういう意味でいうと、この計画に載って、その計画に基づいて実施計画が立てられて、年度別の予算が組まれるわけですよ。そういう意味で、基本計画に載らないとなかなか事業をやる、やらないは答えられないと、こういう答弁だったと思うんですけども、これでいくと、例えば前期基本計画が切れてしまうと、実施計画もない状態になるんですよ、4月以降は。4月以降は実施計画がないのに、予算編成ができるかという問題が出てくるんですよ。よくいつも言われるように、後期基本計画とか前期基本計画の必達のために予算編成しましたと、市長はよく言われます。それぐらい計画は大事なんです。それを前提にして予算を組むんです。ところが、予算を組むに当たって、基本計画はできていないわ、実施計画はないわとなったら、どうやって予算を組むんですか。組めないでしょう、これ。組めるとしたら、唯一骨格予算というやつ。人件費であるとか、もう絶対にどんな政策を掲げようが必要な経費だけを計上する予算。こういう骨格予算ならできますよ。そうやけど、あなた方が言われるような主要事業を載せたような編成をやる。後期で載せるような新規のものは、これは6月の補正でやる。こんなことはできませんよ。主要事業といえども、後期基本計画の中で継続するか継続しないかを定めるわけですよ、これ。

あたかもあなた方は、主要事業はもう後期基本計画で継続することが決まっているように言いますが、主要事業といえども、これも後期基本計画の中で位置づけがされなければならない。唯一できるのは、先ほども言ったように骨格としての人件費とか、そういう誰がやっても、どんな政策を取っても必要な経費だけということです。

最後に聞きたい。やっぱりそういう意味では、骨格予算しか編成できないと思うんですけども、来年度の予算編成について、お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

通常の予算編成につきましては、毎年度策定をいたしております予算編成方針に基づき行うこととしておりますので、直接的に実施計画の作成が予算編成の要件になっているものではないと考えております。

しかしながら、政策予算である主要事業は、これまでから実施計画において取りまとめを行っており、令和4年度当初の予算編成に当たりましては、新規事業等につきましては、やはり計上することはできないと考えておりますので、私どもの計画でいきますと、6月の補正予算で新規事業等を計上して、それが総合計画で議決をいただきましたならば、これは令和4年度の実施計画として、3か月遡って対応させていただきたいというふうに思っております。

また、骨格予算の編成というご意見もございました。骨格予算につきましては、やはり市長選挙等の理由から政策的な判断がしづらい場合に用いるものというふうに考えておきまして、例えば、私どもが市民サービスに関わるような事業についても、全て人件費等の義務的経費だけを計上するというのであれば、それに対しては市民サービスに影響することもございますので、やはり継続的に関わる事業につきましては、主要事業の中で計上させていただきまして、令和4年6月の実施計画において確認をさせていただきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

結局、今基本構想、基本計画、実施計画3つ並べてやりました。要は、この3つまとめて総合計画なんさな。どれが欠けてもできないんですよ。これは、ないと市政の運営はできないというのが、市が決めている総合計画条例にうたってある。だから、これは欠けることができないんですよ。そのためにはどうするかといったら、結局3か月間の空白を何らかの形で計画をつくらなきゃならん。生かさなきゃならん計画がある状態にしなきゃ。このことが、やっぱり私は一番大きな解決だと思うので、この点について、きちっと詰める必要があると思う。新しい後期基本計画ができたので、4月に遡って適用するんだって、そんな勝手な話はないですよ。それが許されるんなら、一体議決事件って何なんやと。議決したことって一体何なんやということになるわけですよ。だからそれはできないということで、その点についてはしっかりと、山本部長、3月にもし提案するんならということをおっしゃったけど、やっぱりできるとしたらこの12月か3月に提案ということになりますので、それまでにしっかりと議会も議論をしますし、執行部とも詰めて、この問題はできるだけそういう影響が出ないような形で、何とかやれないかということ。これを考える必要があるという

ことだけ申し上げて、次に移りたいと思います。

2番目は、老朽化した学校、保育園の建て替え計画とその財源確保、こういう問題であります。

3月議会のときに代表質問で市長に、市長が老朽化し、更新時期を迎えつつある教育施設の改修ということのマニフェストに書かれたということもあって、計画的に進めますというのをうたってみえたので、計画はどうなっているんだと聞いたんですね。そうしたら、市長は、中長期の計画としてしっかり整理をさせていただく必要があるので、今はできていませんと、計画はまだないという答弁だったんですね。

そこで、今回は学校と保育園ということに絞ってお聞きしたいと思います。

亀山市公共施設等総合管理計画に基づく個別計画の策定というのがあります。そのうちの学校教育施設の個別計画が策定されたのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、令和2年2月に市が策定いたしました公共建築物個別施設計画というものを学校施設における個別計画と位置づけ、この計画に沿って予防・保全型管理により、長寿命化等も含め、必要に応じて改修を行いつつ、目標耐用年数の延伸等を図っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

その個別計画と言われましたけど、あれは個別計画じゃないですよ。というのは、具体的に例えばこの学校をこの5年間にやりますとか書いてありますか。ないでしょう、そんなことは。私が言うのはそういうことなんです。例えば優先順位をつければ、何々中学校、何々小学校が次は改築しなきゃならん。それについては何年度、固定した年度じゃなくてもいいですよ。例えば5年のスパンでもいいですよ。この5年のスパンの中でやりますとかいうのが示されているのが個別計画ですよ。抽象的にやりますって、名前も上げずにやりますと書いてあるのは個別計画になりません。だから、そういう個別計画を立ててください。どうですか。立てる気はありますか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

議員がご指摘のとおり、財政的な措置を含めまして、学校施設の改修等につきましては計画的に進めていくということは十分認識しているところでございます。

このことから、建築関係の専門家による現地調査を行い、また学校における全ての建物の外壁、内装、設備等が現在どのような状況にあり、今後問題なく使用できるのかなどを見極めつつ、今後の児童・生徒数の推移の把握、さらに改築時期の目安、またそれまでの維持管理コストなど、部分更新の目安なども盛り込んだ、より詳細な学校施設の長寿命化計画について、来年度中の策定を目指しているものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いつまでやるんですか、これ本当に。長寿命化と言われましたけど、30年、40年手入れもせんかった建物を今になって長寿命化といたら、これはできやんことはないですよ。その代わり、建築の専門家に聞いたら、費用が物すごくかかりますって。それまで手を入れてこなかった。今、新しい家なんかは10年に1回ずつ手を入れていきます。だから長寿命化できるような、そういう仕組みがある家がありますけれども、この学校なんか、もう30年、40年間そんなことしてこなかったんですよ。してこなかったのに、今になって急に長寿命化しますなんて、そんなことはできるわけじゃないですね。

それから、このグラフを一遍見ていただきたいと思います。

これ、3月議会でも出したんですけども、亀山市の公共施設白書から5年刻みで教育系施設の更新時期とその費用を示したものであると。この中には川崎小学校はもう既に建て替えられていますけれども、この費用も含んでおります。このことだけ言っておきます。

これを見てもらいますと、左から3つ目の柱が、この21年、25年の5年間、約33億円かかりますと。それからもう一つ大きいのは、2026年から2030年、向こう10年、この2つを足すと、向こう10年で90億から100億かかるというふうになる。実際の費用はこれよりも多はずです。これはあくまでも1平米当たり幾らという単純な計算で出した計算式ですし、金額もこれは大分古いですので、優に100億は越えるだろうと思います。こういう実態があるわけです。

そこにプラスこの10年間というのは、すごい額なんですけど、新庁舎の建設が2027と28年であります。それから、ごみ処理施設がもう2029年で稼働を終えますということで、新しいものが造られなきゃならん。大体、この庁舎とかごみ処理施設というのが50億とか80億とかというようなことを言われますので、大変な金額になるんですよ。こういうことを考えると、学校だけでも100億以上かかる。これは保育園は入っていませんけれども、それからこういう庁舎、ごみ処理を入れていくと、もうとんでもない金額が必要になるんですね。その上、市が今考えているのはリニアですよ。このリニアが2027年度に開業予定だと言われています。そこから名古屋から大阪の部分が始まるんですけども、その頃になると、亀山市もその事業に入ってくるということになると、もう既にこれだけの10年間の間に公共施設に手を入れていたら、もう財政はすっからかんですよ。財政すっからかんのところにリニアをやるという、私はとてつもない計画だというふうに思います。

これ、来年度というふうに学校教育系施設の個別計画を策定されると言いましたけれども、やっぱり策定してから手をつけるまでにまた時間がかかって、実際に建て替えが始まるのはもっと遅れますよね。だから、そんな悠長なことは言うておれやんのと違いませんか。だから、もっと早める必要があるし、こういう建設時期がある程度分かっている、で集中している。こういうものにどう対処するつもりなのか。本当に来年度に計画策定して、それから手をつけてと、本当にこれだけのことがやれていくと考えていますか。どうですか。できますか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほどお示しいただきました公共施設の白書に基づき、いわゆる耐用年数を過ぎた、また老朽化

しているという建物につきましては、あくまでもこの法的な耐用年数とっておりますものは、減価償却資産に係る年数でございます。したがって、この年数の経過しましたところが直ちにその建築物が使用できなくなるというものではございません。例えば、鉄筋コンクリート造の寿命等については、市の公共施設等総合管理計画においては、目標耐用年数を60年としておりますけれども、適切な管理を行えば80年、100年と延伸できるというふうに考えております。

その上で、先ほど申し上げましたように、長寿命化計画というものを策定し、適切ないつの時期にどういった形で何を修繕、改築、改修していくのかということについて計画を立てていくということを行って、具体的な改築、更新等が行えるものというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

本当に危機感がないですね。

もう一度グラフを出してもらえますか。

このグラフで2015年までと2016年から20年まで、これが合わせると38億あるんです。これできてないんですよ、まだ。つまりこれだけのまだやり残しがあるんですよ。それにプラスさっき言った100億以上かかるんですよ。だから、それプラスこの40億近い予算が要るということですよ、これ。これは要するにあなたの方が先延ばししてきたがために残っている分ですよ、これ。これも入れると、140億、150億ですよ。そんな悠長なことを言うておったら、もう学校は替わらない、建て替わらない、そういうことになるじゃないですか。もっと真剣に考えてください、本当に。そうしないと、先送り先送りしていったら、どんどん老朽化が進むだけですよ、これ。本当にもっと早く手を打ってください。これだけ言っておきます。

次に、保育園などの子育て施設についてお聞きしたいと思います。

2月に策定された就学前教育、保育施設の再編方針、ここにはっきりうたわれています。建築から既に40年に達し、建て替えの対応の必要性が高い施設が保育園5園、幼稚園1園の6園。それから今後10年以内に建築後40年に達する施設が保育園2園、幼稚園1園の3園あり、建て替え等についての検討が必要な時期が近づいていると書いてあるんですね。

これを見ると、本当にほとんどの公立保育園と幼稚園で10年以内に建て替えが必要だという状況になってきておる。数えるほどですよ、神辺保育園とかアスレとか亀山東幼稚園、こういうようなところを除いた、本当に保育園でいうと公立8園、それから認定1つ、それから公立幼稚園が4園ですか。もうほとんどがこの10年以内に建て替えせなあかんと、こういうことを市の文書でうたっているわけですよ。

そういう意味で、子育て施設についても個別計画が策定されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

子育て支援施設に関する公共施設等総合管理計画に基づく個別計画といたしましては、令和元年度に亀山市公共施設等総合管理計画、公共建築物個別施設計画を策定しております。

その考え方といたしましては、教育、保育のニーズの変化を踏まえた施設の再編方針の策定を進めることとし、亀山中学校区及び中部中学校区での認定こども園整備を検討することとしております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いや、私が言うておるのは、ほとんどの園がもう10年以内に建て替えをせんらんとというふうに言っているわけですよ。じゃあ、この10年の間にどこどこの園を建て替えするんだと。例えば、認定こども園で整備するというのに入らない園もあるんですよ、単独で整備しなきゃ。そういうところやったら、じゃあ建て替えできるじゃないですか。そういうものを個別に計画を立てるのが個別計画じゃないですかということなんです。だから、公立の保育園、幼稚園全体を見て優先順位をつけて、この10年間にどこどこをどうするんだということをきちっと出さなあかんと思うんですよ。和田が増築されるということですけども、和田の本体の建物は非常に古いんですね。だから、増築しても、やっぱり新築、また建て替えをしなきゃらんとという建物なんです。だから、増築自体は待機児童対策として必要なことですけども、それでもって、オーケーという話にならるので、やっぱりここも必要だろうというふうに思います。

学校も、それからこの子育て施設についても非常にばくつとした個別計画なので、これはぜひ5年とか10年とかというスパンの中で、どこをいつどの時点でやるのかという計画をぜひ立ててほしい。市長、いかがですか。そんな計画が要るんと違いますか。市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず27年、公共施設白書で今後必要となる本市の公共施設の更新、改修等、60年間でございますけれども、これは今の学校等々の施設以外のインフラもございますので、あるいは特別会計等々の水道、下水も含めると2,700億円という数字を想定させていただいております。

その2,700億、亀山市の年間予算が一般会計、企業会計、特別会計入れて350億ですから、その中でいかにこれを進めていくのかということは、極めて根幹に関わるテーマでございますので、真剣に考えていくというのは当然そのように考えさせていただいております。

その上で、特に学校施設につきましては、今後350億の更新、あるいは改修の費用が必要と考えておまして、特に一般会計で言う公共施設の中、インフラを除いた公共施設においては350億をどのようにしていくのか。それから、ご指摘の総合環境センターの更新時期もいずれ展開していきますので、これも約350億と、このように考えておる。したがって、学校あるいは保育施設等を全て改築していくと、更新をしていくということになりますと、例えば川崎小学校で約十二、三億の予算が必要になってまいります。他の公共事業、再開発事業ですとか下水道等々の公共事業と違い、学校施設の建築につきましては、国費の支援制度というのは極めて少ないので、多くは市費でこれを考えていくということになりますと、1校の改築に20億前後を想定していくと

ということになるかと。したがって、これは学校施設、保育施設、それから他のインフラの更新を改築はもちろんでありますが、しっかり維持管理をして長寿命化させていく努力もしっかりやっていくということと、できるだけ大事に使っていくという、手入れをしながらということは大事な視点だと思いますが、さらに必要であれば改築、あるいは補修をしっかりとそのタイミングでやっていくということを当然視野に入れて計画をつくっていかなくてはなりません。

いずれにいたしましても、教育委員会で個別の管理計画等々を当然しっかり策定をした上で、学校施設については反映をさせていくことになるかと思いますが、子育て支援施設につきましても、令和元年につくりました個別計画に基づきまして、現在必要な待機児童の話も今日も質問がありましたが、しっかり直近の対応を、優先順位をしっかりと定めて対応してまいりたいと考えておりますので、そこはしっかりと今後の事業、様々な分野に広がっておりますので、適切に持続可能な政策判断、財政運営をしていく必要があるということは大きな課題と認識をさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

長年、櫻井市長と議論していますと、特徴が分かるんですよ。ポイントを絞って質問すると、ぐうっと膨らませてこれだけのことをやらなきゃならないので、これだけできないみたいな、そういう議論をされるんですけど、これはやっぱり、保育園と学校に関しては、市長、怠慢ですよ。今までやってこなかったツケが回ってきているんですよ。そのことを言っておきたい。

それで、財源がどうしても必要になる。そこで提案したいのは、今庁舎建設基金が12億5,000万あります。それからリニアの基金がこの年度末で18億5,000万、合わせると31億あります。だから、この31億が結局特定目的で、その事業にしか使えないという状態になっている。これをまず廃止をして、そして公共施設整備基金という名前で、この31億を積みむ。そうすると、この31億を財源にして、もちろん財調の部分もありますけれども、当面この31億で公共施設の整備に充てられるということですね。だから、当面そんなリニア、庁舎と言っているような状況じゃないので、やっぱり学校、保育園を1つでも2つでも建て替えなきゃならんというせっぱ詰まった状態に置かれているので、やっぱりそういうような思い切った基金の編成をなきゃならんという時期に来ていると思います。

市長に最後聞きたい。やっぱり私はそういうふうに基金は変えるべきだと思うんですけども、市長はやっぱりリニアや庁舎のほうが優先だというお考えですか。それとも、そういうふうに学校やそういうところに優先したほうがいいというお考えですか。お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山市の施策というのは、本当に様々な分野の総合政策を展開いたしております。限られた資源、財源の中で、それに最大限応えと、これは当然のことですので、どっちが大事でどっちは駄目だという話ではなからうかと思えます。

それから、基金等の活用につきましてお話がございました。このリニア中央新幹線亀山駅整備基

金と庁舎建設基金につきましては、将来予定をいたしております整備事業費の財源に充てるため、特定目的基金として管理をいたしており、継続的に積立てをいたしてまいりました。この2つをもう廃止して、あるいは統合して、公共施設のそういう財源に充ててはいかかかというご意見でございますが、これを仮に統合した場合、リニア亀山駅や新庁舎の整備に係る財源の確保が困難となることが予測されます。実際に整備事業を行う段階で財源不足を招いて、ひいては市債が増加するなど、将来世代への後年度負担についても大きな影響が出てまいりますことから、現状のままの運用を行ってまいりたいと考えておるところであります。

今後も社会保障制度の経費でありますとか、帰属施設の先ほどの長寿命化等に係る経費の増大が見込まれますので、一般財源の不足が懸念をされてまいりますので、基金の在り方、有効活用に向けた取組につきましては、今、後期基本計画の中で整理をさせていただいて、有効な将来への備えをしてまいらなくてはならない、現在の対応と将来への備え、両方大切であろうと、このように考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

あのね、リニア、庁舎を残して、公共施設の建て替えができるんならいいですよ。できないから私は言っておるんですよ。できるはずないじゃないですか、こんなの。百何十億もかかる、そんなときにリニアと庁舎を残しておいて、どこから財源を出すんですか。だから私は言っておるんですよ。そのことに答えてないです。だから、そのことを重視するなら、やっぱり寄せてきてでも財源をつくる。それが本来の姿勢じゃないですか。そのことを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時42分 休憩）

（午後 3時50分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子でございます。

本日は、健康で生きがいを持てる暮らしの充実について5点通告をさせていただいておりますので、順次質問をさせていただきます。

HPVワクチン、子宮頸がんの予防ワクチンの積極的勧奨の再開について、まずお聞きをしたいと思えます。

先月26日、厚生労働省は、子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨を再開すると通知を出しました。この子宮頸がん予防ワクチンの質問は、2013年4月の国による定期接種化以前から市独自

の補助を訴え、定期接種後にワクチンの供給が滞ったときには、供給が間に合わず実費払いになる女性への補助を訴え、定期接種後の積極的勧奨を控える国の対応時には正しい情報を個別通知してもらうなど、再三にわたって質問をしてみました。

改めて、子宮頸がんは子宮の入り口部分にできるがんで、現在も年間1万人ほどの女性が罹患し、約2,800人も女性の命を奪っております。子宮頸がんの原因であるヒトパピローマウイルスは、性交経験のある女性の約80%が50歳までに感染すると言われており、その中の一部の方ががんを発症します。

ワクチンの有効性に関して世界では認識をされ、積極勧奨されており、WHOでも子宮頸がん撲滅に向けた動きをしております。性交経験がない時期にワクチンを接種することが有効だということから、日本では定期接種対象者が小学校6年生から高校1年生相当となっております。約半年間で3回接種が必要で、実費であれば五、六万円ほどかかりますが、定期接種なので無料で受けられます。

そこで、これまでの接種状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

10番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

HPVワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）でございますが、こちらは平成30年度の接種実績についてはゼロ人、令和元年度はお一人でございました。令和2年度につきましては、国から希望者が定期接種を受けることができるよう対象者等への周知等を行うとともに、接種機会の確保を図ることとの通知がありましたことから、市では接種対象者であります小学6年生から高校1年生に相当する年齢の女性に対し、情報提供を行うためのリーフレット等を個別に送付いたしました。それにより、令和2年度につきましては、対象者1,176人のうち接種人数は127人と大幅に増加をしたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

本当に正しい情報を伝えていただくことによって人数が増えていったということでお聞きをさせていただきました。いろんな自治体では個別通知が対象の6年生とか高校1年生にのみ通知をしていた自治体もあったんですけど、亀山市は全ての方に通知をしていただいたということには感謝申し上げます。

現在に至るまで、産婦人科学会や小児科学会など専門家や国会議員連盟や医療者有志の団体、接種機会を逃した市民らの署名など、積極的勧奨再開を求める動きが非常に強くなってきておりました。本年10月に開催された厚生労働省の専門部会でHPVワクチンの安全性や効果などを検討し、勧奨を妨げる要素はないとの結論に至り、再開が了承されたというのが一連の経過です。

個別勧奨の開始時期は、基本的には令和4年4月、来年の4月からということではありますが、準備が整った自治体は11月26日の厚生労働省通知から可能だと聞いております。そこで、亀山

市における再開時期についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

国からの通知では、個別の勧奨については、接種実施医療機関における接種体制の整備等を進め、基本的に、ご紹介いただきましたとおり、令和4年4月から順次実施することとあることから、再開時期につきましては、今後亀山医師会と協議を行った上で、令和4年4月以降、順次個別勧奨を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

亀山市は来年の4月からきちっと通知をしていただくということでお聞きをさせていただきました。

次に、通知方法と送付内容についてお伺いをしたいと思います。

小学校6年生から高校1年生相当に対して一人一人に個別通知をするのか、まず通知方法についてお聞きをしたいと思います。それと併せて、送付する場合に関しては、子宮頸がんや予防ワクチンに関する情報提供と共に予診票も入れた中で個別郵送すべきであると考えますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

来年度の接種対象者の方はおよそ1,200人となるところでございますが、亀山医師会とも協議の上で個別勧奨の対象者を定めた上、対象者とその保護者に対し、予診票の個別送付を行い、接種の個別勧奨を進めてまいりたいと考えてございます。

令和5年度以降につきましては、新たに対象者となった本人とその保護者に対し、予診票の個別送付を行うとともに、対象最終年となります高校1年生相当の未接種者に対しまして、接種勧奨はがきの送付を行うことを考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

予診票も含めた中で個別郵送していただけるということで、それから子宮頸がんのことと、それからワクチンの効果とかそういうことの情報提供も一緒にやっていただくということで理解していいでしょうか。それから、次年度以降の通知に関しては、次に聞こうと思っていたんですけど答えていただきましたので、新たに小学校6年生になった子と高校1年生相当で打っていない子に通知を出すということで理解をさせていただきました。

ちょっとホームページを見ましたら、いまだに積極勧奨をしていないというふうに載っております。これは11月26日の国の通知以降は積極的勧奨でいいのでしょうか。それともこのままにされていくのか。その点についてちょっと確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

勸奨移行でございますので、ホームページにまだ不備がございましたら早急に修正をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

聞き取りしてからずっと毎日チェックしていましたが、何も変わっていなかったのご指摘をさせていただきました。

最後に、せっかく無料で接種できたのに積極的勧奨の差し控えにより必要な情報が届かずに接種機会を逃した方がお見えになります。昨年10月、大阪大学の研究チームが発表した積極的勧奨の差し控えによる影響に関する推計では、2000年から2003年度生まれの女子のほとんどが接種機会を逃しており、これらの世代が接種機会を失ったままでは、子宮頸がんの罹患者は約1万7,000人、死亡者は約4,000人増加する可能性が示唆されております。既に栃木県日光市や千葉県浦安市では市独自の助成事業を行っていると聞いておりますが、亀山市のキャッチアップ接種の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応につきまして、市独自の助成は現在のところは考えていないところでございます。

国におきましては、接種機会を逃した方に対し、公費による接種機会の提供等に向けて、対象者や期間等についての議論を開始したところでございますので、本市としましては、今後国が示す方針に従い対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

部長言われたように、国のほうでもしっかりとそういう議論が始まっていると聞いておりますので、ぜひお願いを、きちっとアンテナを立てていただいて、よろしくお伺いをしたいと思います。

次に移ります。

低出生体重児、これは2,500グラム未満で生まれた子供たちですけど、その子供たちについてお伺いをしたいと思います。

厚生労働省の人口動態統計によりますと、生まれたときの体重が2,500グラム未満の赤ちゃんが全出生数に占める割合は、1985年は5.5%でしたが、2019年には9.4%と増加、そのうち約0.7%の新生児が1,500グラム未満で生まれております。

そこで、亀山市の現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

低出生体重児、2,500グラム未満で生まれた子供たちのことの質問でございます。

令和3年12月1日時点におきまして亀山市に住民登録をされている令和2年4月1日から令和3年3月31日までに生まれたお子さんは360人でございます。そのうち出生体重が2,500グラム未満の低出生体重児のお子さんは40名の方でございました。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

亀山市、360人生まれてきた子供の中で40人って結構多いんだなということをすごく感じました。

妊娠すると交付をされる母子手帳、家の中を引っ張り回して自分の34年前の母子手帳を出してきましたけど、この母子手帳ですけど、我が子の成長の記録が書き込まれるようになっております。ところが、赤ちゃんの成長記録の曲線が記載されておるんですけど、こういった方法で、ちょっと見えにくいと思いますけど、体重のスタートがこれですと2キロ以上、2,000グラム以上になっており、小ちゃく生まれた赤ちゃんを持つお母さんには活用できません。

また、月齢ごとにあやすと笑いますか、寝返りをしますかなど、はい、いいえの2択で尋ねる質問が多く、発育が遅れがちな小ちゃな赤ちゃんの場合、成長のスタートが違うためいいばかりになってしまいます。予定日より早く生んでしまったことへの申し訳なさを抱えていることに加えて、母子手帳によってさらに落ち込んでしまうとの声もございます。

現在、小さく生まれた赤ちゃん和妈妈、パパのための母子手帳、リトルベビーハンドブックを導入している自治体が増えております。先輩ママからのメッセージやNICUでの記録、成長の記録も2択ではなく、できた日などを記入し、少しでも成長を実感できるよう、喜びが増えていくよう工夫をされております。静岡県のを借りてまいりました。現在、全国11の自治体を導入しておりますが、亀山市の導入の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今議員のほうからご紹介いただきましたリトルベビーハンドブックについて、現在、三重県においてその導入の検討がなされているところでございます。本市としましても、このハンドブックの導入につきましては、非常に有益なものであるというふうに認識をしております。導入を三重県のほうでいただくこととなりますれば、低出生体重児とその保護者に対するきめ細やかな育児支援に役立ててまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

実は通告のあった11月30日ですけど、三重県議会の公明党の山内県議がリトルベビーハンドブックの導入を質問されました。そのときの答弁が、来年度の早い段階で導入をしたいと県は本当

に前向きにされていますので、多分導入されると思います。

リトルベビーハンドブックを配付することが最終目的ではありません。やっぱり小ちゃく生まれた赤ちゃんというのはいろんな問題を抱えて生まれてきますし、成長過程でもいろんなことが起こりますので、しっかりとその産後ケアも含めて、フォロー体制をお願いしたいと思います。

じゃあ、この項は終わらせていただきます。

次に、都市公園等のユニバーサル化についてお伺いをしたいと思います。

市内の都市公園等の現状についてお伺いをしたいと思います。

市内には、団地内の小さな公園から西野公園や東野公園といった大型の公園がございます。亀山市都市公園条例第2条には、住民1人当たりの敷地面積の標準は10平米以上とするとあります。

市内の都市公園の実態についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

都市公園とは、都市公園法第2条に規定をされます公園または緑地でございます。都市公園法第2条の2に基づき、地方公共団体が公告をすることにより都市計画区域内に設置をされたもので、市内に現在103か所ございます。そのうち11の公園が都市計画決定をされておりました。亀山サンシャインパークは県が、残りの10公園は市が設置したものであることとございます。そのほかの残りの92公園になってまいりますが、主に住宅開発によりまして設置がされたものでございます。現在、県管理の亀山サンシャインパークを除いた市が管理をいたします102公園のうち95公園につきましては、公益財団法人亀山市地域社会振興会を指定管理者に指定をして管理を行わせているところでございます。

1人当たりの都市公園面積ということとございますが、約13.37平方メートルとなっております。都市計画区域内の1人当たり面積は、県内14市中3位ということとございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

亀山市の公園の敷地面積というのは十分確保できるということを確認させていただきました。

次に、ユニバーサル公園の認識についてお伺いをしたいと思います。

2006年、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法が施行されました。この法律によって、都市公園は初めてバリアフリー整備の対象になりました。市の都市公園条例第5条、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準も追記されております。この法改正によって、12の特定公園施設、例えば入り口、通路、階段、手すり、休憩所、駐車場、トイレなどは、新設や改築の際に改善が図られるようになってまいりました。つまり、新しく造るか使えなくなった場合の改修時には法に沿って設置をされるということとあります。しかしながら、特定公園施設の中に遊具は含まれていないことから、自治体や開発業者が自主的に進めていくしかありません。

そのような中で、近年、障がいの有無に関わらず誰もが利用できるユニバーサルデザインを取り入れた公園を整備されている自治体が出てきております。このユニバーサル公園の認識についてお

伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

都市公園におけますユニバーサルデザインでございますが、亀山市都市公園条例の第5条に定めております。対象施設といたしましては、園路及び広場、休憩所、駐車場、便所などについて規則で整備基準を定めているところでございます。

具体的な構造の基準でございますけれども、園路及び広場では、出入口については有効幅員を1.2メートル以上とすること、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと、階段または段を設ける場合においては傾斜路を併設することなどを定めております。

休憩所につきましては、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保することなどを定めております。

駐車場につきましては、園路及び広場に最も近い位置に設け、区画の幅は3.5メートル以上とし、車椅子使用者用駐車区域であることを立て看板などで見やすい方法により表示することを定めております。

便所につきましては、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間として便器の前方に1.2メートル以上の距離を確保すること、便器には手すりが設置され、水洗器具なども高齢者などが容易に操作できるような高さに配慮されていることなどを定めております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今部長がおっしゃっていただいたのは、つまり条例の第5条に書いてあるバリアフリー法に沿った特定公園施設に関してどういうふうにするのかということの具体的な例だと思うんですけど、遊具なんかは入っていませんよね。そういうところの認識をお伺いしたいと思いましたが、障がい者を取り巻く様々な法整備はいろんなところで進んでおります。障害者差別解消法も議会へ取り上げ、合理的配慮も求めてまいりました。

国連の子どもの権利条約第31条で、全ての子供は遊ぶ権利を持っていると規定されております。権利条約を持ってこなくても、子供たちは遊びを通して発達面でも大きな影響を得ることは公然の周知であります。それが障がいの有無で妨げられてはなりません。それを踏まえて、今後の方向性について市長の見解を求めたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

国、地方において、今ご指摘のように、障がい者を取り巻く様々なハード、ソフトのバリアをなくしていく取組というのは随分進んできたというふうに認識をいたしておるところであります。

今日は都市公園等のユニバーサルデザインの視点でご提案をいただいておりますが、例えばインクルーシブな考え方による今ご提案の遊具を含む公園施設の整備という考え方ですが、残念ながら現時点では亀山市におきまして都市計画決定における都市公園の新設整備というのは予

定がございません。しかし、今後既存の公園の改修を行うに当たりまして、議員ご提案の年齢や障がいの有無に関わらず全ての人が利用できる、まさにインクルーシブの考え方、あるいはユニバーサルデザインの考え方に基づいたトイレやベンチや遊具などにつきましても、都市公園での先行事例や本市の地域特性を踏まえて整備、あるいは改修していけるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

トイレやベンチはもう条例にもうたわれておりますので、優先的にそれはやっていく必要があるんですよね。ただ、遊具は入っていないので、そこはやっぱり認識をしていただきたいなあとと思います。

伊勢市が1か所ユニバーサル遊具の導入、これはブランコなんですけど、導入された記事を担当にお渡ししました。私はただ遊具を1つだけ導入すればいいとは思ってはおりません。ただ、こういったものがあるというきっかけにはなると思います。だけど、やっぱり全体をそういったユニバーサルデザインで、障がい児の子も健常児の子も一緒になって遊べるような、そういった公園が必要だと思えます。公園整備を通して、遊具だけでなく、誰もが使いやすい公園とはどんな公園なのか。高齢化や障がい者、それから健康づくりや介護予防などあらゆる問題を抱えた議論になり、亀山市の総合計画の基本方針である市民力・地域力が輝くまちづくりにもつながってくるんだと私は思っております。

障がい者や高齢者の問題は福祉にとどまらず、全ての部署で横断的に取り組む問題であります。問題意識を持ってほしいという思いから、私は今回このユニバーサルデザインの公園整備ということをご提案させていただきました。特に聞き取りの中で、ほとんどの公園が開発に伴う小さな公園が多いということ、だから市が何かを、こういう遊具を入れてくださいとかというのは言えないというふうに言われました。でもこれは、県がそういう担当に言えるのであれば、亀山市から県に対して、しっかりとこれからの公園遊具というのはこういった識見を取り入れた遊具というのを業者にアピールしてほしいというようなことは言えるのではないかと思いますので、しっかりとそこら辺はやっていただきたいと思えます。ダイバーシティとかユニバーサル条例とかというのは県が今先頭に立ってやっていただいておりますので、ボトムアップで遊具に関しても働きかけをお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。

移動困難者等の選挙の投票についてお伺いをしたいと思います。

今年は、県知事選と衆議院選挙が行われました。また、来年は参議院選挙も行われますし、亀山市議会の改選の年でもございます。

まず、今年行われた選挙の投票率についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

松村選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村 大君登壇）

今回2回行われた選挙の投票率についてということで、本年9月12日に執行いたしました三重県知事選挙と10月31日に執行いたしました衆議院議員総選挙の投票率の結果について申し上げます。

まず、三重県知事選挙の投票率は42.2%で、前回の平成31年4月に執行いたしました三重県知事選挙の投票率は38.92%で、前回より約3.3ポイント高くなっております。なお、三重県全体の投票率は37.93%で、亀山市は県全体の平均より約4.3ポイント上回る結果となりました。

次に、衆議院議員総選挙の投票率は、小選挙区、比例代表とも55.57%で、4年前の平成29年10月に執行いたしました衆議院議員総選挙の投票率は57.97%で、前回より2.4ポイント下回りましたが、亀山市の選挙区であります三重第2区全体の投票率は54.86%で、亀山市はこの第2区の平均より約0.7ポイント上回る結果となったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

それぞれの投票率についてお伺いしましたし、前回と比べていただきましたし、これは選挙の種類とか、内容によってまた投票率も変わってこようかと思っておりますので、一概に上がった下がったとは言えないかもしれませんが、今言っていたような状態だということの確認をさせていただきます。

次に、期日前投票の状況についてお伺いをしたいと思います。

平成15年から従来の不在者投票が改められ、期日前投票が導入されました。有権者にとって投票しやすくなったこともあり、近年期日前投票が増えてきていると言われておりますが、これも現状について確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

松村事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村 大君登壇）

期日前投票の投票率につきまして、まずこのたびの三重県知事選挙は11.6%で、前回より約3ポイントの増となっております。

また、衆議院議員総選挙の期日前投票の投票率は17.6%で、前回より約5ポイントの減となっております。この大きく減となった要因は、前回の平成29年10月22日に執行いたしました選挙当日は、大型台風が接近するということが予報されまして、大混雑を招くほど多くの方が期日前投票に来られ、突出した期日前投票率になったところでございます。

しかしながら、選挙の種類によって期日前投票期間が異なりますので一概には申し上げられませんが、これまでの期日前投票率の傾向といたしましては、どの選挙におきましても過去5年から10年ほど前の期日前の投票率は約8%から10%程度であったものが、近年では約11%から17%となっており、確実に期日前投票をされる方が増えてきているものというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今事務局長おっしゃった台風というのを思い出しました。私も期日前投票へ行かせてもらったなら、市役所の外まで行列になっていたということを思い出しました。でも、期日前投票が少しずつ増えているということは確認をさせていただきました。

次に、期日前投票宣誓書の在り方についてお伺いをしたいと思います。

日本の選挙制度は投票日の投票が原則となっているため、期日前投票を行うには当日投票できない理由を提出する義務がございます。以前、議会質問で、宣誓書を投票所入場券の裏に印刷して、あらかじめ家庭で記入できるよう、有権者の利便性を求めました。現在、裏面に印刷をいただいております。ただ、これが小さい字で非常に読みにくい、多く聞かれる声であります。

そこで、宣誓書に記載されている内容が簡素化できないのか、また一緒に印刷されている該当する投票所の地図、これは分かっている人は、ご自身が行かれるところが分かっている人は地図を見ません。ただ、転入者が見て分かるかといえば、非常に簡素な地図ですので分かりにくいです。よく分からないような地図なんですけど、この分かりにくい2つの事柄を入場券に記載しなければならないのか。1つは、宣誓書に記載されている内容が簡素化できないのか、それから今2つ印刷いただいておりますけど、両方を一遍に印刷しなければならないのか。地図に関して言えば、入場券と別に印刷して、一緒に同封することはできないのか。そうすることで宣誓書が読みやすくなるのではないかと考えますが、これらの改善点についてのご所見を求めたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

松村事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村 大君登壇）

まず期日前投票におけます宣誓書でございますが、これは法で定めておりまして、期日前投票をする際には、法の規定に該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならないと規定されておりますので、期日前投票に来られた方は宣誓書に記入してから投票していただいております。それと、議員お尋ねの宣誓書の記載事項を簡素化できないかということでございますが、この記載事項は法で定められております。しかし、様式の大きさとかそういうのは特に決まりはございません。県内各市におきましても、ほとんどの市が投票所入場券の裏面に宣誓書欄を設けておりますが、中には入場券に宣誓書欄を設けずに、期日前投票所にA4の様式で別に宣誓書を配備して、投票に来られた方にその場で記入していただく方法を取られているところもありますが、そうしますと、議員申されたように、事前に自宅で記入してくることができませんので、やはり有権者の利便性や期日前投票所でスムーズな受付処理などを考えますと、宣誓書欄は入場券の裏面に設けることが望ましいものというふうに考えるところでございます。

しかし、議員申されるように、確かに入場券の裏面に設けてある宣誓書は文字も小さく、書いていただく欄も狭くて少し見えにくいというご意見も多々いただいております。今後におきましては、ほかの自治体の形態も参考にしながら、研究して少しでも改善していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

別にほかの自治体を研究する必要はないと思いますので、亀山市が決めたならそれはできる、法に触れる以外のことでできますので、それはお願いをしたいと思います。

それから、次の投票率向上のための課題についてお伺いをしたいと思います。

衆議院選挙終了後、市民の方からこのような声が届きました。山下町の住民の方は、投票所が神辺コミュニティまで1キロ以上あると、投票日は日曜日なので乗合タクシーは運行しておりません。期日前投票に公共交通を利用すると行き帰りの時間が合わない、それから関支所経由の便はありますが、午後1往復あるだけで、山下町の方が関支所に行くとは考えにくい。こういった内容でありました。

また、この選挙に関して、期日前に足が悪くなって、乗せていていただけるということはありますが、字を書くことも困難になって、投票はしたいけど字は書くことが困難だという問合せも私の下にありました。これは、選管に確認をしたら代筆をしていただけるということで、そういう対応をしていただきました。

また、視覚障がい者の方と一緒に行って視覚障がい者ということを知ると、代筆する場所に手を引いて連れていこうとされました。ただ、目の見えない人が手を引かれるというのは物すごい恐怖なので、横に立って腕をつかませて一緒に歩くということが基本なんですけど、そういった課題も、だから高齢化、それから障がい者、移動手段の脆弱さ、選挙で見えてきた課題でありました。特に移動手段の問題はこの山下町だけの問題ではなくて、さらに言えば、通常の買物や通院といったものとは別に、有権者としての権利の行使なので何らかの対策が必要ではないかと考えます。公共交通を所管している産業建設部や障がい者を担当している健康福祉部との連携など、課題に対する認識及び対策について確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

松村事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村 大君登壇）

移動困難者など投票所に行けない方の理由は様々なケースがあるかと思います。仕事や学業で遠方に住んでおられる方、重度の障がい者などで寝たきりや病院等に入院されている方など、投票所に行っても投票できない方につきましては、期日前投票とは別に不在者投票を活用して投票できる制度がございます。

まず、この不在者投票についてどのような制度なのか少し説明させていただきますと、まず指定病院や老人保健施設などに入院、入所している方は、その施設内において不在者投票をすることができます。また、重度の障がい者など一定の要件を満たされた方で、ご自分の自宅で投票して郵送していただく郵便による不在者投票がございます。

ほかにも様々な不在者投票制度もありますが、議員お尋ねの単に体が不自由で移動困難という方につきましては、例えば重度障がい者ではなく、また病院や施設へも入院、入所もしていない、しかし体が不自由で車などの移動手段もないという方につきましては、申し訳ございませんが、今の法の規定では特別に投票ができるという制度はございません。ご家族やご近所の方に車で投票所まで送迎していただくなど、身近な人に協力していただくしか方法はないものでございます。しかしながら、先ほど申し上げました障がい者など、現在活用していただいております自宅で投票ができ

る郵便投票の制度など、該当するにもかかわらず活用されていない方がまだまだ多くお見えになられると思いますので、今後におきましては福祉部門と連携した上で、まずはこれらの制度の周知徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

不在者投票については、いろんな障がいとか寝たきりとかそういった、それから亀山市にいないとかというような状況でしていただくので、周知はしっかりしていただければいいと思いますけど、そこに至らない人の移動手段の確保というのは、やっぱりいろいろ考えていく必要があるんじゃないかなと、これは本当に亀山市の大きな課題だと思いますので、しっかりと様々な部門との連携の中で考えていただきたいと思います。

今年の広報「かめやま」9月1日号に投票所の一覧表が掲載されておりました。これは一覧表をコピーさせてもらったんですけど、ご自身の投票所をご存じの方には何の問題もございません。神辺地区コミュニティはこういう地域の方というのが全部書いてありますので何の問題もありませんけど、これを見ただけで転入者には分かりません。今の時代、ここにQRコードをつけて住所や地図につながるとか、それからホームページでは一覧表も貼り付けて、私はよう見つけなかったんですけど、一覧表も貼り付けていませんでしたが、例えば一覧表の投票所をクリックすれば、住所なり地図につながるといった工夫が必要ではないかと思います。行革に掲げるICTを活用した市民サービスの推進や総合計画の基本構想を変えてまで取り入れる必要性を示されたDXの推進は、こうした小さなことに気を配って改善していくことから始まると思います。ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

松村事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村 大君登壇）

選挙の際、市広報や市ホームページに選挙の内容をはじめ、全投票所名や主な区域名などを記載しておりますが、議員申されますように、その投票所名を選択すると、要はクリックしたりとかすると、投票所の案内図に飛ぶとか、表示される方法につきましては、市のホームページでは可能でございますので、より分かりやすい手法を検討した上で、より分かりやすい位置図を示せるように次回の選挙から取り入れていきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ぜひよろしくお伺いをしたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

带状疱疹ワクチンの接種費用の助成についてお伺いをしたいと思います。

带状疱疹は、水痘带状疱疹ウイルスを原因として発症する病気です。水痘带状疱疹ウイルスは、初めて感染したときには水ぼうそうとして発症しますが、その後は体内に隠れ住んでおり、ストレスや疲れ、免疫機能の低下などに伴い、潜んでいたウイルスが再活性化すると带状疱疹を発症します。

症状は、水膨れや発疹が広がり、強い痛みを伴います。特に高齢者は、皮膚の水膨れや発疹が治っても痛みが続く帯状疱疹後神経痛にもなりやすいとされており、私の周りにも、最近この帯状疱疹にかかったという方が結構いらっしゃいます。50歳以上になると発症のリスクが高まり、80歳までには3人に1人が罹患すると言われております。

このウイルスの再活性化を予防したり、発症に至っても軽症で済ませたりするには、予防接種が有効とされており、予防ワクチンは2種類あって、1つは有効期間が5年間、1回約7,500円程度の皮膚接種の生水痘ワクチン、もう一つは有効期間が10年間、2回接種で約4万2,000円と高額ですが、筋肉内接種の不活化シングリックスワクチンがございます。

コロナの影響で誰もがストレスを抱えております。また、日本人の成人の90%には体内にこのウイルスが潜伏していることから、罹患者も増えていくことが考えられます。お隣の愛知県の名古屋市や刈谷市では、予防接種の助成金制度を取り入れております。2種類とも助成対象となっており、医師の判断の下、行われていると聞いております。亀山市における導入の考え方について見解を求めたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

議員にご紹介いただきましたこの帯状疱疹でございますが、帯状疱疹ワクチンはその発生予防効果が非常に高いものというふうに認識をしておるところでございますが、市の費用助成の導入につきましては、県内他市町の状況も見極めつつ、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

なお、この帯状疱疹は免疫力の低下が誘因となり発症すると考えられておりますので、本市としましては、費用助成にも先立ち、感染症に負けない健康な体づくりや免疫力維持のための取組を今後も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

免疫力向上の対策をしっかりそれは打っていただきたいと思ひますし、それが市民の人たちに広くやっていただけるように啓発をお願いしたいと思ひます。

平成30年6月の厚生労働省の厚生科学審議会の小委員会にて、このワクチンは定期接種化の検討のワクチンの一つとしても掲げられているということも聞いております。もしかしたら、国のほうで定期接種化に向けた動きも加速化してくるのではないかと思ひますが、本当に今増えているということも聞いておりますので、一日も早く亀山市でワクチン接種ができることを望んで質問を終了させていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

10番 森 美和子議員の質問は終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 4時39分 休憩）

(午後 4時48分 再開)

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 鈴木達夫議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

大樹の鈴木達夫です。

今日最後の一般質問をさせていただきます。

第2次総合計画後期基本計画案についてという最後にちょっと重い、またもう少しお付き合いをお願いします。

骨子案提出を受けまして、この第2次総合計画後期基本計画案を見て、私は大きく2つの視点と
いうか、考え方について整理したく、質問をします。

1つ目は、コロナ等大きな環境変化を受けても、もう少し早く、早期に対応ができれば別として、この期に至っては、むしろ基本構想を変えることなく後期基本計画は策定できたのではないかと、むしろ3か月遅延することでの行政運営の様々な不具合、予算編成、あるいは実施計画、各種分野別計画、あるいは議決案件等、いわゆる行政フレームさえも崩してしまう、このマイナス要素のほ
うが多いのではないかとという視点が1つ、それから2つ目は、亀山市の環境変化の中で財政環境の
変化、これは後期基本計画策定に当たってはいやが応でも大きな要因になるという認識と、向こう
4年という短期間での計画策定がより現実的に、絵に描いた餅というんですけれども、そういうふ
うにならないように進めるためには、財政環境状況を条例等に定めた正規の計画体系の中でしっか
りと位置づけた中で立案するべきではないかとという視点で質問をさせていただきます。

まず、2つ初めに確認の質問を用意したんですけれども、前段服部議員が質問をしていますので、これは質問事項だけ読みます。

まず、それまで基本構想は変えないと言いながら、それもむしろ唐突的に基本構想を変更すると。そのあと急遽の作業が始まり、この辺の流れを時系列的に説明を受けながら、改めてなぜ基本構想までも変えようとしたかという質問を用意しました。

それからもう一つは、極めて重要なこの後期基本計画案が通例の3月提案でなくて、極めてイレ
ギュラーな6月に変わった、ならざるを得なかったのは、基本構想の変更が主な理由ですかという
質問を用意したんですけれども、この辺は、当然6月提案にならざるを得なかった主な要因は基本
構想の変更なんです。それから、なぜ基本構想までも変えようとしたかという答弁は、想像できな
い、基本構想策定時には想像できなかったあまりにも大きな変化があったんだと、特にコロナ感染、
あるいはデジタル社会の進展とかSDGsの高まりとか脱炭素社会への取組の加速化とか、これら
をいろいろ書き込むものがあったものですから、ここはもうそうだというふうに押さえて、ここで
質問をしたいと思います。

いろいろあったんですけれども、この環境変化、これはコロナ感染症対応も含め、むしろ10月、
11月、あるいはもっと早く、これはもう社会全体が大きな世の中の流れと
いうか、趨勢は皆さん感じ取っていますよ。いわゆる随分前から、特に行政をつかさどる市長をはじめ執行部の皆さんは、常識的にこれは把握できている環境だと私は思うんです。それはコロナにあっても、何か先ほどの

答弁で6波が非常に云々という話もあったんですけども、デジタル社会の到来なんていうのはもう第1次総合計画のところにも書き込みがありますよ。あるいは人工知能とかスマート自治体、こんなものは急遽空から降ってきたような環境変化じゃないんです。だからその意味で、私は基本構想を変えるならもっと早く着手できたのではないかという認識を聞きたいんですよ。今年の8月には見直しをしないと言いながら11月に急遽変更する。そんな話ではないはずだという意見の中で、もっと早く変えることができなかつたのか質問をします。

○議長（中崎孝彦君）

11番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、もっと早くこの基本構想の変更ができなかつたのかということですが、これにつきましては、第2次総合計画策定から5年が経過しようとする中で、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響をはじめとした急激な外部環境の変化に適応した計画とするため、昨年夏頃の策定作業の当初においては、後期基本計画の序章において社会経済情勢の変化を整理し、そうした社会背景を踏まえた計画立案を進めることとしていたところでございます。

しかしながら、これもご答弁申し上げましたが、その後本年夏頃から変異株による感染第5波の影響で、急速かつ劇的に変化する社会経済情勢とそれに伴う想定を超える速さで加速するデジタル変革などが顕在化をしまっていました。これらは第2次総合計画策定当時には想定できなかったものであり、総合計画に総体的に影響を及ぼすこととなりますので、施策の大綱などまちづくりの方向性を示す基本構想において政策的見地からの整理を行った上で後期基本計画の立案を進めることとしたものでございます。第5波の影響を受けて総合計画策定の作業のスケジュールがずれ込んだことも要因としてはございますが、やはりこうした要因が3か月遅延するという大きな要因として認識をしておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

市長をはじめ執行部の方は、僕は苦渋の決断をしたと思います。でも、急激な外部環境、コロナをはじめ、デジタル社会、DX、SDGs、この対応のために基本構想までも変更したことと、もう一つは、行政運営が3か月、後段ではもう半年、変わるよと僕は思っているんですけども、予算編成等、その重さといいますか、この影響をどう判断したかです。基本構想を変えてまでもやることの意義と、行政フレームが変わる、あるいは様々な計画が3か月、あるいは半年遅延すると、その重さをどう判断したかということを知りたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

後期基本計画の提案が3か月遅延することや、予算編成や各種分野別計画に大きな影響を及ぼしたことにつきましては、その責任を自覚しているところでございます。しかしながら、それにも増して基本構想を変更することの重要性につきましては、新型コロナウイルスのパンデミック、DX、

Society5.0、SDGs、脱炭素の推進、こうした重要な施策、切り口が出てまいりましたことから、基本構想を変更するという対応をさせていただいたというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

この辺で抑えておきますが、重要な切り口というのは、ちょっと意見の相違かなあとと思います。それで、今からちょっと本質的な質問をさせていただきます。

基本構想を変更しようとしているんですが、私は基本構想とは、亀山市総合計画条例において市の将来像及びこれを達成するための政策の大綱を示すものと理解していますが、それでよろしいのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご所見のとおり、第2次総合計画の基本構想は、将来都市像と目指すまちのイメージ、まちづくりの基本方針、将来推計人口を位置づけ、また将来都市像の実現に向けてとして、施策の大綱と都市空間形成方針を位置づけているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

余分なコメントもつけてくれたんですけども、これはもう完全に基本構想とは条例の中で市の将来像及びこれを達成するための施策の大綱を示すものと私は理解をしました。市の将来像、歴史・ひと・自然が心地よい緑の健都かめやま、それでこれを達成するための大綱5つ、全部は読みませんけれども、快適さを支える生活基盤の向上、ぽんぽんぽんと、最後に市民力・地域力の活性化という、これが基本構想なんです。

将来都市像緑の健都、そして5つの大綱、今回これは改定しないんですね。将来都市像も5つの大綱も変わっていないんですね。ちょっと確認します。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

先般議会へお示しをいたしました基本構想変更の骨子案のとおり、基本構想のうち、将来都市像や将来都市像から導かれる目指すまちのイメージなど、本市のまちづくりの根幹となる部分は今後とも継続することとし、基本構想の変更は行わないことといたしております。また、目指すまちのイメージと関連性のある快適さを支える生活基盤の向上など、先ほどご指摘のありました5つの政策の柱自体も変更は行わないこととしております。

そうした施策展開の中で、急激な外部環境の変化を踏まえ、新たに今後のまちづくりを展開する上で総体的に重視すべき視点として、ポストコロナ時代のニューノーマルへの対応、デジタル変革DX、持続可能な開発目標SDGsの達成、この3つを新たな視点として施策大綱に組み入れてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

顔の見える5万人都市として、小さくとも暮らしやすい心地よさを備えるまちとして成長してきたと、その中で、これからも緑豊かな自然、歴史文化を共生しながら、あるいは交通拠点性を生かしながら、さらなる人もまちも健康でありたいということで将来都市像を緑の健都と定めて、それに基づいて5つの大綱を展開し始めたんです。

今、様々な急激な外部要因を大綱の中を含めたという表現をされたんですけども、大綱の中身、5つの大綱を変えたんですか。ちょっとその辺が分かりにくい。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

5つの大綱の変更はしておりませんが、新たな3つの視点というのは、その5つの大綱の中に横串を刺すような形で、ニューノーマルの対応とSDGs、DX、こういったものはこの5つの大綱を総体的に横串を刺して、新たな視点でその大綱を進めていくといったことでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

基本構想を変えなくても5つの大綱の中に横串を刺す方法は私はあったと思うんですよ。例えば、実は10年前の第1次総合計画後期基本計画でも基本構想を変えているんです。そのときは、将来都市像の豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく亀山は変えなかった。しかし、大綱は変えてあるんです。

具体的には、6つの大綱の中の1つ、道路・交通ネットワークの形成を美しい環境と産業振興と合わせて、快適な都市空間の創造と、つまり6つあった大綱を5つにまとめたんです。それに伴う施策の体系も少し修正したと。ここでは基本構想である市の将来像と大綱を変えたから、当然これは基本構想の変更は僕は認められるんですけども、いま一度確認の意味で質問をしますが、市の将来像と大綱に変更のないままに基本構想の変更というのは合理性があるんですか。横串を刺すということが大綱を変えたということになるんですか。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現行の基本構想、将来都市像緑の健都かめやまについては変更をいたしません、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、施策の大綱につきましては、目指すまちのイメージを具現化する政策の5本柱を展開していくに当たり、第2次総合計画策定後の急激な外部環境の変化を受けて、新たにポストコロナ時代におけるニューノーマルへの対応など、3つの新たな視点を今後のまちづくりに展開する上で総体的に重視するものとして組み入れてまいりたいと考えております。これらは残る基本構想4年間のポストコロナ時代におきましては、まちづくりの在り方にも関わる重要な事項でもございますので、基本構想の変更に対応するものであると認識をしているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

進めたいと思います。

通告2、それから通告の3、ちょっと分かりにくい表現で通告しましたので、まとめて整理をしながら質問します。

通告2. なぜ後期基本計画には前期基本計画に示されていない社会経済情勢の変化が記載されているのか、通告3. 基本構想変更案の将来への見通しと課題と、後期基本計画の社会経済情勢の変化に違いがあるのか、またどのように整理したのかというところなんですけれども、まとめて質問をします。

実は私も第1次の後期の総合計画の審議委員をさせていただいたものですから承知しているんですけども、確認の意味で、第1次総合計画後期基本計画では、基本構想策定時では予想、想像できない社会経済情勢の変化を後期基本計画の計画の策定の背景の中でまとめて進めたというふうに私は認識をしていますが、それでよろしいんですね。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

平成19年度から10年間を計画期間といたします第1次総合計画におきましては、平成24年度からの5年間の後期基本計画を策定するに当たり、総合計画策定後の外部環境の変化を捉え、計画策定の背景として社会経済情勢を整理いたしており、議員ご所見のとおりでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

つまり横串を刺す方法としては、いわゆる後期基本計画の中の計画策定の背景の中の社会経済情勢の変化の中に書き込みを入れれば、これは横串を刺せるんですよ。例えば第1次の後期の場合、社会経済の状況と主な本市の動向という2つの枠の中で、全部で15の項で上手にまとめてあるんです。その中には基本構想策定時には予想不可能なことも全て網羅した中で後期基本計画はスタートしているんです。

実は、今コロナとかDXとかSDGsとか、非常に社会変化がすごい急激なんだということなんですけれども、当時もあったんですよ、コロナぐらいの変化が、当時も。例えば、何と言っても忘れられないのが平成23年の東日本大震災、これによって市民は安全への意識が非常に高まった、これなんか大きいんです。もっと私が大きいと思うのはまちづくり条例の制定、これ辺りはむしろ総合計画に限って言うなら基本構想までも変えるべき大きな急激な変化です。あるいは20年から始まった世界大不況みたいな、亀山市も5万人になった、あるいは健康都市連合に加盟したとか、私は今と同じぐらい、あるいは考え方によっては今よりも大きな変化が第1次総合計画後期基本計画策定の中ではあったはず。それで、横串を刺すためには、この策定の背景の中で社会経済の変化の書き込みでもってすれば上手に対応できたというような気がします。基本構想は変えなくても後期基本計画はできたはずだと。

この辺で次へ行きますけど、4番目、各種分野別計画との整合をどのように図るかという質問を用意したんですね。それで、今日も予算編成との関わりとか、あるいは議決案件との質問も出ていますので、この辺は避けまして、あっさり表題どおり質問をしますよ。各種分野別計画とどのような整合を図ったか、答弁をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

総合計画は、市の最上位計画として自治体経営の方向性を体系的かつ横断的に位置づけるものであり、一方で分野別計画は、関係法令上の位置づけや計画期間等によりその性格は様々ではございますが、基本的には上位計画である総合計画の施策の方向を具現化または補完する役割を担うものと認識をしております。

そうした中で、総合計画と分野別計画とは計画期間が異なるものもございますが、今回の後期基本計画の策定に合わせて一定の分野別計画を見直す機会となったところでございます。それら相互間の整合につきましては、現在進めております後期基本計画案が本年度内に作成をできる予定でございますし、3つの大きな視点につきましては、各戦略プロジェクトの中でも各部長等につきましては、その考え方を随時示しているところでもございます。これに基づいて改定をする分野別計画との整合や調整を図り、並行して分野別計画の策定作業を併せて進めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

後期基本計画、まだ最終案がない中でもおよそ向こう将来5年を見通す、今でも、この前も教育民生委員会の中で10に近い分野別計画等々が出ています。今年度末にも数個出ると思いますね。地域福祉計画、障がい者福祉計画、観光振興ビジョン、教育関係でも学校教育ビジョン、生涯学習計画、スポーツ推進計画、文化芸術推進基本計画、これからも地域公共交通計画とか、来年また立地適正化計画の更新もあります。これらは全てパブリックコメントを要する計画ばかりなんです。パブリックコメントというのをちょっと用語を読んだんですけども、パブリックコメントとは市の重要な政策の形成最終過程において計画や条例案を公表し、有益であろう意見を考慮した中で市は意思決定をするというものなんです。言わばもう成案に近い、ごくごく近い計画、条例なんですね。

それで、今の答弁の中で、総合計画に基づいて政策の施策方向を具現化するのが各種分野別計画であるという答弁なんですね。言ってみれば、後期基本計画の可決がないままに各種計画、条例をつくるというのは、これは合理性があるんですか。ちょっと確認。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

全て理想的に言えば、総合計画と整合した形で分野別計画を策定していくというのが、それは良いというふうに思っております。ただ、先ほどもご答弁申し上げましたように、分野別計画の中に

はやはり最終年度が総合計画と合っていない計画も多々ございます。その中で、今回、総合計画と終期が合っている計画につきましては、なるべく総合計画の考え方、骨子を反映させる形で分野別計画を策定していただきたいと、そのように思っておりますので、庁内の中でその総合計画を、基本構想を変更する3つの大きな視点については、庁内の会議の中で十分にコンセンサスが得られるようにその浸透を図り、分野別計画の策定に努めていただいているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

合理性があるのかという疑問は残ります。

それで、この後期基本計画骨子案が出されたのが、これは開会日じゃなかったですか。本当に私も精査できていないんです。ただ、まだまだ今の段階で、これは通告していないから質問しませんが、まず戦略プロジェクトをどうするんですか。前期は非常にいい名前のプロジェクトがあったんです。「そして、親となるまち」プロジェクト、「ジモトノココロ」プロジェクトで、これはどうする、プロジェクトのブもないですよ。それから、渡された資料の検証の中にもプロジェクトなんていう言葉は一つもない。実際にこれは動いている実感もないし、実態もないんじゃないかなあというふうに思うんです。この辺をどうするかというのも全然案の中に出てきていない。これは不満なんですけど、まだあるけどちょっとやめます。

次の項へ入ります。

亀山市の財政環境や事業の財源は、計画策定の中で重要な視点ではないかという質問です。

昨日の議案質疑の中で、市長自ら、計画策定や政策実現には財政環境や財源の裏づけは極めて重要であると答弁をいただいているわけです。昨日僕は押さえておきましたのでね。

それでは、後期基本計画策定の背景、社会経済情勢の変化に亀山市の財政環境について記載はありますかという質問ですけれども、記載はありますか。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

先般お示しをいたしました後期基本計画の骨子案におきましては、市の財政状況につきましては、社会経済情勢の変化としては盛り込んでおりません。しかしながら、市の現状といたしまして、歳入の状況、歳出の状況、財政構造指標の推移、こうしたものを数値化しながら掲載をいたしておりますほか、行政経営の基本施策、持続性を持つ健全な財政運営の中で、財政的な側面からの現状と課題を整理いたしております。

議員ご指摘の後期基本計画の策定に当たりましては、財政的見地からの検討は重要と考えており、施策の推進と財政の健全化の両立を目指していかなければならないと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

亀山市総合計画条例第6条、社会経済情勢の変化等の反映ということで、今の経済状況の実情を

踏まえた適合する内容で策定をすると、いわゆる総合計画条例の中で社会経済情勢の変化等の反映ということがうたってあって、経済のことが全く書かれていない。これは条例に符合しないのではないかと思うんです。

それで、いただいた社会経済情勢の中には、コロナ、DX、デジタル社会、脱炭素、だからこういうことは書いてあるんですけども、あるいは人口減とか少子高齢化、それで1つだけ経済に限って言うなら、社会保障費の増加という文字は見つけましたよ、ここではね。それで、今おっしゃった市の現状の中で、資料編的に記載はあるんだということなんです。

それで、ここではそれも踏まえて、とにかく1つ目は、条例に定める正規のところに亀山の財政環境をしっかり位置づけるべきだと、これは条例の中に入っていることが1つ。

それから、もう一つの質問は、この亀山市の財政環境の見方、あるいは認識が甘過ぎはしないかということなんです。例えば、市の現状の中にこう書いてあるんですね。コロナの影響により自主財源率は減少していると、財政力指数は下降傾向であるが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は好転、公債費負担比率は減少傾向で、総じて財政の健全化は図れているという、それで行政経営の中にもちょっと書き込みがあったから抜いてきたんですけども、市の財政力指数は県内でも上位に位置し、健全な財政運営を進めることができている。これはこんな認識でいいんですか。今日もいろいろ質問がありましたよ。

今、国はコロナの影響で本当に大幅に借金を次世代につけているんです。そして、そんな中でも亀山市、亀山市だけではありませんが、増大する社会福祉費、それから今日の質問にもあったように、必要が迫る大型事業、庁舎、リニア、そして学校、あるいは幼児の関連施設、それから今日も出ました更新が迫っているごみ処理、一方では選ばれるまちとして独自の事業もやっていかなければならない、先細くなっている財調の残高、そして何よりも普通交付税から臨時財政対策債に頼らざるを得なかった地方自治の財政フレームの変化ですよ。この辺りは今大きく変わっているんですけども、全然今の、全て見られたわけではないんですけども、市の現状、あるいは財政に関しての書き込みがあまりにも甘過ぎる。そういうふうには思いませんか。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、後期基本計画の骨子案のうち、社会経済情勢の変化につきましては、時代の潮流を含めた本市を取り巻く外部環境の大きな変化を取りまとめておりますので、議員ご指摘の本市の財務環境の把握につきましては、市の現状の中の財政の部分か、あと関連する基本施策の中の現状と課題の中で整理をいたしていきたいと考えております。

財政状況の現状等について、骨子案として一定の内容を盛り込んだところではございますが、計画全体を通じ、本案の取りまとめに向け、さらに検討、精査を図ってまいりたいと考えております。一方で、総合計画の推進と財政の健全化との両立に向け、後期基本計画の策定と併せて長期財政見直し等の改定も行うことにより、一層の整合を図ってまいりたいと考えております。

それと、今回の財政の認識であります。今回、基本構想の変更に至るこの3つの視点というのは、前期基本計画と比べて大きく変化をした、そういったものを3つの視点で掲げさせていただき、基本構想の変更もさせていただいております。確かに財政状況は厳しい状況でございますが、前期

基本計画と後期基本計画策定に合わせて、その財政状況がここに捉える新たな視点、4つ目の視点としてそれを掲げるほど前期と後期の中で財政の変化というのは私はないものと、このように認識をしております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

最後2つだけ確認、今の答弁ちょっと分かりにくかったですけれども、亀山市を取り巻く財政環境、状況については、社会経済情勢の変化の中でしっかり位置づけた上で計画策定をしますかということと、正確な実態が伴う財政環境に修正、あるいは加筆、追加をしますかというこの2つだけ最後に質問をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

先ほどと少しご答弁がかぶってしまう分かりませんが、市の現状の中での財政の部分か、あと関連する基本施策の中の現状と課題の中で財政の部分については整理をいたしたいと考えております。

また、財政状況の現状については、骨子案として一定の内容を盛り込んだというふうに認識はしておりますが、計画全体を通じて本案の取りまとめに向け、さらにその財政の部分については検討、精査を図っていきたいと、そのように考えております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

基本構想を変えて新しい総合計画、スムーズに各種計画、財政、すり合わせをして、将来向こう4年、本当に豊かな亀山になっていただくように私も祈念しております。終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

11番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

以上で、本日も予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日9日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 5時26分 散会）

令和3年12月9日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

令和3年12月9日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	青木正彦君
健康福祉部長	小林恵太君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	服部政徳君	危機管理監	豊田達也君
総合政策部次長	田中直樹君	生活文化部次長兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	産業建設部次長	亀渕輝男君
総合政策部参事	原田和伸君	産業建設部参事	田所学君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	櫻井伸仁君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局 長	渡 邊 靖 文	議事調査課長	大 泉 明 彦
書 記	西 口 幸 伸	書 記	大 川 真 梨 子
書 記	廣 森 健 一		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（中崎孝彦君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

13番 伊藤彦太郎議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

おはようございます。

それでは、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

今回、情報公開の姿勢についてということと関宿における裏道整備についてという2件を通告させていただいております。ちょっと順番を変えまして、先に関宿における裏道整備についてのほうをさせていただきます。

まず、関宿における裏道整備につきまして、亀山市歴史的風致維持向上計画に明記されたが、どのように推進していくのかというふうに通告させていただいております。これに関しましては、6月議会で新議員のほうからも話あったと思います。そのもう一回繰り返してみたいな感じになるかも分かりませんが、まず今後の具体的な推進、どういうふうに進んでいくのか、その点についてご説明願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

おはようございます。

亀山市歴史的風致維持向上計画（第2期）におきまして記載をしております関町木崎地内の旧東海道南側で並行いたします裏道整備、延長約0.3キロにつきましては、旧東海道と生活道路を区分することで地域住民の住環境の維持向上や来訪者の利便性の向上を図るため、道路幅員4メートル以上の整備をするものでございます。

計画では、令和6年度から予定と記載をしておりますが、第2次亀山市総合計画後期基本計画の実施計画に事業を位置づけた上で進めてまいります。

事業化をしていくに当たりましては、計画図が必要になってまいりますので、まずは測量設計から実施をいたします。よって、令和4年度から現地への測量に対する立入り、この理解を求めるた

めに、事業の合意形成に向けた地元調整に入っていくよう考えておるところでございます。これまで地域の皆様と合意形成が図れず現在に至っておるところでございますが、地域住民の皆様とともに事業を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

これからの進め方というのを確認させていただきました。

特にこれに関しましては、合併以前からの懸案事項でもありまして、一旦主要施策から外れたものの、もう一回立て直してくれとたしか市長もおっしゃったと思います。それで実際立て直されたと思いますけれども、ただ、これは地域との合意形成というふうな話ですね。今でもこれまでもずっと担当の方々が、本当にプロフェッショナルであるんですけれども、その方々がほんまに必死こいてやってもなかなか進まなかった部分があったと。これにつきまして、もう一回元の木阿弥じゃないですけど、その繰り返しになるんじゃないのかなという懸念もあるんですけれども、その地元合意形成に向けて、やはり生半可じゃない部分もあるんじゃないかなという部分もあるんですけど、その辺はどうなのか。

その辺について、ほんまにその辺どういうふうに図っていくのか、現時点での考えがあるんやったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほども少し申し上げましたけれども、これまで地域の皆様との合意形成が図れなかったということでございまして、6年度からの事業に向けて、令和4年度、来年度から時間をかけてしっかり調整のほうをさせていただいて事業化できるよう進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

今の段階ではそれしか言えないとは思いますが。ただ、これに関しましては、やはり明確な事業として位置づけられたというのは非常に大きいことやと思いますし、やはり予算もついてくる話ですので、令和6年だったら今から2年ちょっとですけれども、2年あるということではなくて、2年しかないというぐらいのものやと思いますので、その辺、担当の方が一番よう分かっているとは思いますが、しっかり進めていっていただきたいと思います。

それでは、次の項目に行かせていただきます。

情報公開の姿勢についてということで聞かせていただいております。

まず、この情報公開の姿勢につきまして、この9月定例会の議案質疑において、文化情報プラザの展示製作業務委託料の内訳を示さなかったことについてというふうに通告させていただいております。これちょっと私、ミスというか、議案質疑と書いていますけれども、確かに予算決算委員会とかの議案質疑では服部議員とかが取り上げていただいたんで間違いではないんですけれども、私が言うたのは一般質問でしたもので、ちょっとその点はまず訂正させていただきますけれども、ま

ずこの文化情報プラザの展示製作業務の委託料の内訳が出てこなかった。

あと、もう一つ、この情報公開の考え方、2番というふうに書いていますけれども、この辺を併せてお聞かせ願いたいと思います。

当時、桜井課長のほうから、入札に関しまして、情報公開条例におきまして非公開情報というところの中で、市が執行します事務事業に支障がある場合については非公開情報ということになっておりますので、そのように該当するという判断の下で答弁を差し控えさせていただきたいということでございますと、こういうふうなことでありました。入札に関して、事務事業に支障がある場合については非公開情報、支障があるということなんですね、この内訳を示すということが。これに関しまして、予算決算委員会の教育民生分科会では、服部議員のほうから、金額がもし出せないにしても、納得はできないけど、私も全く同感なんですけれども、業者に向けた仕様ぐらいいは出せるんじゃないのかと。そういうことで服部議員のほうからありまして、なるほどと思って私も期待して見ていたら、それでもやはり十分とは言えないような仕様の説明でしかなかったもので、ただこれではちが明かないということで、情報公開ということで、情報公開を会派としてさせていただきまして、実際どれぐらいの情報が出てくるのかを確認させていただきました。

そうしますと、一応、確かに業者の個人情報、それを除くと、金額以外の部分は確かに出てきましたんで、これは確かに仕様は出るんやなというふうな感じで思ったんですけれども、ただ、だから金額を出さないのが納得できるというわけではなくて、そもそもこの金額を出せないこの根拠につきまして、お配りした参考資料に、その請求公文書とあとそれにまつわる非開示の項目とかをちょっと上げさせていただいていますけれども、そこで出ていたのが、特に設計積算書における設計金額見積価格が出せないというのが情報公開条例第7条の第6号のイに該当するというようなことでした。これにつきまして、結局その情報公開条例上、あるいは今回出せないというその判断をした、市が執行する事務事業に支障がある、この支障とは一体何を指すのか、具体的にどういうことなのか、この点をまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

非公開情報として、条例第7条第6号イの規定では、契約、交渉または争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報とされているところでございます。また、市で定めます情報公開制度の手引におきましては、判断基準の取扱いでは、非公開とされる事務事業情報のうち、公開することにより当該事務事業または将来の同市事務事業の公正かつ適正な執行が妨げられるおそれのある情報として工事設計書が例示されておりまして、入札執行前の工事設計書の設計金額につきましては非公開と取り扱われているところでございます。

議員お尋ねの金額の内訳につきましては、工事設計書に記載される設計金額に相当し、公開することにより予定価格が推計されるおそれがあるため、補正予算可決後、執行が予定されております入札の公正かつ適正な執行が妨げられるおそれがあると判断したものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

予定価格が推察される可能性がある。それがおそれと、公平性に欠く可能性が出てくると。それはよく分かります。だとしたら、同じように配らせていただいているもう一枚の資料で、今回の文化情報プラザの入札結果が出ておるんですけども、これの落札者ですけども、これが設計業者であるトータルメディアになっているわけですよ。このトータルメディアは当然この価格を知っているわけですよ、積算価格を。そのトータルメディアが予定価格を類推できる積算する数字を知っている。今回4業者出ていますけれども、4業者のうちのこのトータルメディアのみがその積算根拠である、設計業者やから当たり前ですよ、仕様書というか、設計書の。その公平性を欠く可能性があるというその情報を知っていたということ、このこと自体問題なんじゃないですか。この点についてどうなんですか。

これははっきり言って教育委員会なのか、もうこれははっきり市長部局の問題じゃないですかね。契約調達上どうなんですか、この点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

設計業務委託の受託事業者から提出されました成果物そのものが展示製作業務の設計となっているわけではございませんでしたので、適正な入札執行に当たり設計業者を指名したことには問題ないと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

思いつ切り問題がありますよ、こんなん。はっきり言って、さっき桜井課長言われたように、予定価格が類推されるんですよと言われたんですよ。そのおそれがある。確かにイコール予定価格ではないですよ。でも、類推されるネタだから公開しないと言っているんです。それはちゃんと条例にもうたわれているんですよ。ということは、逆に言うたら、そのことを知っている業者というのは入札に参加すべきでないというのが普通じゃないですか。僕の見解が間違っていますか、もう一回回答お願いします。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

金額とか、文化情報プラザ製作業務委託については、公開により予定価格が類推されるような詳細な内訳、内容については、公正かつ適正な執行が妨げられるおそれがあるということで公開すべきでないと考えております。

一方で、今回の業務につきましては、展示製作業務ということで特殊性があることから、施工業者については技術力に基づく実績を有する事業者となりますので、全国的にも限定的な事業者の中から一定の候補者を選定せざるを得ない状況もありますので、今回指名業者の一つとして入れさせていただいたところでございます。

金額のほうも、内容、金額等を推計されるような情報についてはお答えはさせていただいていないんですけども、それと一方、通常の入札に関しましても、参考見積りというのを取る場合がご

ざいます。その参考見積りに基づいて設計を行うわけでございますが、その場合でも、その業者については指名に入れるということもありますので、今回もそのようにさせていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

今までではどうやったかとかと違うんですわ。単に参考見積りだろうが何だろうが、それは予定価格ではないんやから公開できるやろうということで内訳を教えてくれと言うただけの話ですよ、9月議会で。それすら出ないということやったんですよ。理由を聞いてみると、入札に支障が出ると。そこまでそのときはもう時間の関係で聞きませんでしたけれども、今回それを改めて聞かせていただいたら、予定価格が推察されるから、公平性を欠くから、だから教えられないんだと。でも、それを知っている業者が実際にいたと。さらに言うと、入札の結果を見たら、4者中、予定価格に到達しておるのが、クリアしておるのがこのトータルメディアだけですよ。ということは、積算がむちゃくちゃ難しかったということやないんですか。ということは、この積算根拠をある程度知っておる、その見積価格を知っているトータルメディアに思いつ切り有利に働いたということじゃないんですか。

それでさらに言うと、さっき特殊性を持っているから、そういうふうなところに実際事業をしてほしいからというような、そういうような思いがあるんやったら、そのためのプロポーザルじゃないんですか。随意契約じゃないですか。特殊性があるからそれは認められるんですよ。その理由で何で最初からこのトータルメディアを業者として選定しなかったんですか。その点についてもう一回見解を、これはもうはっきり言って総合政策部長なり、市長なり、その辺の見解じゃないですか。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、この成果物の設計と金額がイコールでないということ、これはまず前提として考えさせていただきましたが、その中で今議員が申されたことにつきましては、指名審査会の中でもやはり議題となり、実際にその業者を指名審査会の中で指名するのかどうかについても議論をさせていただいたところがございます。その中で、こういった業務の中で、他の自治体における類似業務につきましても確認をさせていただいた中で、全国的にそういった業者も加えておるという実績がございまして、そういったことも確認した上で決定をさせていただいたところがございます。

ただ、今伊藤議員がおっしゃられたように、設計・施工を一括で発注しておればこういった問題が生じなかったということについては事実というふうに認識をしておりますので、こういった事業に関しましては、今後、設計・施工に対して一括で発注することも選択肢の一つとして検討していかなければならないものと、そのように認識をしておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

すみません、一括発注しろと言うているわけでもなくて、もちろんそういうふうな可能性を考え

てもらわぬのは構わないと思うんですけども、そもそもそれをするんだったら内訳ぐらいは出すべきだったんじゃないですかということですよ。一応、通告では、情報公開の姿勢ということによって言わせていただいております。

それで情報公開条例、ちょっと偉そうにそこに上げさせていただきましたけれども、これは第7条の一番根本に書いてあるのが、実施機関は公開請求があったときは云々と書いてありまして、最後に何とかの場合を除き、請求者に対し当該請求公文書を公開しなければならないとあるんですよ。第7条は、こういうふうなケースは公開しなくていいですよという規定じゃないんですよ。こういうふうなのじゃない限りは公開しなければならないとなっているんですよ。

それで、いろいろ私、他市の状況も調べて見ましたら、大体第7条ですよ、この項目は。大体どこの自治体もほとんど一緒でした。大体この6号とかの項目もこれも全部一緒でした。そこで当該請求文書を公開しなければならないとなっていて、これはやはり全国的というか、これも総務省がそういうふうにしなさいというふうに言うているようなもんですよ。そんな中で、何か知らんけど、公開する努力をせなあかんの、教育委員会は今回は差し控えますというような感じでしたけれども、教育委員会の方といろいろ聞き取りして見ましたら、やはり情報公開条例にこうなっていて、今までも入札がそういうふうなことになっているもので、我々としてはそうせざるを得んというような感じでしたよ、はっきり言って。でも、逆に言うたら、それを、いや、これは原則公開せなあかんのやから出さなあかんやないかと指導するのが市長部局の務めじゃないですか、本来。これについてどうなんですか。予定価格の公表も私はすべきやと思いますけれども、様々な理由からすべきではないみたいな話もありました。中には、予定価格を公表してしまうと業者の積算能力がない業者がそれに合わせてくるものでいろいろ支障が出るとか言われていましたけれども、実際、今回予定価格をクリアしたのがこのトータルメディア1者だけやったことを考えると、残り3者も困難な予定価格やったわけですよ。もうこんな状況やったら、やっぱり予定価格の公表とかも考えてもらわなあかんと思いますしね。

改めてお聞きしますが、こういった姿勢を改める考えはないんですか、市長。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

情報公開条例に関わる特に入札の透明性、それから公開性等々につきましては、この情報公開の制度が成立をし、その後、この十数年の間にも改正を加えて、全てがオープンな中にご議論いただくということを重視して市政を回してきておるところであります。特に、この入札に関わるその取扱い、個人情報もそうありますが、その公開によって様々な支障を来すことについては、当然原則的にはおっしゃるようなところがあるんですが、そこは当然、公の責務として配慮する必要があるというのは当然のことであろうかと思っております。

今回ご指摘をいただいております、教育委員会の判断によるのが前提ではありますが、公開決定時点以降に入札を予定している場合には、条例第7条第6号に基づいて契約に係る事務に関し、市の財産上の利益を不当に害するおそれのある情報として非公開とする場合もあり得るとするのは適正な判断であろうかというふうに思っております。

あわせて、先ほどご答弁もございましたが、このいわゆる展示設計という業務これの発注等々につきましても、一般的に全国的にそうなんです、先ほど申し上げた特殊性がありますことから、一定数の候補者を選定せざるを得ない状況がございます。それは全国的に一般的であろうかと思っておりますが、例えば当市におきましても、平成30年度実施の関の山車会館の展示設計業務についても同様の取扱いでございますし、県内でいきますと三重県立博物館Mi e Muでありますとか、四日市市立博物館等々の取扱いもそのような取扱いであろうかと思っております。

いずれにいたしましても、大事なことはこの入札の結果がその事後にしっかり情報公開制度によって公になると。入札の調書等々も議会にオープンになっておるところでありますけれども、議会、市民の皆さんにオープンになっておるところでございますが、その中でいわゆる競争性や公平性、ここが担保されるものというふうに理解をいたしておるものでございます。

いずれにいたしましても、ご指摘のありました、先ほど総合政策部長が問題の背景にいわゆる設計と一括的に発注するべきではないか、する必要がある、そういうふうな制度改正につきましては、入札契約制度全体より精度を高めていくという意味も含めて、当然それは今後も見直す必要があるものについてはしっかり見直しを加えていくということになろうかと思っております。

議員ご指摘の予定価格の事前公表につきましては、様々な支障が生じることが想定できますので、本市としては現時点でその導入は考えていないところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

予定価格の事前公表はしないということは決意としてあるんだなということでしたけれども、ただ既に予定価格の事前公表をしている自治体もあるわけですよ。何でそれが亀山市だけできないんですかということ。だけじゃないけれども。それで、実際そういう手法も何かとか言われましたけれども、今の制度でできるんですよ、プロポーザルだって。前もちょっとどこかで言いましたけれども、プロポーザルも一種の随意契約ですからね。

だから、そもそも今回なぜこれを指摘させていただいたかという、有利かも分からんというような情報を内訳すら出てこないというふうなこと、その根拠にしたのが情報公開条例だったので、情報公開条例のそれにすると、トータルメディアは入札に参加すべきでなかったんじゃないですかという話。もし、別にそれがほんまに僕は有利に働くかどうか分かりませんが、もしそれが有利に働かないというのであれば、もう別にトータルメディアに入ってもらってもええんですけども、そうしたら内訳ぐらい出せという話ですよ。その判断をなぜようできなかったかというのを聞いているんですね。これに関して言ってもちょっと堂々巡りですのであれですけども、今回そういうふうな感じで、もっと答弁ではぐらかされるかなと思っていましたのが結構すっきり言っていたんで、結構時間が早く済んでしまいましたけれども。

本当に、ちょっと別の事例を出しますと、もうすぐ大学入試とか始まりますけれども、センター試験とか共通テストとか言うていますが、例えば問題作成者のどここの大学の教授か何かの関係者が高得点を取ったとか、そんなことがもし出たら、当然ああいうところは絶対にそういうふうな家族にも漏らさんという話にはなっていますけれども、それでももしそんなんをマスコミが嗅ぎつけたらいわゆる炎上とかするとかもありますし、さらに言うと、そういうことがあるからもうお

まえは外れておけとなるのが大体多いですよ、こんな。それを思ったら、やっぱりその辺もし、もうその契約に有利になるかも分からん、入札に有利になるかも分からんというふうなことを言うんやったら、もう入札業者に入れるべきではないし、もしそれを、いやいや別にそんなに問題ない情報なんやというんやったら、やっぱりある程度は出すべきですよ、事前公表。やっぱりそういうふうなことをしていないので、その辺に矛盾が出てくるのでこういうふうなことになってしまうと。結局、それが市民の信頼を損ねることになっていってしまうので、そこをちょっとちゃんと認識していただきたいなということを申し上げて、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時38分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

スクラムの前田です。おはようございます。

通告に従い順次質問をさせていただきます。

私は、まず初めに、亀山駅周辺整備事業について質問をさせていただきたいと思います。

先日ちょっと亀山駅前へ行く機会がありまして、そうしましたら道路幅もかなり広がってしまし、建屋ももう半分ぐらい出来上がっていたのかなと思うんですけども、結構5、6階、7階ぐらいまで出来上がっておったような気がします。

それで、まずその亀山駅周辺の整備事業について、進捗状況についてまずお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

15番 前田 稔議員に対する答弁を求めます。

亀淵産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

おはようございます。

亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業につきましては、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合におきまして現在工事が進められているところでございます。そのうち公益施設、住宅、商業施設が設置されます建築物の新築工事につきましては、令和2年8月に工事契約を締結いたしまして、鋭意工事が進められているところでございます。

現在の工事状況でございますが、56戸を設置いたします住宅棟につきましては、11階までの躯体のコンクリート打設を終えまして、現在12階部分の鉄筋工事を実施しております。また、1階から9階部分につきましては、サッシの取付けや内装工事を順次実施しているところでございます。

次に、公益施設や商業施設を設置いたします施設棟につきましては、鉄骨の建方を終えまして、現在屋上屋根躯体のコンクリート打設を実施しております。

また、地下1階から地上3階までの外壁やサッシの取付けを行うとともに、地下部の内装の仕上げ工事を順次実施しているところでございます。

これらの工事の実施に伴いまして、11月末時点での施設建築物新築工事の工事出来高は45%となっておりまして、おおむね工事工程どおりに進捗しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今進捗状況は45%ぐらいということでおおむね予定どおり進められているということでありました。私も見た感じかなり進んでおるなあというのはよく分かったんですけども、コロナウイルスの影響がありながらも、図書館を含む施設棟やマンションなどの建築工事、さらには道路、駅前広場等の土木工事の全てで工事が工程どおり進んでいることは認識できました。

その中で私が気になっているのがマンションの販売状況なんですね。これが現在、その販売がどのぐらい行われているのかということですけども、販売はどのような状況になっているのか答弁をいただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

マンションにつきましては、全体で56戸の住宅が設置されることとなります。住宅56戸のうち6戸につきましては権利者が権利床として取得される住宅となっておりまして、残り50戸が参加組合員でございます株式会社マリモが取得し販売を行っているものでございます。

この50戸の販売状況でございますが、11月26日時点で47戸が契約されておりまして、残る販売戸数は3戸となっております。現在も問合せ等は寄せられているとのことでございますので、施設建築物の完成までには完売するものというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

予定どおりというか、結構販売されているということで、非常にもっと厳しい状況になるのかなと思っていたんですけども、結構人気があるというように解釈していいのかなというふうに思いますけれども、そういう意味ではちょっと心配な種が少し解消できたかなあというふうに思っております。

次に、その関連事業なんですけれども、市街地再開発事業と併せて亀山駅周辺で市が実施している道路整備事業等の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

市街地再開発事業と併せて市が実施しております道路事業でございますが、初めに亀山駅前の広

場に接続いたしまして、東西に位置いたします市道御幸1・6・7号線の道路整備につきましては、早期の工事完成に向けまして、現在道路計画地内に位置します土地及び建物等につきまして所有者と用地買収や補償契約に向けた交渉を進めておりまして、順次補償等の契約を行っているところでございます。このような中、関係する権利者のおおむねの合意が得られましたことから、工事発注に向けた発注手続を進めており、年明けでの工事契約を予定しておる状況でございます。

次に、自転車駐車場の整備につきましては、亀山駅東自転車駐車場について、屋根及び自転車ラックつきで約150台の駐輪が可能となります自転車駐車場の整備を進めるため、本年8月に新築工事の工事契約を締結いたしまして、12月に完成したところでございます。12月20日の午前6時より供用を開始する予定でございます。

また現在、仮設駐車場として供用しております亀山駅西自転車駐車場につきましては、本年度、自転車駐車場で防火水槽の整備を進めておる状況でございます。12月下旬に施設の閉鎖をいたします。工事期間内に自転車駐車場の代替として駅前広場西側の竜川敷地内に仮設の駐輪場を設置いたしまして、今後供用を予定しております。これら亀山駅東自転車駐車場及び亀山駅西自転車駐車場の仮設駐輪場の整備によりまして約200台の駐輪場台数を確保することとしております。

なお、自転車駐車場の供用に当たりましては、市広報やホームページ、さらにはチラシの配布等で利用者への周知を図っているところでございます。

次に、大型自動車駐車場の整備につきましては、市道御幸1・6・7号線の整備工事と併せまして工事の発注手続を実施していくものでございまして、今後早期の完成に向けまして工事を鋭意進めていくものでございます。

以上が現在亀山駅周辺で市街地再開発事業と併せまして実施しております関連事業でございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

駐輪場も150台ということで、それからもう一つ、西の自転車駐車場の仮設駐輪場の整備で合計200台ということですね。その200台で足りるのかどうかということなんですが、どういふふうにお考えですか。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

200台で足りるのかというところでございますけれども、亀山駅周辺の自転車駐車場につきましては、亀山駅の東・西合わせて約300台を確保する計画としております。本年度整備を行いました亀山駅東自転車駐車場で約150台、来年度整備を予定しております亀山駅西自転車駐車場で約150台を確保する予定でございます。約300台の駐輪台数につきましては、現在の利用者数に駅前広場整備等による利用者数の増加を見込み、計画したものでございます。

そのような中、12月下旬以降につきましては、仮設駐車場を含め約200台の駐輪台数を確保することとなりますが、現在の亀山駅西自転車駐車場の駐輪台数は100から120台でございます。民間の自転車預かり所における駐輪台数が約50台となっておりますことから、工事に伴います当面の駐輪台数は約200台を確保することで対応できるものというふうと考えております。

なお、工事中における駐輪場の状況につきましては、随時状況を把握するとともに、状況に応じて駐輪台数の増加を図るなどの対応を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ありがとうございます。それで十分行けるんだらうという話なんで、分かりました。

今後の課題についてちょっとお聞きしたいんですけども、市街地再開発事業について、今後事業を進める上で問題点や課題となる事項はどのようなことが考えられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

市街地再開発事業におけます工事の実施につきましては、現在おおむね工程どおりに進められております。令和4年10月21日の完成引渡しに遅れは生じないものと考えております。

一方、今後工事を進める上で問題点や課題ではありますが、第1に、新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大等の状況によりまして、感染症対策の許可が必要となった場合の対応による工事工程の遅れが危惧されるところでございます。

また、第2に施設建築物新築工事におきまして、建築資材の一部におきまして、中国国内での電力不足等を起因といたします資材納品の遅れが発生していることから、工期に遅れが生じないように注視していく必要があると考えております。

さらには、市道亀山駅前線や駅前広場の整備に当たりましては、今後本格的に駅前広場内の整備を進めていくこととなります。駅利用者の交通や公共交通の運行を確保しつつ、ブロックごとに工事を進めることとなることから、交通障害の状況によりまして工事期間の遅れが生じることが危惧されます。

いずれにいたしましても、様々な工事実施に伴う課題等が考えられますが、工事の完成に遅れが生じないように組合への支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

コロナの影響とか中国国内の電力不足ということが何か考えられるということなんですけど、どちらにしても計画どおりしていただきたいんですけども、この計画どおりできなかった場合というのは、何か影響があるんでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

今現在契約、工程どおりに順調に工事は進んでおります。その中でできなかった場合ということでございますけれども、この事業は4年度が最終年度として進めておりますので、4年度中には必ず完成をせないかんということでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、今年度に工事

が順調に進んでおりまして、来年度もいろんな問題点等はございますけれども、やはり10月21日を目標に工事をしっかり進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

分かりました。10月21日に完成できるように頑張ってくださいというふうに思います。そのスケジュールで進めていただきたいと思います。

商業施設のテナントは決定しているのか、それから現在の状況の答弁をいただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

施設建築物内に整備されます3区画の商業施設につきましては、権利変換等により床の所有者は決定しておりますが、商業施設に入店いたしますテナントについては、カフェや飲食店等の入店希望のご相談は数件寄せられているものの、現時点で決定されたテナントはない状況でございます。今後も組合や商業施設所有者を中心にテナントの募集が行われることとなりますが、テナント決定後に内装工事等の施工が必要となりますことから、早期に決定できるよう取組を進める必要があるというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

テナントに今まだ一件も応募がないということでもよろしいんですかね。ある程度、件数的にはカフェやとかそういうのあるんですけども、地元業者とかそういう関連で入られる方がないということですか。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

先ほども申し上げましたが、数件の問合せ、当然その相手様方と協議はさせていただいております。ただ、今のこのコロナウイルス感染症の影響がございまして、なかなかテナントさんのほうも慎重な部分がございます。そういう中でやはりもう少し時間が必要かなあというふうに考えておりまして、速やかに年度内には決定していきたいというふうには聞いております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

年度内には決めるということで努力をしていただければというふうに思います。何とか誘致していただいて全部埋まるようにしていただきたいと思いますというふうに思います。

最後ですけれども、完成予定時期について伺いたいと思いますけれども、市街地再開発事業において施工されている施設建築物新築工事や公共施設工事の完成引渡時期について、いつになるのか答弁をいただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

施設建築物の新築工事につきましては、市街地再開発組合と施工者との契約工期を令和4年10月21日までとしておりまして、工事契約後の施設建築物の組合への引渡しも同日の令和4年10月21日を予定しております。

また、施設建築物については、工事完成後に建築確認等の法定完了検査を受けまして、法適合の確認を行い、完成及び引渡しとなりますことから、現時点では令和4年8月頃までの工事完成を目指しているところでございます。

次に、公共施設工事につきましては、施設建築物新築工事と工事調整等も必要となってくることから、契約工期を施設建築物新築工事と同様に令和4年10月21日までとしております。

また、公共施設工事に関連いたしまして実施しております電線共同溝の整備工事でございますが、これにつきましても契約工期を令和4年2月28日としておりまして、本年度内での完成を目指しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ありがとうございました。

順調に進んでいるということが確認をできました。

それでは次に、リニア中央新幹線の亀山駅誘致について質問をさせていただきたいと思えます。

期成同盟会では、亀山市からリニアの駅の候補地を10月でしたか、期成同盟会で提案をされて3か所候補地を出されましたけれども、その後どのように進めていくのかお聞きをしたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員おっしゃるように、去る10月7日にリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会の臨時総会におきまして、県内で唯一リニア中央新幹線の県内駅位置候補となった本市から候補地案の提案を行ったところでございます。その際に、本市からはエリアA、エリアB、エリアCの3つのエリアで構成する亀山東南部地域を駅候補地案としてご提案を申し上げたところでございます。

その後のスケジュールということですが、これを受けまして、現在県におきましては、本市が提案いたしました駅候補地案について、リニア県内駅へのアクセス性や観光誘客への波及効果などの観点から、有識者による分析調査が進められているところであり、早ければ来年2月頃にはこの県による有識者の調査の結果がまとまる予定と伺っておるところでございます。

その後、この分析評価の結果も踏まえた中で、駅候補地案の検討が行われ、来年令和4年の夏頃には県期成同盟会の決議を経て、事業主体であるJR東海へ駅候補地の要望へと進められてまいります。

こうした中で、事業主体であるJR東海におきましては、その翌年、令和5年頃には環境影響評

価の手續に着手されることが見込まれ、その第1段階となる計画段階環境配慮書では、約3キロ幅の概略ルートと直径5キロ範囲円の概略駅位置が示される予定となっております。その後、2027年、令和9年のこれは予定でございますが、東京―名古屋間の開業前、つまり令和7年、8年頃には環境影響評価手續における環境影響評価準備書において具体的なルートと駅位置が示される見通しとなっているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

リニア駅誘致については県議会でもいろいろ議論をされていましたが、今現在トンネルの崩落事故で亡くなっているとか、そういう事故がありますけれども亀山市のほうにとっては、そういう山の中というわけではないので、平地なのでそういうことはないと思いますけれども、そういうこともあって、少しずつ静岡県の知事さん、ちょっといろんな発言をされていまして、リニアについても少し遅れてくるような心配もあるんですけれども、今後の計画は今言っていましたけれども、市の役割と課題についてちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

令和4年夏頃に開催予定の期成同盟会総会におきまして、本市における県内駅位置候補が決議をされますと駅誘致が新たな局面を迎えることとなり、さらなる機運醸成が必要になってまいりますことから、それに向けて対応していくことがまず大きな課題というふうに認識しております。

今後はリニア三重県駅として、本市のみならず県を挙げた機運醸成が求められてまいりますので、これまで以上に県内全市町や経済団体との連携を強化してまいりますとともに、市内におきましても、官民一体となったリニア亀山市民会議の会員拡大や機運醸成につながる取組を通じ、市を挙げた駅誘致活動の盛り上がりを醸成してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（中崎孝彦君）

15番 前田 稔議員の質問は終わりました。

次に、3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

会派結の森 英之でございます。

思いのほか順番が早く回ってまいりましたのでちょっと混乱しておりますけれども、通告に従い一般質問させていただきます。

大きく3点取り上げさせていただきました。新型コロナウイルスワクチン接種3回目の運用について、それから子育てと子供の成長を支える環境の充実について、それから陰涼寺山の整備についてということで3点取り上げさせていただきました。

まず、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種については、昨日の一般質問でも2人の方から質問されておりました。その中で、全員協議会等でも聞かされてはいるものの、また広報では周知はされているものの、1回目、2回目を受けての3回目ですので、その基本的な進め方をまず確認させていただきたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質問に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

3回目のワクチン接種をどのように進めていくのかというご質問でございます。

3回目の接種につきましては、2回目の接種を完了した方のうち、現時点ではございますけれども、原則8か月以上経過した18歳以上の方を対象に行うことが示されておりまして、その実施期間としましては令和4年9月30日までとなっておりますところでございます。

本市におきましても、3回目接種者に対しまして、原則2回目接種から7か月後、これは8か月経過の前月の時点で接種券一体型予診票を発行しまして、3回目接種の案内や接種済証とともに対象者に送付することとしてございます。

また、接種の予約につきましては、1・2回目と同様に市の予約システムで一元管理をし、予約の方法もウェブ予約と電話予約としてまいります。

また、使用するワクチンとしましては、国からファイザー社ワクチンと今後薬事承認される武田・モデルナ社ワクチンを用いると示されておりまして、3回目接種につきましては両方のワクチンを使用していくことになる予定でございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

まず、そのポイントとしては18歳以上ということでありました。今1回目、2回目が進められているのが12歳以上ということなんですけれども、3回目ということは、まず18歳以上ということになっているということ、そこがポイントかなというふうに思いました。

それから、7か月の経過のタイミングで予診票を含めた接種券を郵送して、予約システムと電話予約、この両面で予約が可能となるということ。8か月経過ということになっておりますけれども、予約システムは、システムを使う以上は予約の日の入力自体が8か月の経過のタイミングをもってできるような、そういうシステムになっているという理解でよかったですか、確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

予約システムについては、当然8か月を経過した以後で予約をしていただくようなシステムになってございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

予約システムを使っている以上、当然のことなんですけれども、一応は8か月の前のタイミングでは入力自体が、予約自体ができないということになっているということですね。

そこで、たしか1回目、2回目の接種のときは、接種済みの証明といいますが、それを頂いたと記憶しております。今何かご答弁の中で、接種済みのものを一緒に同封するような、そういう答弁があったと思いますが、改めて1回目、2回目の接種済みの証明のようなものが郵送されるという理解でよかったですでしょうか、確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

ご案内のときにその接種済証も一緒に同封して送らせていただくということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今回の接種は、たしか集団接種はあいあいの施設を当然使われるということであります。ただ、個別接種については医療センターのみとしたかと思えます。その理由についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

3回目接種を集団接種会場のあいあいと、それから個別接種会場として市立医療センターとした理由でございますけれども、1回目、2回目の接種状況から、集団接種会場での接種が一番効率的でありますこと、それからまた3回目接種は2種類のワクチンを使用する見込みであることや、キャンセル対応等のリスクなどを勘案しまして、あいあいの集団接種会場をメインとしながら、基礎疾患等をお持ちの方も見えになりますことから、その選択肢として個別接種会場として医療センターを設定すべきであると亀山医師会との協議の上で同医師会の意向も踏まえて決定をしたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

医師会との協議という話もございましたけれども、今回、先ほど基本的な進め方について、最初冒頭の答弁の中で武田・モデルナとファイザー、これはどうしても両方数の面では必要になってくるということでありましたけれども、そういった交差接種が認められてきた中で、その2種類のワクチンを使っていく中で、そのオペレーションというのはどういうふうになっていくのか。それがあいあいと医療センターでどのようにされていくのか、そこをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

3回目接種のワクチンの供給量のスケジュール的には、まだ国から正式にいただいているところから、どれぐらいの量がファイザーでモデルナかというのも、初回のほうは大体50対50ぐらいで話は聞いておるんですが、それ以降もちょっと不明なところがございますので、その辺については今後きちんとした量が確定する中で体制も含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

まだまだその数が確定もされていないということでありました。予約の段階でファイザーあるいは武田・モデルナというのが分かるような形で予約は当然可能という理解でよろしかったですね。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

国からは、この2種類を使用するというところでございますので、当然、接種をされる方の希望も聞く形で接種する形になるであろうというふうに予測をしておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そうなりますと、接種を進める上でファイザーとモデルナ両方になるということなので、接種日の中で混在するようなこと、例えば混乱して、間違っただけで接種してしまうようなことはないのかを確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

昨日の答弁でも少し触れさせていただきましたが、2種類のワクチンを使う中では、そういった間違いの接種が起こらないように、接種日についても区別をして行うなどちょっと工夫はして、慎重に行う必要があるというふうに考えられますので、そこは計画の中でしっかりと区別して打てるように対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

それから、もう一つ確認させてもらいたいのが12歳から15歳の方の接種が途中から認められて、1回目、2回目がもう現在進行形で進んでいると認識しています。この12歳から15歳の予約が、今は18歳までということなんですけれども、これが少し低年齢のほうに移ってくるとなれば、ここは電話予約と予約システムが併用できるのか、あるいは今までどおり電話予約のみとなるのか確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

12歳から15歳の接種でございますが、ご紹介いただきましたとおり3回目接種につきましては対象が18歳以上の方となりますが、これと並行して新たに12歳になる方も含めて15歳までの方の1回目、2回目の接種を継続して行ってまいります。

その予約方法としまして、12歳から15歳の方に限りましては、ワクチン接種による利点と副反応等の注意点について接種券同封のチラシを入れますが、そのチラシを十分にお読みいただきたいということ、また接種時の保護者の同意及び同伴が必要であるということをご個別に、まず電話にて説明をするために電話での予約のみとさせていただいております。今後もそのように継続してまいりますのでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

もしその対象年齢が下がってきた場合にはそのような対応をするということでありましたね。分かりました。

9月30日までが3回目のワクチン接種の対象期間になってきていますので、恐らく1回目、2回目をまだ要するに一度も打たれていない方が、これも予約は可能かと思うんですけども、そういった方などの3回目までのフォローといいますか、それはどうなっていくのかなというのがちょっと感じているところなんですけど、その辺どうでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

9月30日というのが今国から示されておる接種の期間でございますので、例えば3回目がそれよりこぼれるようなタイミングでの接種を1回目、2回目をするということになった場合に、今後国からどういう指示があるか分かりませんが、延長になる可能性も含めて対応してまいりたいと思いますが、現時点におきましては9月30日まででございますので、システム等の予約についてもそれまでの予約になるかというふうには考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

3回目の接種が12月からということでもなくですよ。医療従事者の対象の方が始まっていくということだと思いますし、まだ一回も打たれていない方も可能なんですけれども、1回目、2回目は3週間、あるいは4週間、間を空けて接種が必要ということと、さらに8か月経過が必要ということなので、そこを十分気をつけないといけないということ、そこは確認させていただきました。

それで、昨日も報道等で変異株への効果というようなことがファイザーに関しては効果があるというようなことをちょっと報道で一つ聞きましたけれども、前倒し接種については、昨日ご答弁いただいていたように、国からの動きがあれば対応したい、通知があればそのように対応したいということをお聞きいただきました。当然ワクチンが入ってこないといけないわけですから、逆

に前倒しをしても、そのキャパが少ないなら、要するに取り合いになる可能性もありますので、言うてみると混乱を招く必要もなきにしもあらずかなというふうに思いますので、きっちりそこは進めていただきたいと思います。前倒し接種についてのところは答弁を求めないということでもらいます。

次の質問に移らせていただいて、このあいの施設の、白鳥の湯があるんですが、当然今は閉鎖されております。ここを過去利用されていた方に関しては非常に、開けてほしい、あるいはいつ開くのかなという声を多数聞くわけです。私も全員協議会場で質問をさせてもらって、閉めるのであれば周知をしていただきたいということを言わせていただきましたが、今後の利用見込みについてどのようにお考えなのか聞かせていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

白鳥の湯につきましては、総合保健福祉センターあいが新型コロナウイルスワクチン集団接種会場となったことから、足湯及び温泉スタンプと併せて、本年4月28日から閉鎖をさせていただいております。この間、健康増進などを目的に温泉を楽しみにしておられます市民の皆様に対しまして、非常にご不便をおかけしているところでございます。

その中、既に本市における3回目のワクチンの集団接種会場をあいあいとしましたことから、引き続き、当面の間におきまして白鳥の湯などの施設の閉鎖を継続することとし、既に市広報及びホームページにより周知を図らせていただいたところでございます。

今後につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種状況やその日程などを勘案しまして、白鳥の湯などの施設の再開が可能な時期等を見極めてまいりたいと存じます。また、再開の時期等につきましては、適宜、市民の皆様にお知らせをしてみたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

私も以前といいますか、その接種状況については、非常にこのあいできちっとやっていたらいいので、受ける側としても非常に安心感があるということをおっしゃっていただいたことがありますけれども、そういった状況ですので、白鳥の湯を閉鎖するというのは、一定の方、理解はいただいていると思います。ただし、やっぱり高齢者の方を中心に非常に楽しみにされていらっしゃる方がいるわけですね。先日もお話を聞きますと、この時期、乾燥しますし、畑仕事をしたりするとあかぎれができる。ただ、一週間に一度でも入るとあかぎれが治るんだということを訴えてみえました。やっぱり泉質がいいわけですね。ですので、本当に白鳥の湯というのは、この亀山にある重要な施設の一つだと思いますので、ただこれから接種対象者が5歳からということで広がっていく可能性もあるということ。それから、先ほどのワクチンの種類が、交差接種が行われる可能性が出てくるということ、非常に難しいオペレーションを求められますので、そこは接種の状況が落ちてきた段階で1週間に1回でも開けられるような状況が出てきた場合には、早めに周知いただいて、何とかその市民の気持ちに応えていただきたいということを要望させていただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

市立幼稚園の今後の在り方についてということで取り上げさせていただきたいと思います。

まず、来年度の入園予定人数についてでございます。

資料のほうをお願いできますでしょうか。

こちらはホームページで見させていただきました。定員が3歳児は25人、それから4歳、5歳は35人となっておりますけれども、非常に少ないような状況になっているのを見てとれます。この状況というのが今年だけではない、来年度の予定の方だけではないというのは認識しておりますけれども、この動向というのはどうなっているのか聞かせていただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

本市の幼稚園の入園状況につきましては、現在の公立4園、私立1園となった平成28年度からの状況で見ますと、公立園では平成28年度には314人、そこから令和3年度には192人、これは38.9%の減というふうになりますが、大幅に減少している一方、私立の園につきましては、平成28年度の319人から令和3年度は308人、3.4%の減とほぼ横ばいとなっております。これは就労などによる女性の社会進出の高まりなどから子育て世代の就労状況等が変化していることや、令和元年10月からの3歳児以上の幼児教育・保育の無償化が実施されましたことから、教育から保育へニーズの移行が急速に進んでおりまして、それに伴い、少子化による総数の減少の影響が特に子供を預かる時間の短い公立幼稚園へ大きく表れているものと認識しております。

また、こうしました傾向につきましては、今後においてもまだ続いていくものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今ご答弁いただいたとおり、やはりニーズが変わってきているということ、それから幼保無償化のところ非常にそういったニーズを変える要因になってきているということを確認させていただきました。

先ほど資料も上げさせてもらいましたけれども、非常に空きがあると、余裕があるという状況ということでありました。この定員の人数の決め方というのは、これは国の設置基準があるのか、あるいは亀山独自で決めているものがあるのか、ちょっとそこを確認させていただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

国のほうでは、1学級当たり最大35人までというふうな基準になってはおりますが、亀山市におきましては、教育委員会の規則により、定員を3歳児につきましては入園したてであるというようにありますことから25人と定めております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

亀山市としては、教育委員会規則で25人にその定員を減らして、保育というところをできるだけ手厚くするという対応を取られているということでありました。でも、しかしながら空きがあるという状況の中で、幼稚園教諭の方の適正配置と申しますか、これについては、要するに募集する幼稚園へ通う園児の方が少なくなっている中で、こういった考え方をしているのかという確認をさせていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

公立幼稚園4園全体を見ると、全児童数192人に対しましてクラス担任は総数で12人おります。職員1人当たりの計算をさせていただきますと、児童16人というようなことになっております。

一方、先ほども言わせていただいたように、国の幼稚園設置基準におきましては1学級35人以下で専任の教諭1人が必要となりますため、職員1人当たりの児童数は最大35人までというふうになります。しかしながら、各幼稚園におきまして、各学級に1名の担任の配置が必要でありますことから、現在の4園での運営を行う上では必要な職員数であると考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今のご答弁いただいた数字からも、国の基準からしても、幼稚園の保育士の方の1人当たりの人数は16人ということで、要は半数以下というふうになっているということでもありますよね。やはりそれを考えますと、一定のニーズがあるので、当然、行政の責任として4つの園を運営していくということは当然必要なわけではありますが、しかしながら、やはりその近隣の地域であれば再編をしていくとか、そういったことを早急に進めていく必要があるんじゃないかというふうに、この数字からも明らかではないかなというふうに思います。こういったところの幼稚園の統廃合については、どのような考えでおられるのか確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

現在、幼稚園のニーズが減少する中、既存の公立幼稚園4園につきましては、亀山幼稚園、亀山東幼稚園の2園、そして井田川幼稚園、みずほ台幼稚園の2園が比較的近接して整備されており、中でも井田川幼稚園とみずほ台幼稚園につきましては同一小学校区にあり、施設の配置状況に課題があるというふうに考えております。これも幼稚園教育のニーズの減少化が続くと考えられることから今後見直しが必要であるとは考えております。

なお、本市の幼稚園教諭や保育士の採用に当たりましては、両方の資格を保有することを条件として、配置においても幼保間で交流を行っており、また教育、保育の内容につきましても幼児教育共通カリキュラムを運用し、教育内容に一元化を図っております。施設の面では見直す課題がありますが、職員の運用においては、幼保の垣根なく交流を深めた運営が進められるものと思っております。

こうした状況も踏まえながら、昨年度作成した就学前教育・保育施設の再編方針に基づきまして、増加している低年齢児の保育ニーズにも留意しながら小学校単位を目安に、既存施設の統廃合、それから認定こども園の整備による再編を進める必要があると考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今、井田川幼稚園、みずほ台幼稚園という話がありましたけれども、そういうような形でやっぱり再編を進めていただくという、これは早急にさせていただく必要があると思います。ほかの保育園も、やはり昨日等も議論ありましたけれども、老朽化してきておりますし、そういったところでは今後きっちり計画を立てていただいて、認定こども園等の計画をきちっと立てていただいて進めていただくと。それによって、さっきも幼稚園教諭と保育士の方、両方資格あるような方を採用しているということもありますので、適宜対応できるということは、そういった面では対応できるということですので、箱といいますか、そういうものをきっちり整備していただくということを今度後期基本計画にきっちり盛り込んでいただいて対応いただきたいということを申し上げて、この質問は終わらせていただきたいと思います。

続いて、不登校児童・生徒への対応についてでございます。

私がこれを取り上げさせていただいたのは、現況報告等のところにもございましたオンライン授業による影響も私自身あるんじゃないかなあとということで、これを1つ目に取り上げさせていただいたんですが、不登校児童が増加傾向にあるということでもございました。この今の現状についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

10月末の不登校児童・生徒数でございますが、小学生で20名、中学生で58名、合計78名となっております。昨年度の同時期と比較いたしますと、小学生は同数、中学生は11名増加しております。78名のうち24名は本年度新たに不登校となっており、54名は昨年度より引き続いての不登校となっているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

亀山の生徒に対しての比率でいくと、それなりに結構高い数字の人が不登校になってしまっているという現状があるということをお聞かせいただきました。

このオンラインの授業が当然9月等の授業で取り入れられました。これの影響というものはあるのかなのか、そこを認識しているのかどうかお聞かせいただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

オンライン授業というものによりまして、これまで学校との関わりが持てなかった児童・生徒が

学校の授業に参加することができる、こういったケースがございました。また、そういった中で新たな学習保障の機会となったことは事実かと思っております。

また、不登校児童・生徒につきましては、この緊急事態宣言の解除後も引き続きオンライン授業を受ける環境を整えており、学習を継続している児童・生徒もいるというところでございます。

一方で、このオンライン授業を経験したことで、登校しなくてもよいという環境ができたということで自宅から外に出る習慣が薄れ、学校や関係機関とのつながりが減少したというケースもございました。また、在宅時間が長くなったことから、ゲームやインターネットなどへの依存が高まり、生活リズムが崩れるというケースがあったというものもございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

オンラインによって、そういったやはり外へ出づらくなる、あるいはどうしても家にいる時間が長くなってしまふ影響がある、そういうことだと思います。

ただ、オンラインによって、当然よかった面もあるのではないかというふうに思うんですね。そういったもののよかった面というところについての認識はあるのかどうか確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほども申し上げましたように、やはり学校との関わりがなかなか持てなかった児童・生徒がオンラインという形で学校の授業に参加できる、こういった形でのまた新たな関わりを持つことができたっていうことがある。それから、またそれによって引き続き学習の中にオンライン授業というものについて継続ができるようになった。これはやはり大きな影響だったのではないかとこのように考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

なかなか授業が受けられなかった児童・生徒が受けられるようになったという、そういう利点もあったということ。

私、ちょっと聞かせていただいたところによりますと、なかなか通常の対面授業では発言ができなかった児童がオンライン授業でやる場合に、こちらから何らかのアクション、要するに発言のボタンをクリックするようなことでやらないと発言ができない、それから分からないことを聞くことができないというようなことがあったと。それによって、逆に対面授業が始まった中で、なかなか発言できなかったことが発言できるようになったということをお聞かせいただきました。そういった利点もあるのだなあということをお改め感じさせていただきました。1人1台タブレットの準備ということの中でなかなか難しい問題も出てきていますけど、メリットもあるということですので、きちっとそれを生かしていただいて、今後取り組んでいただきたいというふうに思います。

不登校児童・生徒の受皿についてなんですが、これは今どのような体制になっているのかをお聞かせいただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、不登校児童・生徒の支援といたしましては、適応指導教室、これはふれあい教室でございますが、それと子供の居場所事業として委託契約を行っているフリースペースかめっこの2か所を不登校児童・生徒の居場所、受入れ場所としておるところでございます。

10月末現在の通級状況でございますが、適応指導教室に小学生2名、中学校13名の合計15名、そしてフリースペースかめっこには小学生2名、中学校8名の10名が今利用しているという状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

適応指導教室に15人、それから新しく運営を開始したかめっこサポートのほうに10人ということでありました。このかめっこサポートも新たに運営を開始したところでありますので、非常にありがたいなあというふうに思っています。

ただ、こういう受皿ができてきているということなんですけれども、要するに学校の教室ではなくて保健室のような、例えばそういうスペースであれば、私、僕はここではできるんだという児童・生徒もいると思うんですよね。学校の中の要は受皿といいますか、別のスペースの確保といいますか、そういったところは今学校現場としてどうされているのかというのをお聞かせいただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、学校や不登校ぎみの児童・生徒の状況によってこれは違いがございますけれども、学校には登校できても教室には入りにくい、こういった児童・生徒の対応といたしまして、保健室や相談室などを学校へ登校したときの居場所としている学校がございます。そこでは個別に学習支援を行ったり、教室とその場所をオンラインでつなげて授業の様子を配信したりするなど支援を行っているところがございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そのように既に現場現場で対応されているということでありました。学校においてはそういうスペースがなかなか取れないというようなこともあるということも聞いていますし、今後その少人数学級ということで、要するに箱といいますか、そのスペースがそれによって、少子化ではありますけれども、逆に必要になってくる可能性がある中で、そういったスペースを確保するというのはちょっと難しくなっている可能性もあるんじゃないかなというふうに思っています。懸念点としてあるんじゃないかというふうに思っていますので、そういったところを柔軟に国へ要望する等も含めて、それから現場現場で対応できるところは工夫して今後も対応いただきたいということを申し上げて、

ここの質問を終わらせていただきたいと思います。

続いての質問に移らせていただきます。

陰涼寺山の整備についてということでございます。

こちらはご存じの方もおられると思いますが、亀山東小学校の南側に隣接しております1つの山であります。こちらは現在どういう状況で管理をされているのかということを確認させていただきますか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

陰涼寺山につきましては、現在、亀山東小学校の学校用地として教育委員会が所管しておるところでございます。以前には、その麓に三重女子師範学校があり、または皇太子時代の天正天皇の行啓による記念石柱が設置されているなど歴史がある場であるということを確認しているものでございます。

現在の状況といたしましては、教育委員会において年2回の陰涼寺山内一帯の草刈りの業務委託、さらには西側住宅地沿いののり面の整備、必要に応じて樹木の伐採などを行っているところでございます。

また、学校におきましては、教職員の立会いの下、陰涼寺山の使用を行うといった一定のルールの中で使っているところでございますが、使用頻度は多くないと聞き及んでいるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

部長からの答弁ございましたが、この場所を実は、今さっきも説明ございました三重女子師範学校が建設されておりまして、その後、三重大学付属小学校、それからその後、東小学校になったということ。隣には鈴鹿女子高等学校があつて、そこが今の県立亀山高等学校になったと。言うならば教育の歴史を刻んだ由緒ある場所なんですね。先ほど部長答弁いただきましたけれども、明治天皇の皇太子がここへ足を2度ほど運ばれて、石柱もあるということ。

ちょっと資料をお願いできますか。

この右にあるのが石柱ですね。私、記念碑と書かせてもらいました石柱です。手のひらがあややって乗っかる程度のサイズですのでそんなに大きくないものです。30センチか40センチ弱ぐらいのものだと思います。そういったものが立てられているところ。左手にあるとおり、一定の広さ、これは高台にあります。ものがございまして、この奥にある生い茂っているところのさらに奥が亀山駅、あるいはエコーの辺りを見渡せるちょうど下が北鹿島の場所になる、そういった場所です。今生い茂っていますけど、これがきれいに取られますと非常にきれいに一望できるような本当にきれいな場所でございます。

次の資料をお願いできますか。

この左手にあるとおり、これは木の地肌が見えてきて、非常に砂が流れてきておりまして根っこが見えてきておるということです。東小学校の児童が遊ぶには、私は本当にいい場所じゃないかと

思うんですが、当然根が出てきている分、けがもあつたりということで、今、私聞いていますと、陰涼寺山では自由に遊ぶことができないというような状況で、授業の一環として学校の担任の先生がついていく場合には遊ぶことはできるんですが、自由に遊ぶことができない残念な状態になっています。

右のところにあるとおり、これが実は貯水池があつた場所なんですね。貯水池があつて、その後、入れないようにこういった門で完全に施錠されていまして入れないように状況になっている。ここを見るとかなり草木が生い茂ってしまっている、そんな状況であります。

こういった歴史ある由緒ある場所が、これは特にその地元の団体の方からも、この場所は非常に皆さんの居どころとしてここに置いておきたい場所であるということ。何とかこの今の状況を少しでも改善できないのかというような要望がございました。これは市長もご存じだと思っています。

今後の整備の必要性、これは学校用地ということもありますけれども、教育委員会としてはどのように認識しているのか確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

陰涼寺山は亀山東小学校の学校用地でありますことから、まず現段階におきましては、学校用地として可能な範囲でしっかりと有効活用していくことが望ましいと考えているところでございます。このことから、現在の景観や雰囲気を変えない範囲で安全面も考慮しながら現在行っております草刈り業務等に加え、老朽化した樹木の伐採やフェンスの補修等の予算要求を行ってまいり所存でございます。こうしたハード対策の実施が完了した際には、陰涼寺山の活用方法について、子供たちの安全を優先して慎重に考えてまいりたいと存じます。

一方で、長期的なスパンにおきましては、歴史的風致維持向上計画への位置づけなども模索しつつ進めていくこともできるのではないかと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

先ほども私言わせていただきましたが、なかなか自由に遊べるような状態になっていないということですので、学校用地としてのまず安全を確保するというところ、今少しどうしても管理が行き届いてないというところまでは申しませんが、少なからず整備が進んでいないような状況ですので、まずその学校用地として子供たちがそこで遊べるような、そこへ行けるような状況をつくり出すというのがまず必要かというふうに思っています。その中で、今後については、今部長からそのような答弁いただきましたけれども、これは地域の方と学校側ときっちり協議をしていく必要があるんじゃないかというふうに認識をしておりますけれども、今後のこの陰涼寺山の在り方に関しては、市長は今どのようなお考えをお持ちなのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

陰涼寺山についてご紹介をいただき、問題提起をいただいておりますが、まさに陰涼寺山はご紹介

介いただいた中で教育の歴史を刻んだまさに教育のまち亀山、これを体現できる非常に尊い場所であると、このように認識をいたしておるところであります。

その上で、今後の整備の考え方については先ほど教育委員会から答弁のありましたとおりではありますけれども、それらの背景の中で短期的に何を対応すべきなのか、あるいは長期的に何が対応できるのか、こういうことをしっかり見据えて検討していく必要があるかというふうに考えておるところであります。この陰涼寺山の環境整備につきましては、議員もご指摘のように、地域の皆様方のご意見をいただきながら鋭意進めていく必要が大前提であろうというふうに思っておるところであります。

一方で、教育施設につきまして、昨日、今日と教育施設の例えば更新・改修のお話もございましたけれども、これは喫緊の課題でもございますので、陰涼寺山の環境整備を含みます教育施設のプライオリティーといいますか、これにつきまして教員の考え方ともしっかり連携をさせていただいた上で総合的に判断をさせていただく必要があるかというふうに考えているところでもあります。

いずれにいたしましても、多分、私、市長就任から12年余りではありますが、初めて陰涼寺山のご質問をいただいておりますけれども、その歴史的な背景、それから今の現状、今後へ何をなすべきなのか、そういうことについてしっかり見つけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

亀山市にとっても、歴史的風致維持という観点からもありましたけれども、非常に由緒ある場所、これは宝の場所であると思うんですね。しかしながら、私も認識しておりましたけれども、学校教育施設については、これから本当に更新、あるいは修繕等が必要になってくるものはたくさんあるというふうに認識しております。その中でどのような形にしていくのかということが、これからその地域の方も入れて、学校が、教育委員会も入ってどういうふうにしていくかというのを議論していくのが大事だと思うんですね。当然、東小学校の児童にはこの由緒ある場所というのを教育の材料としてそういうことを教えていくというのも当然大事ですし、加えてすぐに何かするというのではなくて、議論を経ながら、まず緑の維持管理を含めて、例えば植樹をしていくとか、そういった中で皆さんの意識を高めていくという、そういった両面から進めていく必要があるのではないのかなと思いますので、これは学校用地でありますので、教育委員会としてもその辺を認識いただいて、まず安全を確保していただいた上で次どうしていくかというのを、学校運営協議会という場もありますので、その議論にしっかり入っていただくように要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時59分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

一般質問を通告に従いさせていただきます。

1点目ですが、狹隘道路後退用地整備事業についてお伺いしたいと思います。

市民からの相談がきっかけで、この問題を取り上げさせていただきましたが、まずはこの事業の内容、目的についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

狹隘道路後退用地整備事業の目的ということでございますが、道路は日常の通行だけでなく緊急車両等の通行のための利用機能や、通風・採光などの空間機能としての役割も担っておりまして、また災害時には人命、経済、暮らしを守り支える重要なインフラでございますが、狹隘な生活道路におきましては、これらの機能、役割が十分に果たせておりません。

そこで、平成21年度に創設をいたしました狹隘道路後退用地整備事業では、狹隘な生活道路の整備のため、市民のご理解とご協力の下、建築基準法に定められております4メートルの道路幅員の確保を進め、道路の安全性や住宅地の防災・減災機能を高めるとともに、良好な住環境の促進を図るものでございます。

また、中心市街地の土地利用の活性化を促進し、コンパクトシティーの形成を図るための支援を行うことにより、安全で安心な住みやすいまちづくりに寄与することを目的としてございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

狹隘道路後退用地整備事業の目的をお聞きしました。

これからお家を建てる方、整備する方は、その前の道の中心から2メートル下がったところで、行く行く道ができたときに4メートル道路を確保するという観点でもらわなくちゃいけないということが出てくるわけですが、この狹隘道路というのは、一体どれだけあるのと聞いたけれども、それはさっぱり、なかなか全部測ってあるわけじゃないので分からないということでしたけれども、狹隘道路自体の県と市の定義がちょっと違うんだということがありましたので、その違いと違うことによるマイナスがないのか、県の事業としてきちっとできるのかどうかとか、そこについて伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず狹隘道路の定義ということをお述べさせていただきますと、狭い意味でいいますと建築基準法

第42条第2項に定められた道路ということでございます。

これは、建築基準法の定める基準時以前から建物の立ち並びがあります幅員1.8メートル以上4メートル未満の道で、特定行政庁、今現在、市でありますけれども、市が指定したものでございまして、都市計画区域内にある建築物の敷地は、原則として幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接するよう定められておりますため、先ほどご紹介もいただきましたが、この道路に接する建物は、再建築の際には道路の中心から2メートルの後退、セットバックが必要でございます。

なお亀山市では、亀山市狹隘道路後退用地整備要綱におきまして拡幅整備の補助対象とする狹隘道路は、都市計画区域内だけでなく都市計画区域外の狹隘道路に対しましても拡幅整備の支援対象とさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

県の定義としては、都市計画区域にある1.8からという縛りがあるけれども、亀山市は都市計画区域になくても狹隘道路とみなして事業を進めていくということによろしいですか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀山市におきましては、都市計画区域外の狹隘道路に対しても拡幅整備の対象とさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

それでは次に、この整備事業の実績についてお伺いしたいと思います。

今年はまだ始まったばかりですので数年経緯で言っていただくんですが、お願いします。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

事業の実績でございますが、本市におきましては、県内の他市町の事業内容も参考にさせていただきまして、亀山市立地適正化計画を反映させる形として狹隘道路の後退用地整備要綱を令和元年11月に改正をいたしまして、令和2年4月1日から現在の制度で施行をしております。

この見直しによりまして、令和元年度の申請の受付分につきましては実の申請数が42件ございましたが、そのうち寄附をいただいた件数が23件、全体の55%でございましたものが、令和2年度の申請受付分といたしまして、実申請数39件のうち、寄附、また予定の部分も含めまして、その件数が29件、75%と増加をしております。なお、参考までに本年度の申請受付分につきましては、11月末時点でございますが、実申請数31件のうち寄附予定件数については26件、84%と年々伸びてきておる形になってございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

件数として、寄附をしていただく件数が増えてきた、寄附をしやすくなったということなのかなと思うんですが、この要因についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

令和2年4月1日から要綱を見直しまして、助成金、報償金についての拡充をさせていただいたということが寄附の増加につながっておるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

拡幅整備助成金制度やら報償金を変えたということですので、その内容について、どういう状況からどういうふうに変えたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

狹隘道路後退用地整備事業でありますけれども、拡幅整備の助成金制度と報償金制度がございまして、まず拡幅整備の助成金制度でございますけれども、後退用地の寄附の申出のために建築主等が負担をする土地の測量、分筆登記及び所有権以外の権利の抹消登記の費用に相当する額について、15万円を上限として助成をさせていただいております。

また、亀山市立地適正化計画で指定しました居住誘導区域内におきましては、支障物件の除却及び後退用地等の整地に係る費用の2分の1に相当する額を30万円を上限として助成をいたしております。

次に、もう1点の報償金制度でございますけれども、亀山市に寄附をいただいた後退用地の面積及び地目に応じた額を報償金といたしまして、15万円を上限にして支給をさせていただいております。

さらに、本市におきましては寄附をいただいた後退用地のうち市道として取得をした用地につきましては、市におきまして舗装整備を行いまして、市道として管理をしていくというものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この制度を変えたおかげで少しずつ皆さんが寄附をしやすくなったのではないかとということなんです。

1つ、私は今お聞きしていて、支障物件の除却及び後退用地に係る整地、これに係るものが2分の1に相当する額で上限が30万円ということですので、自分で半分は出してねということやと思うんですけどね。今回、ご相談があったという案件についてご紹介しますと、これを下げることに

よって下水の公共ますがかかってしまうと。下水の公共ますというのは、市の持ち物であります。自分の塀を壊すとか自分の植木を壊すというのではなくて、市の公共物を市の道にするために寄附をする、市の都合を考えて寄附をするということに対して半分は出してねということが納得いかないというご相談でした。私はなるほど、そうなのかなと思います。

この2分の1に相当する額30万は、ないところもあるらしいので、あるのはありがたいんですけども、そういう公共のものを動かすということに対して自分で出さなくちゃいけないということについては改善はできないんでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

公共下水道の公共ますでありますけれども、議員おっしゃられましたとおり、後退、セットバックに伴う移設工事については、市では行っていないところであります。

ただし、先ほど申し上げました居住誘導区域内における支障物件の除却費用に対する助成、こちらにつきましては、公共ますの移設についても対象とさせていただいております。その他の物件の除却や後退用地等の整地に係る費用と併せて、その2分の1に相当する額について30万円を上限とする助成制度を活用させていただいております。

他市におきまして状況も調べておりますけれども、個人負担でやっていただいております市が多い中で、亀山市としては2分の1に相当する額、上限30万でございますが、そちらのほうで制度を設けておるということでご理解いただければと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

公共ますという市の持ち物を市の事情で動かすために自分は半分は出さなくちゃいけないというところの違和感を申し上げたところですけれども、例えばセットバックはするけれども、登記はしないと自分の土地のままで置いておきたいと。でも、道になったときには、どうぞご自由にお通りくださいという方もいらっしゃるかと思うんですけれども、そういう場合、自分の土地ですので、公共ますがあっても動かしなさいとは言わないわけですね。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

後退用地を市道として寄附していただいた場合は、支障物件として公共ますを移設していただくということにしております。寄附をいただかない場合については、そのまま民地でございますので、そのまま残していただくということもあるかと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

だから、公共ますは、そういう事情によって車が通る下にあったり、民地にあたりすることがあるわけなんですけれども、要は、この2分の1は公共のために公共のものを動かすのに個人が出

さなくちゃいけないということの違和感なわけですが、こういうのを残したまま、あるいはもう1つはちょっと私思うのは、居住誘導区域しかその30万円の補助もないと、居住誘導区域じゃないところのセットバックについては、全部ご自分で出さなくちゃいけないということも、ここもやっぱり不自由だなと思いますが、こういうことというのは、先ほど言っていた事業の目的、本当に救急車や緊急自動車、消防車などが入りやすいようにとか、火事が起こりにくい、風通しとか、環境とかということで本当にそこに住む、暮らす人の命にまで関わる大切な事業でありながら、少しずつ寄附は増えてきてはいるとはいうものの障害にならないのかな。こういう2分の1は出してねということであるとか、居住誘導区域だけですよということというのは、寄附をするための障害になってくるのではないかなと思うんですけど、どうですか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まずセットバックでありますけど、公共事業ということではないと認識をしております、あくまで法に基づいて個人の方が再建築をする場合は、後退、セットバックが必要になると、そのように私ども認識をしております。

公共ますを移設せずにそのまま入れておいたら駄目かという考え方もあるかと思いますが、これについては、道路におきます埋設の深さが60センチ以下にはならないということになりますので、あくまで寄附をいただく市道として、道路の下に入れる場合については移設をしていただく。公共ますは基本的に浅いところということですので、基準にそぐわない形になっておりますので、そのようにお願いをしておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

お聞きしたことにストレートにお答えいただいているなと思うんですが、分かったのは、公共ますがあるということは、市道の要件として満たさないということで、市のご都合でどうしてもそれはどけてもらわなければならないということだと思うんですけども、また市のご都合やので、ほかの自分の公共ますという公共のものを動かすということについては別の考え方を、ぜひ改善いただきたいなと思います。

公共事業ではないとおっしゃいましたが、それは一軒一軒がセットバックしなければいけないと法の下にするわけですが、それがつながって道となるわけで、それがこの地域を安全なまちにしようということで、自治会からあの市道を広げてほしいという要望を出すわけですよ。そこを応援していくという立場では市はないんですか。公共事業ではありません、ご本人が法にのっとってすることだけなんですということとはちょっと違うのではないかなと思うんですけど、いかがですか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

あくまで建築基準法に基づいて後退、セットバックを個々にしていただく場合でありますので、

自治会から拡幅の要望というつながった部分とは今回違うと、そのように考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

狭隘道路後退用地整備事業が公共事業ではありませんよ、道ではありませんよというのは、日本語上では分かるんですが、私が申し上げておるのは、こういうのをきちっとしていくことによって、寄附をたくさんしてもらうことによって安全なまちがつかれるんじゃないですか。それを皆さん進めておられておられるんじゃないんですかと。その障害になっているのが、こういう地区の縛りであるとか、公共のものを公共で動かすということに対するところ少し違う心遣いとか、違う何かを考えるというのはありじゃないんですかということをお願いしたんですけども、最後にもう一回だけ聞いておきます。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

狭隘道路の解消のために現在の制度、拡充をさせていただいて、運用のほうをさせていただいてございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

事業の妨げになっていくんじゃないのかということをお聞きしてもなかなかお答えいただけませんが、やっぱりこのお一人お一人が法にのっとりきちんと寄附をしていただくことで安全なまちがつかられていくんだと思います。それをしっかり進める立場にあるんだと思いますので、その妨げになるようなことは改善をして、改善することによって今回のこの改善で増えたように、今こうやって出された声も一つの声としてしっかりと受け止めて考えていただきたいなということをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

女性に対する暴力をなくす運動と市の対策についてと上げました。

女性に対する暴力、毎年11月12日から25日まで、女性に対する暴力をなくす運動期間です。

毎回、この亀山市でもパープルリボンを作っていたいたり、いろんな展示をしていただいたり、図書館に関連の図書を置いていただいたり、しっかりとやっていたりしているなど私も感じてはおります。

ただ、この問題を取り上げたきっかけは、私がフラワーデモンなんかに関わっていたこともありますが、本当に亀山市民が、特に女性の暴力の中でも性暴力に特化したお話にだんだんとなっていくんですけども、こういうことに遭ってしまった場合、どこに相談していいのかわからなくて、ぱっとホームページを見てもすぐに分からなかったと言われたことなんです。

私は自身としては、亀山には女性相談窓口があると、そこには私もいろんな方をお連れして、本当に丁寧に相談に応じていただき、いろんな専門性のあるところにつないでいただき、非常に信頼をしておりますので、私はここがあるから大丈夫だと思っていましたが、一般の方はあつと思ったときにどこに相談したらええんやろうと思ったときに分からなかったということをお願いしたんです。

ね。こういうことでは駄目だろうと思って、一回ここできちんとしていきたいなと思って質問に取り上げました。

女性に対する暴力があった場合、相談の流れを教えてくださいたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

夫やパートナーからの女性に対する暴力、ドメスティックバイオレンス、DV等につきましては、女性の人権を著しく侵害するものであり、三重県や市におきましては専門の職員を配置し、対応しております。

DVの被害相談の窓口といたしましては、三重県が設置をしております三重県配偶者暴力相談支援センターや三重県男女共同参画センターフレンテみえ、それから三重性暴力被害者支援センターよりこななどがございます。

本市におきましては、亀山市総合保健福祉センターあいあいにて女性相談窓口を設置し、専門職員が8時30分から17時15分まで電話または対面で相談を受け、支援を実施しております。

相談やその相談支援の内容によりましては、他の市部局や亀山警察署などの関係機関とも連携し、さらに法律的な問題であれば、国が設立した日本司法支援センター法テラスを紹介させていただくなど、相談者の希望に沿った支援に努めているところでございます。

また、身体的な暴力などの被害により身体や生命が危険にさらされるような緊急事態におきましては、ためらうことなくすぐに警察へ連絡していただくよう平時より相談者にはご案内させていただいております。警察にご相談いただく場合にも、必要に応じて女性の相談員と一緒に相談の場に立ち合わせていただくなど、相談者に寄り添った支援を行っております。夜間や週休日などの閉庁時におきましても、緊急の相談や連絡が入りましたら市の当直から担当者に伝えられ、迅速に対応ができる、そのような体制になっております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

亀山市での相談窓口、相談の流れとしてはあいあいであると、私は県のよりこななどなんかにも聞きましたけど、そういう女性の相談窓口はここにありますよということを明らかにしますと、それによって相談者がここに行っているんだなということで見られて相談しにくくなったり、あるいは加害者の方がそこに押し寄せたりすることで被害が起こることがあるので言わないと聞きました。だから分かりにくいということもあるんだと思うんですけども、あいあいもたくさんございます、何番窓口も。こういう方が相談するに当たって、あいあいの総合の電話番号で女性相談でということ言えばすぐにかかるということであるとか、どの窓口の方にご相談しても、あっ、そうだなとすぐに察していただいて、窓口につないでいただくということでもよろしかったですか。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

議員がおっしゃったとおり、どの窓口につながっても最終的に女性相談の窓口に迅速につながる

ような体制となっております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

相談者は多くは語れないことがあると思います。本当にそこを察してやっていただくように周知いただきたいなと思います。

そして、最初に戻りますが、やはりどこに相談していいか分からなかったと。今あいあいだとお聞きしましたが、それが例えばホームページをぱっと立ち上げたときに分かりやすい表示というのは、ホームページばかりじゃないのかもしれませんが。要するに、それがいろんな人に分かるという方法を講じていただきたいと思うんですが、そこについてのお考えをお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

議員ご指摘のとおり、窓口へたどり着きにくいというこの問題は市の相談窓口としての課題だと思えます。

11月12日から25日の女性に対する暴力をなくす運動期間として、市では広報特集記事の掲載、それからDVに関するパネルの展示、関連図書の図書館での展示など、周知啓発を図ってまいりました。期間外においても常時行っているPRとしては、コンビニエンスストアやドラッグストア、それからスーパー、ホームセンターなどにご協力いただきまして、女子トイレにDVの啓発カード、それからあいあいの相談窓口の掲載のカード等を置いて周知啓発を行っておりますが、まだまだPRについては工夫、努力が必要だと感じてはいますので、これから頑張ってみます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

それでは、亀山で受けている相談の実績とといいますか、内容は深くは入ってもらわなくていいんですけども、女性相談の件数と、DVの相談件数などをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

平成30年度から令和2年度までの3年間における本市の女性相談の実人数と延べ件数は、平成30年度が151人で延べ1,333件、令和元年度が178人で延べ747件、令和2年度が176人で延べ976件となっております。

その女性相談件数のうちDVに係るケースにつきましては、平成30年度が13人で延べ350件、令和元年度が10人で延べ98件、令和2年度が14人で延べ243件となっております。

内容といたしましては、身体的暴力、精神的暴力、経済的な暴力、それから子供に危害を加えたり、子供の目の前で罵倒したりするというような子供を使った暴力、それから社会的な暴力などがございました。

その被害の相談内容に応じまして、配偶者暴力相談支援センターや病院、警察、弁護士等と連携

し、問題の解決に向けて対応しております。

また、相談者自身が加害者から離れられるように助言や支援を行ったり、特に子供が関わる場合には児童相談所や関係機関と連携し、安全確保を図ったりする対応を行っております。

さらに、被害者が安心して生活できるように住居の確保の支援も行っておりまして、転出入や健康保険の加入等の行政手続や自立を含めた就労支援の動向、それからアパート等の住居物件の情報収集や物件の見学への動向など、それぞれのケースに応じた様々な支援を行っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

住居に対しては本当にネックになってくる支援で、経済的な暴力を受けている方は、DVで逃げ出したくてもアパートのお金もないからということで逃げられないということもよく聞きます。ぜひとも、そこについても支援をしていただきたいなと思います。

いろんな啓発もしていただいていることも伺いましたが、こうやって先ほどの相談件数を伺っておりますと、件数に対して、お一人に対する支援がかなり何回もしていただいていることがよく分かりました。本当に大変なんだと思います。その相談を受けている中で、女性に対する暴力の相談を受けていて課題と感ずることがありましたら伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

女性相談の課題といたしましては、まず最初に、中学生・高校生を含む10代、20代の若年層の間で起きる恋人、交際相手による心と体への暴力がデートDVとして近年深刻な課題となっております、その若年層への啓発が重要なことだと認識しております。

本市は、これまでも高校生や若者を対象に、駅前や街頭、イベント会場などにおいて啓発物品を配布し、正しい知識や情報の提供を行ってまいりました。今後も効果的なPR方法を工夫し、その取組を進めてまいりたいと考えております。

また、DVによる被害を受けている女性は、無力感、孤立感などによる鬱状態や強いストレスの影響のためか、ご自分がDV被害者であることが判断、認識ができない場合が多くあります。

また、市内店舗等にDV相談カードを設置させていただいておりますが、それを見て実際に相談窓口まで来所される方は、残念ながらごく僅かとなっているような状況がございます。

このように、被害者ご本人が自分が置かれている状況を認識できず誰にも相談できずにいることや支援を必要とする方へのPRが、先ほども申しましたように、届きにくく相談の窓口に至り着きづらいということが、本市においても女性相談における大きな課題であると考えております。

そうした中、今年の先ほど申しました女性に対する暴力をなくす運動期間には、初めての試みといたしまして啓発物品のラッピングの中にDVチェックシートというものを入れまして、一人でも多くの被害者の方に手に取っていただき、ご自身の状況に気づいていただく、そしてご相談いただけるよう工夫を行ったところでございます。

今後も被害者ご本人が必要な支援にたどり着くことができるよう、より分かりやすく工夫した啓

発を行ってまいりたいと考えております。また、相談につながった場合には、心の負担軽減になるよう被害者の支援に寄り添ってまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

亀山市での相談の流れや内容について聞いてまいりました。

DVの被害の中、本当にいろんな被害があるわけですがけれども、私今回、特に申し上げたいのが性暴力の問題なんですね。

毎月11日にフラワーデモというのが全国的に開催されるようになりました。運動のきっかけは、性暴力加害者に対する無罪判決が相次ぐ中、特に娘さんへの性暴力の罪に問われた父親に無罪判決が何回か出されたということでした。

本当に一人じゃないよ、みんなが支えるよ、あなたは悪くないよという連帯の気持ちを日本全国から花を持って立つということで表した運動でした。県内でも何か所も行われています。

こういうことが起こってくる問題は、法律が明治時代からあんまり変わっていないという問題があるんですけれども、そこはまた置いておきまして、この三重県の先ほどから言っています、この相談、いざ被害に遭ったときに、その方を助けるためにどうしたらいいかということなんですね。

今、亀山のやっている相談をお聞きしました。私、警察にも、いざのときには警察に行ってくださいというので警察にも伺ってまいりました。警察はなかなか古い建物で、バリアフリーとは程遠い、本当に部屋も殺風景な部屋ですがけれども、通していただいても。私もどういう対応ですかということをお聞きするだけでも何か緊張するようなシチュエーションでありますし、とはいいいながら昔聞いたような二次被害が警察によって行われるとか、裁判所ということではなく、今は犯罪被害者にしっかりと寄り添うという教育もなされておって、しっかりさせてもらうというようなことでした。

しかしながら、やっぱり被害者といましては、何回か説明をせんならんとか、男性に対してしゃべらんならんというだけでも非常に困難なことがあるということで、今はそういう方を支援しようということで、日本各県に性暴力被害者のワンストップの支援センターがつくられております。三重県にもよりこという支援センターがつくられております。

資料の1番を出していただきたいと思います。

これは、よりこのホームページを開くとまず出てくるページなんですけれども、とにかく思い当たることがあったら一人で抱え込まずによりこに相談してくださいと書いてあります。

しかしながら私はまだ不安であったのは、このよりこの開設をしているのが朝の10時から、このホームページは17時とあります。新しく17時までになったんですね、1時間延びたんです。前は16時だったんです。土・日、祝や年末などを除くということになっていまして、相談電話に電話をしても、そのときは次の日にもう一遍かけるというようなことになってしまいます。そんなことでは一番犯罪が起りやすい夜などの緊急の対応に間に合わないではないかという思いでありました。それでお聞きしました。そうしたら、ここ最近24時間体制になったというんですね。17時までとなっていますけど、17時を過ぎてもそのまま受話器を持って待っていたらセンターにつながって、そこで対応していただけて、対応した結果、これはよりこの対応が必要だということ

になれば、よりこにしっかり連絡がつながって、その方がその被害者のところに行っていたり、またどこかでお会いして支援していただいたりということができるといいうんですね。

そういうことがなかなか今皆さんに知られていない。もう4時、5時で終わりだったら電話しても仕方ないわ。緊急のときは警察に行つてと言われるけど、警察にそんなんよう言わんというふうにして、なかなか訴えていない人が多いんですね。

どれぐらい訴えていない人が多いかといいますと、日本で例えば女性13人に1人が無理やりに性交を強いられた経験がある。そのうち警察に通報したのは2.8%というんですね。本当にみんなのみ込んでしまって、自分で抱えている人が多いという状況です。

とにかく、これを早く相談してくださいという体制にしないといけな。なぜかという、性暴力によって性感染というように体も心配ですし、妊娠をするという心配もあります。

皆さんご存じのとおり、72時間以内であれば緊急避妊薬がお医者さんから処方してもらえますけれども、土曜日や日曜日や祝日やということで間に合わないということがあります。ですから、24時間対応と病院に必ずアクセスできるということが非常に求められておりましたが、今のよりは、そういうことにできるだけ今の体制の中でやろうとしているということが分かりましたので、ちょっとお伝えをしたいなと思います。

2番の資料を出してください。

次のホームページに行きますと、「よりこ」にできることと書いてあります。

本当にまずは体が大事、体のケアをします。お医者さんに夜間も対応しているお医者さんと連携しています。9つの産婦人科医が今は16の産婦人科医に増えて、被害者には男性もおられますので、4つの泌尿器科のお医者とも連携して、合わせて20のお医者さんと連携して、緊急のときにも対応していただいて、診察していただいたり、検査していただいたり、あるいは状況によっては証拠の採取をしていただくということにも対応してもらっているそうです。

弁護士さんによる法律相談であるとか、また本人さんの心のケアが本当に心配ですので、それに対しても3回までは公認心理士や臨床心理士、こういう犯罪被害者に詳しい方を連携して、お話もさせていただいているということですし、こうやってよりこを通していただくと、先ほどのお医者さんに行ったときの検査などのお金も公費で出してもらえということなんですね。

先ほど亀山市の対応を聞きましたが、そういう行政ともつながりますし、犯罪被害者の条例もできましたので、そことも連携した中で、非常に亀山市はいい動きをしてもらっていますよとお褒めいただいたところです。

次の3番目の資料を出していただきたいんですけど、この棒グラフはシンプルにしたグラフなんですけど、相談件数の推移なんですね。平成27年に立ち上がって262件、28年が328件、29年が331件、30年が390件、令和元年度が328件だったのが、令和2年度に623件。これは、私どうしたことだろうかと思ってお聞きしました。

コロナによって、そういう虐待であるとかDVが増えているということは聞きますけれども、こんなに倍ほど増えるということがあるんだろうかと。そうしたら、よりこさんの判断ですと、これは昨年からはSNSを開設しましたと。LINE相談を開設したこと、そして周知の面で今までは高校生には周知をしてきたと。よりこがあるよ、相談してねというチラシもカードも配ってきた。昨年からは中学生にも配るようになったということ。そして、フラワーデモが始まったので、声を上

げてもいいんだという認識が広がったのではないかということでした。

亀山市に特化していいますと、中学生はもちろん全ての小学生にこの周知をしていただき、三重県の中でも多分亀山市だけではないかなと思うんですけども、小学生の子たちにもしっかり周知していただいてありがたいですというお言葉もいただいたところです。

次の4番目のグラフを出していただきたいと思います。

このグラフは何のグラフかといいますと、相談があった方の年齢別にパーセンテージを表しているんですけども、何が分かるかといいますと、この最初のオレンジとグレーですね。オレンジが10代で、グレーが20代なんですけれども、若年層がぐっと増えたということが分かると思います。

先ほどのLINE相談、LINEだけでなくメールもあるんですけどね、LINE相談でぐっと増えたということもありますし、若い人、中学生にも周知したことで中学生からの相談もある。これ、シンプルにするために数字を丸めていますけど、実は10歳以下もゼロ%になっていますけど、お一人は相談あるんです。若い人の被害が増えている、そして相談も増えているということです。

こういう状況の中、本当に人も増やしながらよりこというところが間に立って、市やまちとつながりながら女性の人生を何とか前へ進めるために、この被害から救うために頑張っているということが、今回、私も場所は特定されていないので、電話での聞き取りでしたけれども、よく分かりました。

先ほどの市の対応でちょっとお聞きしたいところがあるんですけどね。やはり緊急時には警察に行ってください、どうしてもそう言うんですわ。私もそうやと思いました。しかしながら警察に行けないという方があるので、行ってくださいの前にやっぱり一緒に行ける体制であれば、亀山市の対応をする方が行っていただくなり、あるいはよりこさんへ連絡してください。それによっていろんな公費で軽減されますので、その踏み込んだ周知が必要かと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

緊急時の対応の周知につきまして、先ほども11月25日の運動の期間に配らせていただいた啓発ラッピングの中でもそうですし、平常時からこういうような相談窓口があってというようなご案内をする中で、必要に応じて市の女性相談員が緊急時には警察にも相談させていただく、一緒に相談の場に立ち合わせていただくというようなことも周知の中にちょっと含めていきたいなというふうにも考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

早く支援につながるものが、妊娠なんかは本当に時間を問われることですし、命に関わることにもなっていきます。子供の頃の被害は何十年もたってから、被害があんまりひどすぎると解離をして記憶を消すということがあるそうです、そういう場合。記憶を消した後、10年、20年たって

からぱっと記憶がよみがえって精神を病んでしまう方がおられるそうです。

今回、このすごく増えた相談の中にも、今大変だという相談だけではなくって過去の被害に対しての相談もたくさんあったそうです。ですから、こういうところのセンターだということの周知を亀山はよくしていただいているんですけどね、子供たちにも。

ぜひ、トイレなんか見えていまして、DVのカードはありますけど、よりこさんのカードがまたこれからちゃんと時間が直ったカードが今年度中に出てくるということですので、トイレに貼るものであるとか、カードであるとか、学校での周知であるとか、継続的にしていただきたいなと思います。

若い方の相談が増えていますので、ぜひ若いところへ特にやっていただきたいなと思います。

私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時50分 休憩）

（午後 1時59分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、勇政の櫻井でございます。

一般質問させていただきたいと思います。

理事者側にお願いしたいんですけれども、前置きはよろしいので的確な答弁をお願いしたいと思います。

まず1点は、通告させていただきました生理用品の支給について。

去る9月の定例会で小・中学校への生理用品の支援のために補正予算が可決されまして、各学校に既に生理用品の配付がされていると思いますけれども、小学校における配付方法、また予定されていた保健室での引換え等について中学校の折に検討されたのか、これについてちょっと設置状況をお示しいただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

小・中学校へ配付いたします生理用品につきましては、11月22日に購入契約を締結いたしました。納入には3週間程度必要であるということですので、12月中旬には各学校へ納品される見込みでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、9月補正予算って一体何ですのやな。補正予算というのは、そもそも当初予算に見込まれなかった緊急を要する災害等々のこととか、当初予算の予算がない場合に補正予算で対応するものであると。同時に、福祉部門で生活困窮者に対する生理用品の支給がなされました。

ちょっと福祉部に聞きたい。福祉部はそれをどのようにされたのか、ちょっとお答え願いたい。

○議長（中崎孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

健康福祉部におきましても、あいあい、また本庁舎、それから関支所のほうで生理用品のほうを配布ということで、議会終了後直ちに物品の購入を行いまして、実質もう既に配布事業を進めておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、健康福祉部はもう既に執行済みと。何で教育委員会の小・中学校の生理用品の支給が11月22日で3学期から支給すると。どのような要因なんですか。おかしいです、こんな。何が原因ですんやな。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

学校への生理用品の配付につきましては、配置後に各学校全ての女子トイレに配置を行っていただくということとともに、低学年や女子児童も含めた子供たちへの丁寧な指導というものも必要になってまいります。また、保護者への内容周知というものを含めた準備と併せ、また、この物品購入に関しましては補正予算が可決されました後、速やかに購入手続に着手をいたしまして、11月中の配付を予定していただいております。ただ、生理用品を入れるコンテナボックスでありますとかスチールラックの発注、それから、生理用品について数も多いということでございますから、仕様確認や参考見積りの徴収及び納入業者の決定に、さらには納入の業者によります納入に時間を要したというものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それなら、ここに令和3年9月亀山市議会定例会資料、教育委員会事務局教育総務課の小・中学校生理用品配付・配置についてと。配置方法としては、数量、小学校云々とかと、高学年の女子751名、1割の程度で児童が使用する7か月分として480パック。7か月分ということですよ。こういうふうに提案されておるんですよ。これに対して審議しておるんですよ。今亀山部長が言われたけれども、数が多いとか指導がとか言いますけれども、ここで教育長がこんなことを言われたね。私の質問に対して、全ての学校の養護教員、保育の先生にもお集まりをいただきまして、そして私どもも入って意見交換をしましてと。云々ですすな、既に協議は済んでおるんですよ。健康部

長はすぐにやっただと。数が多いのできやんと。それで、この資料は何やったんですか。虚偽の資料ですか、教育長、あなた。あなたが提案者やでな。7か月分を購入するためにこの補正予算を組んだと。

昨日も聞かせてもらいました。補正予算が出たときに議決後、どういうふうに執行するのやと言ったら、小坂次長だったかな。それから大澤部長も、速やかに議決後執行をしたいというようなことですわ。それでこの7か月分という根拠が崩れますやんか。そうでしょう。だから私、これ確認させてもろうておるんですよ。どういうことですかね、教育長。あなたの責任やで、これ。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

9月議会の補正にかけさせていただいた時点では、何の偽りもございません。ただ、購入手続と、また納品等に時間を要してしまったのは事実でございます。事務局サイドとしましては、補正可決後、速やかに物品購入の手續に着手しているのも事実でございます。これは部長が答弁しましたように、仕様確認や参考見積りの聴取、または業者による納入時間を要すとかそういったことが生じてきましたので、実際の実施においては時間を要してしまったということですので、この遅れたことについては申し訳ない。もっと速やかにできたのかと言われると、事務局は頑張ってやっていたっていました。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そんなら、以前にコロナ禍の中で卓上シールドというのをやりましたな。小・中学校に配付した。それ議会が終わるか終わらんかうちに、もう終わってすぐ伊勢新聞か何かに出ましたな、もう既に。それは手配してあったわけですか、あのときには。そうでしょう、そうやなけな、議会が閉会后、速やかに伊勢新聞にこんな卓上シールドが860円やったかな、出ていましたわ、新聞に。こうやってやっています、コロナ対策で。

今度は生理用品については時間を要するって、市長はどう思うね、これ。あなた執行したけど。こんな業務をやっておる担当課が、スピーディーな行政じゃないやないか。議会に補正予算として上げて7か月以内に上級生の使用に対応するように配置をするという予算の案も資料も出して、それが執行されておらんということに対して、あなたはと思う。今の何や言い訳がましいことを言うけど、卓上シールドのときは、議会が終わってすぐにもう出ていましたよ。たった79万円やないかな。卓上シールドのときはあれ何ぼ、生理用品の79万とかそんなもの予算やなかったはずですよ。にもかかわらず、こういうようなことをやっておると。市長としてどういふような思いですか、今の答弁を聞いておって。そこを教えて。簡単に頼みませ。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

予算の議決後に速やかにその作業を行うと、これは当然のことでございますし、そのように積み上げてくる中で様々な状況が生まれて遅くなったのはもう事実でございますので、議員ご指摘のと

おりであろうというふうに思っております。

それから、昨年の卓上シールドとのこの比較をご指摘いただきましたが、あのときはコロナ禍における6月1日の給食再開に向けた対応ということで、緊急でありましたので既決予算で対応させていただいたということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうやって何か説教されるとすぐあなたは言い訳するわけ。この生理用品というのは、必要やから備えたんでしょう。

ちょっとこれ各会派にも配らせてもらったの。スコットランドで2017年にこれやり出したんですよ、ある地区が。スコットランドの1つの地域が。それが、要は20年には国の施策としてやっておるんですよ。というのは、一番大事なところは、やはり生理の貧困というものではないと。ここに書いてあるのは、女性の尊厳を図るためにやるんやというのが、このスコットランドの趣旨なんですよ。そういうのを精神を持っておれば、こんな何やらいろんなものを用意するのに準備がかかるもんで、それで子供の指導もせんならんとか、だから遅れましたと。そうしたらないんですよ、補正というのは。違いますか。補正予算というのは、片方は速やかに実施しておる。片方はああだこうだ言うてあと三月です。そうすると3か月分ですがな、残り。7か月分買うんですか、3か月分のために。そこら辺のいろんな、何でこんなことを速やかに実施せん、そういうようなことを点検せんのか、あなたは。していないでしょう、その点検を、予算を上げておいて。予算の提案者はあなたやで。その段取りをするのはこっちか分からん。あれはどうなっておるんやという指示を出したんですかというの。そこら辺の市政の強弱があるんですよ。あるものには手厚く、あるものにはちょっと遅延してもほったらかし。それでこの亀山市の行政は回っておるんですよ。そんな行政はあきませんやんか。現状にこっちのほうで今後どういうふうな対応をさせるのかな。この遅延を、市長として。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

教育委員会からも説明をさせていただいておると思っておりますけれども、この小・中学校へ配付する生理用品については、そのなぜ遅れたかということについては今事情を聞いてもらったとおりでございますが、12月中旬には3週間ほどかかるということですのでここで納品をされる見込みでございます。その後、速やかに各学校、各女子トイレに設置をいただくわけでありましたが、小学校の場合は特に低学年の児童、男子児童も含めた子供たちへの丁寧な説明がこれは不可欠でございますので、それに対して保護者も含めた内容の説明を丁寧に教育委員会の中でやっていただくといいということが大切な視点であろうと思っておりますので、そこをしっかりと積み上げていただきたいというふうに思っております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、小学校の生理用品に困った子供に気兼ねなく無償で提供することについて、全ての小学校の養護教員、保育の先生等を集められて、それで校長会でも話したと言っていましたな。そうやのに、それができたもんでこの補正予算というのは固まったんちゃうんですか。この数も7か月分という。それを遅延しておるやんか、あなたは、執行せんと。もつてのほかや。それで、言い訳の答弁は要らん。

あのね、この新聞にも書いてあるんですわ。結局はスコットランドの子供たちでも、やはり置いてもろうてあったら……。

それで子供たちの対応はもうこのままで行くんですか。まずそれから聞きたい。子供たちの対応はそのまま行くのか行かんのか。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

配付方法、特に小学校についてのご質問だと思いますが、改めまして各学校の養護教諭、校長会等とも協議した結果、今回予定している配置方法が最善の方法であると判断しております。したがって、小学校における各トイレに引換えカードを設置し、カードを持参した子供に生理用品を、どの先生に渡しても速やかに渡していただけるような運用、また、その個々の子供に応じて生活背景等分かっておりますので、固めて渡してあげたりとか一回一回、一個一個渡すとかそういった事務的な仕事じゃなくて、丁寧な、子供たちと教職員との信頼関係に基づいた渡し方をする予定でございます。

もう一つだけちょっと言わせてください。

市で一括購入して全ての小・中学校、全ての女子トイレに導入するのは県内初でございます。したがって、用意周到に丁寧な指導も心がけて準備をして、今の時点では3学期から全ての学校できちんとスタートしたいと考えておるところです。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そんなら、この議会資料の7か月分というのは何ですやな。3か月にしておけばいいがな。そんなだけ調整が要るんやったら。

それでもう一つ、スコットランドで言うておるのは、笑い事じゃないでしょうよ。あんたが笑うことじゃないでしょう。

調べたところ、生理用品を下さいと先生に言うのは恥ずかしいという声があり、トイレに置いて配ることになったというふうなことが書いてあるんですよ。恥ずかしいと。それが、今言うた生理の貧困と呼ばれていたが、しかし、こうした状況が、女性が人間らしく生きる権利の侵害につながっているとして、最近では生理の尊厳や生理の公平と言われるようになったというふうにスコットランドの国は変わっていったんです。女性の尊厳を守るために、そういうふうにご下さいと言うよりもそこへ設置したと。あなたは、教育長、そう言うけれども、おかしいやないかなと思う、私は。あなたの考え方は。もうええわ、もう。

そうやで、極力ですな、3月までに配るんやったらもう一遍3月にやりますけれども、その状況

をまた教えてもらいたい。もう既に配っておるもんやと思って、私はこれを質問させてもうとるんやでな。

そうやけど、議会へ出す資料はもっと丁寧なものを出してください。7か月、予算79万円ですよ。片方はちゃんとしておるんやて、福祉のほうは。あんたのところはできていない。わしが言うたら業務怠慢で減俸100%やわ、とわしはする。市長ももっと隅々まで行政見たっておくんなはれ。そうせんと、物事というのはいまいこと動いていかんと私は思う。なので、もう一遍やりますもんで、その状況をもう一遍きちっと報告できるようにやっておいてください。

私は3か月分しか買うことにならんでよ、3学期やったら。そこまた改めて当初予算に盛り込んで、残りの分は。これをずうっと半永久的に、あなた県内で初めての試みやって言うもんで。やっぱり亀山市では、これはずうっと永久的にこの予算はつけていかなあかと、私は思うよ。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

求めているのにええやんか。答弁求めているのにええやんかな。

○教育長（服部 裕君登壇）

簡単に。

もう発注済みでありますので、3か月しか許さんということは勘弁してください。来年度予算はその分少なくなるということになります。

そして、柔軟に事を進めていきますので、どうぞご理解をよろしくお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

次に、農業振興地域について、市長の見解をちょっとお聞かせ願いたい。

農用地の指定の見直しですね。ちょっと出してもらえませんか。

これが、令和3年7月15日現在の農地転用許可権限等に係る指定市町村の指定状況です。23道府県あるんですけども、その指定を受けておるのは63市町です。そのうち三重県は10市9町がこの中にあります。全国で23都道府県で63市町の指定を受けて、それで三重県は、これ亀山市も入っていますけれども10市9町、19の自治体がこの指定になっておるんです。

ところが、この中でその農地転用について、市長の基本的な考え方をちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員から通告いただいております内容は農用地指定の見直しについてのお話でございますが、今の農地転用許可で今資料をご提出いただいたことについてをお答えすればいいんですか。あるいは、通告でいただいておりますことにお答えさせていただいたらよろしいでしょうか。どっち。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

反問権かな。

議長、お願いします。

○議長（中崎孝彦君）

反問権ですか。

○市長（櫻井義之君登壇）

反問権で。

○議長（中崎孝彦君）

反問権で。

先ほど櫻井議員の質問に対して、市長から反問権を行使したいという申出がありましたので、これを許可します。

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

議事を整理してくださいよ、ちゃんと。手を挙げていただいて、それで反問権を行使したいということでそうやって聞いてください。そういうふうに議事進行してください。そうせんと、通告の農用地指定の見直しについて市長の考え方はどうなんですかと通告してありますやんか。それについてお答えしていただきたいと思います。反問権の必要もないですやろう。あなたの考え方で。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど農地転用についての考え方をということをおっしゃられましたのでちょっとお尋ねをさせていただきましたが、農業振興地域に関わる様々な各個別法がございますけれども、この取扱いにつきましては、特に農業振興地域の整備に関する法律によりまして国が定める農用地等の確保等に関する基本方針に基づいて優良農地の確保と効率的な利用を図ることを目的として設定された区域でございますので、介在する農地は地域の実情に応じて各種事業の活用や地域関係者の活動によって良好な状態で維持をされ、保全に努める必要があるものというふうに基本的な認識を持たせていただいております。

また、担い手等の農業経営を安定化させるため、農地の集積・集約による効率化だけではなくて農用地区域内の水路・農道等農業施設を維持管理するための補助金交付事業であります多面的機能発揮促進事業も活用いただけるものでございますけれども、これは担い手だけではなくて農地の所有者を含めて地域が一体的となつてこうした事業に取り組んでいただくことで地域の農業が活性化し、地域活力の向上につながっていくものというふうに考えておるところでございます。

その一方で、農用地区域内におけますこの都市的土地利用に関しては、やっぱり高度成長期から様々な農地法、それから都市計画法等々のこの絡みの中で様々なモザイクの状態が生じてきているのもこれまた全国的に事実でございますので、市の土地の総合的な利用の観点からこれを都市計画と農業の健全な調和を求めていくということが重要な視点であろうというふうに、基本的に認識をさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

走り書きですもんで全て市長が言われたことを頭の中に入りませんもんで、基本的に農用地とい

うのは優良農地で、それで保全管理ができて、安定的経営ができて、地域一体型であって、農業政策の一つの要であると。それが農用地のあれであるというふうに理解してもよろしいかな。ちょっと簡略化で言うたら。それでよろしいかな。

首を振ってござるで、そのようなことと。

それなら今の地図をもう一遍出してもらいけれども、農地転用の許可権限の中で本市も県下、全国で23都道府県あるんですけれども、三重県は本当にこの数が多いんですわ、他の県に比べたら。北海道から九州まであるんですけれども、そうすると、やっぱり転用に係る指定市町村にこの亀山市が認定されたのが平成28年やと思っておるんですけれども、その中で今その農業の安定化と言われたこと、今ちょっとずうっと市長が言われたことを確認させてもらいましたけれども、なら、次に移りたいと思いますけれども、能褒野地区の件ですけれども、能褒野地区で平成19年から、地元から再三再四いろんな形で農振地域の除外をしていただいて何とかやっていたと。それで、やっぱり確かに能褒野地区は開拓50年以上たって、確かに第1世代、第2世代、第3世代と世代が移っていきます。第1世代の方々、恐らく農業振興でこの事業をやって恐らく面整備をやられて、それで6メートル道路を造っている形でやると。やっぱり時代が移るにつれてその農業の後継者、その方が高齢化、離農等々によって荒廃農地になっておる。離職者が多いと、農業の。そういうような地区が、この能褒野地区なんです。ちなみに、今の現状の能褒野地区を農振から外すというお考えは、まずないですか。それちょっとお伺いしたい。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

過去からこの能褒野地区の農振除外についてのご議論、この議会の場でもたくさん重ねてまいっておるところでございますが、能褒野地区の今後ということで考え方はないのかということですが、能褒野地区におきましては、これまでから農業者の高齢化や後継者の不在など農業の継続が困難であることを理由に農用地除外の要望を頂戴いたしております。その認識をいたしておるところであります。その一方で、この地域で認定農業者として営農継続を進めていただいている方々もお見えであることから、この地域の土地利用に関しては地域全体の合意形成が重要であると、このように申し上げてまいっておるところであります。

また、農用地の除外につきましては、ご案内のようにこれは農振法に基づいて除外要件、5つの除外要件がございますが、これを全て満たすことで妥当性の判断を行うことが可能になるところでございますが、能褒野地区におきまして現時点では、先ほど申し上げた除外の目的や計画等が明確になっていない状況でございます。したがって、これまでも能褒野地区の皆さんには農用地除外の5要件について説明もさせていただいておりますが、今後、除外の目的や計画等が明確になりましたら、改めて農用地除外の妥当性の判断をさせていただきたいと。これは従来からもそのように考えてきておるところでございますし、今後もその考えに変わりはありません。

それから、先ほど少し……。よろしいですか。

農地転用でこれ29年に、権限委譲で亀山市として農地転用の権限委譲を受けましたので、この権限等の指定を受けたということは事実でございました。また、こちらの農用地除外につきましてはこの5要件を満たす、そして県の同意が必要ということで都道府県のその同意権限が最終的な決

定事項になろうかと思しますので、農地転用とは若干違う取扱いということで理解をする必要があらうかというふうに思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

基本的に、常にこの法の13条2項を出してくるんですわ、5要件はね。能褒野地区、実際、先般3,000平米の資材置場を市が許可しております。その中で900平米が宅地造成されています。いつの間にか。それに対して、基本的に最初は農地を転用するために資材置場になっていたら、これ農地転用できますよ、4条で。だけど、いつの間にか3,000平米のうちの900平米が住宅開発で6戸建っておると。そういうような状況を市長はご存じかな、十分。それで、さきに触れましたように、この地区は世代が替わることによって荒廃農地、離農が多くなっていておるんです。だから、資産としてやっぱり活用したいという方がたくさんお見えなんです。確かに、認定農業者の方はその農業をやっていたと思うんです。5要件の中に、農地等以外にすることが必要かつ適当で、農地区域以外に代替する土地がないこと、これが5要件の一つですわ。2つ目が、農業上効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと、これが2つ目です。3つ目が、効率かつ安定的な農業経営を行う者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと、これが3つ目ですわ。4つ目は、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすようなおそれがないこと、これが4つ目ですわ。最後は、農業生産基盤整備の完了後8年を経過する。これが5つですわ。

この中で、現状の今、いろいろな市のほうに要望を出されておる皆さん方の会ですけれども、拓けゆく能褒野の未来を考える会の方々からいろんなことが出てきておるんですけれども、既にこの5要件は、今言われるこの皆さん方の地域はこの5要件を全てクリアしておるんじゃないかと私は思います。まず、ついでに言わせてもろうたら、8年は既に経過しています。農業改良の有する施設に支障を及ぼすようなおそれがない、これもないですよ。効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと、これも点在していますから、家屋が。家屋の中に農地が農地として点在していますから、これもクリアしておると。総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと。ないですよ、これ全然。それで、農地区域以外で代替する土地がない。これは、随時これ農水省のあれでもだんだん減ってきておるんですよ、農用地の範囲が、申請によって。毎年、農用地の転用がこの申請で。我が亀山市も、川合町のバローも農用地であったところ2ヘクタールこれやっていますよね。これ除外していますよ、5条申請で。そういうような中で、何で能褒野地区だけそういうような見解が出てくるんですかな。

もう一つ、亀山市北東部への給水対策で東邦ガスのガスの搬送のときに費用5億円の2分の1、2億5,000万を亀山市で負担して、そこに水道管を布設しています。これによって能褒野地区以外の、川崎もそうですけれども、360戸の給水可能な建物が建つ状況なんです。だから、当然いろんな諸条件。それから、今回亀山鈴鹿線、この整備も具体化してきますよ。道路も具体化した、水道も完了してきた。それで、地域の要望で荒廃農地を何とか宅地並みに転用したいと、3つあるんですよ。そのために早急に、これはあなたの市政運営の中で言うておる若者定住の政策の中で、能褒野地区は特に鈴鹿市にも近いし、川崎小学校も新築もしたし、一番ええ条件のところやと思う

んですよ。丘陵地やし。あれは昔、飛行場の跡地やと思うんですけども、一番ええところなんですよ、住宅として。確かに周りに工場もありますけれども、だから、早急にそんなことも鑑みて、あなた自身の考えでやるべきですよ。できませんかな、そんなことが。ちょっと9分しかないで、簡単にちょっと。まだこれまた追いますから。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今の、先ほど答弁したことに尽きるんですが、この5要件の前提となりますのは、具体的な転用目的が明確であるか、あるいはその計画が明確であるかどうか、こういうことが前提でございます。

したがって、先ほど能褒野地区の今後についてという中でお話し申し上げましたけれども、現時点では、先ほど申し上げた除外の目的や計画等が明確になっていないという状況でございますし、地域の合意形成も重要なことでございますので、その点が前提だということであり、市長の権限でできないのかということですが、先ほどの農地転用と違い、この農振除外につきましてはこの法に基づき5要件を全てクリアすると。そして、都道府県知事の権限によって同意が得られた場合にのみ農用地区域の除外ができると、こういうものでございますので、市長の判断でということは少し異なる見解でございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、亀山駅再開発事業ですが、これ市長のマニフェストですけども、4.7ヘクタールを4ブロックに分けて一つの開発エリアとして設定された。なら能褒野地区の全体を一つの住宅奨励地域としてあなたが認定して、亀山市で一つの事業化をして亀山市の主導で地域に入ったらどうですか。あなたの主導で、この地域は住宅建設地域であるという亀山市の事業として位置づけたらよろしいやんか。そういうのは第2次総合計画の後期基本計画で土地利用のことがうたっておりますな。その中で能褒野地区は、今後は、もう一遍言いますよ。鈴亀道路の早期着工、上水道の360戸のその水道管の埋設工事の完了、地域の離農者に対する土地利用の活性化、資産としての価値を上げると。一番大事なのは、地域の営農者はその営農をやっていただいたらええと思うんですよ。だけど、営農を困難とする方の希望をかなえるのが市長の仕事やないですか。だから、亀山としてあの地域を住宅指定区域に指定するという事業を起こしてください。そういうようなお考えはありませんかな。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今の能褒野地域全体を今後どのように土地利用していくのかということについては、当然、重要なことだと思います。幾つか触れられました今後の周辺環境の計画等々も考えますと、中長期のスパンの中でこれをどうするかというのは、当然大切なことであろうというふうに考えておるところであります。

一方で、先ほど転用の話の目的なんですけども、過去にも、ご案内のように地元の皆さんとも何回も

協議や対話をさせていただいてまいりましたが、ご案内のあの地域には王子製紙さんという企業さんが存在をしてご貢献をいただいております。数年前に事業を一旦止めておられますので、広大な敷地の活用について今後の可能性を探ってきたところではありますが、それも含めて民間の様々な農業バイオに関わるような事業の展開とか、いろんな可能性についても当然市としてはいろんな考えを持たせていただいておりますけれども、なかなかそうは至っていないということでございますので、そこは市の少し中長期の中でそれはどのように考えるかというのはぜひ進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

中長期やないんですよ。もう長いこと待ってござるんですよ。だから、私は第2次総合計画の後期基本計画の土地利用について、能褒野地区を市の事業として入れていってくださいよと言うておるんですよ。そんなの簡単じゃない。市が主体になって事業をやると。あなた、駅前再開発事業は組合施行というけれども、市の担当者もおるんですよ。そして、組合員にもなっておるんですよ、市が。だから、市の事業としてあの地域に環境整備ができておるんですよ。

もう一遍言いますよ。水道は引いておる。道路はできてくる。学校もできた。住環境地域としては最適な場所なんです。だから、亀山市で事業化をしてくださいと言っておるんですよ、私は。それでなければ、民間云々じゃないんですよ。それだけ申し上げます。もう一遍これまた追います。

通告をようけ出させてもろうてあれなんですよけれども、1つできやんか分かりませんが、あのですな、市長。9月定例会で図書館整備事業の条例が否決されました。長としての、私、最終日の中継が終わった後に何らかの声明があると思ったんです。市長として条例を提案したときに議会に否決されたということは、極論から言うたら市長に対する不信任ですよ。条例を否決されるということは、不信任に値するんですよ。特に、あの駅前再開発事業の図書館については、もう既に80億以上、本体には26億以上の予算がつく、国の補助も含めて現在の条例でその整備の条例が否決されたときに、あなたはこの否決されたことについてどのように思われたか。残念やったら残念やっただと。何か足らんだと。何が足らんだと。できたらもうちょっとしゃべりたいもので、30秒ぐらいで教えてください。反省を。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

簡潔に。

○市長（櫻井義之君登壇）

簡潔に、はい。

9月定例会でこの関連条例の否決につきましては、真摯に受け止めているところでございます。その議案審議の過程におきまして様々なご意見・ご指摘をいただきましたが、細部についてこの時点で決まっていないということについて、これが条例案が否決の大きな要因ではなかったかというふうに認識をいたしておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そのとおりですよ。細部についてまとまっておらん条例を、あなたは出したんですよ。それで議会が混乱したんですよ。それで、議会に知らされていないことが新聞報道等で知らされたので、私も教育民生委員会に所属していますけれども、そこでもいろいろ議論されたんですよ。だから条例を提出する場合には、やはり全てのことをきちっと説明するだけの責任を持って条例というのは提案するものです。当初予算の歳出についてもそうですよ。それが条例なんですよ。だから、次いつ出すか分かりませんが、次に出すときにはもっと真摯な答弁ができるような条文の整理を、あなた自身からまた聞かせてください。お願いします。

エールチケットがあるんですけども、これは聞いたで分かりましたのであれですけども、できたらこれはやっぱり今、大方300ということでクリアされたいんですけども、クリアしそいうやという話ですけども、もう少し丁寧にやるべきやと私は思います。

ちょっと言い足らんことがあったんですけども、何はともあれ教育委員会、ちゃんと仕事せいで。それだけ言うておくわ。仕事するべきことはちゃんとしてください。言うたことはしなさい。これがあなたの仕事です。それを指示するのは市長の仕事。

以上です。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時49分 休憩）

（午後 2時57分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

大トリを取らせていただきますので、穏やかによろしくをお願いします。

私からの通告には、市長の現況報告のうちのちょっと確かめたい、確認したいことについて五、六点質問をさせていただきたいと思います。

まず、都市計画道路木崎新所線の都市計画変更についてでございます。

これは審議会等が何遍か重ねられてこの住民説明も終わって、いよいよ変更するというのを聞かせていただきました。これは、三重県の都市計画道路見直しガイドライン、これは14年前です。それに基づいての検証を7年前に亀山市において4路線、一部の廃止等を含めて手続をするということになった、一部の最後に残った木崎新所線の廃止ということなんですけど、なぜこれまで都市計画道路は昭和47年、もう50年前です、指定したのが。50年前に指定して、それから町並み保存が59年、これが約35年です。その中で何もせんと、1メートルも何の工事もせんとほったらかしといて、それで変更することによって事業をするのかと思ったら、ただぶっ切っただけです。通り抜けの都市計画道路を行き止まりにするこの一部改正について、どのようにお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

答弁を求めます。17番 小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

田所産業建設部参事。

○産業建設部参事（田所 学君登壇）

木崎新所線の一部廃止をなぜ行うかというところで、先ほど議員のほうから経緯はお話いただきましたが、都市計画道路は都市の将来像の実現に向けて都市の骨格を形成し、円滑な交通と良好な都市環境を支える役割を担っておりますが、都市計画決定後から長期間にわたり整備が行われぬ路線も多く存在し、計画決定時と比べて人口や交通量などの見通しやまちづくりの方針が変わり、現時点では必要性が低下している路線もあり、このような路線の計画を残すことは土地の健全な利用に支障を及ぼすことから、先ほどお話ありました都市計画の見直しガイドライン、これに基づきまして平成26年度に見直し案を公表いたしました。

それで、先ほど4路線のほうもご紹介いただきまして、今回、木崎新所線についても見直しすることとなった4路線のうちの一つということで、現在手続を進めさせてもらっております。

一部廃止となった理由ということですが、昭和47年に、先ほど話がありました都市計画決定されてから、その後、昭和59年には、今回廃止を予定している区間が関宿重要伝統的建造物群保存地区に選定され、町並み保存を推進する方針となりました。選定される際に文化庁へ提出させていただいた報告書では、木崎新所線の取扱いについては再検討の上、抜本的な見直しを考えているとしております。また、平成8年には広域交通網となる国道1号関バイパスの都市計画決定に合わせて四日市関線バイパス、木崎鷲山線、四日市関線が都市計画決定され将来都市像の新たな交通ネットワーク計画となり、木崎新所線の一部区間については昭和49年の都市計画決定時より必要性が低下したことによるものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それはごもっともな話なんですけど、現実はそのようではないですよ。

結局、59年にその伝建ができた。それから48年に1号線バイパス、四日市関線バイパス、木崎鷲山線、四日市関線、これを平成8年に都市計画決定したけど何も工事していないですよ。1号線バイパスで工事できているんですか。フラワーロードが、津関線ができたんですか、何もできていないんですよ。それが、指定されたからこの道路を廃止すると。何の因果関係があるんですか。ただこの道路を廃止するだけですやんか。どういう因果関係なんです。ほかの都市計画道路と何も接続しませんやんか。行き止まりの道路だけですやんか、全て。鷲山線についてもそうです。この道路については、1軒だけは立ち退くという条件でこの都市計画決定したんですよ。それは、このとき工事とか町並みとかの絡みもあるけど、1軒の家はもろにかかかると立ち退くという条件で都市計画決定しておるんですよ。50年前に。鷲山線についても、1軒は立ち退くという条件で家を建てておるんですよ。何ら交渉もせんと、工事も何もせんと、そして、ここだけ変更すると。それも行き止まりですよ。この現場を知っておるんですか。これを変更するのであれば、真つすぐ西を向いて1軒の家だけちょっとのいてもらえば、全て西の追分まで出られるんですよ。なぜそういう努力もせんと、行き止まりの都市計画決定をここでするんですか。それ意味が分かんず。そ

ういう考えはないんですか。

それと、伝統的建造物群保存地区も通過しており、文化財価値が高い区域への大きな影響があるというのが廃止の理由ですよ。どのように影響があるんですか、これ。何もせんのに、工事もせんのに、その意思もないのになぜ廃止して、伝建の文化財の価値に影響を及ぼすのか、それをお示し願いたい。

○議長（中崎孝彦君）

田所参事。

○産業建設部参事（田所 学君登壇）

1つ目の代替道路のお話につきまして、都市計画決定される道路は将来の都市の骨格となる交通ネットワークを形成する道路であり、将来交通量推計によりますと、木崎新所線の一部廃止した現都市計画決定道路で機能は確保されるというような結果となっております。代替となる市道新所東町北線につきましては、地域の生活道路として住環境の向上において必要な路線であると認識しております。道路事業において今後取り組んでいくものと考えております。

先ほどもう一つありました伝建地区の保存地区というところにつきましては、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、重要伝統的建造物群保存地区に選定され町並み保存を推進する方針となったことから、今回のところを廃止させていただくことによって、先ほども工事が無いという話もありましたけれども、そこのところを保存していくというような形ということで抜本的な見直しを考えたということになっております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

抜本的な見直しと、何の工事もする計画もないのに、絵に描いた餅の色を塗り替えるだけになぜそんなに、必要なんですか。何も必要じゃないですよ、これ。50年も何もせんとはったからして、この変更することによって、都市機能を現状に合わせたような道路に変えるというならいいんですよ。ただぶつんとここで切るだけで、行き止まりですよ、これ。これをつないでおるのは木崎鷲山線ですよ。これも行き止まりです。これは1号線バイパスと通じる。この行き止まりの路線を造るために、なぜこれが必要なんですか。工事する必要ないでしょう。旧関町のときには、都市計画税は取っておらんですよ。合併してから都市計画税を取って、今8億円からの都市計画税を取っておって何一つ、1メートル、舗装の一部もしたことないですよ。それやったら全てやめますよ、都市計画決定は。排除しますよ。何も工事するつもりもないし、将来に向かって口だけですやんか。何のための都市計画道路なのか、意味が分からん。

今回もそれをやるために都市計画審議会、どんなメンバーがしておるのか知らんけど、住民説明会はやられたんですか。4名ですよ、来たんわ。それをもって都市計画の公告縦覧をして、説明会は終わったと。それでこの1月に公告縦覧して、また審議会で決めると。審議会で一遍現場へ行って、どんなんか知っておるんですか。こんなん私は絶対反対ですよ、こんなもの。何のための変更なのか意味が分からん。変更する必要がない。何のために変更するんですか。市長、一遍答弁願います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、何のための変更か、またこの見直しとなった理由はなぜかということで、先ほど田所のほうからお答えさせていただきましたが、昭和49年にこの都市計画をされた道路であります。その後、10年後、昭和59年に今回廃止を予定しております区間が伝建地区の選定を受けるということ、選定をされたわけではありますが、町並み保存を推進していくという方針が当時、旧関町時代ですが決定をされたものでございます。その選定される際に文化庁との話の中で、この木崎新所線の取扱いについては再検討して、抜本的に見直すという協議がなされておるところでございます。

（発言する者あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

という町としての申請を文化庁に提出されておるところでございます。したがって、この伝建地区を保存していくという考え方の中で、当時、その決定、方針はその後も維持されてきたんですが、なかなか何もやらなかったということですが、その見直し作業ができなかったということは事実であったかというふうに推察をできるところであります。

その後、平成8年の話につきましても見直し等々は時々の時代の状況によって合理性があったものというふうに考えておりますし、そもそもこの路線を含みます4路線につきましては、7年前の平成26年度に亀山市都市計画道路の見直し案を議員の皆様、市民の皆様にご公表させていただいて、その中で必要な手続を進めてきておるところでございます。それが今回、住民説明会を経まして都市計画決定の変更手続を進めていくという中で、今回ご提案をさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それは真っ赤な、事実と違いますね。

昭和47年に、私はそのとき役場の職員ですよ。この都市計画道路を計画して路線を決めたときですよ。私のおるときですよ、これは。59年に伝建にしたときに、そんな話は一切ありません。そのときにあったのは、[※]———家を立ち退くという条件でこの路線が引いておるということで、都市計画路線を進めておるんですよ。1軒だけは立ち退く、この都市計画道路を造るときには、1軒は立ち退いてもらうという条件で引いておるんですよ。そんなことで、文化庁とそんな話は一切ないですよ。私はそのとき現職です。そんな話一切ない。だから、市長の言わんとすることは、これはなかなか私は得心はできません。そんなことでは都市計画道路を変更してもらっては困るし、ほかの路線も1号線バイパスもできていない、フラワーもできていない。何一つできていないですよ。勝手に決めておるだけですやんか。何をもちいてこれは都市計画を決めたんですか。それまでに決めてきたの。50年もほったらかしておいて。伝建からもう37年ですよ。伝建を盾にして37年も放置しておいて、今何でこれを変えんならんか。そのまま置いておいて何ら支障を来さへんです。事業をするのであれば変更する。路線を変更する。難しいけれども。事業をするつもりもないのに勝手に変えていくというのは、何も意味をなさんやんか。だから、これについてはいかなるあれにも私は都計審の傍聴で見ても賛成できるようにはできやんと思うので、それは改めて、

※削除あり。248ページに発言の取消し許可あり

また変更路線には傍聴に行って意見を申し上げたいと思います。

それから、次、亀山駅の周辺整備事業ですけれども、工事間調整により繰越明許となったということですが、これも今市長は亀山駅周辺2ブロックの第1市街地開発の施工に当たり、再開発組合において非常にそれぞれうまく計画は進んでおると。都市計画の変更に向けて進めておりますということで、うまくこれが今橋梁と令和4年度の完成に向け施設建設、設置工事は、亀山新橋の構築、駅前広場等の整備が順調に進められておりますというのに、なぜ11億の繰越金をするんですか。順調やないから11億の繰越明許を起こしておるのに、市長はここで順調に進んでおりますと。順調と違いますやんか、これ。11億も明許繰越ししておるのに。何をもってこれを順調に進んでおるんですか、これ。

それから、それ以外についても市が行う関連事業についても着実に取組を進めていると。しかし、工事工程に遅れが生じたことから繰越明許と。なぜここで順調に進んでおるのに11億という繰越明許を、図書館も含めてなぜこれがその順調に進んでおるといふ根拠になるのか、それを教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

繰越明許費に至った理由というのは、議案質疑の中でお答えさせていただきましたとおり、権利変換計画の遅れが半年遅れたという部分が、今現在も半年遅れたような状況で進んでおるような状況でございます。

しかしながら、権利変換計画が終わりまして工事契約等も順調に進みまして、それらの工事等についても今現在、工事工程どおり進んでおりまして、工事等については当然順調に進んでおるのかなあというふうに感じております。

ただ、3年度末でこの事業を終了でございましたけれども、4年度の10月までかかるということで実質、来年度において今までのこの繰越し等が発生してございましたけれども、最終年度で最終の調整ができるというところで今現在、令和4年の10月21日の完成を目指してしっかりと順調に進めさせていただいておるといふところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それは、明許繰越しで聞いたんです。ここで市長が言うておるのは、工事間調整の遅れです。権利変換が遅れたからその分を繰り越したというのが担当ですよ。市長が言うておるのは、工事間調整が遅れたんです。だから、これは何やと。順調に行っておるけど、工事間調整の遅れやで11億の繰越しすんやと。だから、担当者が言うとおりの権利変換が遅れたから完成は間際やけれども、市長が言うておるのは工事間調整です。権利登記が遅れたと言っていないんです。工事間協議が遅れた、それは一体何かということをお聞きしておるんです。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

工事間調整と申しますのは、やはり関連事業等も用地買収等に時間を要してその部分多少の遅れが生じておるといところから、調整が必要になったという部分もございます。ですので、全体としては順調でございますが、個々にいろいろな交渉の中で、そういう調整の中でなかなか進み具合がうまく調整を進めながら今やっておるといところでございます、やはり全体の、今日の午前中も答弁させていただきましたとおり、駅前広場の今の工事に着手いたしましていろんな部分で供用しながら工事を進めるとい中で工事調整は十分時間を要するものでございますので、そういう部分でも遅れをしておりますが、それを補って今現在何とか順調に工事を進めておるとい状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

だから順調じゃないんですよ。苦難に苦難をして努力しておるんやけど順調に進んでいますと、こういうことを市長が市民に言うておるんですよ。私に言うておるんちゃうですよ。これ市民に言うておることに対して、言うておることが違うんやないかというんですよ、現実には。だから、その辺についても順調に進んでいるんやったらこれは順調で言うておいてもらえばいいけれども、11億という繰越明許をつくっておることについては、工事間調整なのか権利変換になったからと、そんなことは市長の言うこととあなたの言うことが違うから、私がどこでどういう違いでできておるねやと、順調ではありませんやないかということ言うておるんですよ。もう少しやっぱり施政方針やで、担当と市長の表現の仕方に食い違いがないようにしてほしいというのを思います。

その次にため池耐震調査ですけど、これは防災重点農業ため池と、それから地震耐震性評価の2つに分かれてそれぞれ木崎地内の新池のほか5か所、それから地震耐震性評価については4か所、城山池ほか4か所と耐震調査に行くと、その耐震調査の内容、耐震審査が済んだ場合、あとのようにそのため池を管理運営していくのかということを含めて、また、ため池のほとんど耕作用地がない。耕作放棄地ができて、もうほとんどそのため池を利用する農用地がないというため池がたくさんあります。そうすると、地権者がいないと管理ができません。ほったらかしで竹が生えたり草が生えたり。それをこれから埋め立てて戻すのか、管理運営を地権者に代わって市がするのかせんのか。耐震だけの調査だけでなしに、その耐震調査の結果をどのように生かして管理運営していくかということ併せて説明してほしいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、防災重点農業ため池の耐震調査の内容でありますけれども、本年度実施をしております新池ほか5池の耐震点検・地質調査業務委託でありますけれども、現在業務を進めておるところでございます、その対象、本年度実施をしておりますため池であります、関町木崎地内の新池、中庄地内の間瀬池、みどり町地内の北谷池、布気町地内のから池、太岡寺地内の太岡寺池、布気町地内の長田池の6か所を行っております。

その内容でありますけれども、耐震性の解析を行うために必要となります土質の採取、また、基盤層や地下水位の確認を行うために、ため池堤体上においてボーリング調査を行っております。そ

の他、堤体の形状変異や漏水の有無、池の深さについても調査を行っておりまして、その後、ボーリング調査によって採取しました土質の試験や基盤層、地下水の深さなどの調査結果を基に耐震性能の解析を行い、評価をするものでございます。

また、地震耐久性評価のための関町新所地内の城山池ほか4か所の耐震調査ということですが、今年度、先ほど申し上げました新池ほか5池の耐震点検・地質調査業務委託の入札差金が生じたので、その差金を活用して、補助事業でありますので活用いたしまして、次年度に調査を行う予定としておりましたため池のうち関町新所地内の城山池、太岡寺町地内の菅谷池、両尾町地内の重大池、辺法寺町地内の入谷池、白木町地内の上垣内池の計5か所について前倒しをさせていただいて、本年度に調査を予定するものでございます。

それと現在、今後の管理をどうしていくのかと、耕作している方も少なくどのようにしていくのかということですが、まず、重点農業用ため池のうち今後の利用が想定されないところのため池の廃止事業も予定をしておるところでございますし、現在の管理として、耕作面積が減っておるとことで水量が必要でないところについては、その必要な水量に合わせて水位も下げさせていただいておるような、そのような管理をしておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

調査結果をして何に生かす、ハザードマップに生かすのか、耐震の結果、住民にこの池はどうですとどのように知らせるかということとその調査結果を、やっぱり調査しただけではあかんです。やっぱりそれを住民にどう知らせるか。そして、どのようにこれから管理していくのかということを知りたいのであって、例えば城山は、ほとんどもう1軒ですよ。もうやめたいと言うんですよ、田んぼは。埋めてもろうてもええと。だけど、一人ではあの土手を刈ったり、それはできんわけですよ。新池についても、新池は決壊したら泉ヶ丘がつかるとですよ。泉ヶ丘の下の管が上がっていったところに田んぼがちょっとあるだけで、新池が抜けたら泉ヶ丘の住宅地が沈むんですよ。だから、その辺をよく分かった上で検査した結果、それをどうやってして住民に知らしめて、今後管理をどうするかということをやっぱり方向を示してもらいたいけど、その方向についてお聞きします。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

ため池の耐震点検調査でありますけれども、令和2年度から事業のほうに取り組んでおりまして、その2年度の実施をいたしました6つの池につきましての耐震点検結果につきましては、本年6月の定例会、産業建設委員会でその結果について総括をお示しさせていただいております。今年度も実施する池について結果が出次第、また議会のほうにも報告をさせていただきますし、それをもって市民の方にも情報提供していくということになるかと思いますが、この点検結果をもちまして今後どの池から耐震工事といいますか、事業に今度は入っていくかというその優先順位について、また庁内で整理をさせていただいて事業については展開していくものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

この9つの池に限らずほかにもいろんな池があって、その管理に困っているんですよ。耕作者も放棄して受益者が1人ないし2人ということで、もう管理できへんというところをやはりもう少し点検をしていただいて、耐震工事も結構やけど、やっぱり管理運営を地元でできん場合はそれはもう市でやるとか、危険度があれば何らかの方法でないと荒廃の一途をたどったら災害につながるということになるんで、この9つのため池に限らずほかの池もその管理運営について、放棄されているところについてはどのような対策するかを検討していただきたいというふうに思います。

その次に、歴史文化の継承と活用について。

鈴鹿関跡の学術調査事業の第10次の発掘調査の結果についてですけど、本年度関の城山西地域の発掘調査がされておりました。私も毎日通っておったんですけど、今ほぼ終わったみたいですけど、ユンボでいつも非常に一生懸命掘っておったんですけど、その発掘調査の結果をどのように今後、何が出てきてどのように今後の発掘に生かしていくのかをお聞かせ願いたい。

○議長（中崎孝彦君）

辻村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

第10次の発掘調査の結果と今後ということでご答弁申し上げます。

まず、鈴鹿関跡第10次発掘調査につきましては、これかつて城山の南西部で実施いたしました第2次及び第6次調査で確認がされました築地塀の痕跡の続きが城山のどの位置に存在したのかを確認するため、本年10月11日から11月6日まで関町新所字西新田地内ということで城山のこれも南西部でございますが、ここにおいて実施いたしましたところでございます。

その結果でございますが、古代の瓦だまりが出土し、遺構や遺物の状況から城山南西麓における築地塀の存在を再確認するとともに、築地塀が第9次調査で確認し、既に国の史跡指定された地点へ延伸することが判明いたしましたところでございます。

現在は、その出てきた出土遺物の年代測定業務や整理業務、また測量図等の作製・整理を行っており、これまで1次から第9次まで発掘調査をしてきましたその成果とともに、来年度刊行予定の鈴鹿関跡発掘調査総括報告書に掲載し、公開をしてみたいと考えております。

また、今後は史跡指定された第1次及び第9次調査地と併せまして史跡の公開活用などについて検討してみたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

これ史跡の鈴鹿関跡は、奈良時代の日本の三関の一つという愛発関、不破関の三関の一つなんですけど、愛発関もそれから不破関もきれいに整備はされておりますけど、国史跡になっていないんです。何の証拠もないんです。この辺にあっただろうというだけで。それを基に整備されて、あたかもあったように不破関もそれから愛発関もあったように整備されておる。価値が違うんですよ。だから、この鈴鹿関は、すずりも出て土塀も出て価値があるんですよ。これを不破関や愛発関と違って価値が高いんだから、市長、これをどのように後世にこれを生かして残していくかということ

のお考えがあればお聞かせ願いたい。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おっしゃるように鈴鹿関は日本三関の極めて貴い価値を持ったものということで、合併後の17年間にわたって本当に地道なことですがこの発掘の調査を重ねてきて、それを表舞台へぜひ出していこうということで今日まで関係者、努力を重ねてまいったものであります。

本当に国の史跡に選定いただいたと大変うれしいことでありますし、また、今後につきましてもこれはふるさとのこの特異な歴史を持ったこのまちの歴史や文化をしっかりと後世に伝えていくということは極めて重要なことですので、未来永劫、今を生きる私たちもそうですが、次世代にしっかりとこれを継承し、そして磨き上げていく努力が必要であらうと思っております。

例えば、三重県内でいくと明和町の齋宮、これは県の今も国史跡指定を数十年にわたって発掘調査を重ね、そして周辺の整備もまだまだ、多分どれぐらいの時間がかかるのか分かりませんが、しかし、あそこには県立の齋宮の歴史博物館がもう二十数年前に整備をされておられます。私どものこの発掘調査、地道な作業を今後もしてまいります、将来のいずれかの時期にそのような愛発や不破とは違う、私も寄らせていただきましたが、違うやっぱり三重県亀山市の鈴鹿関の本当にその歴史遺産がしっかりと輝きますように積み上げていく必要があろうかと思っておりますが、地道な作業でありますので、どうぞ今後も多くの議員の皆さんや市民の皆さんの引き続いてのご理解やご支援をお願いしたいと、こう考えております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

これは非常に気の長い話であろうと思うんですけど、もともとは今の前の関ドライブインの跡のところ为中心部だろうと言われて、あそこの造成をするときにその辺のところがあったらいいんですけど、今はまた山崎パンが新しい工場を建てて旧ドライブインはもう廃業になっていますので、あの辺が中心だっただろうということで、やっぱり将来を見込んでその辺の跡地も有効に活用して、何とかこの史跡を後世に残せるように、先行投資も含めてやっていただければなというふうに思います。

時間がありませんので、それでは次の5番目の亀山・関テクノヒルズですけど、これについては長年かけて進めて造成をしていただいた中にも約10区画のうち6社、9区画までもう販売されておるんですけど、一向に建たんですね、進出の協定はしても。今あるのは2社だけです。今1つ工事中と、それから市内業者の運送業が入ったんですけど、まるっきり塩漬けになって一体いつこれ建つのか、あと何社でいつ頃までにどんだけ建つのか。まとめてですけど、それによって今の土地は固定資産税はどうなっておる。宅地並み課税で取っておるのか、それから進出企業の先行設備投資はどれぐらいなのか。それによって償却資産とかそこに入る人員、雇用の問題も含めて亀山市の市財政を大きく左右する地域であって、それがほとんど今塩漬けになっているような状態ですけど、この辺について今の状態からいつ、どのように工場が進出し、そして雇用が、税収がどのような見込みをされてみるのかを分かる範囲内でお示し願いたい。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀山・関テクノヒルズ新区画10区画につきましては、議員がご紹介いただいたとおり現在9区画へ6社進出が決定をしております。残すところはあと1区画というところでございます。

現在の状況でございますが、既に2社が操業しております、エア・ウォーター株式会社が来年春季の操業に向けて現在着工のほうをしておりますし、株式会社エクセディにつきましても令和5年夏頃の操業に向けて現在準備を進められておるところでございます。あと残る2社につきましては、少しコロナ禍における経済活動への影響もございまして現時点で着工時期が未定となっております。定期的な連絡を取らせていただきながらサポートもさせていただいております。

2点目でご質問いただきました課税の状況ということですが、工業団地におけます未操業の土地でありますけれども、この課税につきましては建築の有無を問わずに宅地並み課税となっております。

それと今後の雇用、税収見込みというご質問でございますが、まず雇用でありますけれども、亀山・関テクノヒルズの新区画に進出が決定しております6社につきましては、合計約150名の新規雇用が見込まれるというところでございます。税収につきましては、これまで立地した企業の平均的な規模で算出をいたしますと、固定資産税及び都市計画税につきましては年間で約2億1,250万を見込んでございます。その内訳といたしましては、土地が10区画全体で21万平方メートルということで3,200万円、家屋が各区画において3,000平方メートルの建屋を建築したとして試算をいたしまして約5,950万円、償却資産が約1億2,100万円と見込んでおるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

長期計画でも、税収は令和になってから年々減少になっておる。償却も固定資産も、それから法人についても。やはりそれは、それを賄うためにも、テクノヒルズの工場進出が大きくこの税収に左右すると思うんで、やはりできるだけ早く稼働していただけるように働きかけていただいて、働く方の住環境も整えることを早急に取り組んでいただいて、市税の安定収入になるように進めていただきたいというふうに思います。

それでは最後になりますが、第2次総合計画後期基本計画についてであります。昨日も服部孝規議員、それから鈴木議員がその3か月空白があるということについていろいろ議論されておりますが、見解の相違どころか全然意見が食い違っておるし、合わない。これをどうしたらいいかということなんですけど、令和4年度の予算は何を根拠に予算を組むのか。確かに基本構想、基本計画に基づいて実施計画と。その実施計画をより具現化することによって当初予算を決めるということなんですけれど、一体令和4年度の予算を何として、何を根拠にどのような予算を、6月に本当の構想と計画を決める中で令和4年度の当初予算を何を根拠にどのような予算を組もうとされておるのか、まずお聞かせ願いたい。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

令和4年度当初予算は、後期基本計画の計画策定期間が3か月延伸することに伴い、やむを得ず後期基本計画策定前に予算編成を行うこととなりますので、根拠といたしましては、予算編成方針に基づいて後期基本計画に関連する新規事業を除いた前期基本計画期間から継続的に実施しております主要事業に係る投資的経費や標準予算の事業費により予算編成を行ってまいりたいと考えております。

なお、後期基本計画に基づく新規事業につきましては、後期基本計画策定と併せて予算計上を行ってまいりたいと考えておりますので、令和4年6月定例会の予算補正で併せて計上を予定しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

新規事業を除く後期基本計画を予算編成方針に基づいて作成するというので、予算編成方針から上位計画にないのに編成方針ができるわけがないんですけど、本来、私も、これは昨日も言われたように、暫定予算か骨格予算かということなんです。昨日、部長は選挙の場合については暫定予算と言うけれど、去年選挙あったけど暫定予算と違ごうたんですよ。本予算を組んでいますね。それだけ言うんなら。そんなことは。

これは、あくまでもどうしても3か月延ばすのはやむを得んと言うのであれば、骨格じゃなくて暫定であれば、今言う新規事業以外のものを追うことはできると思うんですけど、暫定予算にした方がいいのじゃないかなという思いがあるんですけど、それについても暫定予算なら暫定予算でも結構ですけど、それならば令和4年度の予算の事業を全て実施計画、予算に裏づけする実施計画をまず提案していただく。実施計画に基づいて令和4年度を決めましたと。その裏づけになる基本計画と基本構想は6月に再度これも実施計画の裏づけを出していただくので、まず実施計画を出していただいて、その実施計画に基づいて予算を組ませてもらいたいという、そういう方法も私はですよ、議会は納得するか知らんけど、私はそれぐらいの誠意があって実施計画を出していただいて、その裏づけは6月に、基本構想、基本計画で文書で表明しますと。だから、令和4年度の予算は新規事業を除いて予算編成方針に基づく予算を、暫定予算とは言いませんけど実施計画をまず議会に示していただいて、この実施計画で令和4年度の予算を見立てましたということで、実施計画は議決要件じゃないんですけどそれぐらいの誠意をもって出すことがまだ基本構想、基本計画をより慎重に審議できるだろうと思うんですけど、暫定予算を組む意思があるのかなのか、それと別に令和4年度分やなければ4、5、6でもいいですよ。新規事業は組めんので経年度ベース、継続分について実施計画を出して、議会で。3月までに出すことによって当初予算の審議は入れるのかなと私は思うんですけど、そういう手法を取るという意向はあるのかなのか。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

暫定予算でありましたり骨格予算につきましては、やはり事業の中で継続して続けていかなくてはならない事業がございますので、やはりそういった事業につきましては年度当初から計上させていただきたいというふうに考えております。その中で実施計画につきましては、私どもも新規事業につきましては6月に計上させていただくということをご答弁申し上げておりますが、暫定的な実施計画というものについては策定をする必要はあるのではないかとそのような認識も持っておりますので、今いただいたご意見も踏まえてしっかり検討してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、今のままでは今の議会の3か月の空白を埋める対処する方法は平行線になると思うんですよ。今のままでは、今のままでは令和4年度の予算はなかなか可決することは、審議するのは非常に難しい。根拠がないですもん。だから、それについていかなることをして市民なり議会なり、市民が納得していただけるような方法、そこを考える必要があるかと思うんで、その辺については皆さん方に向けての多くの意見があろうかと思えますけど、うまくスムーズに予算が成立するように努力していただくことを申し上げて質問を終わります。

○議長（中崎孝彦君）

17番 小坂直親議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので関連質問を終わります。

以上で日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日10日は午前10時から会議を開き、追加議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時45分 散会）

令和3年12月10日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

令和3年12月10日（金）午前10時 開議

第 1 議案第96号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第8号）について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川 卓也 君	2番	中島 雅代 君
3番	森 英之 君	4番	今岡 翔平 君
5番	新 秀隆 君	6番	尾崎 邦洋 君
7番	中崎 孝彦 君	8番	豊田 恵理 君
9番	福沢 美由紀 君	10番	森 美和子 君
11番	鈴木 達夫 君	12番	岡本 公秀 君
13番	伊藤 彦太郎 君	14番	前田 耕一 君
15番	前田 稔 君	16番	服部 孝規 君
17番	小坂 直親 君	18番	櫻井 清蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻井 義之 君	副 市 長	西口 昌利 君
総合政策部長	山本 伸治 君	生活文化部長	青木 正彦 君
健康福祉部長	小林 恵太 君	産業建設部長	大澤 哲也 君
上下水道部長	服部 政徳 君	危機管理監	豊田 達也 君
総合政策部次長	田中 直樹 君	生活文化部次長兼 関支所長	辻村 俊孝 君
健康福祉部次長	小坂 みゆき 君	産業建設部次長	亀淵 輝男 君
総合政策部参事	原田 和伸 君	産業建設部参事	田所 学 君
会計管理者	米津 ひろみ 君	消 防 長	平松 敏幸 君
消 防 部 長	豊田 達也 君	消 防 署 長	倉田 利彦 君
地域医療統括官	上田 寿男 君	地域医療部長	草川 吉次 君
教 育 長	服部 裕 君	教 育 部 長	亀山 隆 君
教育委員会事務局参事	桜井 伸仁 君	監 査 委 員	国分 純 君
監査委員事務局長	木崎 保光 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	松村 大 君

●事務局職員

事務局 長 渡 邊 靖 文 書 記 新 山 さおり
書 記 西 口 幸 伸

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長 (中崎孝彦君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第5号より取り進めます。

日程に先立ち、この際お諮りします。

17番 小坂直親議員から昨日の一般質問において不適切な発言があったとの理由により、その一部を取り消したいとの申出がありましたので、会議規則第63条の規定により取消しの申出を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

小坂直親議員からの発言の取消しの申出を許可することに決定しました。

これより日程第1、議案第96号令和3年度亀山市一般会計補正予算(第8号)についてを議題とします。

市長に上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長 (櫻井義之君登壇)

おはようございます。

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第96号令和3年度亀山市一般会計補正予算(第8号)についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ4億2,700万円を追加し、補正後の予算総額を246億936万6,000円といたしております。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響を受ける子育て世帯に対し、子育て世帯への臨時特別給付金(先行給付金)の支給を年内から行うため、その経費を追加議案として、先議をお願いするものでございます。

その概要につきましては、歳出でございますが、民生費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業に、ゼロ歳から高校生等までの児童を養育している子育て世帯に対し、児童1人当たり一律5万円の臨時特別給付金を支給するための交付金及びシステム修正委託料などの事務費の合計4億2,700万円を計上いたしております。

また、歳入でございますが、この事業の財源として、補助率10分の10の国庫支出金、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金を計上いたしております。

なお、来年3月後半の出生分につきましては、出生の届出が4月以降になる場合があるため、繰越明許費の追加をいたしております。

以上、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第96号につきましては、本定例会初日に上程されました議案と切り離して先議することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

議案第96号については、先議することに決定しました。

これより議案第96号に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑は、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意をいただくとともに、発言は簡潔にお願いを申し上げます。

通告に従い順次発言を許します。

17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

おはようございます。

それではただいま上程されました議案第96号、令和3年度一般会計補正予算について質問をさせていただきます。

先ほど上程の提案説明がございましたが、この上程内容については分かるんですけど、今先議しなければならない、それで今日、決したいということですけど、その辺の意義と今後の今日決することによってのスケジュールについて、まずお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

17番 小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

このたび上程いただきました子育て世帯臨時特別給付金事業につきましては、令和3年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、その影響が及びます子育て世帯を支援する観点から、子供1人当たり5万円の現金を迅速に給付することとしております。そのことから、このたび追加議案として上程いただいたところでございます。

また、本日議決いただきました後の事務の進め方でございますが、まず年内に支給を行うということになっております、いわゆるこの事業の仕組みの一つでございます児童手当の仕組みを活用して現金を迅速に支給するという内容になっておりますことから、その支給対象となっております方々に

受給の意思があるかどうかの通知を週明け13日に発送させていただき予定でございます。その意思表示が17日までを期限として受給の拒否の意思がない場合は受給の意思ありといたしまして、今月27日に年内に支給をさせていただきたいと考えておるところでございます。

また、それ以外の方につきましても、12月の中旬にこの制度のご案内の通知をお送りさせていただき、その方々につきましては、いわゆる高校生だけを養育されている方、また公務員の方々ということでございますが、その方々につきましてはご申請をいただきまして、所得要件等の審査をした上で順次、来年になりますがお支払いをさせていただき予定とされているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そんな細かいことは、事務手続のことより、大体クリスマスまでとか、いつまでに、ちゃんとできるんだという、だから先議するんだということを説明しなきゃ。そんな事務的な内容を聞いているわけじゃないので市民はいつまでももらえるんだ、してもらえるんだということを、その辺のスケジュールをもう少し簡潔にお願いしたいと思います。

それと、今回の補正予算は児童1人で5万円ということでございますけれど、国は5万円、それから10万円のうちの5万円クーポン券相当を合わせて10万円を出すという市町村もでございます。この財源については、予備費とそれから補正予算とで国としてはやっていく予定なんですけど、市としてもやるところはある。大阪市は断念したようなんですけど、ほかにやるところがあるんです。10万円をまとめて支給するという、この議案を差し替えてでも支給するという意思があるかないか、それだけまずお尋ねしたいです。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

国におきましては、子供1人当たり5万円の現金を迅速に支給すること、また来年春の卒業、入学、新学期に向けた5万円相当のクーポンを基本とした給付をするという事業の趣旨や、実施時期が異なるため、一括で10万円を支給することは想定されていないところでございます。

亀山市におきましては、国の経済対策の趣旨にのっとり、現金5万円の給付を迅速に支給することを最優先させることとし、5万円相当のクーポン分に関する詳細が国から示されておらず、現在国会で審議中であり、財源も決まっていませんことから、今後国から出されます方針等に注視してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

これはやらないということなんですけど、確かに今国会では、昨日も今日も質問があると思うんですけど、国会のほうでは、国は原則クーポンでやりますと。地域の実情に応じて現金であることも可能であるというふうには、その地域の実情というのが、6月末までにクーポン券の準備ができなければ現金でもやむを得ないというように総理は答弁しておると。その辺で今、今日も国会でもめておるわけなんですけど、この5万円についての後のクーポンの相当分の現金で支給するという考え方につ

いては、市長はもう昨日、おとついでですか。草川議員の質問に対しまして、市の事務作業的な視点からも、現金の交付が最も迅速かつ効果的であると認識しておるといふように市長は答弁されておるんですけど、それには間違いはないですか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

一昨日の草川議員のご質問に対しまして、市の考え方としては、当然支給されるのはクーポンよりも現金のほうが市民の皆さんにとりましても、また事務的な作業の視点からもそちらのほうが望ましいと、このように考えて答弁をさせていただいておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

その辺はできるだけ早急にやっていただきたいんですけど、今回は予備費でやって、その後の5万円については補正予算対応ということで、財源がなければなかなか市町村としては踏み切ることではできんだろうとは思うんですけども、まずその財源さえつければ、やっぱりこれは早急に年明けに、申請する方の5万円の給付は1月末ですやん、だからその頃に財源さえ決まれば、本来臨時会を開いてでも予算決議するんですけど、先議してでも、やはりこれは早急に、今のままでいいわけですやん。手数料も事務費もかからないわけですから、現金の給付をするならやはり先議してでも給付するという考えがあるかないか、それを伺います。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

5万円相当のクーポンを基本としました給付につきましては、現在国会で審議されております国からの方針を受けて、迅速に給付できるよう対応させていただきたいと考えておりますことから、議員ご提案の先議というのもまたお願いすることになるかも分かりません。適切に判断してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

先議というか専決やな、専決をしてでもやるという意思があるということですね。

ほなできるだけ早い時期に、3月と言わんと、財源の見通しがつけば、議会の了解の下で専決処分してでも早急に現金で払うと、クーポンにはしないということを確認させていただきます。

その中身について、若干お伺いします。

今回の給付金の受給意思の確認、前回の10万円のときも拒否をされた方が数件あったと思います。今回も今言われたように受給を拒否される方が見えると思うんです。そこらについてどのように処理していくのかをお聞かせ願います。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

今回の給付金につきましては、児童手当の仕組みを活用することによりまして児童手当受給者への支給を迅速に行うこととされております。そのため、受給者であることが確認できる方につきましては個別に該当者である旨を通知し、市が定める期限、12月17日としておりますが、それまでに受給の拒否の申出がないことをもって、受給の意思があるものとして、申請なしで迅速に支給を行うこととしております。

これまでの給付金等の実績を見ましても、受給を拒否される方はごく僅かであると想定されますことから、受給拒否の申出書は事前通知には同封せず、受給拒否の届出をされる方は市へご連絡いただくか、または市のホームページからダウンロードしていただく方法とするところでございます。

期限までに受給拒否の届出をされた方に対しましては、給付金は支給しないということになります。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

これは大変難しいと思うんですけど、その確認が十分取れておらんと、振り込んでしまったら、また今度、返金せんなんので、それも難しいと思うんで、この辺の判断をできるだけ速やかにスムーズに、トラブルのないようにしていく必要があるかと思いますが。

それと併せて、18歳、高校生等の申請が必要な方、所得制限ですね。そんな判断を何を根拠にその所得制限の判断をするのか、どのように判定するのかということ、高校生の場合どのように判定するのか。その辺についての判断や基準を、根拠をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

高校生等を養育される方、また公務員の方につきましては、先ほど議員おっしゃっていただきましたように申請をしていただくことが必要になります。

その方々につきましては、今回の子育て世帯臨時特別給付金につきましては、特定公的給付に指定されましたことから、マイナンバーを利用した所得情報等の確認が可能とされていることとございます。または申請書に本人の同意をいただくことで、市の税情報を活用し、所得を審査することと予定しております。

なお、公務員の方で特例給付を除く児童手当を所属長から受給している方は、所属長から児童手当を受給していることが分かるものを添付していただくことで所得要件を満たしているものとして判断をさせていただくところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

高校生の方も、親権がある方はいいんだけど、高校生は働いておる方もいるんですよ。その方というので、やっぱり所得証明が必要になると思うんです。その所得証明の取り方がですね。それは方々でもようけいろんなケースがあると思うんですけど、やっぱり所得証明を取るその根拠、どこ

からどのように所得証明を取るのか、その辺を一遍お聞かせ願いたい。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

今回、所得判定をさせていただく方につきましては、高校生等を養育されている方等の所得をその判定材料とするものでございます。先ほど、高校生にも所得のある方がお見えになるということで、そのとおりでございますが、今回の特別給付金の要件といたしましては、高校生の収入、所得は、これは要件としないと国からQ&Aで示されているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、非常に複雑多岐にわたると思うんですけど、やっぱり所得制限が非常に大きく左右する場合も出てくるかと思うんで、対象のプッシュ型の申請不要の場合はある程度把握できるけど、その申請が必要な方についてはかなり精度の高い審査が必要だろうと思うんですけど、いずれにしてもスムーズに年内に、対象者にできるだけ早く5万円が給付され、そしてまたその後のクーポンについては現金という方向でございますので、できるだけこれは1月から2月にかけて財源の見通しがつき次第、早急に専決することをお願いいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

17番 小坂直親議員の質疑は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それでは、小坂議員に続いて、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

私、小坂議員とダブらないように、できれば市民の方が思ってみえることを中心にいろいろ聞きたいなと思っています。

まず、1点目は、今回のこの臨時特別給付金が支給されることになった経緯、背景というようなものをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

このたびの子育て世帯臨時特別給付金事業につきましては、令和3年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯を支援する観点から、児童を養育している者の年収が一定以上の者を除き、ゼロ歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万円相当の給付を行うものとされたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私が聞いたのは閣議決定されるまでの経緯ですね。

もう私のほうから言います。衆議院選挙が10月にありました。そこで主な政党がこういう現金支給の公約を上げました。特に、政権与党になりました自民党は、非正規雇用者、女性、子育て世帯、学生をはじめコロナでお困りの皆様への経済的支援を行うという公約を掲げられました。それからもう一つ、公明党は、ゼロ歳から高校3年生まで、全ての子供たちに未来応援給付、1人当たり一律10万円相当の支援を届けるという公約を掲げられた。それで、政権発足後、いわゆる与党内の協議を行った上で今の形になったというのが経緯ということです。このことだけ最初に押さえていただきたいと思います。それで今、その内容で臨時国会が開かれている、こういうことでもあります。

2つ目の質問に移りますけれども、その中で、特に市民の中で疑問が多いのが、なぜ5万円の現金と5万円のクーポンに分けるんだということやと思うんですね。国がどういうことでこういうふうなクーポンと現金にしたのかということについてお聞きしたい。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

国といたしましては、5万円の現金給付については、緊急的な支援として先行して、年内からの給付を目指しており、残りの5万円相当のクーポンについては、来年春の卒業、入学、新学期に必要な商品やサービスに利用できるクーポンを基本とした給付を想定されているところでございます。

国では、これまで実施してきました給付金の実態から、現金給付にすると多くが貯蓄に回るため経済活動が活発にならないことを懸念され、クーポン方式にすることにより、消費喚起や子育てに関わる商品やサービスを直接届けられるという考えであると聞き及んでいるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ここは国会ではありませんので、そのことについて議論するつもりはありません。

私も、小坂議員言われたように、クーポンでなく現金でという方向でぜひやっていただきたいということだけ申し上げておきたい。

その次に、所得制限というのがかかります。これについて、具体的にどういう人が所得制限にかかってくるのか、この辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

この給付金の所得制限でございますが、児童手当の所得制限限度額を用いていることから、扶養親族の人数によって限度額が異なるものでございます。例えば、扶養親族が1人の場合、給与収入額、年収の目安は875万6,000円以上、扶養親族が2人の場合、年収が917万8,000円以上、また扶養親族が3人の場合、年収が960万円以上の方が対象外となるところでございます。

なお、よく国で言われております児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除くといえますのは、扶養親族の内訳が児童2人と、年収103万円以下の配偶者の場合を想定したもの

でございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

たしかその扶養人数が例えば、零を基本に置くと、そこから1人になるとプラス38万という所得の額の制限のあれが38万ずつ増えていく。2人になれば76万というふうに、こういう形で1人増えるごとに38万プラスされた所得制限が設けられているというふうに理解をしています。

この所得制限なんですけれども、対象になる人がどれぐらいいるのか。例えば所得制限がない場合は対象者がどれだけいて、所得制限がかかることによってどれだけの人を外れてしまうのか。この辺の数字を教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

今回、所得制限を実施するということではありますが、所得制限をしない場合、児童数で申し上げますと、8,850人ほどの児童が受給対象となるところですが、この所得制限を超えている方が全体の約4.3%ほどお見えになると見込んでおります。そのことから、380人ほどの児童の方が支給対象とならないと見込んでおるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

その所得制限によって、380人の児童が対象にならないということが分かりました。私はこの所得制限というのは、どうも納得できないんですよ。というのは、税金は累進課税なんですよ。だから所得が多くなればなるほどそれだけ高い税金を払うわけですね。だから、税でそういうことをきっちりやっているのであれば、給付に当たって、所得が高いからと言われたら、そうやったらなんのために累進で払っているんやということになるんですよ。だから、やっぱりこれは所得制限すべきやないと思いますね。ただし、1億円を超えるとどうも逆に下がってくるということはあるんで、1億円までは少なくとも私は累進が及んでいると思うんでね。1億円を超える人についてはやはり所得制限があってもええかも分かりませんに。それはもう累進が下がるんですからね。これは岸田首相も言っていました、1億円を超えると下がるんだというね。

こういうことで、所得制限はやっぱりやるべきやないんだらうなというので、これは新聞なんかでも書かれていますけれども、具体的にいうと960万が一応、年収でアッパーになりますよね。そうすると夫婦で共働きしておって、いずれもが950万以下やったら合わせて1,900万円の年収になるけれども、これは対象になるとかですね。それから一方で、片方しか働いてないというような場合で、その片方の方が970万年収があったらこれは駄目やという。だから1,900万円の夫婦がもらえて970万円のご夫婦がもらえないという、こんな矛盾がこの所得制限をかけることによって出てきますので、やっぱりこれは、ここで決める問題じゃないですけど問題ありだなあというふうに思っています。

それから最後に、今回のこの給付金によって、全体として経済にもそれから暮らしにもいい影響

が出るのではないかと思うんですけれども、その点のこれを交付することによるメリットというんですか、意義といいますか、その点は市長、どういうふうに捉えてみえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

長期化しておりますこのコロナ禍にありまして、市民生活、とりわけ子育て世帯のご負担は厳しいものがあるかというふうに思いますし、同時に社会や経済の活動が制限を受けてきておりますので、これを打破して循環させていくという視点から、大いに効果があるものというふうに認識をいたしておるものでございます。とりわけ議論になっておりますクーポンの取扱いにつきましては、考え方を申し上げたところですが、今後の国での国会での議論とその後の具体的な方針を待つて速やかに対応したいと思っておりますけれども、クーポンの利用の経済的な何といいますか、商業の対象となるお店の密度といいますか、なかなか亀山市や地方都市においては限界があるかというふうに思っておりますので、より現金のほうが効果があるだろうというふうにこう考えて申し上げておるところであります。

いずれにいたしましても、今回の国の政策判断が一定の大きな地域社会の活力、あるいは循環につながることを期待いたしておるところでございます。

○16番（服部孝規君登壇）

ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質疑が終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質疑を終了し、議案第96号に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第96号については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、予算決算委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

予算決算委員会

議案第96号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第8号）について

○議長（中崎孝彦君）

委員会開催のため、暫時休憩します。

（午前10時31分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど予算決算委員会にその審査を付託しました議案第96号を議題とします。
予算決算委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第96号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第8号）について

原案可決

令和3年12月10日

予算決算委員会委員長 小坂直親

亀山市議会議長 中崎孝彦様

○議長（中崎孝彦君）

小坂直親予算決算委員会委員長。

○17番（小坂直親君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託のありました、議案第96号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第8号）についての審査に当たるため、同日当委員会を開催しました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

審査の過程では、歳出の民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業の増額補正において、給付金の支給に当たり、DV被害者への対応に関する質疑があり、これについては、給付金は住民登録の有無に関わらず、9月分の児童手当を受けた市町村から支給される。また、児童手当の受給がない方については、亀山市内に居住し、どこからも児童手当を受けていない方はご相談いただき、状況を確認して支給の判断を行うとの答弁でありました。

次に、令和4年3月31日までに生まれた新生児が対象となるが、妊婦への制度の周知に関する質疑があり、これについては健康福祉部と連携して周知に努めるとの答弁でありました。

次に、対象児童は配偶者を有している高校生等を除くとなっているが、どのように確認するかとの質疑があり、これについては、市民課の住民基本台帳データを活用し、申請書を送付するとの答弁でありました。

次に、辞退した場合の給付金の取扱いに関する質疑があり、これについては交付金が支給されないため国へ返還するとの答弁でありました。

次に、第2表 繰越明許費補正の民生費、児童福祉費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業の追加において、繰越額を上回る申請があった場合の予算に関する質疑があり、これについては令和4年度の一般財源で対応するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決することに決定しました。以上、予算決算委員会審査報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

予算決算委員会委員長の報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第96号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第96号について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、議案第96号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第8号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第96号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

ただいま、議案第96号が本定例会初日に上程されました議案第92号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第7号）に先立って、原案のとおり可決されました。

これにより、両議案に係る条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

それでは、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決定しましたので、議案第96号令和3年度亀山市一般会計補正予算(第8号)は(第7号)と改め、これに伴い、議案第92号令和3年度亀山市一般会計補正予算(第7号)は(第8号)と改め、両議案に係る補正前の額、補正後の額等の計数を整理いたします。

なお、計数等を整理したものは、後刻配付をいたします。

続いております。

明日11日から20日までの10日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

明日11日から20日までの10日間は、休会することに決定しました。

続いております。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

休会明けの21日は、午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後 1時07分 散会)

令和3年12月21日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

令和3年12月21日（火）午前10時 開議

- 第 1 議案第84号 亀山市文化芸術基本条例の制定について
第 2 議案第85号 亀山市行政組織条例の一部改正について
第 3 議案第86号 亀山市手数料条例の一部改正について
第 4 議案第87号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 5 議案第88号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 6 議案第89号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
第 7 議案第90号 亀山市農業集落排水処理施設条例等の一部改正について
第 8 議案第91号 亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第 9 議案第92号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第8号）について
第 10 議案第93号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
第 11 議案第94号 令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
第 12 議案第95号 市道路線の認定について
第 13 請願第 5号 シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援を求める請願書
第 14 議案第97号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について
第 15 議案第98号 亀山市教育委員会委員の任命同意について
第 16 委員会提出議案第9号 シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援を求める意見書の提出について
第 17 議案提出議案第2号 障がい者グループホームにおける、職員の夜間複数配置に係る基準の設置等を求める意見書の提出について
第 18 閉会中の継続調査について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川 卓也 君	2番	中島 雅代 君
3番	森 英之 君	4番	今岡 翔平 君
5番	新 秀隆 君	6番	尾崎 邦洋 君
7番	中崎 孝彦 君	8番	豊田 恵理 君
9番	福沢 美由紀 君	10番	森 美和子 君
11番	鈴木 達夫 君	12番	岡本 公秀 君
13番	伊藤 彦太郎 君	14番	前田 耕一 君

15番	前田 稔 君	16番	服部 孝規 君
17番	小坂 直親 君	18番	櫻井 清蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之 君	副市長	西口 昌利 君
総合政策部長	山本 伸治 君	生活文化部長	青木 正彦 君
健康福祉部長	小林 恵太 君	産業建設部長	大澤 哲也 君
上下水道部長	服部 政徳 君	危機管理監	豊田 達也 君
総合政策部次長	田中 直樹 君	生活文化部次長兼 関支所長	辻村 俊孝 君
健康福祉部次長	小坂 みゆき 君	産業建設部次長	亀渕 輝男 君
総合政策部参事	原田 和伸 君	産業建設部参事	田所 学 君
消防長	平松 敏幸 君	消防部長	豊田 達也 君
消防署長	倉田 利彦 君	地域医療統括官	上田 寿男 君
地域医療部長	草川 吉次 君	教育長	服部 裕 君
教育部長	亀山 隆 君	教育委員会事務局参事	櫻井 伸仁 君
監査委員	国分 純 君	監査委員事務局長	木崎 保光 君
選挙管理委員会 事務局長	松村 大 君		

●事務局職員

事務局長	渡邊 靖文	書記	新山 さおり
書記	西口 幸伸		

●会議の次第

（午前10時00分 開議）

○議長（中崎孝彦君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、米津会計管理者は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますのでご了承願います。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

それでは、去る7日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第84号から日程第12、議案第95号までの12件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第85号 亀山市行政組織条例の一部改正について

原案可決

令和3年12月15日

総務委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第84号 亀山市文化芸術基本条例の制定について

原案可決

議案第87号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

原案可決

議案第88号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

原案可決

議案第89号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

原案可決

令和3年12月14日

教育民生委員会委員長 櫻 井 清 蔵

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第86号	亀山市手数料条例の一部改正について	原案可決
議案第90号	亀山市農業集落排水処理施設条例等の一部改正について	原案可決
議案第91号	亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第95号	市道路線の認定について	原案可決

令和3年12月13日

産業建設委員会委員長 鈴木達夫

亀山市議会議長 中崎孝彦様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第92号	令和3年度亀山市一般会計補正予算（第8号）について	原案可決
議案第93号	令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第94号	令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決

令和3年12月20日

予算決算委員会委員長 小坂直親

亀山市議会議長 中崎孝彦様

○議長（中崎孝彦君）

初めに、森 美和子総務委員会委員長。

○10番（森 美和子君登壇）

おはようございます。

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る7日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、15日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第85号亀山市行政組織条例の一部改正については、本市の組織・機構は、平成30年度に第2次亀山市総合計画に掲げた施策を着実に推進するとともに、職員のマネジメント能力を育成、強化するため、部・室制から部・課・グループの3層体制としました。そして、この4年間の組織・機構を検証する中で見えてきた課題を解決する必要があることから、さらなる改革を実施するため所要の改正を行うものであります。

審査の過程では、今回、総合政策部を政策部と総務財政部に分ける具体的な理由に関する質疑があり、これについては、総合政策部という大きな組織としたことで、事業の推進に効果はあったが、厳しい財政状況や様々な社会環境の変化の中で、専門性を高めることにより、政策と財政面で相互牽制を図り、バランスの取れた行政経営を進めていくことが重要となってきたとの答弁でありました。

次に、地域公共交通に関する事項をなぜ政策部に移すのかとの質疑があり、これについては、公共交通は、リニア市内停車駅の誘致が新たな局面を迎えており、既存の地域公共交通と併せて総合的に推進し、持続可能な交通ネットワークの形成を図り、コンパクトシティー・プラス・ネットワークの実現を目指すためであるとの答弁でありました。

次に、スポーツの推進に関する事項を健康福祉部に移すが、スポーツをどのように位置づけているのかとの質疑があり、これについては、スポーツには競技スポーツ、生涯スポーツ、レクリエーションスポーツなどがあり、非常に幅広い考え方があがるが、運動は健康面と非常に密接な関係があることから、健康福祉部で一体となって健康都市を推進していくとの答弁でありました。

次に、観光に関する事項をなぜ産業環境部に移すのかとの質疑があり、これについては、観光と物産とは密接な関係があることから、今回、観光と商工の部門を一緒にするとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

次に、櫻井清蔵教育民生委員会委員長。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る7日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、14日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第84号亀山市文化芸術基本条例の制定については、本市では、まちづくり基本条例において、まちづくりの基本原則として、歴史尊重及び文化振興の原則を定め、文化振興ビジョンでは、文化芸術に関する施策を推進していく上で必要なものとして、条例の制定を明記しています。これを実効性のあるものとし、これまで培われてきた文化芸術をかけがえのない財産として未来へ引き継ぎつつ、新たな文化芸術を創造することによって心豊かで活力と魅力あふれるまちづくりの実現を目指すため、この条例を制定するものです。

審査の過程では、市民の役割に関する質疑があり、これについては、全ての市民が文化芸術の活動の担い手であることを自覚して様々な活動を行うとともに、文化芸術を理解し、尊重して市民や団体間の他分野との交流を深めるよう努めていくとの答弁でありました。

次に、市民が発表したり鑑賞するための環境整備に関する質疑があり、これについては、新図書館の文化情報プラザを文化芸術の発表の場の一つと考えているほか、公共施設の有効活用を含めて検討していくとの答弁がありました。

次に、文化芸術活動を担う人材育成に関する質疑があり、これについては、持続的に文化芸術を発展させるために文化芸術と地域を結びつけたり、文化芸術事業の企画立案を行うアートマネージャーや、文化芸術団体と行政との協働を促進するアートコーディネーターなど専門的な人材が必要であり、そういった人材の育成、発掘に取り組んでいくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第87号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、府令基準が改正され、本条例は府令基準に従い、または参酌して定めることとなっているため、所要の改正を行うとともに、幼児教育・保育の無償化制度が十分に浸透したことから、府令で定めている特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の制定を削除するため、併せて所要の改正を行うものです。

議案第88号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、省令基準が改正され、本条例は省令基準に従い、または参酌して定めることとなっているため、所要の改正を行うものです。この2議案については関連があることから、一括して審議を行いました。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第89号亀山市国民健康保険条例の一部改正については、国民健康保険の被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金については、産科医療補償制度の対象となる場合、3万円を超えない範囲で同制度の掛金相当額を加算しています。令和4年1月1日から同制度の掛金が引き下げられることに伴い、加算される掛金相当額も引き下げることにいたしました。出産育児一時金の支給総額については現在の42万円を維持するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、産科医療補償制度の掛金が引き下げられたが、補償の内容は変わらないのかとの質疑があり、これについては、掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられても補償は変わらないとの答弁がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

次に、鈴木達夫産業建設委員会委員長。

○11番（鈴木達夫君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る7日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、13日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第86号亀山市手数料条例の一部改正については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部が改正され、令和4年2月20日から所管行政庁が審査する範囲が明確化されたことから、長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料について見直すため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、所管行政庁の業務に関する質疑があり、これについては、市は不特定多数が利用する特殊建築物（共同住宅、下宿、寄宿舎等）で床面積200平方メートル以下、木造で2階以下かつ床面積500平方メートル以下かつ高さ13メートル以下かつ軒高9メートル以下、木造以外で平屋かつ床面積200平方メートル以下のものを審査するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第90号亀山市農業集落排水処理施設条例等の一部改正については、地方自治法が改正され、令和4年1月4日から指定代理納付者制度に代えて指定納付受託者制度が導入され、これによりクレジットカードを利用した決済は、指定代理納付者から指定納付受託者による納付に代わります。また、現在、地方公共団体がコンビニエンスストア、スマホ等決済を提供する事業者に収納事務を委託することにより可能となる当該決済についても、指定納付受託者による納付となります。市では、農業集落排水処理施設使用料、公共下水道使用料及び水道料金の徴収の方法として、これらを利用した納付を用いることから、関係する3つの条例について所要の改正を行うものです。

審査の過程では、今回の改正で納付に関して何か変わるのかとの質疑があり、これについては、市民に迷惑をかけることなく、また、滞納された場合は、市は会社に請求できる仕組みになるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第91号亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、公共下水道事業は、平成27年度から法の財務規定等を適用していますが、公営企業会計の適用のさらなる推進として、人口3万人以上の市の農業集落排水事業について、令和5年までに公営企業会計への移行に取り組むよう国から通知があったことから、農業集落排水事業についても令和4年から法の財務規定等を適用することとしたため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、短期的に経営への影響があるのかとの質疑があり、これについては、短期的に

経営への影響はないが、施設の統廃合や公共下水道への接続、合併浄化槽事業の3つの柱を基に運営していくことが大事であるとの答弁でありました。

次に、企業会計化のメリットに関する質疑があり、これについては、経営状況の明確化により説明責任が果たされるほか、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表が作成され、財政状況や経営状況が明らかになる。また、従前の消費税と異なる申告方法とすることで節税が図られるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第95号市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である川合49号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

次に、小坂直親予算決算委員会委員長。

○17番（小坂直親君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る7日の本会議で当委員会に付託のありました議案第92号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第8号）について、議案第93号令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について及び議案第94号令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、同日、当委員会を開き、分科会を設置し、各分科会で審査することを決定し、13日に産業建設分科会、14日に教育民生分科会、15日に総務分科会を開催し、それぞれ審査を行いました。そして20日に関係部長等の出席を得て当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

各分科会会長報告に対する質疑及び討論はなく、採決の結果、議案第92号から議案第94号までの3議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第84号から議案第95号までの12件について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第84号から議案第95号までの12件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、議案第84号から議案第95号までの12件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中崎孝彦君)

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第84号 亀山市文化芸術基本条例の制定について

議案第85号 亀山市行政組織条例の一部改正について

議案第86号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第87号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第88号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第89号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

議案第90号 亀山市農業集落排水処理施設条例等の一部改正について

議案第91号 亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第92号 令和3年度亀山市一般会計補正予算(第8号)について

議案第93号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第94号 令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第95号 市道路線の認定について

は、いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第13、請願第5号を議題とします。

請願第5号についての教育民生委員会における審査の結果は、お手元に配付の請願審査報告書のとおりであります。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第135条の規定により報告します。

令和3年12月14日

教育民生委員会委員長 櫻井清蔵

亀山市議会議長 中崎孝彦様

別表

受 理 番 号	請 5
受 理 年 月 日	令和3年11月26日
件 名	シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市東町一丁目1番地7号 公益社団法人亀山市シルバー人材センター 理事長 竹井道男
紹介議員氏名	小坂直親、服部孝規、前田 稔、伊藤彦太郎、岡本公秀、鈴木達夫、森 美和子
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

○議長（中崎孝彦君）

これより請願の審査報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ないようですので質疑を終結します。

次に、請願第5号に対する討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、請願第5号

シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第5号シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、日程第14、議案第97号及び日程第15、議案第98号の2件を一括議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第97号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第9号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ4億2,400万円を追加し、補正後の予算総額を250億3,336万6,000円といたしております。

今回の補正予算につきましては、去る10日に市議会において、先議によりご承認をいただきました児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）について、国の方針転換を受け、5万円を増額した10万円の支給を年内から行うため、必要な経費について追加議案として審議をお願いするものでございます。

その概要は、歳出でございますが、民生費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業にゼロ歳から高校生等までの児童を養育している子育て世帯に対し、1人当たり5万円の増額分の交付金及び通信運搬費などの事務費の合計4億2,400万円を計上いたしております。

また、歳入でございますが、この事業の財源として、補助率10分の10の国庫支出金、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金を計上いたしております。

なお、来年3月後半の出生分につきましては、出生の届出が4月以降になる場合があるため、繰越明許費の変更をいたしております。これにより、子育て世帯への臨時特別給付に係る事業費は、さきの補正予算で措置したものと併せて総額8億5,100万円となるものでございます。

続きまして、議案第98号亀山市教育委員会委員の任命同意についてでございますが、亀山市教育委員会委員の大萱宗靖氏は、令和4年2月21日をもって任期満了となりますので、その後任者として亀山市江ヶ室二丁目2番4号にお住まいの宮西 寛氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、令和4年2月22日から4年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第97号及び議案第98号に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑は、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。

したがって、自己の意見を述べることなく、また、議題の範囲を超えたり一般質問にならないようご注意いただくとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

12番 岡本公秀議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

新和会の岡本です。

それでは、ただいまから議案第97号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第9号）に関して質疑を行います。

まず最初に、今回の18歳以下の子供さんに10万円を支給するという件でございますが、この前議いたしました最初のお金5万円と、その残り5万円はクーポン券ではなくて現金支給にした、その理由についてお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

12番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

おはようございます。

子育て世帯臨時特別給付金給付事業につきましては、令和3年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯を支援する観点から、児童を養育している者の年収が一定以上の者を除き、ゼロ歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万円相当の給付を行うとされたところでございます。

具体的には、子供1人当たり5万円の現金を迅速に支給することとし、その際、中学生以下の子供については予備費を措置し、児童手当の仕組みを活用することでプッシュ型として年内に支給を開始するものでございます。これに加えて、来年春の卒業、入学、新学期に向けて、子育てに係る商品やサービスに利用できる子供1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付を行うとしているところでございます。

この事業に対しまして、全国の自治体からは、クーポンは多くの経費が必要となる、また、事務負担が大きいなどの理由から現金での給付を望む意見が多く出されたところでございます。その声を反映し、国会での補正予算の審議を経まして、国の方針が転換され、3つの選択肢が示されたところでございます。

1つ目は、現金5万円と5万円相当のクーポンに分割する。2つ目は、現金5万円を先行給付し、追加で5万円を給付する。3つ目としまして、現金で10万円を一括給付するという3つの選択肢が示されたところでございます。

本市といたしましては、クーポンや2回に分けての現金給付と比較し、事務負担及び経費負担が大きく軽減され、子育て世帯の多くが望まれていると考えられます現金10万円を一括で給付することが最善であると判断し、決定したところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

確かにおっしゃるとおりで、クーポンというのは、今現在亀山市は、エールチケットというのをやっていますね。それは来年の3月までやるわけですが、これにおまけにまた別のクーポンが出てくると、それは2種類頂く方にとってはちょっと使い勝手が複雑になるというのは、私もそれは心配しておったんですよね。だけど、現金一括ということで私は非常によいことだという考えを持っております。

それで、国のほうは最初は現金5万円、残りの5万円はクーポンと、ずうっと言っておったわけですね。それが、先ほどの答弁でいろいろいきさつがあって、結果的に3つの選択肢でということになったわけですが、国が何で最初クーポンにこだわったかという、これは、コロナの災いでいろいろ困っておられる商業者に対する経済効果というのを視野に入れて国は決定したんだと私はそう捉えています、それはなぜかという、全部現金だと貯金にかなり回るんじゃないかということ、やはり国のほうは心配しておるんですよね。というのは、以前全国民に10万円を支給しましたね。亀山市も人口5万人で50億円の金が来て、そのときは、全国民やでお金のある人ない人、いろんなコロナで困っておる人とか一向に関係なかった人とか、オール込みやったもので、かなりの部分が貯金に回ったといわれておるんですよね。

それで、今回もそういうことがあるといかんでと思って、国のほうは貯金にできるだけ回すことのないようにという意識があって、結果的にクーポンにこだわっておったわけと思うんですけれども、現金を全てで支給すると、ある一定の部分は貯金に回るんだという考えがあるんですけど、それに関して市当局はどう捉えておられますか。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

議員おっしゃられましたとおり、国では、これまで実施してきました給付金の実態から、現金給付にすると多くが貯蓄に回るため、経済活動が活発にならないことを懸念し、クーポン方式にすることにより、消費喚起や子育てに関わる商品やサービスを直接届けられるという考えであるというふうに聞き及んでいるところでございます。

本市におきましては、クーポンや2回に分けての現金給付と比較し、事務負担及び経費負担が大きく軽減されますこと、また子育て世帯の多くが全額現金給付を望まれていると考えられますことから、現金10万円を一括で給付することとしたところでございます。また、昨日の新聞報道によりますと、世論調査では、全額現金給付が望ましいとの回答が79.2%であったと報道されているところでございます。

本市といたしましては、5万円相当をクーポンではなく全額を現金給付としたところで、そのうち貯金に回る分も一定程度想定されるところでございますが、子育てには日々多くの費用がかかり

ます。また、卒業、入学、新学期など節目節目にも多くの費用がかかりますことから、今回の子育て世帯への臨時特別給付金10万円もお子さんたちのために消費されるものと考えているところがございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

今回、こういう状況にたどり着くまでにいろいろ紆余曲折があったわけですが、今から2週間前ぐらい前ですか、大阪市がクーポンをやめて現金にするといいましたね、そのときに国の反応はどうであったかという、クーポンをやめるんやったらやってもええよ、その代わり、費用は全部そっち持ちやでということがありましたよね。それではとてもやないけれども財政が苦しいということで、大阪市が結局クーポンを現金にするといいたところ、ちょっと腰砕けになった。そんな状況があつて、全国の自治体は、関係者はずうっとそれを状況を見ておったわけですね。

そして国会で、いろいろクーポンは経費もかかるし手間もかかるというんな議論が出て、何とか現金という世論、意見が段々と強くなってきて、結果的に一番最初の答弁であった3つの選択肢で、その結果、亀山市もこれに踏み切ったわけですがけれども、国の財政的な手当、クーポンじゃなくて現金にしてもちゃんと面倒を見るよと、それが初期のようにクーポンでしたけりゃあ、するならば、その代わりお金は全部そっち持ちでねというようなことでなくて、国が見てくれるということで結果的にこうなったわけですがけれども、国の財政的な手当がなかったら亀山市も今回のようなことはできなかったと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

議員おっしゃいますように、国におきましては、この子育て世帯臨時特別給付金事業につきまして、何度か方向転換がされたところでございます。

最初、大阪の例を挙げていただきましたが、最初の先行給付分5万円、追加分の5万円については、国としては財源として補償することはできないというような国の考え方も一時は示されておったところでございます。そのような場合ですと、私どもといたしましても現金で支給するということは難しかったと思いますが、このたび国の方針が転換されまして、この全額10万円を現金で給付することに対しましても、国の財源が10分の10措置されるということになりましたことから、本市といたしましても10万円での一括給付を選択したという考え方でございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

今回のこの件に関しましては、議員全員が新聞、ニュース、いろんなものを注視して、どういふふう展開するやろうとやっておったと思うんですよね、私含めて全員が。それで結果的に、国の動向で無事に現金支給ができて、ああ、よかったなあと思っておるんですよね。私もそう思っております。

それでこのクーポンという話……、今回はクーポンじゃないんですが、クーポンという話になっ

てくると、いろんな事務手続とか手間がかかる、ともかく。それもあるけれども、頂く人間が住んでおる地域、例えば商業施設がたくさんあるところと、地方でなかなかそういったお店がないところ、当然いろいろあるわけですね。そういうふうなクーポンが使いやすい状況のところに住んでおられる方とそうじゃない方とあるんですけども、亀山市は一体どっちなんかなあと思ったりするんですけども、当亀山市をどういうふうに、例えばクーポンを出しても、皆さんが結構満足のいく店でお買物ができるんかとか、いやいや、状況によって、物によってちょっと使いづらい面もあるかなあとかそういうことをどう捉えていますか。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

国では、5万円の現金給付につきましては、緊急的な支援として先行して年内からの給付を目指しており、残りの5万円相当のクーポンについては、来年春の卒業、入学、新学期に必要な商品やサービスに利用できるクーポンを基本とした給付を想定していたところで、クーポンの有効期間を6か月以内とすることで経済効果を期待したというところでございます。

また、クーポンの利用につきましては、子育てサービスや商品が想定され、一般例として、学習支援、育児支援、家事支援等の子育てに関するサービスやベビーカー、粉ミルク、離乳食、幼児向け玩具等の乳幼児向け商品、また、学習机、椅子、文具等の学用品、食器、寝具等の子育てに必要な日常生活用品などに対してクーポンを利用することを想定していたところでございます。

亀山市におきましては、これらのサービスや商品を提供する事業者などが少なく、市内消費が限定的でありますことから、5万円相当のクーポンを選択したときの経済効果はあまり期待できなかったのではないかと考えるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員の質問の途中ですが、今議案質疑の範囲をちょっと超えておりますのでご注意を願いたいというふうに思います。

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

今回は、こういうふうなことでございますけれども、商業者にはいろんなことで手当てをされることを、お国のほうも市のほうも県のほうも考えていますけれども、そこから漏れる人もおられますので、今後もよろしくそういったことには心を配っていただきたいということを申し述べて、私の質疑を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

12番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

議案第97号に対し、質疑をさせていただきます。

この間先議したものにまた加えて今回の議案なんですけど、制度は変わらないので補正予算というものの資料は出ましたが、内容については新たなものはなかったんだと思いますが、この補正予算

の中を見せていただきますと、特に、交付金については同じなんですけれども、事務費について、前回出されたものと今回出されたもので大分差があるようですので、その内訳の差の内容と理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

10日に先議いただきました先行給付分340万円の事務費と、今回の40万円の事務費、300万円の差でございますが、まず、電算システム修正委託料におきましては金額を5万円から10万円に今回変更いたしました。それに要する経費は不用でありました。また、2回目の改修が本来であれば必要となる場所でしたが、それが不用となったことから150万円経費が削減されております。

また、郵送料につきましては、プッシュ型の対象者につきましては13日に案内を郵送しましたが、現金10万円を一括で給付することとなったという変更のお知らせにつきましては、はがきで行うこととしております。それ以外の方に対しては、本日以降に1回の案内をすることで、郵送料は約80万円の削減となるところでございます。

また、口座振込手数料につきましては、1回で済みますことから55万円が削減されます。そのほか、印刷製本費につきましては、封筒の印刷代などが1回で済みますことから、約20万円が削減されるなど、合計で300万円の経費が削減される見込みとしているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今回のようにされた理由を先ほどの岡本議員の中でも述べられていましたが、かなり事務費の負担が軽減されるということが分かりました。

この事業について、次にお聞きしていきたいんですが、改めて、この給付の流れをお伺いしたいと思います。要するに、皆さんから聞かれるのは、待っておつたらいいのということなんです。いろいろなお手紙が来るとかいろいろありますけれども、2つのパターンに分けて、プッシュ型とそうでない方とありましたので、いま一度ちょっとご説明願えますか。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

市民の方からいただきます手続でございますが、まずプッシュ型の方、児童手当を受給されてみえる方、またそのご兄弟であります高校生等の方につきましては、13日に5万円の給付金を支給する旨の案内を送付させていただいたところでございます。

また、それ以外の方につきましては、15日に発送予定でございましたが、それをやめまして、本日以降に1回のご案内をさせていただきまして、ご申請をいただき審査をさせていただくというところでございます。

プッシュ型の方につきましては、この10万円になったご案内を本日以降させていただきますと

ともに、12月27日に10万円を一括して支給させていただくこととしております。それ以外の方につきましては、ご申請をいただく必要がありますことから、申請をいただいて所得要件等を審査させていただいた後、来年1月末から順次10万円を一括支給させていただくということにしておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

特に気になるのが、プッシュ型でない方なんですけど、要するに、お知らせが今日以降に届いて、それを見て申請をいただくということでしたが、申請の仕方はどうなんですかね。郵送なのかネットなのか簡単なのか、どこへ持っていくのかとか、ちょっとそこら辺も詳しく教えていただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

プッシュ型以外の方につきましては、私どもに口座情報等がございませんことからご申請をいただく必要がございます。また、この給付金につきましては、受給の意思があるかどうかの確認も、ご申請をいただくことで併せてお受けするということになります。

また、申請をいただく必要のある方の申請の仕方でございますが、私どものホームページのほうに、その申請の用紙がございます。また、今回お送りさせていただく中にも同封させていただくことになろうかと思うんですけども、その申請を郵送または私ども市役所の窓口のほうへお持ちいただくことによりまして申請をいただくということになります。その後、審査をさせていただくということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

郵送もいただき、市役所などへ申請用紙を取りに行くことも可能だし、要するにそれを市役所に出すなり郵送するなりすればいいということが分かりました。

次に、この給付を受けることができる対象について、改めて具体的に伺っていきたいと思うんですが、基本的な基準をまずもう一度伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

今回の子育て世帯臨時特別給付金につきましては、児童手当の仕組みを活用しております。そのことから、この給付金の対象となる児童の判定につきましては、9月30日を基準日としております。

具体的に申しますと、9月分の児童手当を受給してみえる対象となる児童の方が対象となるところでございます。また、それ以降、来年3月31日までにお生まれになる新生児につきましては支給対象になるというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

9月30日が基準日であり、9月分の児童手当を受けている方と、これから生まれてくる子ということで、それが18歳までの子ということなんですけれども、1点お聞きしたいのが、DVなどで避難をしている方、その方については、手元にこの用紙もお知らせも来ない可能性があります。この方についてはどのように受給できるでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

DVで避難してみえる方々についてということでございますが、今回の給付につきまして、市に住民登録がない方に対しましても、ホームページに掲載するとともに窓口等でチラシを配置するなど広く周知を図るほか、日頃から児童相談所などと連携し、女性相談やDV被害者の支援に当たっている子ども未来課と連携し、DV被害者の方への給付の周知に努めているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

周知をしっかりと連携を取りながら、要はそういう事実をしっかりとつかんだ暁には支給がなされるということなのだと思いますが、それがそうなのかどうかの確認と、あとDVとはまた違うんですが、離婚の争議中、調停中であるとか、微妙な時期に離婚された方、こういう方で実際は子育てをされている方についてはどうでしょうか、2点お聞きします。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

まず、DVで避難している方につきましては、DV被害によりましてお子様とともに避難される方で、令和3年9月の児童手当の支給を配偶者が受けている場合につきましても、DV被害者の方が居住している市町村で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合があります。そのため、なるべく早くご相談をいただきたいと存じます。

その場合、住民票を動かす必要もなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もございません。子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合は、他の配偶者等には支給されない、いわゆる前住所地で配偶者の方に受給されなかった、まだされていない場合でしたら私どもの亀山市のほうへご申請いただければ、私どものほうからこの給付金を支給させていただくことが可能になるということでございます。

また、離婚についてというご質問だったと思います。父母が離婚または離婚協議中とか別居している場合につきましては、今回の給付金につきましては児童手当の制度を活用しております。児童手当は、同居優先の原則にのっとり、現に児童と同居している方へ支給するというところでございます。同居優先の考え方といたしまして、令和3年9月分の児童手当の受給資格が認められた方へ給付金を支給するという考え方でございますので、あくまでも基準日、9月の児童手当の受給、

これが今回の給付金の受給要件になるということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

DV避難者については、その実態が明らかになれば支給がなされるということは分かりました。

離婚についてはどうもそうでないという、今ご答弁だったと思うんですが、以前、多分子育て世帯生活支援特別給付金というのがあったときには、そういうDVの避難者の方は、もちろん今と同じような対応がされていましたが、そのときには離婚の争議中の方にも離婚争議中だということが分かる書類があれば給付できるということが案内されていたと思うんです。

今回の国のお示しがそうでないということなんですが、以前そういうことがあったので、私は可能性としてはあると思います。このDV避難されている方に渡らなかつたり、離婚をして子供を、要するに子供を本当に育てている、同居優先と言いましたが、本当に同居している方に渡らないということは、子育てしていない人に1人当たり10万円が渡るということになります。ぜひ調査をいただきながら考えていただきたいということを思います。

あともう一つの質問は、外国人の方についてです。

外国人の方についても同じように給付がなされると思うんですが、この基準日のことも含めて伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

今回の給付金につきましては、先ほどご答弁させていただきましたとおり、9月分の児童手当の受給者かどうか、これがまず判定の基準となります。また、その判定日につきましては9月30日を基準日としているところでございます。児童手当を受給していない、それ以外の高校生等につきましては、この9月30日を基準日として支給を判定するものでございます。

また、基準日以降に海外から入国された、外国人の方を含めまして入国された方につきましては、この給付金の対象とはならないところでございます。

また児童手当、転入・転出される場合におきましても、あくまでも9月分の児童手当を支給していた市町村からこの給付金が支給されるということになります。ご質問いただきました外国人の方につきましても、9月30日現在を基準日として、9月の分の児童手当を受給してみえる方は給付金の対象となりますが、10月1日以降に入国される外国人の子供さん等々、児童手当を受給していなかった方については対象とならないという考え方でございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

外国人の方についても、そもそも児童手当を受給していない方、あるいは9月30日以降に海外からいらっしゃった方については受給することができない、支給がされないということでした。

これについても、外国人の方が特に経済的に大変であるという相談を受ける中で、何か対応ができないのかなあということを思います。

最後に、所得制限について伺いたいと思います。

本当にいろんなところで議論されていますが、今回の所得制限、非常に中途半端であり、私たちも1億円までの中途半端なところで所得制限をかけることに意味がないのではないかということを行っています。やはり、今本当にこの所得制限があることによって受けられる人と受けられない人というのが、今まで、今言ってきた人以外で、所得制限、引っかかる人が受けられないということなんですけれども、この所得制限の表を見ていまして、児童手当の所得制限と全く一緒の制限なんです。ということは、今児童手当の中で特例給付というのを受けておられる方が、そのまま所得制限で受けられない方、今回の10万円を受けられない方ということになると思うんですが、今、全国でこの所得制限を撤廃をした例も聞かれると思うんですが、そこについては調査してどうですかね。ほかにもそういうところがあるんじゃないかと思うんですけど、状況を分かれば伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

全国の自治体におきまして、今回の給付金の対象とならない、いわゆる特例給付世帯を対象として支給を決定している自治体でございますが、三重県に確認した情報によりますと、県内では紀宝町のみが独自で給付されるというふうに伺っております。

また、全国では秋田県横手市など幾つかの市で独自で給付するというところをお聞きしているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

亀山市は以前、この子育て給付金のときに「はぐくみ」という制度を用いて、国からはもらえないけれども市の負担で、そこに入らない人についても平等にということでも市単でされたという経緯があると思うんですが、今回のこの給付についても、今本当に分断が起こりかけているということもありますし、この所得制限自体が非常に不安定な理不尽な所得制限である、夫婦の働き具合によって本当に所得が家庭の中にたくさんあるかないかということではない事案もたくさんあるという中で、こういう「はぐくみ」的な手だてをするということが考えられたのかどうか、可能ではないのかということについて伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

「はぐくみ」につきましては、生まれた日に関わらず、国の対象とならない児童に対しても平等に市単で10万円を給付するという事業でございましたが、今回の給付金で対象外となるのは、ある一定以上の所得がある世帯となっており、市単独で実施する目的が異なるものと考えております。

今回の子育て世帯臨時特別給付金につきましては、子育て世帯などお困りの方々の状況に寄り添い、児童手当の仕組みを活用することで迅速に支給することとされております。児童手当の制度で

は、家庭等における生活の安定に寄与することを目的の一つとしておりますので、児童手当法に規定されているように、児童を養育している保護者の所得が一定額を超えている場合は児童手当が支給されないこととなっているところでございます。

本市におきましても、児童を養育している保護者の所得が一定額を超えている方につきましては、独自に給付することは考えていないところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

子育てでお困りの方というのであれば、また違うやり方があったのではないかなと思うんですね。本当にお困りの方をターゲットにした、そういうことではないのではないかなというふうに思いますが、この所得制限で漏れる方にしろ、外国人で漏れる方にしろ、離婚争議中などで漏れる方にしろ、本当に子供さんを育てておられる方にしっかりと給付金が渡るように、本当にまだまだ未熟な状況だと思しますので、制度としても、しっかりまだ今年度ありますので、調査をいただいて本当の子育ての方に渡るようにということをやっていただきたいですし、所得制限については、私たちは必要ないということはずっと言っているんですけども、この1億円まではずっと税金を払っていますので、それなりに。その税金を使ってのこの手だてですので、必要ないのではないかなと思いますが、本当にクラスの中でも分断が起こっているということですので、そういうこともきちっと聞き取っていただいて、子育て世帯に皆さんにということであれば、渡るようにしていただきたいと思えます。

これで終わります。以上です。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質疑を終了し、議案第97号及び議案第98号に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第97号については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、所管の予算決算委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

予算決算委員会

議案第97号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について

○議長（中崎孝彦君）

続いてお諮りします。

ただいま議題となっております議案第98号については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

議案第98号については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会開催のため、暫時休憩します。

（午前11時07分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど予算決算委員会にその審査を付託しました議案第97号の審査の経過と結果について、予算決算委員会委員長に報告を求めます。

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第97号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について

原案可決

令和3年12月21日

予算決算委員会委員長 小坂直親

亀山市議会議長 中崎孝彦様

○議長（中崎孝彦君）

小坂直親予算決算委員会委員長。

○17番（小坂直親君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託のありました議案第97号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第9号）についての審査に当たるため、同日当委員会を開催しました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

審査の過程では、歳出の民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、子育て世帯臨時特別給付金給付

事業の増額補正において、給付金の支給をクーポンではなく現金としたのは、市内ではクーポンの使用は見込めないことも理由なのかという質疑があり、これについては、クーポンでは子育てに関する商品、サービスの提供を行う事業者が少ないことから、経済効果があまり得られないと考え、現金支給を選択したとの答弁でありました。

次に、支給対象児童の要件について、同一学年である令和4年4月1日生まれの児童も対象とする考えはないのかとの質疑があり、これについては、国の基準に沿って平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童数を対象に支給するものであるとの答弁でありました。

次に、第2表、繰越明許費の民生費、児童福祉費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業の変更において、3月補正において計上すれば、より精度が高まるのではないのかとの質疑があり、これについては、亀山市では1か月に生まれる子供の平均人数が35人前後であり、月の後半に生まれる児童を20人と見込み、今回計上したとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

予算決算委員会委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第97号及び議案第98号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第97号及び議案第98号について起立により採決を行います。

それではまず、議案第97号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第97号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第98号亀山市教育委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第98号亀山市教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第16、委員会提出議案第9号及び日程第17、議員提出議案第2号の2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

初めに、櫻井清蔵教育民生委員会委員長。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ただいま上程いただきました委員会提出議案第9号については、教育民生委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私から提案理由の説明をさせていただきます。

委員会提出議案第9号シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援を求める意見書。

国においては、令和元年10月の消費税率10%への引上げ、軽減税率の導入に併せて令和5年10月から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されます。

これまで基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者であれば消費税の納税は免除されていますが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高に関わらず納税義務が発生します。

例えば、全国70万人のシルバー人材センターの会員も、請負、委託契約の場合、納税義務者の対象となります。

センターは、地域に密着した就業機会を提供することにより、高齢者の社会参加の促進、生きがいの充実、健康保持増進、ひいては地域社会の活性化につながっており、医療費や介護費用の削減に貢献しているところです。

今回のインボイス制度の導入で免税事業者であるセンター会員はインボイスを発行することができないため、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じます。

しかし、公益社団法人であるセンターの運営は、収支相償の原則から余剰金はなく、新たな税負担の財源もありません。

インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力をしている高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらす懸念もされます。

センターにとっては、新たな税負担は、まさに運営上死活問題であり存続の危機となるため、センターに負担を強要するような事態を避け、引き続き安定的な事業運営が可能となるよう必要な措置を強く求めるものです。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望します。

記1. インボイス制度の導入後、シルバー人材センターの安定的な事業運営に向けて必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ただいま上程をいただきました議員提出議案第2号障がい者グループホームにおける、職員の夜間複数配置に係る基準の設置等を求める意見書について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

障がい者グループホームにおける、職員の夜間複数配置に係る基準の設置等を求める意見書。

障がい者グループホーム制度は、知的障がい者を対象に国の制度として平成元年に始まりました。その後、平成4年に精神障がい者のグループホームが制度化され、平成18年の障がい者自立支援法制定により、身体障がい者も制度に組み込まれました。現在、障がい者グループホームは、県知事より共同生活援助の事業所指定を受けて障がい福祉サービスを提供しており、三重県内には約120事業所があります。共同生活援助とは「障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活の援助を行う」ことです。

入居者にとってグループホームは、世話人や生活支援員の支援を受けながら共同生活を行う居住の場であります。また、グループホームを行う事業者は、障がい者が地域で自立した日常生活をするための支援者であり、支援を適切に行うことが求められています。

このような中、平成30年度に創設された重度化・高齢化する利用者に対応するための「日中サービス支援型」の事業所では、昼夜を通じて1名以上の職員を配置する基準がありますが、事業所の大半を占める「介護サービス包括型」や「外部サービス利用型」では、夜間支援等体制に対する報酬加算はあるものの、夜間支援のための職員を配置する基準がありません。

夜間支援の職員が不在であれば、利用者の生命に関わる可能性もあります。さらには職員1人での夜間支援は、職員の業務負担が高く十分な支援が行えないため、利用者へ適切な支援が行える配置基準となるよう必要な措置を強く求めるものです。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 障がい者グループホームにおいて、夜間の入所者に対する適切な支援が可能となるよう、施設の実情に応じて、職員を複数配置する基準の設置など必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、議員提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、委員会提出議案第9号及び議員提出議案第2号に対する質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

次に、委員会提出議案第9号については、会議規則第36条第2項の規定により、常任委員会への付託はしないこととします。

続いて、お諮りします。

議員提出議案第2号については、会議規則第36条第3項の規定により常任委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

議員提出議案第2号については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、委員会提出議案第9号及び議員提出議案第2号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、委員会提出議案第9号及び議員提出議案第2号について、起立により採決を行います。

まず、委員会提出議案第9号シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第9号シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議員提出議案第2号障がい者グループホームにおける、職員の夜間複数配置に係る基準の設置等を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議員提出議案第2号障がい者グループホームにおける、職員の夜間複数配置に係る基準の設置等を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第18、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会の各委員長から、各委員会における所管事務調査について、会議規則第105条の規定に基づき、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「市の情報発信のあり方」について
2. 理 由 子どもから高齢者まで、全ての市民に対して市がわかりやすく行政情報を提供する手法について調査・研究を行う。
3. 期 間 令和3年12月22日～令和4年9月30日

令和3年12月20日

総務委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「児童発達支援センターの整備」について
2. 理 由 現在、整備に向けて検討を進めている児童発達支援センターが、障がい児の療育の場や家族の相談だけでなく、保育所や学校など地域の相談に対応し、障がいを持つ子どもが社会生活を送るために必要な支援体制を備えられるよう、そのあり方について調査研究を行う。
3. 期 間 令和3年12月22日～令和4年9月30日

令和3年12月20日

教育民生委員会委員長 櫻 井 清 蔵

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「社会インフラ管理のDX化と市民参画」について
2. 理 由 道路や都市公園等の社会インフラ管理において、市民による見守りなど、市民参画の視点を取り入れたスマートフォンアプリ等を活用した効率的な管理について調査・研究を行う。
3. 期 間 令和3年12月22日～令和4年9月30日

令和3年12月20日

産業建設委員会委員長 鈴木 達 夫

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

○議長（中崎孝彦君）

お諮りします。

各委員長の申出どおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

令和3年12月亀山市議会定例会は、これをもって閉会します。ご苦労さまでした。

（午後 1時17分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。
令和3年12月21日

議 長 中 崎 孝 彦

6 番 尾 崎 邦 洋

15 番 前 田 稔